

# 平成24年 5 月第 3 回人吉市議会臨時会会議録

平成24年 5 月28日 月曜日

## 1. 議事日程

平成24年 5 月28日 午前10時 開議

日程第 1 会期の決定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 議第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度人吉市一般会計補正予算（第10号））

日程第 4 議第34号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議第35号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第 6 議第36号 工事請負契約の締結について

## 2. 本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

## 3. 出席議員（18名）

|      |     |       |
|------|-----|-------|
| 1 番  | 宮 崎 | 保 君   |
| 2 番  | 高 瀬 | 堅 一 君 |
| 3 番  | 村 口 | 隆 君   |
| 4 番  | 大 塚 | 則 男 君 |
| 5 番  | 平 田 | 清 吉 君 |
| 6 番  | 犬 童 | 利 夫 君 |
| 7 番  | 松 岡 | 隼 人 君 |
| 8 番  | 井 上 | 光 浩 君 |
| 9 番  | 豊 永 | 貞 夫 君 |
| 10 番 | 川 野 | 精 一 君 |
| 11 番 | 笹 山 | 欣 悟 君 |
| 12 番 | 西   | 信八郎 君 |
| 13 番 | 村 上 | 恵 一 君 |
| 14 番 | 田 中 | 哲 君   |

|     |        |
|-----|--------|
| 15番 | 仲村勝治君  |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 森口勝之君  |
| 18番 | 永山芳宏君  |

欠席議員 なし

---

#### 4. 説明のため出席した者の職氏名

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 市長              | 田中 信孝君  |
| 副市長             | 高橋 隆君   |
| 監査委員            | 篠崎 國博君  |
| 教育長             | 堀 秀行君   |
| 市長公室長           | 久本 一富君  |
| 総務部長            | 坂崎 博憲君  |
| 市民部長            | 山本 政義君  |
| 健康福祉部長          | 松岡 誠也君  |
| 経済部長            | 松田 知良君  |
| 建設部長            | 中村 明公君  |
| 市長公室次長          | 愛甲 秀樹君  |
| 総務部次長           | 中村 則明君  |
| 市民部次長           | 椎葉 幹夫君  |
| 健康福祉部次長         | 福山 誠二君  |
| 経済部次長           | 大淵 修君   |
| 建設部次長           | 木村 秀敏君  |
| 企画課長            | 小澤 洋之君  |
| 財政課長            | 告吉 眞二郎君 |
| 会計管理者           | 松江 隆介君  |
| 水道局長            | 田中 幸輔君  |
| 上水道課長           | 那須 義徳君  |
| 教育部長            | 赤池 和則君  |
| 教育部次長           | 東 俊宏君   |
| 農業委員会<br>事務局 会長 | 舟戸 幸弘君  |

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 局 | 長 | 赤 池 謙 介 君 |
| 次 | 長 | 村 並 成 二 君 |
| 次 | 長 | 山 本 繁 美 君 |
| 書 | 記 | 白 坂 禎 敏 君 |

---

---

午前10時00分 開議

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより第3回人吉市議会臨時会を開会いたします。会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

---

---

#### 発言の申し出

○議長（永山芳宏君） 議事に入ります前に、4月1日付で異動がありました部課長から、それぞれあいさつの申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君）（登壇） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、人事異動のごあいさつをいたします。4月1日付で健康福祉部長を拝命いたしました松岡誠也でございます。よろしくお願いいたします。

○市民部次長（椎葉幹夫君）（登壇） おはようございます。さきの人事異動によりまして次長職そのままに、環境課から納税課へ異動になりました市民部次長兼納税課長の椎葉幹夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長（福山誠二君）（登壇） おはようございます。4月1日付をもちまして、健康福祉部次長兼福祉事務所長を拝命いたしました福山誠二でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済部次長（大淵 修君）（登壇） おはようございます。農業振興課長及び地産他商推進室長を兼務いたします経済部次長大淵修でございます。よろしくお願いいたします。

○教育部次長（東 俊宏君）（登壇） おはようございます。4月1日付人事異動で歴史遺産課長兼務を解かれました教育部次長の東俊宏でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○教育部学校教育課長（東 覚君）（登壇） おはようございます。4月1日付人事異動で給食センター所長を兼務することになりました教育部参事兼学校教育課長の東覚です。よろしくお願いいたします。

○市長公室企画課長（小澤洋之君）（登壇） おはようございます。市長公室企画課長を命ぜられました小澤洋之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○市長公室企画審議員（嶋川智尉君）（登壇） おはようございます。市長公室企画審議員兼肥薩線世界遺産推進室長を拝命いたしました嶋川智尉と申します。よろしくお願いいたします。

○市民部環境課長（加賀邦保君）（登壇） おはようございます。このたびの人事異動によりまして市民部環境課長を仰せつかりました加賀邦保です。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部福祉課長（村口桂子君）（登壇） おはようございます。4月1日付で福祉課長を命ぜられました村口桂子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 健康福祉部高齢者支援課長（瀬上雅暁君）（登壇） おはようございます。4月1日付で健康福祉部高齢者支援課長兼ねまして地域包括支援センター所長を命ぜられました瀬上雅暁と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 健康福祉部保健センター所長（丸本 昭君）（登壇） おはようございます。4月1日付をもちまして健康福祉部保健センター所長を拝命いたしました丸本昭でございます。今後とも御指導方よろしくお願いいたします。
- 経済部観光振興課長（小林敏郎君）（登壇） おはようございます。経済部観光振興課長を拝命いたしました小林敏郎でございます。引き続きよろしくお願いいたします。
- 経済部農林整備課長（渡 良衛君）（登壇） おはようございます。経済部農林整備課長を命ぜられました渡良衛でございます。どうぞよろしくお願い致します。
- 経済部技術専門員（水野二郎君）（登壇） おはようございます。4月1日付の異動をもちまして経済部技術専門員に命ぜられました水野二郎です。よろしくお願いいたします。
- 経済部技術専門員（村田潤次君）（登壇） おはようございます。このたびの人事異動で経済部技術専門員を命ぜられました村田潤次と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 建設部技術専門員（愛甲泰士君）（登壇） おはようございます。4月1日の異動によりまして道路河川課維持係長の兼務が解かれまして技術専門員ということです。よろしくお願いいたします。
- 水道局上水道課長（那須義徳君）（登壇） おはようございます。水道局上水道課長を拝命いたしました那須義徳です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 会計課長（橋本邦博君）（登壇） おはようございます。会計課長の橋本邦博です。どうぞよろしくお願い致します。
- 農業委員会事務局長（舟戸幸弘君）（登壇） おはようございます。農業委員会事務局長舟戸幸弘でございます。よろしくお願いいたします。
- 教育部歴史遺産課長（鶴嶋俊彦君）（登壇） おはようございます。歴史遺産課長を命ぜられました鶴嶋俊彦でございます。若い学芸員のみんなと力を合わせ一意専心、文化財の保護と活用に邁進したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 議長（永山芳宏君） それでは、これより議事に入ります。

---

## 日程第1 会期の決定

- 議長（永山芳宏君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本件については、本日午前9時30分から議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。平成24年5月第3回人吉市議会臨時会に当たりまして、本日午前9時30分から議会運営委員会を開き、会期日程等について協議をいたしておりますので御報告を申し上げます。

会期は本日1日限りとし、審議の方法につきましては、委員会付託を省略し、本会議において採決することにいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、日程第1、会期の決定は委員長報告どおり決定いたしました。

---

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に13番、村上恵一議員、14番、田中哲議員を指名いたします。

---

---

## 日程第3 議第33号から日程第6 議第36号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第33号から日程第6、議第36号までの4件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日は、第3回人吉市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中に御出席を賜り、まことにありがとうございます。

早速でございますが、御提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

議第33号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第10号）は、3月28日に専決処分いたしました補正予算につきまして議会の承認を求めるものでございまして、地方譲与税及び特別交付税などの決定によるもののほか、補助事業や地方債の確定に伴う変更などを専決いたしましたものでございます。

歳入歳出にそれぞれ8,969万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を157億7,345万4,000円とするものでございます。繰越明許費の補正は、追加として災害用内水排除ポンプ電源設置事業及び人吉市民プール改修事業、大塚桑木津留線外道路災害復旧事業を計上いたしております。また、旧中津留美術館跡整備事業外6件は、繰越額の確定による変更を行っております。債務負担行為の補正は、入札に伴う限度額の補正でございます。地方債の補正は、事業費の確定などに伴い6件の変更を行っております。

歳入の主なものは、地方譲与税から交通安全対策特別交付金までは、3月交付分の決定などによる補正でございます。県支出金は、浄化槽設置整備事業費補助金の減などでございます。諸収入は、財団法人熊本県振興協会の市町村振興宝くじ収益金の追加交付に伴う増によるものなどでございます。

歳出の主なものは、総務費が水道事業会計職員の子ども手当に対する繰出金の増でございます。衛生費が浄化槽設置整備事業費の確定に伴う減でございます。予備費を9,102万6,000円増額いたしております。

議第34号及び議第35号の2件につきましては、3月31日に専決処分をいたしました人吉市税条例の一部を改正する条例及び人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、議会の承認を求めるものでございます。これは、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴いまして、当該関係条例の一部改正を行ったものでございます。改正の主な内容としましては、固定資産税の課税標準額を穏やかに是正するための負担調整措置等の継続及び据置特例の見直しなどでございます。なお、都市計画税に関しましては、固定資産税に追従する改正でございます。

議第36号工事請負契約の締結についての案件は、人吉市防災行政無線整備工事につきまして、指名競争入札の結果、沖電気工業株式会社九州支社が5億3,235万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結することにつきまして議会の御議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇） 議員の皆さん、おはようございます。それでは、議第33号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第10号）についての補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元の専第1号予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第2条の繰越明許費の補正につきましては、第2表繰越明許費補正により、第3条の債務負担行為の補正につきましては、第3表債務負担行為補正により、第4条の地方債の補正につきましては、第4表地方債補正によりそれぞれ御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正の追加でございますが、9款、1項消防費、災害用内水排除ポンプ電源設置事業74万5,000円は、中神町の大柿樋管内水排除ポンプ電源設置事業でございまして、設置予定場所近くに国土交通省所管の樋管用電源設備もございますことから、設置場所や工法などの協議に不測の日数を要し、3月に国土交通省から設置許可がおりましたことから、年度内の事業完了が見込めないため追加をいたしましたものでございます。10款教育費、6項保健体育費、人吉市民プール改修事業969万6,000円は、プールサイドシート張りかえに伴う下地コンクリートの養生が天候不良により長期間を要し、

年度内の事業完了が見込めないため追加をいたしたものでございます。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、大塚桑木津留線外道路災害復旧事業312万9,000円は、森林管理署及び森林組合の工事に伴う車両通行のため片側通行規制着手が遅延し、年度内の事業完了が見込めないため追加をいたしたものでございます。

次に、変更でございます。2款総務費、1項総務管理費、旧中津留美術館跡整備事業は、建物事前調査業務委託が年度内に完了しましたことと、建物解体工事の前払い金が確定しましたことに伴う変更でございます。3款民生費、1項社会福祉費、老人趣味の家耐震診断事業は、詳細設計を行った結果、事業費が増額になったことに伴う変更でございます。8款土木費、2項道路橋梁費、後村大坪線用地取得費から4項都市計画費、都市計画基礎調査事業までの5件につきましては、事業が確定したことに伴う変更でございます。

6ページをお願いいたします。第3表の債務負担行為の補正の変更につきましては、滞納整理システムリース料の入札に伴う限度額の変更でございます。第4表の地方債補正の変更でございますが、社会資本整備総合交付金事業債から小学校耐震補強等事業債までの6件は、いずれも事業費の確定に伴う変更でございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。9ページをお願いいたします。2款地方譲与税、1項、1目、1節地方揮発油譲与税511万1,000円の減額から、12ページの11款、1項、1目、1節交通安全対策特別交付金37万7,000円の増額補正までは、交付額が確定したことに伴う補正でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金60万6,000円の減額は、浄化槽設置整備事業費に対する補助金の交付決定に伴う補正でございます。4目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金27万2,000円の増額は、人吉西小学校の校舎耐震補強等事業に対する交付金の交付決定に伴う補正でございます。15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金1万円の減額は、県を經由して交付される予定でございました寄附金が、直接市へ寄附されたため減額をするものでございます。3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金109万6,000円の減額は、国庫補助金と同じく交付決定に伴う補正でございます。

13ページをお願いいたします。17款、1項寄附金、2目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金1万円の増額は、県補助金のところで御説明いたしました寄附金でございます。20款諸収入、4項、3目雑入、5節農林水産業費雑入105万円の増額は、財団法人熊本市町村振興協会の市町村振興事業として、市町村振興宝くじ収益金の追加交付に伴うものでございまして、農業振興費の健康農産物ブランド化推進事業の経費に充当をしております。9節教育費雑入、建物総合損害共済保険金254万1,000円の増額は、昨年6月の落雷により故障いたしました人吉西小学校の太陽光発電設備などの修繕工事に対しまして、社団法人全国市有物件災害共済会から交付されました保険金でございます。同じく熊本市町村振興協会振興事業補助金105万円の増額は、農林水産業費雑入と同じく市町村振興宝くじ収益金の追加交付に

伴うものでございまして、五木の子守唄歌碑移転事業の経費に充当をいたしております。21款市債につきましては、第4表で御説明をしましたので省略させていただきます。

次に歳出でございます。15ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費104万9,000円の増額は、水道事業会計職員の子ども手当に対する繰出金でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費57万3,000円の増額は、市から社会福祉協議会へ派遣している職員の人件費が確定しましたので、追加補助するものでございます。7目高齢者生活産業都市づくり推進事業費22万2,000円の増額は、繰越明許費補正でも御説明申し上げましたけれども、老人趣味の家耐震診断委託料の詳細設計に伴う増額でございます。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費329万円の減額は、浄化槽設置整備事業費の確定に伴う補正でございます。

16ページをお願いいたします。6款農林水産業費から8款土木費までは、歳入の補正に伴う財源の組み替えでございます。

17ページをお願いいたします。9款、1項消防費、5目災害対策費11万5,000円の増額は、中神町の大柿樋管内水排除ポンプ電源設置工事が設置予定場所に近く、国土交通省管理の樋管用電源装置もございますことから、設置場所や工法などの変更に伴い増額をするものでございます。10款教育費から18ページの13款諸支出金までは、歳入の補正に伴う財源の組み替えでございます。

14款予備費に9,102万6,000円の増額をいたしております。

以上で、議第33号についての補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永山芳宏君） ただいま説明がありました議第33号から議第36号までの4件について質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 議第36号の工事請負契約の締結についてということで質疑をしたいと思います。議案書では工事請負契約の締結であります。議案書といっしょに配付された資料を見てみまして、ちょっと気になった点があります。開札調書も添付されておりました。この開札調書見てみますと12社の指名をされて、このうちの7社が辞退をされてるというような状況が見てとれると思います。そして5社の入札で2社が最低制限価格以下で失格と、そういった状況になっています。12社指名して7社、半数以上が辞退をされたというふうな状況があるようでありますので、一つは辞退をされた理由等がこういった形で辞退をされてるのか、その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、笹山議員の質疑にお答えをさせていただきます。入札辞退が多い理由ということでございまして、入札辞退につきましては、市工事等競争入札心得第5条に規定しておりまして、入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退す

ることができるというふうに定めてございます。ただし、その規定には辞退の理由は求めておりませんので、今回の入札辞退の理由は把握はできておりません。しかしながら、工事仕様書に関する現場説明会を実施を今回いたしまして、実施した後に質問事項が指名業者から寄せられております。その内容を勘案し推測いたしますと、本市が示した仕様基準を満たす設備、これは電波を発信するための出力性能（親局機能など）、または機器、屋外子局等を整備することになっておりますけれども、これの性能などを自社で取り扱っていないために整備に期間を要すること、基準を満たす機器を手配するために工期が足りないという理由ではないかということ推察をいたしているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） それぞれの会社の事情があるかもしれませんが、今、総務部長が答弁されましたように、そういった推測をした場合に、やはり非常にこの今回の工事の内容を見てみますと、かなりの機器の設置等がありますので、私も実際工期についてこの1年間でできるのかというのは非常に心配をしているところであります。ですので、そういった状況でやっぱり会社のほうがそういった推測をされて辞退をされたということであれば、確かにその工期について完了できるのか。これについて、例えば今回締結をする会社については今後の工期の予定、それについてやっぱりどういった形で打ち合わせをして、工期内に完了予定を考えていらっしゃるのか、その辺についてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えします。工期の確保は大丈夫かというような趣旨であろうかと思います。今回落札されました沖電気工業におかれましては、防災行政無線整備の実績、これは23年度の1億円以上のデジタル防災行政無線工事の受注で受入高が全国2位でございまして、5件の実績をお持ちでございまして、今まで把握している分だけでも16件受注をされてるということでございますので、実績とノウハウは十分にあるというふうに存じております。工期内に、ただいま申し上げましたように竣工するものと考えております。また、1月の臨時議会でお認めいただきました中に、工事施工監理業務を建設コンサルタントに委託する経費についても御承認いただいたところでございますけれども、このように委託しておりますので、工事施工計画に沿った業務監理を行い随時進捗状況を把握しながら、工期のおくれが生じないように進めてまいりたいというふうに存じているところでございます。今後のスケジュールにつきましては、まだ受注業者と契約前でございまして、スケジュールの調整は行っておりません。御議決をいただきましたら、早急に受注業者と工程について協議をしたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○11番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。採決は分割して行います。

まず、議第33号について、お諮りいたします。

議第33号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第33号は承認することに決しました。

次に、議第34号について、お諮りいたします。

議第34号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第34号は承認することに決しました。

次に、議第35号について、お諮りいたします。

議第35号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第35号は承認することに決しました。

次に、議第36号について、お諮りいたします。

議第36号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第36号は原案可決確定いたしました。

---

---

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって、第3回人吉市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 永 山 芳 宏

人吉市議会議員 村 上 恵 一

人吉市議会議員 田 中 哲

## 平成24年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成24年6月4日 月曜日

### 1. 議事日程第1号

平成23年6月4日 午前10時 開議

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議第37号 平成24年度人吉市一般会計補正予算（第1号）

日程第4 議第38号 人吉市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第39号 人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第40号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第7 報第1号 平成23年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第8 報第2号 平成23年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第9 報第3号 平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第10 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第50期決算報告書及び第51期事業計画書）

### 2. 本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

### 3. 出席議員（18名）

|     |    |     |
|-----|----|-----|
| 1番  | 宮崎 | 保君  |
| 2番  | 高瀬 | 堅一君 |
| 3番  | 村口 | 隆君  |
| 4番  | 大塚 | 則男君 |
| 5番  | 平田 | 清吉君 |
| 6番  | 犬童 | 利夫君 |
| 7番  | 松岡 | 隼人君 |
| 8番  | 井上 | 光浩君 |
| 9番  | 豊永 | 貞夫君 |
| 10番 | 川野 | 精一君 |

|     |   |   |   |    |   |
|-----|---|---|---|----|---|
| 11番 | 笹 | 山 | 欣 | 悟  | 君 |
| 12番 | 西 |   | 信 | 八郎 | 君 |
| 13番 | 村 | 上 | 恵 | 一  | 君 |
| 14番 | 田 | 中 |   | 哲  | 君 |
| 15番 | 仲 | 村 | 勝 | 治  | 君 |
| 16番 | 三 | 倉 | 美 | 千子 | 君 |
| 17番 | 森 | 口 | 勝 | 之  | 君 |
| 18番 | 永 | 山 | 芳 | 宏  | 君 |

欠席議員 なし

---

#### 4. 説明のため出席した者の職氏名

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 田 | 中 | 信 | 孝 | 君 |
| 副 | 市 | 高 | 橋 |   | 隆 | 君 |
| 監 | 査 | 篠 | 崎 | 國 | 博 | 君 |
| 教 | 育 | 堀 |   | 秀 | 行 | 君 |
| 市 | 長 | 久 | 本 | 一 | 富 | 君 |
| 総 | 務 | 坂 | 崎 | 博 | 憲 | 君 |
| 市 | 民 | 山 | 本 | 政 | 義 | 君 |
| 健 | 康 | 松 | 岡 | 誠 | 也 | 君 |
| 経 | 済 | 松 | 田 | 知 | 良 | 君 |
| 建 | 設 | 中 | 村 | 明 | 公 | 君 |
| 市 | 長 | 愛 | 甲 | 秀 | 樹 | 君 |
| 総 | 務 | 中 | 村 | 則 | 明 | 君 |
| 市 | 民 | 椎 | 葉 | 幹 | 夫 | 君 |
| 健 | 康 | 福 | 山 | 誠 | 二 | 君 |
| 経 | 済 | 大 | 渕 |   | 修 | 君 |
| 建 | 設 | 木 | 村 | 秀 | 敏 | 君 |
| 企 | 画 | 小 | 澤 | 洋 | 之 | 君 |
| 財 | 政 | 告 | 吉 | 眞 | 二 | 郎 |
| 会 | 計 | 松 | 江 | 隆 | 介 | 君 |
| 水 | 道 | 田 | 中 | 幸 | 輔 | 君 |
| 上 | 水 | 那 | 須 | 義 | 徳 | 君 |
| 教 | 育 | 赤 | 池 | 和 | 則 | 君 |
| 教 | 育 | 東 |   | 俊 | 宏 | 君 |

農 業 委 員 会  
事 務 局 長

舟 戸 幸 弘 君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 局 | 長 | 赤 池 謙 介 君 |
| 次 | 長 | 村 並 成 二 君 |
| 次 | 長 | 山 本 繁 美 君 |
| 書 | 記 | 白 坂 禎 敏 君 |

---

---

午前10時 開会

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより第4回人吉市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程（第1号）によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

---

### 日程第1 会期の決定

○議長（永山芳宏君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。本件については、去る5月28日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。平成24年6月第4回人吉市議会定例会に当たりまして、去る5月28日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日6月4日開会、5日から11日までを休会、12日、13日一般質問、14日一般質問及び委員会付託、15日予算委員会、16日、17日休会、18日、19日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、20日の午前が総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後から予算委員会、21日から24日までを休会とし、25日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

なお、今定例会は全国市長会の開催に伴い、通常より1日早めまして4日月曜の開会といたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は6月8日金曜日午後3時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、日程第1、会期の決定は委員長報告どおり決定いたしました。

---

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。  
署名議員に15番、仲村勝治議員、16番、三倉美千子議員を指名いたします。

---

---

## 日程第3 議第37号から日程第10 報第4号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第37号から日程第10、報第4号までの8件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。平成24年第4回人吉市議会定例会の初めに当たりまして、市政に対する所信を申し述べる機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

初めに、肥薩線鉄道遺産関係でございますが、去る5月15日から2日間にわたり、世界遺産のうち産業遺産の分野において審査を担当する国際産業遺産保存委員会の事務局長であり、近代化産業遺産における世界的な権威でもあるイギリスのステュアート・スミス氏を本市にお招きし、世界遺産登録を目指している肥薩線を視察していただくことができました。スミス氏は、世界初の鉄橋があるイギリスのアイアンブリッジ渓谷を初め、コーンウォール鉱山など、これまでに深くかかわった案件で世界遺産登録を達成された方ございまして、近年では、九州・山口の近代化産業遺産群など、我が国における産業遺産の世界遺産登録に向け、精力的に活動をされておられます。

両日の視察後の記者会見において、スミス氏は「鉄道施設が原形をとどめているのはすばらしい。どうしてこうした施設がつくられたのか、どことつながり、どういう役割を果たしてきたのかなどの背景を考えることが大切だ。物語はそこから始まる。」と述べられ、また、スミス氏を中心とする専門家委員会の発足にも協力する意向を明らかにしていただいた次第でございます。

本市におきましては、本年4月1日付で、市長公室に「肥薩線世界遺産推進室」を設置し、肥薩線の価値を裏づけるための学術調査に着手しております。また、去る4月20日には、本市を初め、有志の市町村から構成される「肥薩線を未来へつなぐ協議会」の総会を開催いたしました。当日は、九州旅客鉄道株式会社を初め、熊本・宮崎・鹿児島県の三県から来賓の皆様にも多数御列席を賜りましたことに加え、本年度からは、沿線の八代市、芦北町、非沿線の錦町にも、新たに会員として加わっていただきましたことに、深く感謝を申し上げます。

存じます。

本年度の目標といたしましては、まず肥薩線に係る鉄道遺産の全容を解明し、九州旅客鉄道株式会社の御理解を得ながら、これらを国の登録有形文化財へ登録してまいり所存でございます。肥薩線は明治の鉄道遺産群でございますので、ほとんどが国の登録基準に該当すると考えられ、現在確認がとれている施設だけでも、300件を超えるたぐい稀な状況となっております。明治の先人たちが残してくれた宝を保存し、後世に伝えながらもより多くの人々に知っていただくため、文化財調査で得た知見や写真を使ってホームページを作成するなど情報発信にも力を注いで、地域はもとより全国の鉄道に興味がある方々にも応援いただきながら、行政と民間が一体となって盛り上げてまいりたいと存じます。議員並びに関係各位、市民の皆様におかれましても、なお一層の御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

次に、治水関係でございますが、去る3月29日に第3回「ダムによらない治水を検討する場」の幹事会が、本市総合福祉センターで開催されました。今回は、これまでの会議で出された意見と調査を踏まえ、直ちに実施する対策に追加して実施する対策として、川からあふれた水を一時的にためて川の水位を下げる働きをする遊水地の提案を初め、県営市房ダムの有効活用や川辺川流域の築堤、家屋かさ上げなどの対策案が示されたところでございます。引き続き、国、県、流域市町村と連携をとり、議論を重ねながら一層の治水安全度、地域防災力を向上させるため、スピード感を持って取り組んでまいり所存でございます。

第5次人吉市総合計画でございますが、「自然と相良文化が輝く美しき千年都市ひとよし」を目指すべき将来都市像として、その実現のために本年4月から新たな計画をスタートさせました。柱となる六つの戦略のもと、34の具体的な施策を掲げ、計画期間を8年として、全庁さらには全市的に推進してまいり所存でございます。これまでも増して行政の能力や見識、リーダーシップが問われるものと存じますが、農業と観光の振興、そして企業誘致を最大の戦略と位置づけ、総合計画とマニフェストの整合性を保ちながら、将来都市像の実現に向けて全力を傾注してまいりたいと存じます。この計画の策定に対し御協力を賜りました関係者の皆様方に感謝申し上げますとともに、今後も、議員各位、さらには市民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

県南の地域振興関係でございますが、熊本市の政令指定都市への移行を千載一遇のチャンスととらえ、去る4月17日に、天草地域も含めた県南地域の連携を強化し、各自治体の特色を生かし、さらには補完し合いながら地域振興を図ることを主眼として、「県南地域活性化シンポジウム」が八代市で開催されました。その中のパネルディスカッションの場において、蒲島熊本県知事がマニフェストに掲げられた県南地域活性化の起爆剤とする「県南地域フードバレー構想」に基づき、各地域の戦略を踏まえた活発な議論が交わされたところでございます。

今後の展開としましては、人口減少や少子高齢化、経済のグローバル化などの社会潮流の変化を見据えつつ、東アジアを視野に入れた戦略による地域活性化を図るためには、経済浮揚に資する事業や、新たな雇用創出に資する事業などが必要不可欠であり、その実現のため県南地域としての連携及び熊本県との連携を綿密にするための組織を設立する必要があるとの共同メッセージを発し、締めくくられたところでございます。具体的な組織設立は、熊本県が中心となり展開していくことになろうかと存じますが、その動向を見据えつつ関係自治体と連携を図りながら県南地域の浮揚のため、本市としましても積極的に協力してまいり所存でございますので、市民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

国際交流関係でございますが、ポルトガル共和国アブランテシュ市への第2回青少年派遣事業が、7月下旬から8月上旬の日程で国際交流協会の主催事業として実施が計画されております。既に応募も締め切られておりまして、中学生17人、高校生7人の計24人の応募があり、面接などの選考により派遣者が決定されることになっております。この事業におきましては、若い時期に異文化に触れることで視野を広げるとともに、アブランテシュ市の同年代の青少年との貴重な交流体験が、今後の成長の中で大いに生かされるものと期待しているところでございます。

行政改革関係でございますが、第4次人吉市行政改革大綱の基本指針に基づき、その具体的な取り組みとなりますアクションプラン「人吉市行政経営戦略計画書」につきましては、平成23年度を最終年度として3年間の改革に取り組んでまいりました。この3年間の取り組み状況の報告につきましては、近日中に公表できるものと存じます。また、第4次の成果と課題を踏まえ、現在第5次人吉市行政改革大綱の策定に向け作業を進めているところでございます。

男女共同参画関係でございますが、国土交通省観光庁が休暇取得・分散化促進実証事業として、平成22年度から実施されております「家族の時間づくりプロジェクト」の取り組みに、本市も今年度から参加することといたしました。家族の時間づくりプロジェクトとは、地域独自の休日を設定して、子供の学校休業日と大人の有給休暇を組み合わせることによって、地域ぐるみで家族の時間を創出することを目的としており、家族の時間がもたらす教育的・社会的効果を明らかにし、取り組み課題とその改善方法の検証を行うものでございます。平成24年度は、国土交通省観光庁の認定を受けた本市を含む全国15の地域で実施されますが、熊本県内では本市が初めての参加となります。

本市では、この取り組みにより、学校関係者及び保護者の皆様の御協力のもと、市内の全小中学校において、おくんち祭りの神幸行列が行われる10月9日を学校休業日とし、本年につきましては10月6日の土曜日から8日の体育の日をはさみ、9日の火曜日までを4連休に設定させていただきました。今後は、おくんち祭りや体育の日の期間を中心とした連休を家族の時間づくり週間としてとらえ、家族で一緒に過ごすことのできるメニューづくり、事業

所への有給休暇取得の働きかけ、ポスターやチラシによる啓発活動などを行い、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の向上を図るとともに、家族の時間創出の環境づくりに努めてまいりたいと存じます。本事業は、市を挙げての取り組みとなりますので、議員並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

防災関係でございますが、去る5月22日に、人吉市防災会議、人吉市水防協議会及び人吉市災害対策本部会議を開催し、梅雨入りを前に各関係機関と情報の共有化や連携の強化を図ったところでございます。近年は、長雨や集中豪雨、台風による土砂災害が各地で発生しており、本市におきましても一層警戒を強めていかねばならないと気を引き締めているところでございます。また、これまで我が国ではあまり例のなかった大型の竜巻や突風の被害が続けて発生しており、今や遠い国の出来事ではなくなってきたように感じております。予測が難しいこれらの災害から身を守るためには、いち早く天候の異変に気づくとともに、竜巻などの発生のメカニズム、発生しやすい条件、そして前兆現象を知っておくことが重要になってまいります。私たち一人一人が日ごろから最新の気象情報を得ておくことに加えて、正しい知識に基づいた適切な行動をとることができるかどうか、難を逃れるか否かの分かれ目になると言っても過言ではないと実感しております。こうした防災に関する情報を提供し、住民の皆様の意識の高揚をより一層図るためにも、さまざまな媒体を用いた情報発信及び啓発に努めてまいりたいと存じます。なお、本年度の防災訓練につきましては、9月に大規模な地震発生を想定した訓練を実施する計画で調整を進めているところでございます。

防災行政無線整備についてでございますが、昨年度末に実施設計業務が完了いたしましたので、本年度は国の補助事業を活用して、災害に強く双方向通信を可能とするデジタル系の同報系無線及び移動系無線の整備に着手することとしております。一斉告知を行う同報系無線につきましては、市役所本庁舎に基地局、高塚山に中継局をそれぞれ設け、電波の再送信が必要な鹿目町、矢岳町、温泉町、中神町の計4カ所に簡易中継局となる再送信子局を設置いたします。さらに、公民館など避難所となる施設のある場所に屋外拡声子局と呼ばれるスピーカー設備を設置し、緊急情報を瞬時に、かつ一斉に伝達する仕組みを整えてまいりたいと存じます。なお、スピーカーを備えた屋外放送設備は、合計60カ所となる計画でございます。一方で、災害時の非常通信手段として用いる移動系無線につきましては、同じく市役所本庁舎に基地局、高塚山に中継局を設け、指定避難所である小中学校、高等学校、災害対策支所の詰所となるコミュニティセンターなどに、半固定型の無線機を設置する計画でございます。

また、同報系無線整備につきましては、本年度整備を進めていく中で音達調査を行い、音が届かないという問題を解消するために、屋外拡声子局の調整や追加整備、あるいは戸別受信機の整備を次年度以降に進めてまいりたいと存じます。あわせて、災害現場で活用する移動系の車載型無線機、携帯型無線機の整備につきましても計画しているところでござ

います。

この防災行政無線の整備計画につきましては、町内会の御協力のもと、地域住民の皆様を対象にした説明会を開催してまいりました。本年2月末から4月末までの間に82の町内会で実施いたしまして、延べ2,000人余りの住民の皆様にご参加いただきました。開催に当たり、御多忙の中、御尽力を賜りました町内会長を初め、御出席いただきました住民の皆様方に、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

消防関係でございますが、昨日の6月3日、ふるさと歴史の広場において第8回人吉市消防操法大会を開催いたしました。この大会は、人吉市消防団全7分団21部の男性消防団員による競技で、4人1組で消防小型ポンプを操作して、いかに機敏に規律正しく放水できるかを競うものでございます。真新しい活動服に身を包んだ選手の機敏な動きと真剣なまなざしは、消防関係者を初め来場者の皆様を大いに魅了してくれました。この大会を通じて、団員の士気の高揚と技術の向上が一層図られ、本市消防団の結束はさらに強固になったものと確信しております。御指導いただきました人吉下球磨消防組合を初め団員の訓練に格別の御支援、御協力を賜りました各事業所の皆様、当日応援にかけつけていただきました皆様に深く感謝申し上げたいと存じます。

なお、今大会で優勝されました第4分団第3部におかれましては、本年8月に天草市で開催されます県大会に人吉市代表として出場することが決定しておりまして、丸尾喜世人新団長率いる人吉市消防団のますますの活躍を大いに期待しているところでございます。

環境関係でございますが、現在、関係機関や市民の皆様の御協力をいただきながら、ごみ減量大作戦を展開いたしております。中でも、マイバッグ持参運動は人吉球磨地域レジ袋削減推進会において郡市の連携のもとに進めてきたところですが、来る7月1日から協力店舗でレジ袋が有料化されることになりました。これを契機に、買い物にマイバッグを待参される方がふえ、レジ袋及びごみ減量につながることを期待するものでございます。

高齢者支援関係でございますが、市町村認知症施策総合推進事業の取り組みの一つといたしまして、去る2月26日、人吉東小学校におきまして、東校区の町内会を初め各関係機関の御協力のもと、総勢143名にご参加いただき、第1回認知症高齢者徘徊模擬訓練を行いました。訓練では4人の方に徘徊役をしていただき、参加者には声かけ、通報、連絡、搜索、発見、保護という一連の流れの体験をしていただきました。また、事前に認知症を理解していただくための研修会もあわせて実施し、認知症になられても住み慣れた地域で安心して生活が続けられるようにみんなで見守りを行っていくという、地域づくりの第一歩が踏み出せたものと存じます。今後は、ほかの校区や地区においても実施してまいり所存でございます。

また、3月中旬から、高齢者の方へSOSキーホルダーの配布を行っております。これは、登録番号の入ったキーホルダーを、高齢者の方が身につけておくことで、外出先で緊急事態が起こった場合などに即座に本人の確認と、御家族などへいち早くお知らせできるようにす

るためのものです。御希望される高齢者の皆様に無料で配布をしており、多くの皆様に携帯していただくことで、不測の事態に備えていただければと存じます。

地産他商関係でございますが、本市のまちづくり親善大使にも就任していただいております東京の藤田観光株式会社代表取締役末澤和政氏におかれましては、グループを挙げてふるさと発展のお手伝いを推進していただいているところでございます。現在、フォーシーズンズホテル椿山荘東京内の2店舗におきまして、4月15日から7月15日までの3カ月間、人吉の物産の展示、販売に御協力いただいております。全国的に有名なホテルでございますので、多くのお客様の目に触れ、手にとって買っていただくことで、今後の本市の農産物を含めました物産振興につながるものと期待をしている次第でございます。

川辺川総合土地改良事業関係でございますが、関係6市町村で事業再開を目指してきた既設導水路活用案は、下流水利権者の相良村土地改良区の同意が得られず実施不可能との認識に至りました。今後の川辺川総合土地改良事業を国・県と連絡調整をしながら検討する場として、「国営川辺川総合土地改良事業地区行政連絡会議」を立ち上げ、去る4月19日に初会合を行っております。本会議におきましては、今後事業を進めていく上で、まず農家の意向調査を行い、次の段階へ進むことを確認したところでございます。今後も関係機関と協議、調整、検討を行いながら、水を待つ農家へどういう方向で水を届けられるか、最善を尽くしてまいりたいと存じます。

労働雇用関係でございますが、平成21年度から熊本県の基金を活用して3年間実施してまいりました緊急雇用創出基金事業は、重点分野雇用創造事業について事業期間が延長されたことにより、本年度は4事業を実施し28人を雇用する計画でございます。人吉球磨地域の有効求人倍率は、本年3月末で0.55倍と回復傾向が見られるものの、地域経済は依然として厳しい情勢が続いております。本市におきましては、直接雇用や委託事業などにより雇用の確保、継続を図っておりますが、市民生活の安定につながるよう引き続き企業誘致及び地場立地企業の経営支援に取り組んでまいりたいと存じます。

企業誘致関係でございますが、誘致活動につきましては、関東、関西で開催されます「企業・工場誘致フェア」を初め各業種における展示会などに参加し、情報の発信及び収集並びに個別企業訪問を実施してまいります。また、新たな手法といたしまして、効率・効果的に企業へのアプローチを図るため、企業データベースから本市の雇用創出に合致する優良企業の抽出を行い、そのデータに基づき、本市の立地環境や優遇措置を御案内するなど、企業と経済動向を的確にとらえた誘致活動を積極的に展開してまいり所存でございます。

去る5月3日、4日に開催いたしました「日本百名城人吉お城まつり」でございますが、本年はゴールデンウィークのただ中であって、好天にも恵まれ、多くの観光客や市民の皆様にご来場いただきました。武者行列、鉦叩き少年隊の入城といった時代絵巻から、夜のパレード、2日目の六調子大会まで、さまざまな催しに各種団体や多くの皆様に御参加、御協

力を賜り、子供から御高齢の皆様に至るまで、老若男女を問わず市民総出で盛り上げていただきましたことに心から感謝を申し上げます。

今回は、本市出身でミス・ユニバース・ジャパン第3位の吉村そらさんのゲスト出演を初め、夏目友人帳のグッズ販売、球磨商業高校生の提案、参画による宝探しなど新企画も集客に拍車をかけたものと存じますが、今後も不易流行を旨として、伝統と時代のニーズが調和した本市らしい祭りを目指してまいりたいと存じます。

お城まつりに合わせて開催いたしました「おどんな日本一」武道大会でございますが、こちらも盛会のうちに終了することができました。今回の「おどんな日本一全国少年剣道大会」は、会場を人吉城跡三の丸広場から、お祭り広場に近い相良神社北側の御館跡に変更して開催し、九州各県から約450人の小中学生の皆さんの参加があり、連日、白熱した野試合が繰り広げられました。

人吉市弓道場におきまして開催いたしました「おどんな日本一高校生弓道大会」は、県内外の23の高等学校から、318人の参加があり、団体戦と個人戦が展開されました。個人戦では、男子、女子ともに南稜高校の生徒が優勝しております。

人吉相撲場で開催いたしました「おどんな日本一人吉・球磨相撲大会」には、郡市から58人の小学生が参加して団体戦、個人戦が行われ、豆力士たちの取組に大きな声援や歓声が上がっておりました。いずれの武道大会におきましても、参加された選手の皆様には貴重な、そして思い出に残る大会になったものと存じます。

また、連休最後の5日、6日の両日、子どもの日に合わせて石野公園子どもまつりを開催しましたが、こちらも市内外からの多くのお客様にお越しいただきました。特に、ゲームや昔遊びなどを通して、施設全体が子供たちの元気で、明るい歓声に包まれた春の一日となりました。

市営住宅関係でございますが、本市におきましては、昭和50年前後に集中して建設された住宅が更新時期を迎えておりましたので、既存ストック住宅の効率的かつ有効な更新とライフサイクルコストの縮減及び事業量の平準化につなげるため、公営住宅等長寿命化計画を策定いたしました。本計画では、市が管理する公営住宅などについて、団地別、住棟別状況を整理し、今後10年間における活用手法を判定いたしております。活用手法としましては、国土交通省の策定指針に基づき「維持管理」、「修繕及び改善」、「建てかえ」、「用途廃止」の四つの手法に判定し、その中で「修繕及び改善」と判定した市営住宅につきましては、計画期間内に修繕及び耐久性の向上を図る改善事業などを実施してまいります。また、「用途廃止」、「建てかえ」と判定した市営住宅につきましては、人吉市の住宅事情、市民の意向、福祉施設の状況、低所得者対策、高齢者対策など総合的調査結果に基づく判断が必要でございますので、人吉市住生活基本計画を策定する中で検討してまいりたいと存じます。

学校教育関係でございますが、放課後パワーアップ教室につきましては、昨年度の約5カ

月間の実績を踏まえて、本年度は5月8日から翌年3月12日までを実施期間とし、市内全小学校においてスタートをいたしました。4年生から6年生までの受講希望児童は、昨年度の受講者を超える424人となっております。指導につきましては、学習サポーターとして教員免許を有する39人の先生方に、また、学習サポーター補助として希望をされた保護者など52人の方々に、無償ボランティアとして御協力をいただいております。子供たちは、学習サポーターの指導のもと、国語と算数の復習プリントを一生懸命に解き、楽しく取り組んでいるところでございます。今後も保護者、学校、地域の皆様と連携を図りながら、子供たちの学習意欲が高まり、学力の向上につながる教室となるよう創意工夫を行ってまいりたいと存じます。

歴史遺産関係でございますが、4月1日から「春のじゅぐりつと博覧会」に合わせ、市内9カ所の庭園めぐりがスタートいたしました。これは昨年開催いたしました「お庭御覧」で、本市に存在する庭園に歴史的な価値があることが判明したことで、庭園案内のリーフレットを作成するなどPRに努めておりまして、新聞報道にもありましたように、市内外のお客様から御好評をいただいているところでございます。また、6月2日と3日には、このお庭御覧の第2弾として、前回も御指導いただきました作庭家の野村勘治氏を講師に迎え、臨地講習会と庭園めぐりを開催いたしました。臨地講習では、昨年、全貌をあらわしました人吉城御館跡庭園の最終仕上げを参加者の皆様と行うとともに、新たに南町の稲留家や井口八幡神社の庭園を加えた庭園めぐりを開催し、参加された皆様には大変好評でございました。今後は、このお庭御覧を通して市内にある歴史的な庭園や優れた庭園を楽しんでいただくことで、市の活性化にもつなげてまいりたいと存じます。

人吉城歴史館でございますが、平成23年度の入館者につきましては、前年度と比べて8%の増加となり、去る3月20日には開館から6年と4カ月で10万人目の入館者を迎えることができました。現在、7月1日までを期間とする春季特別展「願成寺の至宝―その歴史と仏教美術」展を開催中でございますが、5月の日本百名城人吉お城まつりの両日は入館料を無料といたしましたところ、その2日間で市内外から1,926の方が来館され、特に井戸のある二つの地下室は、1,000人を超える方に直接解説を行いまして、多くの方々に関心を持っていただくことができたものと存じます。今後も人吉城歴史館が、人吉球磨の歴史文化の発信拠点となるようにさまざまな活動に取り組んでまいり所存でございます。

自主文化事業関係でございますが、去る5月25日、箏奏者としては国内で唯一人間国宝の指定を受けておられる六代・山勢松韻先生をお迎えして、箏曲人吉公演を開催いたしました。合同演奏という機会も得られました地元箏曲3団体の皆様には大変貴重な体験になったものと存じます。「国宝の郷に国宝の技響く」のタイトルどおり、すばらしい箏の調べが会場を包み、御来場いただいた皆様からは感嘆のため息が漏れておりました。私自身、日本の頂点に立つ先生の伝統芸能に接し大変感銘を受けたところでございまして、これからも日本の伝

統文化にじかに触れ合うことで理解を深め、大切に継承していかなければならないと改めて感じた次第でございます。今後の自主文化事業といたしまして、7月5日に、NHK「BS日本のうた」の公開録画を計画しておりますが、本市では十数年ぶりの開催で、こちらもその注目度がこれから日増しに高まっていくものと期待しております。

引き続きまして、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げます。

議第37号平成24年度人吉市一般会計補正予算案（第1号）は、歳入では、国県支出金及び繰越金などの追加を、歳出では緊急性を勘案し、補助事業及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。歳入歳出それぞれ5,807万円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億5,153万6,000円とするものでございます。

議第38号人吉市印鑑条例等の一部改正案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が施行されることに伴い、外国人登録制度が廃止され、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとなるため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議第39号人吉市予防接種事故災害補償条例の一部改正案は、予防接種法施行令等の一部を改正する政令が施行され、予防接種健康被害救済制度の給付額が引き下げられたことに伴い、市が加入している全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書が改正されたため、条例の一部を改正するものでございます。

議第40号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての案件は、熊本市が平成24年4月1日から政令指定都市に移行したことに伴い、熊本県後期高齢者医療広域連合の住所を「熊本市健軍2丁目4番10号」から「熊本市東区健軍2丁目4番10号」と変更するものでございます。

以上、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇） 皆様、おはようございます。それでは議第37号の補足説明及び報第1号、報第2号の報告をさせていただきます。

まず、議第37号平成24年度人吉市一般会計補正予算案（第1号）についての補足説明でございます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明をいたします。第2条の継続費の補正につきましては、第2表継続費補正により御説明をいたします。

5 ページをお願いいたします。第2表の継続費補正でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費の小股橋上部工架替事業の補正につきましては、工事用施行ヤードに予定しておりました小股橋下流左岸側の私有地が使用できなくなりましたことから、新たに施行ヤードを整備することになりまして、仮設道路整備などの工事費増加に伴い年割額を変更するものでございます。

8 ページをお願いいたします。次に、歳入でございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金につきましては、制度の変更に伴う補正でございます。子ども手当交付金6,695万8,000円の増額補正は、6月期支給が平成24年2月分と3月分の旧制度での支給となるため増額するものでございます。同じく、子どものための手当交付金4億2,065万8,000円の減額補正は、4月からの手当制度が児童手当に変更されたことから国庫負担金分を全額減額するものでございます。同じく、児童手当交付金3億4,789万9,000円の増額補正は、平成24年4月分から平成25年1月分の手当に対する交付金でございます。2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、1節土木管理費補助金、社会資本整備総合交付金445万5,000円の増額補正は、民間建築物アスベスト改修事業及び生活基本計画策定業務の内示に伴うものでございます。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金の子ども手当交付金、子どものための手当交付金及び児童手当交付金の補正につきましては、国庫負担金と同じく制度の変更に伴う補正でございます。

9 ページをお願いいたします。2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金、特別保育事業費等補助金97万円の増額補正は、病児・病後児保育事業の補助基準額の増額に伴うものでございます。5目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金、緑の産業再生プロジェクト促進事業費補助金1,039万5,000円の増額は、高性能林業用機械の購入に対して交付される補助金でございます。6目土木費県補助金、1節土木管理費補助金、民間建築物アスベスト緊急改修促進事業費補助金22万7,000円の増額補正は、民間建築物アスベスト改修事業に対して国の交付金に合わせて交付されるものでございます。次に、3項委託金、8目教育費委託金、1節教育総務費委託金24万円の増額は、理科支援員配置事業に伴うものでございます。16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2節その他不動産売払収入、立木売払収入39万円の増額は、市有林の間伐及び作業道の開設に伴うものでございます。

10ページをお願いいたします。20款諸収入、4項、3目雑入、8節消防費雑入、コミュニティ助成事業助成金100万円の増額補正は、女性消防隊用のポンプなどの購入に対して財団法人自治総合センターから助成されるものでございます。

11ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。1款、1項、1目議会費の補正は、法規などの一部図書がインターネットを利用し検索、閲覧できるようになりましたことから、消耗品費の追録代をその他通信運搬費へ組み替えるものでございます。2款総務費、

1 項総務管理費、1 目一般管理費43万4,000円の増額は、11節需用費のうち印刷製本費が家族の時間づくりプロジェクト周知のためのチラシ作成経費でございまして、その他熊本県市長会秋季定例会開催経費が主なものでございます。6 目財産管理費81万1,000円の増額は、本庁舎3階に防災行政無線の基地局を設置するための会議室の改修工事費が主なものでございます。7 目企画費404万円の増額は、1 節報酬及び9 節普通旅費が熊本県市長会東京共同事務所派遣嘱託職員に係る経費でございます。また、11節需用費、印刷製本費と13節委託料が10月から運行予定の乗り合いタクシー周知用パンフレットなどの作成経費やタクシー乗降場標識作製委託料でございます。

次に、12ページをお願いいたします。12目地域情報推進費105万円の増額補正は、地域情報通信基盤整備推進事業で整備をいたしました光ファイバーケーブルの移設工事費の増額でございます。2 項徴税費、2 目賦課徴収費61万7,000円の減額補正は、滞納整理システムリース料の入札に伴う減額でございます。3 項、1 目戸籍住民基本台帳費117万8,000円の増額補正は、住基カード発行用プリンターの購入経費でございます。

13ページをお願いいたします。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費40万2,000円の増額は、地方消費者行政活性化事業で実施予定の多重債務相談基礎講座に要する経費が主なものでございます。7 目高齢者生活産業都市づくり推進事業費29万4,000円の増額は、老人趣味の家の空調機改修工事費でございます。2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費145万5,000円の増額は、病児・病後児保育事業の補助基準額の増額に伴うものでございます。2 目児童措置費は、児童手当制度施行に伴う財源の組み替えでございます。

14ページをお願いいたします。4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目保健センター費43万8,000円の増額は、空調機の室外機の修繕料でございます。6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費42万9,000円の増額は、田野農村公園工事費の増額によるものでございます。

次に、14ページから15ページにかけてでございます。2 項林業費、2 目林業振興費1,075万5,000円の増額は、市有林の立木伐採に伴う販売委託料と高性能林業用機械の購入を計画をされております有限会社川上林業への補助金でございます。7 款、1 項商工費、2 目商工業振興費308万8,000円の減額補正は、商工会議所への補助金につきまして、補助事業の内容を見直しをしましたことによる運営費補助から小規模事業指導事業補助への組み替えでございます。8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費891万円の増額補正は、人吉市住生活基本計画策定委託料及び民間建築物吹付けアスベスト除去等事業に対する補助金でございます。

16ページをお願いいたします。3 項住宅費、2 目住宅建設費153万7,000円の増額は、市営住宅門前団地の外壁改修工事調査設計委託料でございます。4 項都市計画費、1 目都市計画総務費91万4,000円の増額は、都市計画街路の廃止などに伴う図面修正委託料でございます。

17ページをお願いいたします。9 款、1 項消防費、2 目非常備消防費131万9,000円の増額

は、コミュニティ助成事業で購入する女性消防隊用のポンプとポータブル放送システムでございます。3目消防施設費3万3,000円の増額は、防災行政無線中継基地を高塚山に設置するための国有林野の借上料でございます。5目災害対策費68万8,000円の増額は、本年9月2日に実施予定の防災実動訓練に要する経費でございます。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費63万7,000円の増額は、県から内示がございました委託事業、理科支援員配置事業の経費が主なものでございます。3目学校建設費84万5,000円の増額は、各小学校の教室等に設置をしております空調機の冷暖房効率を向上させるための天井扇設備設計委託料でございます。

18ページをお願いいたします。3項中学校費、3目学校建設費47万5,000円の増額につきましても、小学校費と同じく天井扇設備設計委託料でございます。6項保健体育費、2目体育施設費87万7,000円の増額は、空手の試合用マットの購入経費でございます。

19ページをお願いいたします。14款、1項、1目予備費を1,922万1,000円増額をいたしております。

以上で、議第37号についての補足説明を終わります。

続きまして、報第1号平成23年度人吉市一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき御報告をいたします。

議案書の7ページと8ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、小股橋上部工架替事業でございまして、翌年度遞次繰越額が3,685万5,000円でございます。その財源内訳でございますが、国庫支出金が社会資本整備総合交付金の2,022万7,000円、地方債が地方道路等整備事業債の1,480万円、繰越金が一般財源の182万8,000円となっております。

次に、報第2号平成23年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告をいたします。

議案書の9ページと10ページでございます。2款総務費、1項総務管理費が旧中津留美術館跡整備事業の1件、3款民生費、1項社会福祉費が老人福祉センター耐震診断事業と老人趣味の家耐震診断事業の2件。8款土木費、2項道路橋梁費が道路及び橋梁の新設改良事業など4件。同じく4項都市計画費が都市計画基礎調査事業の1件。9款、1項消防費が防災行政無線整備事業と災害用内水排除ポンプ電源設置事業の2件。10款教育費、2項小学校費が小学校耐震補強等事業の1件。同じく6項保健体育費が人吉市民プール改修事業の1件。11款災害復旧費、3項公共土木災害復旧費が大塚桑木津留線外道路災害復旧事業の1件となっておりまして、合計の13件の繰越計算書でございます。また、翌年度繰越額の合計額は8億2,393万9,794円でございます。その財源内訳でございますが、既収入特定財源は、旧中津留美術館跡整備事業と人吉市民プール改修事業が、熊本県市町村振興協会交付金でございまして、合計の3,031万9,000円となっております。次に、未収入特定財源でございますが、国庫支出金が社会資本整備総合交付金977万円、消防防災通信基盤整備費補助金5,913万円、

安心・安全な学校づくり交付金2,750万8,000円の合計9,640万8,000円となっております。次に、地方債が後村大坪線用地取得費と蓑野地内第2号線用地取得費の地方道路等整備事業債1,530万円、社会資本整備総合交付金事業債720万円、防災行政無線整備事業債の5億9,960万円、小学校耐震補強等事業債の4,630万円の合計6億6,840万円となっております。最後に、一般財源が2,881万2,794円でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○水道局長（田中幸輔君）（登壇）　こんにちは。私のほうから報第3号について御報告いたします。

議案書の11ページをお願いいたします。平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。下段の表をごらんください。1款事業費、1項事業費、人吉浄水苑機械電気設備改築更新工事委託及び下水道長寿命化計画策定事業の2件でございます。翌年度繰越額は合計6,210万円でございます。その財源の内訳でございますが、国庫支出金が公共下水道事業補助金3,320万円、地方債が公共下水道債1,780万円、一般財源が1,110万円でございます。

以上で報告を終わります。

○経済部長（松田知良君）（登壇）　皆様、こんにちは。私のほうから報第4号くま川下り株式会社の経営状況につきまして御報告をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。第50期決算報告書でございます。事業期間は平成23年3月1日から平成24年2月29日まででございます。

2ページをお願いいたします。まず、事業概況でございますが、くま川下り株式会社は川下りの遊覧船事業、国民宿舎の宿泊事業、ラフティングや売店などのその他事業の3部門を柱に事業を推進しております。第50期決算につきましては、総事業収入2億3,927万円対前年比92.0%で、各事業での経費の圧縮と節約をいたしましたが、経常損失3,498万4,000円となりました。

まず、遊覧船事業でございますが、第49期の乗客実績3万7,940人を踏まえ、乗船客目標を5万5,000人に定めて、さまざまな誘致宣伝活動を展開したところでございます。3ページをお願いいたします。実績といたしましては、隻数2,853隻、対前年比92.2%、乗船客数3万4,007人、対前年比89.6%、船賃収入1億249万3,000円、対前年比88.0%で、前期より隻数で243隻、乗船客数で3,933人の減、船賃収入で1,400万5,000円の減収となっております。この減少の要因といたしましては、昨年2月の新燃岳噴火による南九州への観光旅行の敬遠、3月11日に発生いたしました東日本大震災による観光旅行の自粛ムード、ゴールデンウィーク期間を含む長期にわたる渇水による急流コースの欠航、8月のお盆ごろに降った大雨による欠航、8月17日に起きた静岡県天竜川の観光川下り船転覆事故による安全性への風評被害

など、大変苦しい状況に追い込まれる要因が多かったことが挙げられます。

次に、宿泊事業でございます。４ページをお願いいたします。宿泊客6,460人、対前年比101.3%、休憩客2万777人、対前年比101.3%と増加となりましたが、売上単価の安い素泊まり客の増加や宴会客数の減少に伴い、総売上は7,749万2,000円、対前年比94.7%と減収しております。

その他事業でございますが、くま川下り売店並びにくまがわ荘売店の物品販売事業収入の合計は、1,541万5,000円、対前年比88.8%でございます。ラフティング事業につきましては、利用客4,168人、対前年比118.5%、収入2,424万8,000円、対前年比119.2%となりました。昨年より取り組みましたキクラゲ・シイタケの栽培につきましては、生産数が約1,200kgで売上額61万4,000円となりました。その他部門の総収入では6,175万4,000円、対前年比99.6%となっております。

６ページをお願いいたします。くま川下り株式会社の貸借対照表でございます、資産合計、負債・純資産合計ともに１億3,515万8,115円となっております。

７ページをお願いいたします。損益計算書でございます。まず、営業損益につきましては純売上高合計２億2,623万3,221円で、売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業損益がマイナス3,974万1,077円でございます。これに営業外損益を含めた経常損益がマイナス3,498万4,164円となっており、当期損益はマイナス3,516万7,849円となっております。

８ページをお願いいたします。第51期事業計画書でございます、事業期間は平成24年３月１日から平成25年２月28日でございます。

９ページをお願いいたします。事業計画でございますが、厳しい経済状況下におきまして、内部改革と経費の見直しに努め、労使一体となった営業活動を展開する計画でございます。数値目標といたしましては、第50期の実績を踏まえた上で、川下り乗船客を５万5,000人に設定し、ラフティングにつきましては4,700人、国民宿舎くまがわ荘につきましては宿泊客数１万300人、休憩宴会人数２万1,500人と設定しております。

くま川下りにつきましては、関西・中国方面への営業を強化するとともに、自社ホームページの充実による最新情報を提供し、お客様のニーズに合ったサービスの向上に努めます。継続企画であるくま川下りガイドや球泉洞との「アクアパック」のPRを行い、大口団体ツアーの要望につきましては、料金面や所要時間などに臨機応変に対応し集客に努めます。

ラフティングにつきましては、業者間競争の激しい中でも特に修学旅行をターゲットとして中国・関西・関東方面への誘致活動を行い、小グループや一般団体客につきましては、球磨村森林組合との連携による昼食付きのセット販売を進めてまいります。

国民宿舎くまがわ荘につきましては、旅行情報誌及び新聞やホームページを利用し、いやしの宿を前面に打ち出し、お客様に安心、満足していただける施設として、常に改善を意識する営業を心がけます。宿泊客の集客につきましては、観光列車いさぶろう・しんぺい号や

くま川下りを利用したパックの営業を行い、また、インターネット宿泊予約の普及など宿泊客数の増加に努めます。休憩、宴会客の集客につきましては、人吉市、球磨郡及び隣接市町村に営業活動を行い、くま川下りをパックとした日帰り宴会ツアーを積極的に推進し、また、法事や忘年会、新年会などの宴会客の集客に努めます。料理につきましても、献立を研究し新メニューの開発に努め、サービスにつきましても、基本的な行動と職員としての研さんを重ねお客様に喜んでもらえるようさらに努力をいたします。

11ページをお願いいたします。第51期損益計画書でございます。船賃収入や国民宿舎収入を含めました純売上高 3 億4,673万8,000円、営業損益は776万1,000円で、営業外損益を含めた経常利益を1,448万7,000円と見込んでいるところでございます。

以上、簡単ではございますが、くま川下り株式会社の経営状況につきまして御報告いたします。よろしくお願いいたします。

---

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前11時17分 散会

## 平成24年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成24年6月12日 火曜日

### 1. 議事日程第2号

平成24年6月12日 午前10時 開議

- 日程第1 議第37号 平成24年度人吉市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第2 議第38号 人吉市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第39号 人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第40号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第5 報第1号 平成23年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報第2号 平成23年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報第3号 平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第50期決算報告書及び第51期事業計画書）
- 日程第9 一般質問
1. 笹山欣悟君
  2. 田中哲君
  3. 松岡隼人君
  4. 大塚則男君
  5. 平田清吉君

### 2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

### 3. 出席議員（18名）

- |    |    |     |
|----|----|-----|
| 1番 | 宮崎 | 保君  |
| 2番 | 高瀬 | 堅一君 |
| 3番 | 村口 | 隆君  |
| 4番 | 大塚 | 則男君 |
| 5番 | 平田 | 清吉君 |
| 6番 | 犬童 | 利夫君 |

|     |        |
|-----|--------|
| 7番  | 松岡隼人君  |
| 8番  | 井上光浩君  |
| 9番  | 豊永貞夫君  |
| 10番 | 川野精一君  |
| 11番 | 笹山欣悟君  |
| 12番 | 西信八郎君  |
| 13番 | 村上恵一君  |
| 14番 | 田中哲君   |
| 15番 | 仲村勝治君  |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 森口勝之君  |
| 18番 | 永山芳宏君  |

欠席議員 なし

#### 4. 説明のため出席した者の職氏名

|           |        |
|-----------|--------|
| 市 長       | 田中信孝君  |
| 副 市 長     | 高橋隆君   |
| 監 査 委 員   | 篠崎國博君  |
| 教 育 長     | 堀秀行君   |
| 市 長 公 室 長 | 久本一富君  |
| 総 務 部 長   | 坂崎博憲君  |
| 市 民 部 長   | 山本政義君  |
| 健康福祉部長    | 松岡誠也君  |
| 経 済 部 長   | 松田知良君  |
| 建 設 部 長   | 中村明公君  |
| 市長公室次長    | 愛甲秀樹君  |
| 総 務 部 次 長 | 中村則明君  |
| 市 民 部 次 長 | 椎葉幹夫君  |
| 健康福祉部次長   | 福山誠二君  |
| 経 済 部 次 長 | 大淵修君   |
| 建 設 部 次 長 | 木村秀敏君  |
| 企 画 課 長   | 小澤洋之君  |
| 財 政 課 長   | 告吉眞二郎君 |
| 会 計 管 理 者 | 松江隆介君  |

|             |           |
|-------------|-----------|
| 水 道 局 長     | 田 中 幸 輔 君 |
| 上 水 道 課 長   | 那 須 義 徳 君 |
| 教 育 部 長     | 赤 池 和 則 君 |
| 教 育 部 次 長   | 東 俊 宏 君   |
| 農 業 委 員 会 長 | 舟 戸 幸 弘 君 |
| 農 事 務 局 長   |           |

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|     |           |
|-----|-----------|
| 局 長 | 赤 池 謙 介 君 |
| 次 長 | 村 並 成 二 君 |
| 次 長 | 山 本 繁 美 君 |
| 書 記 | 白 坂 禎 敏 君 |

---



---

午前10時00分 開議

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

#### 質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。11番議員の笹山でございます。一般質問の登壇回数も今回で37回ということになりますけども、初めて抽選で1番くじを引き当ててしまいました。今までの抽選を見えますと私はそんなにくじ運がいいほうではありませんでしたので、今回は迷うことなくトップバッターを希望した次第であります。若干トップバッターということで緊張しておりますけども、通告に従いまして一般質問をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回は、行政改革より第4次行政改革大綱について。それから地域公共交通政策より乗り合いタクシーについて。消防行政より女性消防隊の活動について。農林業行政より鳥獣被害防止対策についてという4項目を通告いたしました。

まず初めに、第4次行政改革大綱についてであります。施政方針においても若干触れられておりますが、第4次行政改革大綱の基本指針に基づき、その具体的な取り組みとなるアクションプラン「人吉市行政経営戦術計画書」について、平成21年度から平成23年度までの3年間を期間として取り組まれてこられました。そして、その結果につきましては6月4日開催の全員協議会において報告をされたところであります。今回の第4次行政改革大綱につきましては、私はほとんど一般質問を行っておりませんでしたので、それぞれの具体的な取り組み項目に対して問題点等を指摘することはありませんでした。今回、3年間の取り組みの成果として報告をされましたので、一つ一つの項目についての具体的な質問は差し控えさせていただきますけど、平成21年度から平成23年度まで3年間取り組まれた行政経営戦術計画について、成果と課題についてはどのように総括をされ、評価をされておられるのかお尋ねをしておきたいと思っております。1回目を終わります。

○総務部長（坂崎博憲君） おはようございます。それでは、笹山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

第4次行政改革大綱の成果と課題についてでございます。21年から23年の3年間の取り組

みの成果といたしまして、人吉市行政経営戦術計画報告書にまとめ、議員が先ほどおっしゃいましたように全員協議会において御報告をさせていただいたところでございます。近日中には市民の皆様に向けて公表させていただく予定といたしているところでございます。第4次行政改革大綱におきましては、スピードある改革を戦略理念といたしまして、計画推進期間を従来の5年間から3年間に設定し、経営の発想と柔軟性をもって、時代・社会環境の変化に対応するなど、さらなる行政改革に取り組んでまいったところでございます。その中で三つの戦略方針、これは「創造する市役所」、「信頼される市役所」、「市民とともに歩む市役所」ということで、基本といたしまして分析、比較、検討を行い、成果と課題の検証を行ったところでございます。

一つ目の「創造する市役所」につきましては、それぞれの職員が主体的に改革にチャレンジし続ける組織となることを目的に取り組んでまいりました。時代の変化に挑戦する職員、仕事のやり方、改革の継続、稼ぐ・儲かる仕組みづくりを実行するため、人材育成を中心に接遇力の向上、PDCAサイクルの徹底など、横断的な組織での取り組みを行い、一定の成果があったと考えておりますが、さらなる意識改革のため継続的な取り組みが必要であると検証をいたしております。

二つ目の「信頼される市役所」につきましては、市民のために役に立つ、市民に信頼される市役所になることを目的に取り組んでまいりました。市民の皆様が納得するサービスの提供、行政の透明性の充実、スリムで効率的な財政運営を実行するため、身近に感じられる市役所を目標に、常に丁寧、正確、迅速かつおもてなしの心で市民に接することで、市民の皆様との接点を最重要視したサービス提供体制の構築と市民満足度の向上に取り組んでまいったところでございます。入札制度の充実や補助金の見直しとしての補助金審査委員会の設置、デジタル防災行政無線の整備など、一定の成果はあったものの、不適正な経理等の信頼を失う事案も発生をいたしておりますので、さらなる改善を進めていく必要があると検証をいたしております。

三つ目の「市民とともに歩む市役所」につきましては、行政として役割、責任を明確にし、市民・地域・民間の力を引き出すことを目的に取り組んでまいりました。市民参画、市民協働の推進、行政の役割や関与の見直しを実行するために、補完性の原理に基づいて市の事業領域の役割を見直し、民間の専門的な知識やすぐれた運営能力など多様なノウハウを活用することにより、サービスの質の向上や経費の削減を見込み、継続性や安全性に十分配慮しながら進めてまいったところでございます。市民意識調査の実施やタウンミーティングの開催などを実施してまいりましたけれども、人吉市カルチャーパレスの指定管理者制度の導入、図書館の民間委託、窓口業務の民間委託などはさまざまな理由により実施には至りませんでした。しかしながら、これらの項目についても引き続き継続して取り組む必要があるというふうに検証をいたしております。

また、全体的な総括といたしましては、81の具体的な改革・改善項目のうち、実施が43件で53.09%の実施率でございます。未実施が34件で41.97%、廃止が4件で4.94%となっております。未実施の中には期間中に実施できず本年度から実施する事業、代替案で実施するものも含まれておりますけれども、最終的には実施率が低いという結果であったというふうに存じております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 第4次行政改革大綱の成果と課題ということで、基本的にはスピードある改革を戦略理念として、経営の発想と柔軟性をもって、時代もしくは社会環境の変化に対応しながら取り組んでこられた、そういったことであります。先ほど答弁いただきましたように創造する市役所、信頼される市役所、市民とともに歩む市役所、この三つの経営戦略について成果と課題、それから全体的な総括をまとめていただきましたが、この報告書にもありますように数字だけで見てみますと、確かに81項目の取り組みのうち実施が43件ということで53.09%の実績、それから未実施が34件で41.97%、廃止が4件で4.94%というようなことで、この数字だけを見たときにはかなりやっぱり実施率が低いなとちょっと感じるところなんですね。ところが、この中身の判定方法等を書いてありますのでこれをよく見てみますと、やはり実施、それから未実施の分については、未実施の1から4までを振り分ける、そして廃止といった6段階の振り分け方法によって判定をしてあるわけなんですね。ですので、その部分を具体的に見てみますと、未実施の部分についてもそれぞれの取り組み項目の進捗状況がわかるような形で判断をしてありますので、この件については、私はかなり具体的な理由まで記載して判定をしてあるというようなことで非常によく理解できると思っています。この点についても市民に対する説明責任を十分に果たすことができたのかなというふうな形で、かなり理解を得られるような取り組み、そういったことを考えますので、その点についてはかなり評価を私はしているところでもあります。ただ、その未実施の中身をかんがみてみますと、先ほど答弁されましたようにすぐに移行できるものとか、今後取り組みできるものとか、なかなか今後検討しなければいけない課題、そういった部分がかなりあるように思ってるんですが、未実施の3とか4とかを見てみますと、これについてはほんとに今後そういった形で取り組みをして、行政の改革につながっていくのかなとちょっと疑問に思うところもあるわけなんですね。やはりこれについては早目に結論を出して、例えばもう廃止をするとか、もう別の方向で変えていくとか、そういった部分もかなり未実施3、4の項目の中では含まれていたのかなと私はちょっと感じたところであります。今後、そういったさらに行政改革を進めていくためには、やはりそういった未実施の部分をどういった形で進めていくのかというのが、さらなる行政改革の取り組みにつながっていくと思っておりますが、この未実施の項目について今後どのように対応されるのか、どのように対応していくお考え

なのか、この点について見解をお尋ねしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） 未実施の項目について今後どういうふうに考えているのかという御質問でございます。今回の報告書におきましては、未実施の内容をより具体的にわかりやすくするために、ただいま笹山議員のほうからも申されましたように、四つに振り分けて御報告をさせていただいております。

未実施1につきましては、平成24年度中には実施または試行実施となる場合。未実施2につきましては、一部実施または代替案で実施した場合。未実施3につきましては、大綱を作成した当時は取り組み項目がはやりであったため実施を試みたが、他自治体において失敗事例などがあり、本市においても同様の結果が考えられるために調査検討でとどまった場合。また未実施4につきましては、検証した結果、現状で不都合がなく改革する必要がないと判断した場合、実施する前に検討すべき課題があるため実施できなかった場合、代替案での実施の可能性がある場合といたしたところでございます。未実施1、2につきましては、今後おおむね実施ができる項目であり、未実施3、4につきましては、実施については非常に難しい項目が多いというふうに認識をいたしております。これらの未実施の項目につきましては、第5次行政改革大綱の策定作業を進めながら、各部、各課と協議して実施の有無等を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） それからあと1点ですね、先ほど部長の答弁の中で、この報告書についても市民にも公表するというようなことで答弁もいただいているところであります。ただ、この報告書を見てみますと、私もちょっと気になったんでありますが、この報告書の中にも書いてありますように行政改革懇談会、その意見としても書いてありましたが、この報告書の表現を誰が見てもわかりやすいように表現していただきたいと。それから専門用語や横文字が並んでおりわからない表現がありました。広報ひとよしやホームページを通して市民の方へ公表されるのであれば、その点も公表する前に再度注意して作成してくださいというふうな改革懇談会の中での意見として掲載されてるわけなんですね。確かに私も読みながら非常にやっぱり専門用語があって理解できない部分、それから横文字がどういったことなのかと、たまに後ろのほうに専門用語の解説もしてありますけども、なかなかやっぱりこうスムーズに読むことができない部分があったと思っております。ですので、これを例えば市民に公表された場合に、本当にこういった部分もその市民の方がこの報告書で理解されるのかなと、私も疑問に思ったところであります。そこで、やはりこれについては今後公表されると思っておりますが、そういった広報ひとよしなりホームページで公表される場合には、やはり私も市民に対してはわかりやすく、また理解しやすい表現に変えて公表したほうがいいのかなと、それがより市民にも理解されるんじゃないかなというふうに思っています。ですので、

ぜひこの公表についてはそういった形でお願いしたいと思ってるんですけども、その辺の考えについてはどのように公表を考えていらっしゃるのか、この点についてもお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、公表についての御質問にお答えさせていただきます。

ただいま、議員からも御意見賜りまして大変ありがとうございます。この公表の方法でございますけども、ホームページと広報での公表を予定いたしているところでございます。ホームページにつきましては、資料としまして人吉市行政経営戦略計画報告書と取り組み状況のヒアリングシートの掲載を考えておりますけども、議員の御指摘がありましたように、市民の皆様が読まれた場合にわかりづらい部分もあるかと存じますので、資料に進んでいただく前にその内容についてなるべくわかりやすく説明などを設けるように工夫をしたいというふうに存じております。また、広報に関しましては、これはスペースの都合もございますので大まかな報告になると思っておりますけども、資料の閲覧等の御案内もさせていただきたいというふうに存じております。いずれにいたしましても、市民の皆さんがよりわかりやすいように工夫をしながら公表をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） ぜひ、そういった形で市民に対しても理解しやすい、わかりやすいように公表をお願いしたいと思っております。ただ、先ほど未実施の部分について、部長のほうから答弁いただきましたが、未実施の部分については今後さらに第5次の行政改革大綱の中に検討していきたいというようなことで答弁がっておりますが、当然、第4次の行政改革大綱のこの報告書にありますように実施された部分については、やはりそれは引き続き継続をしながら実施をされるのかなというふうに考えるところであります。また、未実施についてもそういった第5次の中に取り組めるように検討していきたいということですが、実際、今年度中に第5次の行政改革大綱を策定される予定だと思っております。ただ、今回ことしの4月から第5次の総合計画もスタートしてるわけなんですね。ですので、その第4次の行政改革大綱の中の項目について、それをそのまま第5次の行政改革大綱に継続した場合に、ならばそれが今の第5次総合計画との実施の中で整合性が出てくるのかな、出てこない部分もあるのかなとちょっと考える部分があるわけなんですね。基本的に第5次総合計画が今までの第4次総合計画までとは違って、基本的にはその大まかな実務型の総合計画の策定というようなことで検討されてきたというふうに思っております。その中での総合計画に基づいて行政改革も進めていくというような形になってきますので、そうした場合に第4次から引き継いできたもの、基本的に第4次については第3次から引き継いできた部分も若干はあると思っております。そういった部分を第4次でやった成果について未実施も含め

て、今度はそういった第5次の総合計画との整合性も含めて第5次の行政改革大綱の中にどのように反映をしていくことができるのか。その辺の考えについて、第5次の行政改革大綱を策定する中にはその辺の整合性が重要だと思いますので、その点の考えについてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、御質問にお答えいたします。

本年度から新たに第5次人吉市総合計画がスタートしております。行政改革大綱は、この総合計画の下位計画として位置づけられております。今回の総合計画は、議員がおっしゃいましたようにこれまでの計画とは違い、より実務型として策定をしており、取り組むべき具体的な事務事業も載せられております。そのため、第5次行政改革大綱では、それらの事業を達成するためのツールとして内容を検討しているところでございます。一つの案といたしましては、第4次行政改革大綱までと同じように各課独自の専門的な取り組み項目に加えまして、全課等に共通する取り組み項目を設定することにより、市民幸福向上を目指して全職員が一丸となれるようなそういう大綱ができればというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今後の検討課題というようなことでありますが、ぜひ基本的には第4次が第5次に継承されていく、それがやっぱり重要な部分だと思ってます。途中で切れたら今までやってきた部分がどうなるのかなというようなこともありますので、継承できるものは継承しながら、その継承する部分が第5次総合計画の中でどういうふうな形でマッチングしていくのか、その部分も十分にそれぞれで検証しながら第5次の行政改革大綱の策定については取り組みをお願いしたいというふうに思っております。これについては、今後第5次の行政改革大綱が発表される中で、また発表されればそのときにでも質問することがあれば質問しながら、執行部の考えを今後もお聞きしていきたいというふうに思っておりますので、そういったことをお願い申し上げまして行政改革大綱については質問を終わっていきたいと思います。

次に、地域公共交通政策の乗り合いタクシーについてであります。これにつきましては、実は本年6月の補正予算書に乗り合いタクシーの乗降所標識作成委託料というふうに記載してありましたので、私は乗り合いタクシーというふうなことで通告をしたところであります。実を言いますと2月に開催された全員協議会では、人吉市内完結型バス路線の見直しに伴う今後の方針ということで、説明をいただいたところであります。そのときには、路線バスも4路線廃止をしながら、そこに予約型のタクシー事業者の参入を計画しているというふうなことで説明がされているところであります。改めて今回の乗り合いタクシーの導入に至るまでの経過と背景についてお尋ねをしておきたいと思います。

○市長公室長（久本一富君） おはようございます。笹山議員の御質問にお答えいたします。

予約型乗り合いタクシー導入の背景といたしましては、地方部における多くの自治体に共通する問題となろうかと思いますが、今般の急速な少子高齢化の進展に加えまして、家庭における自動車保有台数の増加などから地域公共交通の見直しが急務となる一方で、赤字路線への補てんなど財政負担も急増しておりまして、効率的な路線バスの再編により財政負担の軽減を図るとともに、病院や商業施設などの郊外化と人の流れの変化にも対応するため、本市といたしまして平成22年度に人吉市地域公共交通会議を設置し、地域公共交通のあり方を検討してまいったところでございます。議員御承知のとおり平成22年度には効率的なバス路線の再編、公共交通空白地帯の解消を目的といたしまして、上原田町、中神町の大柿、小柿、それから七地町方面への通称「豆バス」の導入を行っております。それから平成23年度におきましては、市の財政負担の軽減、それから地域住民の利便性の向上という視点から交通事業者のヒアリングと、あるいは老人会等に出向きまして定例会等での意見聴取等を踏まえまして、人吉市地域公共交通会議の中で本年10月からの予約型乗り合いタクシーの導入が決定されたところでございます。この予約型乗り合いタクシーでございますが、市内完結型のバス路線における赤字幅の大きいとされます鹿目、田野、大畑、山江方面の4路線につきまして、これまでのバス路線を活用しながら予約があった時間帯のみバスにかわってタクシーが走るというものでございます。これまで1日数便の定期運行であった路線につきましても、1時間に1本程度の便数の設定なども増便という形で可能となりますことから、予約型乗り合いタクシーの導入によりまして利用選択肢の拡大も今後図られるのではなかろうかと期待をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） これまでもそういった財政負担の軽減を図ると、そういったことでバス路線を再編したりとか、公共交通空白地帯の解消を図る、そういったことで先ほど部長の答弁にありましたように豆バスを導入したり、それからじゅぐりっと号、さるく人吉が走ると、そういった形ができていくわけなんですね。そこに加えて改めてこういった予約型の乗り合いタクシーを導入するというようなことになってますが、こういった予約型乗り合いタクシーを導入する前提として、ならば今までやってきたそういった導入等についてはどうなのかということも、やっぱりはっきりお聞きしていく必要があるのかなと私思っております。

そこで、豆バス、それからじゅぐりっと号、またさるく人吉、その辺の新しくそういった形で導入されてきたバスについて利用状況がどうなっているのか、この点についても改めてお尋ねをしておきたいと思います。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

豆バス、さるく人吉、そしてじゅぐりっと号の利用状況についての御質問でございますが、まずこれにつきましては、産交バス様のほうから御提供いただいた資料によりましてお答え

をさせていただきたいと思います。豆バスの利用状況でございますが、導入をいたしました平成22年10月から昨年度までの1年半の運行日1日当たりの実績で申し上げますと、大柿線で3.8名、上原田線で5.7名、小柿線で1.9名、七地線で1.7名となっております。なお、この4路線はいずれも週2回の運行となっているところでございまして、これまで同程度の利用状況で推移しているということがうかがわれるかと思えます。また、さるく人吉の利用状況でございますが、これは産交バス様の自主運行というところで、市内循環型の生活路線という位置づけがなされているところでございます。平成22年度から平成23年度までの2カ年間の実績でございますが、月平均で896名、1日当たりにしますと29名の利用となっているところでございます。さらに、さるく人吉でございますが、こちらは平成23年8月からちょっと変更がございまして平日のみの運行というふうになっております。それから、次にじゅぐりっと号の利用状況でございますが、こちらと同じく産交バス様の自主運行によりまして、市内循環型の観光路線という位置づけで走っていただいているものでございます。こちらは平成22年度から平成23年度の2カ年の実績で申し上げます。ただし、じゅぐりっと号に関しましては、昨年8月から土曜、日曜、それから祭日のみの運行に変更をされておりますので、昨年7月までの月平均と、そしてまた昨年8月以降の月平均を分けて申し上げたいと思います。まず昨年7月までの利用者は、月平均が909名、1日当たり30名となっております。それから8月以降でございますが、月平均406名で1日当たり41名となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 豆バスの利用状況の平均が答弁あっておりました。大柿線で3.8名、上原田線が5.7名、小柿線が1.9名、七地線が1.7名というようなことでの利用状況になっているようであります。果たしてこの利用状況が多いのか少ないのか、これはちょっとよくわかりませんが、やはりこの辺についてもこういった運行で豆バスの運行については、これでいいのかなというようなこと、きちっとこれについても検証しながら取り組んでいく必要があるのかなと思ってるようなところなんです。それで、この豆バスと、例えば今回導入されます予約型乗り合いタクシーについて、どういうふうに比較検討していったこういった予約型乗り合いタクシーになったのかなということを、この辺は十分に検証していく必要があるのかなと私は思っているところであります。恐らく豆バスについても財政負担等が出てきておりますので、その辺で今後どういうふうにするのかなということもこれは一つの検討課題にもなってるのかなと思いますが、ただ今回導入されようとしております予約型の乗り合いタクシーについて、これについては基本的にこういった考えで運行されるのか、この点についてもお尋ねをしておきたいと思えます。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

今後の運行の考え方でございますが、先ほどの答弁と一部重複する分もあるかと思いますが、まず今回の対応路線は赤字幅の大きい市内完結型の4路線、鹿目、大塚、大畑、山江方面ということでございます。このバス路線を本年10月からバスにかわってタクシーが走るというものでございます。これまで時間帯によっては誰も乗ってないというバスもありましたことから、予約制を導入しましてお客様が利用される区間、利用される時間帯のみタクシーで運行する制度というふうになってまいります。

お尋ねの内容でございますが、まず予約方法につきましては、タクシー事業者間の配車計画等もございますことから、現段階では前日の夕方までの予約というのを予定しているところでございます。それから乗降方法でございますが、現行のバス停留所をそのまま活用することを基本といたしておりまして、停留所での乗降という形態となってまいります。ただ、一部市内中心部で他の路線と重複しております停留所に関しましては、その停留所の側に新しい乗り合いタクシー用の停留所を設置することといたしております。次に運行形態でございますが、乗降場所が従来のバス停留所となりますことから、利用者の皆様方にはこれまでのバス料金で御利用区間を御乗車いただくということになってまいります。あと、タクシー事業者に対しまして通常のタクシー料金と利用者からの料金収入との差額分を市から補てんするという形になってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） あと1点、地域住民に対する説明、これについては周知をする必要があるというふうに思いますが、その説明の実施、また周知の方法、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

地域住民への周知、説明に関しましては、関係する町内会への説明会を7月から実施することで予定をしているところでございます。しかしながら、今回の予約型乗り合いタクシーに関しましては、特に高齢者の皆様方から実際不安の声も上がっておりまして、御依頼のありました老人会等に対しましては、既に説明会等を実施しているところでございます。また、実施方法や運行方法につきまして、詳細部分を現在タクシー事業者と協議を行っているところでございますので、今回補正予算で計上させていただいておりますが、最終的には案内パンフレットを作成いたしまして、全戸配布による周知を図るとともに、広報ひとよし、あるいはまた市ホームページ等での周知もあわせて行っていくという予定をしているところでございます。この件に関しましては、広く周知、広報を図っていく必要が当然ございますので、要請をいただければ随時御説明にも上がっていきたいというふうに考えております。また、議員各位におかれましては甚だ失礼かと存じますが、機会をとらえていただきまして周囲の皆様方にもおつなぎをいただければ幸いかなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今回の予約型乗り合いタクシーについては、赤字幅の大きい路線の転換をするということで、基本的にはバスが走っている区間をそのままタクシーに移行するというようなことですね。その中で基本的には引き続きそういったバス停で乗降してもらうというふうなことで、基本的には予約があった分だけの財政負担ということになりますから、今までのバス路線に対する財政負担からすれば、かなり財政的な負担は抑えられるのかなというふうに思ってます。利用があった分だけの財政負担という形になりますので。ただ、やっぱりこういったことを導入するのであれば、基本的にきちっとした利用が上がるような取り組みをしていかないと、こういった取り組みが公共交通の形態が変わってくると思いますので、ぜひ利用が上がるような周知、広報等を行っていただきたいと思ってますが、ただ今回の今までの答弁を聞いておりながら気になったのが、実際運行してみないとどういった利用状況になるかわからないというふうに思ってますけども、タクシー事業者とも協議中というふうなことでありますので、なかなか質問が難しいのかなと思ってるところであります。ただ、今までの答弁を聞いた中で考えられるのは、前日までの予約をしなければならないということで、わざわざその前日に予約をするというのが非常に不便さがあるのかなとちょっと気になったところであります。高齢者の方も時間的に、前日予約をしないと翌朝その時間にきちっと行けるのかどうか、その辺も心配をするところでもあるわけなんですね。それと高齢者の方にとって自宅から停留所まで結局は歩いて行かなければならない。ましてや目的地までも目的地の近くまで降りて、それから目的地までは基本的にまた歩いて行かなければならないと、そういったところが出てくると思ってます。それを考えますと高齢者の方にとって一番いいのは、ドア・ツー・ドアの取り組みというのが一番いいのかなと思ってますので、自宅から目的地まできちっと行けるようなことが一番必要なのかなと思ってます。これについては福祉的な部分から考えますと、その辺を考えなければいけないと思いますが、なかなかそういった公共交通の中でのそういった路線等を考えた場合には、それが非常に厳しい状況もあるのかなと思ってます。ただ、今後はそういった公共交通の中でも、福祉に対する対応をどれだけ取り組んでいくのかというのを、今後は十分に検討していく必要があるのかなと私は思ってるところであります。ですので、実際運行されてみて今後この予約型乗り合いタクシーが活用されるためにはどういった改善をする必要があるのか、そういったことを検討していかなければならないと思いますが、私はそういった福祉の政策の部分のどれだけ公共交通政策の中に取り組むことができるかによって利用度が変わってくると思いますので、ぜひ今後やっぱりまずは運行する中でそういった課題を見つけていただきながら、そういった課題の解決を今後図っていただきたいなと考えるところであります。この1点については実際運行されてからその利用実績等も確認をしながら、また改めて執行部の考え等につ

いて質問させていただきたいというふうに思いますので、今計画されてる中でも運行についてちょっと様子を見守っていききたいなというふうに思っておりますので、この項目については質問を終わりたいと思います。

次に、女性消防隊の活動についてということで通告をいたしました。基本的には今回の補正予算書に女性消防隊のポンプ等の購入というようなことで計上されとったものですから、改めてちょっと女性消防隊について聞いてみたいなというようなことで通告をしたところがあります。そこで、まず初めに現在の女性消防隊の活動状況について、どのような活動をされてらっしゃるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、女性消防隊の活動状況についてお答えを申し上げます。

人吉市女性消防隊は、平成14年11月に発足をいたしております。平常時における防火思想の普及と啓発を主な目的として年間を通して活動を行っているところでございます。秋と春の火災予防運動期間中に消防団全体で実施しております防火パレードを初めとする啓発活動への参加はもちろんでございますけれども、女性消防隊単独でもお城まつりなどの各種イベント会場に出向きまして、防火に関するPR活動を積極的に行っているところでございます。また、女性隊員は定期的に救急救命の講習を受講しておりまして、人吉市が例年開催をいたしております防災実動訓練におきましては、心肺蘇生法やAEDの使用法について市民の皆様へ御指導を行っているところでございます。また、男性消防団員と同様に規律訓練、ポンプ操法についても力を入れておりまして、消防出初式におきましては、観閲と分列行進を披露しているところでございます。ポンプ操法につきましては、昨年8月に宇城市で開催されました熊本県女性消防操法大会におきまして、準優勝というすばらしい成績を残しております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 女性消防隊もかなり広範に活発な活動をされているようでありますが、今回補正予算書に計上してあります女性消防隊用のポンプ等の購入経費が計上されておりますが、今回のポンプ等の購入の目的、これは何なのか、ちょっと議案質疑みたいな形になりますけれども、その目的についてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） 御質問にお答えいたします。

現在、女性消防隊が訓練や操法大会で使用しております軽可搬小型ポンプが購入後5年を経過しておりまして、機械の不調が目立つようになってきております。老朽化したポンプの後継機の購入を検討しておりましたところ、このたび財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の決定を受けましたことから、新しいポンプの購入予算を計上させていただいたところでございます。2台目のポンプが配備ができましたならば、機械のトラブルで操法訓練ができないといった問題が解消をされますし、チーム編成をふやして二つ同時に訓練す

ることも可能となります。一層の技術力、競争力の向上、ひいては女性消防隊員の士気向上につながるものと期待をいたしているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 女性消防隊の広範な活動、それから女性消防隊の士気向上につながるような形での購入というふうなことでありますが、そこで気になるのはそういった女性消防隊が広範に活動する、もしくは士気向上につながるようなそういった取り組みをされるのであれば、一つ気になるのはそれぞれの消防団については管轄する区域に詰所があって、詰所を拠点としてそれぞれ活動してるわけなんですね。ですので、女性消防隊については活動拠点というのがどこにあるのかちょっとわからないわけなんですね。ですので、女性消防隊の活動の拠点はどこにあるのか、これについてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） 女性消防隊の活動の拠点はどこかというような御質問でございます。

現在、女性消防隊が活動を行うための専用の施設につきましては、整備がされていないところでございます。軽可搬小型ポンプを初めとする女性消防隊の資機材につきましては、現在市役所の倉庫で保管をさせていただいております。また、活動のための打ち合わせとか準備のための会場が必要なわけでございますけれども、これにつきましても市役所の会議室等を使わせていただいているというようなことでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 活動の拠点については整備をされてないようではありますが、基本的にはそういった活動の拠点をきちっと整備をすることによって、やっぱり士気も向上すると思いますし、それぞれ自由な活動が取り組みをされるんじゃないかなというふうに思っております。そういった活動、基本的には活動拠点をきちっと整備をすることによって、女性消防隊の本来の目的が私は果たすことができるというふうに考えておりますので、早急に拠点の整備を急ぐべきじゃないかなと思っているところであります。そうすることによって、女性消防隊が活動しやすい環境づくりをつくっていくというふうな形になりますので、基本的には活動拠点を整備をしながら活動しやすい環境づくりをつくっていく、それが一番重要だと思っております。その環境づくり、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（坂崎博憲君） 拠点整備を含めて女性消防隊が活動しやすい環境の整備についてということでございます。

女性消防隊につきましては、先ほど申し上げましたように、男性の部とは異なり消防団本部に直属する隊としての位置づけをしておりまして、団本部を中心として女性消防隊の活動支援が行われているところでございます。ことしの11月で発足から10周年を迎えます。人吉

市女性消防隊が今後もやりがいを持って活動が続けていくためには、活動の支援体制の充実と活動の拠点となる施設の整備に向けて、これからも団長を初めとする団本部の方々ときざまざまな課題を解決、解消しながら具体的に検討を行ってまいりたいというふうに存じているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） さまざまな課題があるようでありますが、やはり基本的にはことしの11月で10周年、10年を迎えるわけなんですよね。10年もたって活動の拠点が無いというのはやっぱりどうなのかなって思ってます。ただ、団本部に直属する部分ですから、そういった詰所みたいな活動拠点があっていいのかどうかというのもこれもまた検討課題だとは思いますが。ただ、やっぱり女性消防隊が女性消防隊として活動するためには、いろんな市役所の会議室を借りたりとかして会議をするのではなくて、やっぱり女性消防隊が自主的に集まって活動をする、また話し合いをする場所、これについてやっぱり必要なかなと私は思うわけなんです。いろんなポンプの導入とかそういった整備をされておりますが、基本はやっぱり活動の拠点をどういった形で整備をしてやるかということによって、今後の女性消防隊の活動の士気にもつながってくるのかなというふうに思っております。これについては今さまざまな検討課題をクリアしながらというようなことで答弁いただきましたが、ぜひこれはやっぱり団本部の方々とも協議をしていただきながら、速やかな女性消防隊の活動の拠点を私はつくってやるべきだというふうに思いますので、ぜひそういった方向で、できるような方向で検討を進めていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）  
11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） それでは、最後に鳥獣被害防止対策についてであります。このことにつきましても、過去にも多くの議員が被害対策等について質問をされてきているところでもあります。最近でもなかなか被害が著しいというふうな話が聞こえてきているところでもあります。そういったところで改めて対策等について質問をしていきたいと思っております。

まずは有害鳥獣による被害状況、それから有害鳥獣の捕獲実績等について過去3年間の状況、どうなっているのかお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（松田知良君） 皆様こんにちは。御質問にお答えいたします。

過去３年間、平成21年度から23年度における有害鳥獣による農作物の被害状況と有害鳥獣捕獲実績につきまして御説明申し上げます。

まず、農作物の被害状況につきまして、毎年度市が実施いたしております農家の申告によります野生鳥獣の農作物への被害状況調査に基づき被害面積、被害額、主な作物の３点をお答えいたします。平成21年度が被害面積8,008アール、被害額7,780万8,000円となっております。主な作物といたしましては、飼料作物と野菜で被害額全体の75％を占めております。平成22年度が被害面積5,005アール、被害額3,366万3,000円となっております。主な作物といたしましては、果樹と野菜で被害額全体の64％を占めております。平成23年度が被害面積1,372アール、被害額が826万4,000円となっております。主な作物といたしましては、稲と果樹で被害額全体の85％を占めております。

また、有害鳥獣捕獲実績についてでございますが、平成21年度はイノシシ32頭、シカ1,436頭、サル20頭となっております。シカ1,436頭の内訳は駆除捕獲610頭、狩猟期間内の頭数調整捕獲826頭となっております。平成22年度はイノシシ78頭、シカ828頭、サル13頭となっております。シカ828頭の内訳は駆除捕獲177頭、狩猟期間内の頭数調整捕獲651頭となっております。平成23年度はイノシシ60頭、シカ978頭、サル18頭となっております。シカ978頭の内訳は駆除捕獲255頭、狩猟期間内の頭数調整捕獲723頭となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今答弁ありましたように、被害面積等については非常に減少してきている状況があるようであります。ただ、捕獲頭数については毎年増加をしているということなので、基本的には捕獲の頭数がふえればふえるだけ被害は減少する傾向にあるのかなと思っていますところではありますが、これだけの捕獲実績等があっても、市民の方からは被害の声がまだまだ聞こえてきているような状況があると思っています。最近は特にシカの被害についてもよく聞くところであります。

そこで、まずはこれまで人吉市のほうで行われてきた有効な捕獲方法、それから有効な被害防止対策、これについてはこういった取り組みをされてきたのか、これについてお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

まず、これまで本市が行ってきた有効な捕獲方法でございますが、猟銃、くくりわな、箱わななどの方法をとってきておりまして、今後におきましても従来どおりこれらの方法をとっていきたいと考えております。

また、有効な被害防止策ということでございますが、本市では平成22年３月に人吉市有害鳥獣被害対策協議会を発足し、平成22年度からは国の鳥獣被害防止総合対策交付金の推進事業交付金、いわゆるソフト事業の交付金を受けまして、防止策といたしまして追い払い用の

電動ガンや花火の購入、貸し出し用箱わな等の購入を行い、防除活動の手段の一つとして活用いただいております。さらに捕獲隊の高齢化や狩猟者の減少に対する措置といたしまして、狩猟免許取得時の講習に対する補助も実施してきております。

また、昨年度23年度からは、ソフト事業交付金に加え整備事業交付金、いわゆるハード事業交付金の交付を受け、ハード部門の整備を実施いたしております。その中でも侵入防止施設整備を重点的に進めていく方向で考えておりまして、昨年度におきましては約1,800万円の交付金を受け整備を行ってきております。内訳といたしましては、上原田地区に電気牧さく4,656メートル、古仏頂・木地屋地区のうち古仏頂地区に電気牧さく3,063メートル、木地屋地区にエレキネットさく1,390メートルの合計4,453メートル、大塚地区に電気牧さくとエレキネットさく1,421メートル、田代第1地区に電気牧さく3,390メートル、田代第2地区に電気牧さく5,920メートル、矢岳地区にフェンスさく7,260メートルとなっておりまして、市内6地区に計約27キロメートル、受益面積8万3,240アールにわたり侵入防止施設の整備を行ってきております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） かなり整備事業交付金の補助金を受けて、かなり電気牧さく等について侵入防止さくということで、かなりの距離を23年度補助をされたようであります。ただ、この電気牧さく等については、昨年市民の方から聞くところによりますとやっぱりなかなかおりてこなかったと、とにかくいつくるのかなというようなことで非常に上のほうから、国・県のほうからおりてくるのが遅くて、設置についてもかなり遅い時期に取り組んだというような状況があるようであります。これについては、最初の取り組みということでそういった状況があったかもしれませんが、やはりこういった事業交付金を受けて活用をしてこれだけの整備をするということは、かなりの対策につながるのかなと思ってるところであります。

そのような中で鳥獣被害防止特措法、これがことしの3月に改正されたようであります。ですので、こういった鳥獣被害防止特措法が改正された点、この点についてはどういった点が改正されたのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

鳥獣被害防止特措法の一部を改正する法律の概要についてでございますが、鳥獣被害防止特措法は、農山漁村地域における鳥獣被害防止のための施策を推進するために、平成20年2月21日に法制化されましたが、その一部を改正する法律が本年3月27日に可決成立いたしております。その主な概要といたしましては、まず住民に被害が生ずるおそれがある場合等の対処といたしまして、市町村の被害防止計画に定める事項に、対象鳥獣による住民の生命等に係る被害が生じるおそれがある場合等の対処に関する事項が追加されました。次に、市

町村長による都道府県知事への要請といたしまして、市町村長は市町村が行う被害防止施策のみによっては、対象鳥獣による被害を十分に防止することが困難であると認められるときは、都道府県知事に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる規定が新設されました。次に、国等が講ずる財政上の措置として、対象鳥獣の捕獲等を初めとする被害防止施策の実施に要する費用に対する補助が明記されました。次に、捕獲した鳥獣の食品としての利用等として、国等が講ずる措置に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を図るために、必要な施設の整備充実、技術の普及、加工品の流通の円滑化が明記されました。次に、捕獲等にかかわる人材の確保に資するための措置として、国等は狩猟免許及び猟銃所持許可を受けようとする者の利便の増進に係る措置を講ずるよう努めるとともに、捕獲報償金の交付や射撃場の整備等の措置を講ずるよう努める旨が明記されました。最後に、技能講習に係る規定の適用除外として、一定の要件を満たす鳥獣被害対策実施隊員につきましては、当分の間それ以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する一定の要件を満たす者については、平成26年12月3日までの間、銃砲刀剣類所持等取締法の技能講習に係る規定の適用が除外されました。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 基本的には6点ほどが改正をされたというようなことであります。この6点の改正については財政支援、それから権限移譲との関係、それから人材確保、そういった財政支援とか権限移譲とか人材確保をする上でどういうふうに措置をするのかということで、新たな取り組みとしての措置が今部長の答弁がありましたような部分が追加をされたようであります。非常に取り組みやすいような部分がかかなり改正されたのかなというふうに思っているところでありますが、このような国からの支援がかかなり受けやすいような状況等もありますが、今回のそういった改正された点において、人吉市が取り組むことができるようなものが新たにあるのかどうか、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

鳥獣被害防止特措法の一部改正により、人吉市として新たに取り組める部分はということでございますが、現在、本市には8捕獲隊と二つの専従捕獲隊がございまして、有害鳥獣被害が発生するおそれがある時期に、捕獲ができるよう許可証、従事者証の交付を行い、いつでも出動できるようにしておりますが、より市民の方々の迅速な要望におこたえしていくために、本市では現在、鳥獣被害対策実施隊の発足に向けて準備を進めているところでございます。また、本年1月に発生いたしましたイノシシによるものと思われる死亡事故が発生しましたが、この改正により住民の生命、財産を脅かすような緊急的な状況になった場合に、より迅速な対応ができる体制が今後構築できるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 鳥獣被害対策実施隊の発足に向けて、今準備を進めておられるというように答弁をいただきました。今までの答弁の中では、こういった特措法が制定されてからこの鳥獣被害対策実施隊についてどうなのかということで質問もあっておりますが、その当時はなかなかそのメリットがないというように見送られて、今現在ある捕獲隊、もしくは駆除隊で運用していくというように、今まで答弁があっていたように思っているところであります。ただ、今回の改正によってこういった実施隊を結成することによって、非常にいろんな優遇措置が得られるというように、今回そういった準備をされていらっしゃるんじゃないかなと思っていますが、やはりこういった国の法律が改正される中で、そのような優遇的な措置を取り組むというのは非常に重要なことだと思いますので、ぜひこういった部分については早急な取り組みをお願いをしたいというふうに思っているところであります。ただ、新たに追加された部分についても、非常にその国の支援等がかなり、財政支援等についても具体的な項目等について明確化されておりますので、こういった国の財政支援等についても引き続き、電気牧さく等の設置等についても引き続き要望等があれば取り組みをお願いしたいなと思っていますところであります。

こういった取り組みについては、それぞれの市町村で取り組みをしているというふうに思っておりますが、やはり市町村単位での取り組み、それも重要だと思いますけれども、やはりこれについては山はずっとつながっておりますので、それぞれの隣接する市町村との連携についても重要な取り組みの一つになるのではないかなというふうに思っているところであります。そういったところで、近隣市町村との取り組み状況、これについてはどのように今取り組みをされていらっしゃるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

近隣市町村との連携についてでございますが、人吉球磨地域には現在、球磨地域野生鳥獣被害対策協議会、球磨地域有害鳥獣捕獲対策協議会の二つの協議会がございまして、これらの協議会を通じ、近隣市町村との連携を図ってきております。また、近年特に被害が増加しておりますシカ対策につきましては、鹿児島県、宮崎県との県境対策といたしまして九州脊梁山地シカ広域一斉捕獲推進会議が毎年8月に開催され、県境一斉捕獲を毎年10月に実施してきております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今答弁いただきましたように、近隣市町村とはそういった二つの対策協議会、それから近隣の隣接する県境を含む分については、九州脊梁山地シカ広域一斉捕獲推進会議といったような協議会の中で取り組みをされてるようであります。ただ、こういった協議会を見ても、一つの市町村で連携をしながら協議会の中で会議をしながら話し

合いをすることは非常に重要なことだと思ってます。ただ、この協議会が恐らくは関係者だけの協議会になってるんじゃないかなと思ってるところなんです。ですので、今後やっぱり例えばシカ対策等についてもいろんな取り組みをする場合には、それぞれの近隣市町村との連携をとり合って取り組むことが非常に重要じゃないかなというふうに思っているところでもあります。また、専門家とかアドバイザーとかそういった方たちを呼んで意見を聞く、これも有効な対策の一つになるんじゃないかなと思っております。そういったところで、こういった協議会も重要だと思いますが、例えば近隣市町村との連携とか情報交換、もしくはそういった専門家とかアドバイザーを呼んでの意見交換会など含めて、これにはそういった市民とか住民の方も参加するような形でシカサミットのような、こういったみんなで一同に対策等を協議し合う、また意見を出し合う、そういった場をつくってみてはどうかというふうに思うところでもあります。そういった対策に取り組むことによって、それぞれの共通理解が深まるし、それぞれいろんな情報の共有ができますので、有効な手段の一つになるのかなとも思いますが、こういった取り組みについて市長としてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君） 皆さん、こんにちは。笹山議員の御質問にお答えします。

県境市町村といわゆるシカサミットのようなものを人吉市が中心となっていくことはできないのかという御質問でございます。近年の全国規模の有害鳥獣被害の増加を考えますと、一自治体だけでそれが解決できるというのは、これはだれしもおのずとわかることでございまして、実はこれはもう九州全域でこのことを協議していかなければならない、対策も立てていかなければならない、問題を解決していかなければならないと考えているところでございます。先ほどの経済部長の答弁にもありましたように、熊本県、宮崎県、鹿児島県、大分県の4県の自治体及び九州森林管理局等で構成する九州脊梁山地シカ広域一斉捕獲推進会議というものがございまして、県境での広域一斉捕獲もその一つでございまして、今後もこの会議を中心としました県境市町村の連携強化に努めてまいらなきゃならないというふうに思っているところでございます。ただ、この会議の構成ということでございますが、これはまたその会議にもお諮りしてまいりたいと思いますし、実効、実績が上がるようなメンバー、いわゆる専門家またはアドバイザーまたは狩猟者、または捕獲隊、さまざまな方々の連携をもとにこの会議を膨らましていくということが重要ではなかろうかというふうに思っております。その音頭といたしましては、熊本県にも働きかけまして人吉市のほうから情報を発信していくというのも一つの手段だろうというふうに考えておりますので、今後検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 確かにそれぞれの広域的な連携に取り組むことが非常に重要だと思い

ますが、今市長の答弁の中にありましたように、九州脊梁山地シカ広域一斉捕獲推進会議、非常にこう長い呼び名で何なのかわからないような状況にあります。例えばこういった推進会議の名称を、例えばシカサミットというように名称をわかりやすく置きかえて、そしてこういった会議を進めていくということも一つの手段なのかなというのも思うところであります。ぜひ人吉市が音頭をとっていただきながら、やはりこれは広域的に連携を図っていく、そういった必要があると思いますので、ぜひそういったことを検討していただきますようお願い申し上げまして、一般質問を終わっていきたいと思います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。14番議員の田中哲でございます。先週8日金曜日に人吉市を含む北部九州も梅雨入りしたそうでございますが、これから本格的な大雨を前にして大きな水害等発生しないように祈念をしたいとこのように思っております。

今回は1点目に工兵隊跡地と2点目に高校再編問題についてを通告しております。それぞれ一般質問の通告書の要旨に沿って質問をしたいと思います。

1点目の工兵隊跡地についてでございます。工兵隊跡地といっても、市民の皆さんの中で年配の方は御存じの方もおられるやもしれませんが、特に若い世代の人たちは全くといって御存じないと思います。昭和30年代の後半ぐらいまで、私たちは下戸越町にございます現在の三日原団地のことを何のためらいもなく、大人たちから聞かされたように兵舎、兵舎と呼んでおりました。兵舎、つまり軍隊用の建物、宿舍のことでございます。昭和40年ぐらいから現在の団地に建てかえられたところから、三日原団地と呼びかえるようになったと記憶しております。このように昭和30年代、三日原団地になる以前は当地を工兵隊跡地として兵舎と呼んでおりました。今回の質問で、項目には兵隊跡地といたしておりますが、質問の前半は現在の三日原団地の抱える問題として、後半はさきの大戦の史実的見地から質問してまいりたいと思います。

この三日原団地の問題は平成16年6月議会で質問をいたしておりますが、当時の答弁では、今後の市営住宅の計画では、人吉市の人口減少及び少子高齢化の状況を踏まえて建てかえの計画はないとの答弁でございました。私も人口減少が続く中、市営住宅の需要と供給のバランスから当然の成り行きかなと思っておりましたが、しかし、当時からしましても住宅の老朽化と空き家が特に目立つようになっております。また、今議会の冒頭、田中市長は所信表明の中で、既存ストック住宅の効率的かつ有効な更新とライフサイクルコストの縮減及び事業量の平準化につなげるため、公営住宅等長寿命化計画を策定したと述べられました。その計画の中で市が管理する公営住宅などについて団地別、住棟別状況を整理し、今後10年間における活用手法を判定し、その活用手法としては国土交通省の策定指針に基づき、維持管理、修繕及び改善、建てかえ、用途廃止の四つの手法に判定すると述べられました。その中で建

てかえ、用途廃止と判定した市営住宅については住宅事情、市民の意向、福祉施設の状況、低所得者対策、また高齢者対策等の調査結果に基づき、人吉市住生活基本計画の策定の中で検討すると述べられております。

そこで1回目に、この三日原団地、昭和40年代の建設だったと思いますが、正式には何年の竣工でどのくらい経過しているのかお尋ねいたします。それに現在、三日原団地の入居戸数はどのくらいで、入居率はどのくらいか。1棟ごとの入居戸数は。それに現在も入居希望がっているのか。また、平成16年6月の議会では建てかえの計画はないとの答弁でございましたが、三日原団地を今度の計画の中ではどのように位置づけられておられるのか、用途廃止も念頭においておられるのかをお尋ねいたします。1回目終了します。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

三日原団地は、住棟は8棟ありまして別に集会所が1棟建っております。1棟ごとに説明いたしますと、A号棟が昭和40年建築、管理戸数4戸に対し現在入居者なし、入居率ゼロ%となっております。B号棟が昭和40年建築、管理戸数4戸に対し現在入居戸数が2戸、入居率が50%となっております。1号棟が昭和45年建築、管理戸数6戸に対し現在入居戸数が4戸、入居率が約67%となっております。2号棟が昭和43年建築、管理戸数6戸に対し現在入居戸数が4戸、入居率約67%となっております。3号棟が昭和43年建築、管理戸数6戸に対し現在入居戸数4戸、入居率約67%となっております。4号棟が昭和44年建築、管理戸数6戸に対し現在入居戸数が5戸、入居率約83%となっております。5号棟が昭和44年建築、管理戸数6戸に対し現在入居戸数が4戸、入居率約67%となっております。6号棟が昭和45年建築、管理戸数6戸に対し現在入居戸数が3戸、入居率が50%となっております。全体では管理戸数44戸に対し入居戸数が26戸で、約59%の入居率となっております。経過年数といましては、42年から47年経過いたしております。入居希望につきましては、現在募集停止をしておりますのでございません。

今後の計画でございますが、平成23年度に策定いたしました人吉市公営住宅等長寿命化計画では、老朽化が激しく計画期間中にすべての建物の耐用年限が過ぎてしまいますので用途廃止、非現地建てかえの方針となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 用途廃止も考えておられるとのことでございますが、現在入居者、それと地元住民の方にも市の方針の周知をお願いしておきたいと思います。

2回目でございますが、この空き部屋が多くなっているということで、住宅にお住まいの皆さんや近所の住民の皆さんも心配されております。空き部屋が多くなりますと当然のごとく住宅の傷みも早くなりますし、また近所の住民からすると犯罪や火事の心配も出てきます。空き部屋によっては玄関ドアも壊れかかっていたり、室内をのぞくと天井が垂れ下がってい

るところもございます。それに市道戸越湯の本線から分岐いたしまして、この三日原団地へ進入する市道三日ヶ原地内第3号線及び第4号線の各延長約210メートル区間は、道幅も狭く先は行きどまりでございます。途中の抜け道也没有。緊急車両の進入にも大変不便でございます。以前に団地火災の折、往生した記憶もございます。団地住民ばかりでなく付近の住民からも道路改良の強い声もあります。

そこで、この三日原団地の空き部屋の管理対策はどうされているのか。それと現在の防火設備はどうなっているのか、基準は満たしておるのか。また、市道三日ヶ原地内第3号線及び第4号線の延長約210メートル区間の改良工事ないし離合箇所の設置等はできないのかをお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

空き部屋につきましては、現在では施錠して管理をいたしております。防火設備でございますが、敷地内に防火水槽を設置し、現在入居されている部屋には全居室火災報知器を設置しておりますので、長屋形態の住宅としては防火基準を満たしております。

次に、接続する市道三日ヶ原地内第3号線及び第4号線の改良工事、または離合箇所の設置はできないかというお尋ねでございますが、市道三日ヶ原地内第3号線及び第4号線につきましては、幅員狭小で迂回路もないために拡幅改良は大変困難な状況でございますので、離合箇所の設置について今後検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 市道の離合箇所の設置については、これは地元住民の強い要望でもございますので、早急の対応を要望しておきたいとこのように思っております。

3回目でございますが、ただいま部長答弁にもありましたように、この三日原団地は昭和40年代に建てられたということでありますので、当然耐震性もないということでございましょう。このまま空き部屋で放置することは防火・防犯面、それに管理面からも問題があると思われませんが、この空き部屋が多い老朽化した棟から、比較的新しい棟へとといったように住まいを移すように市当局から勧めることはできないのか。それと空き部屋をなくすために、入居者の中には親子で別住まいを希望されておられるところもあると聞いておりますが、そういう希望があった場合にそういった入居ができるのかどうかお尋ねします。それに平屋建ての棟のA棟、B棟のように特に老朽化した住宅を段階的に取り壊し、防火、防災の広場等への考えはないのかどうかお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

三日原団地での住みかえについてでございますが、市営住宅は住宅に困窮している方へ住居を提供しておりますので、基本的に同団地内での住みかえは原則認めておりません。また、世帯の一部の方が空き部屋への入居希望をされる場合につきましては、先ほどお答

えいたしましたとおり、現在募集停止をしておりますので他の市営住宅に入居申請されますようお願いしたいと考えております。

次に、防火、防災広場の整備についてでございますが、現在入居されている方がおられますので、今後計画に沿って整備を進める中で検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 防火、防災広場の整備もぜひ今後の計画の中で検討いただきますように要望したいと思っています。

次に3回目でございますが、次の質問に関する写真のコピー3枚を事務局に預けておきます。興味のある方はごらんいただければなと思っております。この三日原団地のことを昭和30年代まで兵舎と呼んでいた理由が戦前工兵隊の兵舎だったからと申しましたが、私の調べたところでは、旧陸軍の第6師団の工兵第6大隊、後に連隊となったそうでございますが、この工兵隊は普段は熊本市の江津湖や加勢川で渡河——川を渡る、それに架橋——橋をかける訓練をしていたそうでございますが、年に何回かは人吉市に来てこの急流の球磨川で訓練をしていたようでございます。兵舎はそのための宿舎用の施設だったそうでございます。この建物は、大正13年に起工し同年に竣工したということでございまして、昭和30年代までは、私たちが子供のころよく遊びに行っていたころまでは、約100メートル近くの木造平屋建ての建物が3棟ございまして、それぞれに2カ所の渡り廊下を持ち、イメージとしては昔の小学校みたいな建物でございました。水道設備もあり大きな炊事場もあったと聞いております。それに立派な連絡将校用の舎監があったということでございます。また、戦前までにはこの一段低い球磨川に面したところには訓練に当時使用する舟、鉄製の舟を格納する舟艇庫もあったということでございます。当時を知る人によりますと、人吉駅にはこの鉄舟を乗せた貨車専用の引き込み線もあったとのことでございます。当時を知る資料としては、この兵舎の起工、竣工それに大工棟梁と施工会社を書いた家の棟上時に棟木に取り付ける棟板、それに兵舎の全景写真、鉄舟を運ぶ写真、また木山の渚、矢黒の渚での煙幕を張っての渡河訓練、それと仮設の橋の架橋訓練の写真、それに現地に陸軍と記した境界標石が2基ございます。これらは当時を知る人、地元で歴史を研究されている方、それに兵舎がございました付近の人に確認しております。先ほど紹介しました写真のコピーの1枚には、工兵隊の兵舎の全景が写っております。現在の三日原団地の前身でございます。ほかの2枚の写真は、城内の横の木山の渚での工兵隊による渡河・架橋訓練とともに昭和15年撮影と聞いております。しかし、この戦争の激化とともに工兵隊の人吉市での訓練も行われなくなり、この兵舎は昭和17、18年ごろから戦争が激しくなしまして、沖縄あたりからの民間人の疎開者用の住宅として使用され、昭和20年からは今度は外地からの引揚者の住宅として使用されてきた経過がございます。私の友達にも沖縄の出身者がいましたし、優秀な引き揚げ家族の友達もたくさんおり

ました。懐かしくも思いますが、そのほとんどの人たちが昭和30年までに人吉市を離れていかれたようでございます。その後、昭和40年代に入り、現在の市営住宅の建設が始まったと記憶しております。そういうこの工兵隊の人吉市での歴史、資料、そして兵舎の戦前、戦後の役割、特に終戦間際の疎開者及び終戦の引揚者用の住宅としての役割に関する資料が特に見当たりません。人吉市編さんの人吉市史にも記述がございません。

そこで、最初にこの兵舎から市営住宅への変遷の過程で、いつごろこの陸軍省の兵舎から疎開者及び引揚者用の住宅、それがまたいつから現在の市有財産になったのか。そういった関連の資料はあるのかどうか。あるとすればどこで保管されておるのか。市民の方で当時の写真等の資料を持っておられる方は把握できているのか。特にこの終戦間際の疎開者、戦後の引揚者の記録や写真、資料等は存在するのかどうかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

まず、市の所有への変遷でございますが、昭和26年1月24日に市議会におきまして、国有財産払い下げの申請について審議がなされ、議決をされております。国からの取得は昭和26年2月27日の記録があり、昭和27年7月2日に陸軍省名義から本市へ所有権移転の登記がなされております。資料につきましては、議会と契約管財課に保管してあったものでございます。議員御指摘の工兵隊宿舎の建物につきましては、私どもにあります資料といたしましては、平成23年3月に「戦争体験と平和への思い」緊急調査事業を行いました折に、戦争を実体験された方々から資料収集をいたしまして、「戦争体験と平和への思い」という本を発行いたしましたが、その付録である人吉市の太平洋戦争時下マップの中で工兵廠舎として記載いたしているところでございます。兵舎からその後、疎開者や引揚者用の住宅として利用されてきたことは聞き及んでおりますが、工兵隊の歴史や終戦間際の疎開者並びに戦後の引揚者の記録や資料などにつきましては、当時から住んでいらっしゃる方も既になく、建築住宅課や図書館など関連すると思われるところに問い合わせいたしましたが、当時の関連記録は確認できませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま答弁いただきましたように、終戦、戦後の混乱時期のこともございますので、なかなか記録、資料等も出てこないだろうと思っています。当然市としての対応も限界があることは承知しておりますが、それでも私が調べた中で戦前のこの兵舎含めた写真とか竣工した当時の棟板、境界標石も確認しているところでございます。疎開者や引揚者の記録は厚労省の援護局関係だろうと思います。そこまで求めるものではございませんが、町内には当時のことを知っておられる方もおられます。そういう皆さんも高齢の方ばかりでございますので、今の時期を逸すればもう機会はないと思います。そういう聞き取り調査を含めて本格的な調査を1回ぐらい行っていただきたいと、このことを要望しておき

ます。

5 回目でございますが、私は現代史の中の人吉市を史実として後世にも正確に残すことが重要だろうと考えております。先日、あさぎり町上の神殿原飛行場跡の掩体ごう跡地、これは飛行機を隠すごうでございますが、この調査を民間の人たちによって調査されたと聞いております。そこは本土決戦用の陸軍の秘密裏の飛行場だったと聞いております。また、現錦町の本上にありました高原飛行場、ここは旧海軍の予科練を養成する人吉海軍航空隊があったところで知られております。また、この市役所の上の原城には留魂の碑という記念碑もございます。しかしこの下戸越町にありました工兵隊の兵舎は、あさぎり町の神殿原飛行場や錦町の高原飛行場のように純然たる軍事施設ではなく、工兵隊の訓練施設の宿舎として使用されていたということでございます。しかし、昭和20年3月28日には高原飛行場が艦載機の爆撃を受け軍関係の9名と住民4名の方が亡くなったと聞いております。犠牲者はなかったものの、このあさぎり町の神殿原飛行場も下戸越町にございました工兵隊の兵舎も艦載機の機銃掃射を受けたと聞いております。このことはさきの大戦中、人吉市も大きな都市や戦略的地域と同様に大きな戦火は免れたものの直接的攻撃、戦火に無縁ではなかったということではないでしょうか。また、この下戸越町にございました工兵隊の兵舎が、終戦間際には疎開者を受け入れ、戦後は外地の引揚者を受け入れていたということは、これは戦後の新生日本の復興の一翼を担った場所でもあったということでもございます。そういう施設、場所がこの人吉市にあったということを広く市民の皆さんに知ってもらい、後世に伝えていくことも大切であろうとこのように思っております。

そこで、まだ当時を知っておられる方もおられます。写真等の資料もまだ残っているのではなかろうかなと思っています。そこで、この資料、遺物の散逸や消滅を防ぐためにも調査、研究していただければなと思いますがいかがでしょうか。方法としては市民の皆さんに呼びかけ、市民の皆さんに協力いただくこともその方法だろうと思います。そしてできましたら集まった資料、写真等を図書館、資料室かコミセンあたりに資料室もしくは資料展示コーナーとして設けることはできないのか、検討いただければと思っております。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

歴史的事実としての調査、研究となりますと教育関係の分野になろうと思いますが、また地元学の立場からもその地域に住んでいる方々が、自分たちが住んでいる地域の歴史を検証していただくということも大切であろうかと存じます。写真や資料がどれだけあるかわかりませんが、学校やコミセンに写真や資料を展示し活用することも考えられるところでございます。私も今回の質問を受けて、地元の歴史研究者の方をお尋ねしてお話を伺い、資料や写真等も拝見させていただきました。その方は県立図書館等にも足を運ばれ、工兵隊の熊本市における活動の資料などもお持ちでございました。しかしながら、これ以上の資料収集は困難だろうということでございました。特に終戦間際に疎開された方、戦後の

外地から引き揚げてこられた方についての資料収集は難しいのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま部長答弁にございましたように、できましたらこの地元の歴史研究者の方々にも御協力いただき、できる範囲の調査、研究をお願いできればなと思っております。そして残っている記録、資料等の散逸を防ぎ後世に伝えるために、資料展示コーナー等の検討をいただくように要望しておきたいと思っております。

最後になりますが、答弁いただきましたように三日原団地は、今後の市営住宅の計画の中で縮小されていくものと思っております。そこで、現在の団地内の広場もしくは取り壊し後の一角にでも工兵隊兵舎の記念碑、また終戦間際の疎開者の住居跡地及び終戦後の引揚者の住居跡地ということで、当時の労苦を思い、新生日本の復興の一翼を担った場所として記念するために記念碑を建立できるなら、ここから全国に立っていかれた方々の当時をしのび、懐かしく思い来訪される方もおられるやもしれません。それ以上に、現在に生きる私たちが戦前、戦後の史実を事実として認識し、疎開者や外地引揚者の苦労に敬意を払い、次世代に引き継ぐことは、これは当然の責務であろうとこのように思っております。現代史の中にぽっかり開いたようなこの戦中戦後の混乱期の1ページを少しでも後世に伝えるために、そのことを具現化するには記念碑の建立は大変有効であろうとこのように思っています。そこで、最後に田中市長にそういった記念碑の建立についての考えをお尋ねしてみたいと思っております。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

本市内にございます太平洋戦時下の建物や当時の状況につきましては、本市がまとめた「戦争体験と平和への思い」の付録マップに一段として掲載しているところがございます。また、市内にあります太平洋戦争の記念碑といたしましては、先ほど田中議員が申されましたとおり原城の件は望岳苑のことと存じますが、あの場所には元文部大臣の坂田道太氏の揮毫による留魂の碑と真珠湾攻撃の際に航空参謀で戦後参議院議員をされた源田実氏の揮毫による追悼の碑がございます。また、相良護国神社の石橋のたもとには慰霊碑ではございませんけれども、駆逐艦秋月会の関係者の皆様による木柱がございますし、永国寺には予科練関係者の皆様が若鷺之碑を建立されているところがございます。いずれも関係者の方々により建立されたものでございます。太平洋戦争以外でみますと、戦争の記念碑といたしましては西南戦争の記念碑が一番多く、林鹿寺には勝海舟の揮毫による慰霊碑や永国寺に本陣を置いた西郷隆盛の碑もございますし、市内各所には観光目的で建てられました西南戦争にゆかりの地の案内看板が数多くございます。

まず、記念碑的なものを考えた場合、どのような分野から考えなければならないのか目

的をはっきりしていくこと、必要性を考えなければならないと考えているところでございます。また、三日原団地につきましては用途廃止という方針でございますので、廃止の時点で今後の利用を検討する中で、今後のことも検討に入れたところで歴史的な価値から必要なのか、教育的立場から考えるのか、または関係者の皆様方の思いはどうか、今後検討をしてみたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） できましたら資料コーナー、そしてこの工兵隊の兵舎、これが歴史的に見ますと終戦間際、そして戦後の新生日本の一翼を担った場所でもあると。こういう観点からよそのちょっと施設と違うんではなかろうかなと私は考えているところでございます。そういった意味におきまして、記念碑の建立もぜひ検討いただきますように要望しておきたいと思います。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時14分 休憩

午後1時20分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）  
14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、次に高校再編問題についてお尋ねいたします。

市民の方から球磨商業高校に通わせているが、高校はなくなつとですかねと尋ねられたり、多良木高校のOB宅には文書で高校存続への協力を呼びかけられているとのこととであります。また、錦町に行きますと、球磨商業高校の存続を呼びかける大きな看板を目にするが、どうなっているのですかとよく尋ねられます。人吉市からも高校生が主にくま川鉄道を利用し多良木町にあります多良木高校、あさぎり町の南稜高校、錦町の球磨商業高校に通っていると思います。高校があります地元自治体の問題ばかりでなく、少なからずとも人吉市そして球磨郡が一体となって直面する問題であろうと私は考えております。

そこで1回目に、高校再編問題の背景と熊本県の方針、それに3高校の特色と生徒数の現状はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） こんにちは。それではお答えいたします。

まず初めに、熊本県教育委員会が策定しております県立高等学校再編整備等基本計画によりますと、学習選択幅拡大の流れ、市町村合併の進展及び少子化に伴う県立高校の小規模化の進行の状況を背景に、今回の高校再編への取り組みとなったようでございます。このような状況変化の中、適切な切磋琢磨の中で生徒の興味、関心、進路等に応じた幅広い科目が学習できる、あるいは大人になる直前の段階において人間の幅を広げ自我を完成さ

せていくために、さまざまな教師や生徒との出会いが望まれるといった高校段階で求められる教育環境をしっかりと確保するといった方針のもと、計画を策定しておられるようでございます。

次に、3高校の特色と生徒数の現状ですが、各学校のホームページを参考にしてお答えをさせていただきます。

まず多良木高校におきましては、大正11年に開校した歴史と伝統を誇る全日制普通科の高校でございます。「志高く キラリ輝く 『多高生』～夢・汗・涙“感動体験”～」をキャッチフレーズに、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を通して、進路目標を達成させるために学力向上を中心とした取り組みを行うとともに、社会が必要としている人材の育成を目標とした生徒数296名の高校です。

次に南稜高校ですが、明治36年に開校した人吉球磨地区の高等学校では最も長い歴史と伝統を持つ高校です。当初は、農業関係専門学科の高校としてスタートしましたが、現在の多様化する教育的ニーズを受け、普通科総合コースを加え農業分野だけでなく幅広く人吉球磨の将来を担う人材を輩出するために、特色ある教育活動を実践されている生徒数441名の高校です。

最後に球磨商業高校ですが、昭和47年の県下2番目の独立商業高校としてスタートし、総合ビジネス科、情報処理科、国際教養科を有し、生徒の人格形成となる人間教育と日商簿記の資格取得と普通高校では不可能な実務能力を身につける実学教育を通して、グローバル化した21世紀の社会を生き抜く力をはぐくむことを目標とした生徒数393名の高校でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 2回目に、新聞報道等によりますと、地元自治体は活発に県教育委員会に高校存続の要望書を提出されているようでございます。新聞の報道等によりますと多良木町などで行う上球磨に高校を残そう協議会、これは会長が松本照彦多良木町長がされているそうですが、3月6日に多良木高校存続を求める要望書を県の教育委員会に提出され、その中で「上球磨地区に1校しかない高校がなくなると地域の活性化に大きなマイナスになる」と訴えておられ、また錦町は、森本完一町長らが球磨商業高校存続を求める嘆願書を県の教育長と県知事あてに提出されたということでございます。あさぎり町も2月17日に愛甲一典町長らが南稜高校存続を求める要望書を県の教育委員会に提出されたとあります。その後、球磨郡町村会でも3校すべての存続を求める嘆願書を県教育長に提出されたそうでございます。その中で松本会長は、「毎年この人吉球磨から100人を超す生徒が郡市外の高校に進学している。地元の高校にとどまっていただくためにも特色と魅力ある高校に」と要望したとございます。このように地元自治体は、高校の廃校に大変な危機感を持って連携し運動

を展開されているようでございます。

そこで、地元自治体の対応と人吉市との連携はどうなっているのか。また、県の教育委員会による地元説明会は予定されているのかどうか。もし再編されるようになればどういう予定で進むのか。それと、3高校ともそれぞれが先ほど答弁いただいたように高校生の選択肢に対応した伝統と特色ある教科、コースを持っていますが、再編されるとそういう教科とかコースは他の高校が引き継ぐのかどうかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

議員からお話ありましたように、自治体ごとには地元高校の存続を求める運動を推進されており、全体としては球磨郡町村会において3校すべての存続を求める嘆願書を県教育長あてに提出されております。そのような状況の中、人吉市に対し球磨郡の各町村から特に連携ということを求められるということではございませんで、現在のところ特段の対応は行っていないところでございます。地元説明会につきましては、熊本県教育委員会による県立高等学校再編整備等基本計画に関する説明会が本年1月にあさぎり町、多良木町、錦町の3町で、小中学校保護者及びそれぞれの高等学校の保護者を対象として行われております。今後につきましては、説明会での御意見、各種要望等、県議会での議論等を踏まえて基本計画に基づき後期実施計画案の策定を進め、その後実施時期については未定ということですが、各町村での説明会を再度開催する予定であるとのことでございます。また、再編後の学科、コースに関しましては、県立高等学校再編整備等基本計画において3校を2校に新しい学校として発展的に再編、統合し、現在の学科を基本とするか現在の学科を生かした総合選択制、または総合学科を導入とうたってあるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいまの答弁で地元説明会も地元の保護者を対象に行われているようでございますが、人吉市でもこの高校再編を心配されている方もおられます。ぜひ人吉市でも開催していただきますように、県のほうに働きかけをしていただきますように要望しておきます。

3回目でございますが、昔は人吉市からも南陵高校の前身でございます球磨農業高校、それから多良木高校、それに球磨商業高校と3校それぞれ特色ある高校に多くの高校生がくま川鉄道の前身であります湯前線を通っておりましたが、現在その3高校への人吉市からの就学率はどうなのか。それと人吉市からの3高校への高校生の通学形態はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

各学校に問い合わせしましたところ、多良木高校におきましては22名で就学率は約7.4%、南陵高校においては112名で25.4%、球磨商業高校では140名で35.6%となっております。

通学形態については3校とも自転車やバイクで通学する生徒がごく少数で、ほとんどの生徒がくま川鉄道を利用して通学しているとのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 最後でございますが、ただいま答弁いただいたこの3高校の就学率で、多良木高校の人吉市よりの就学率は、以前からすると意外に少ないなといった感じでございます。答弁いただいたように22名で約7.4%ですかね。それと南稜高校が112名の25.4%、球磨商業高校が140名で35.6%ということで、市町村別就学率でも人吉市からが最も多く高校生がこの3校に就学しているのではないかなとこのように思っております。しかもそのほとんどの高校生がくま川鉄道を利用しているということでもございます。現在、財政的に危機的状況にあるくま川鉄道の存続のためにも、人吉市としても地元自治体と連携、または協力していく上でも大変重要であると思います。それに人吉市からの3高校を目指す受験生の選択肢を維持するためにも、何らかの人吉市としての行動を起こすべきではないかなとこのように私は思っておりますが、田中市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

この高校再編は、県教育委員会が学習選択幅拡大の流れによって市町村合併、少子化に伴う学校の小規模化の進行に伴い計画されているところでございます。先ほど部長が答弁したとおりでございますが、人吉球磨の子供たちの将来を決定する非常に大事で重要な課題でございます。人吉球磨の未来社会の選択という点でも重要であるというふうに認識いたしているところでございます。計画どおり3校を2校にした場合、学校の生徒数の増加により社会性の育成、生徒同士の切磋琢磨による学力の向上、学習選択幅の広がり等々メリットがあると言われているところでございます。人吉市といたしましても関係自治体と連携して行動を起こすべきではとの御指摘でございますが、確かに人吉市からも多くの生徒が通学をいたしておりますし、また御指摘のとおりくま川鉄道の利用促進という観点からも非常に気になるところでございます。卒業生の方々の母校に対する思いとこういうものも非常に強いものがあるというふうにも認識しているところでございます。今後、さまざまな角度から論議され望ましい高校教育の環境整備に向けて人吉球磨全体で話し合いを行い、意見を述べながら取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ここはぜひとも地元自治体と連携、協力して3高校の存続のために田中市長に行動を起こしていただきますように強く要望いたしまして、一般質問を終了いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7 番。松岡隼人議員。

○7 番（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、こんにちは。7 番議員、新・九州相良クラブの松岡隼人です。昨年6月に三倉美千子議員、大塚則男議員、村口隆議員と私の4名で会派を結成いたしました1年がたちました。我々新・九州相良クラブは、1年間に意見交換会を市内全域で計25回開催、市政だよりを議会ごとに計4回発行、10項目について視察、研修を実施、また頻繁に勉強会を行っています。意見交換会を通して、我々が市民からいただく声の中に何のために事業をしているのか、その効果はどうなのかといったものがありました。このような声を受けて、具体的な説明をしっかりと果たしていないと反省をいたしました。また、ありがたい意見の中に、本音で話せた、中身の濃い議論ができたというものもありました。これぞまさに我々のクラブが目指している姿であり、市民と本音で議論することが市政発展へ向けての初めの一歩だと実感をいたしました。今後も我々は市民の一番近くに出向き、議論のテーブルを準備し、情報を乗せて御意見をいただき、議論を深め、それを政策へと転換し提案することによって市政発展に寄与してまいります。今回もメンバーは全員質問を行います。意見交換会等を通して市民からいただいた声をもとに調査、研究し、政策として御提案させていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は4項目について通告をいたしております。まず観光が地域に及ぼす経済効果について。次に学校図書館の充実について。そして通学路の危険箇所の把握と対応について。最後に議第37号、7款、1項、2目商工業振興費についてです。

まずは、観光が地域に及ぼす経済効果についてお尋ねをしてまいります。本年に入ってから青井阿蘇神社を初めとする市内各地の神社の初詣を皮切りに、本市ではひとよし春風マラソン、人吉梅まつり、おひな祭り、SLのお出迎え、相良三十三観音春の一斉開帳、海棠まつり、お城まつり、山勢松韻先生の公演、千玄室大宗匠による青井阿蘇神社による献茶式、お庭御覧Ⅱ、球磨川下りやラフティング等々で多くの人が訪れています。平成22年度の人吉市の観光客数は約96万9,000人、そのうち日帰り客が約78万4,000人、宿泊客が18万4,000人でした。人吉球磨全体を見てみますと、トータル294万7,000人のうち日帰り客が271万1,000人、宿泊客が23万6,000人です。この数字を見てみますと、人吉球磨で動く方の3分の1が人吉市ですが、宿泊に関してはその多くが人吉市だということがわかります。平成23年1年間では、人吉市のみで120万人を超えたというふうに市長がいろんな場所でお話されているのをお聞きいたしておりますので、平成24年度はさらに増加しているものと予測されます。これは官民協力してイベントを開催したり、おもてなしをしたりして交流人口増加に向けて人吉市民全体で汗を流している成果だと思います。「人吉市には何のあつとな」という地域外の人からのお尋ねに対して、「何もなかばい」と江戸時代から続いてきた人吉市民の決まり文句を言う人は相当少なくなったのではないのでしょうか。「SLの来よっばい」、「国宝

の青井神社のあっぱい」、「有名か人もいっばい来よんなっし、テレビにもよう出ることなつたばい」、「最近はやか庭のあつともわかつたげな」と地域の資源を地域の人が深く認識し、地域に誇りを持つようになってきていると思います。このように観光は経済効果のみにかかわらず、地元民が地域の価値を再認識することにも大きな役割を果たしていると考えます。この積み重ねが文化であり歴史であると思います。守るものと変えるもの、何を守るべきか、何を変えるべきか、そういうことを気づかせてくれるのもまた観光と言えるのではないのでしょうか。

観光と言いましても議論をするにはとても大きな議題です。少し考えただけでも観光とイベント、観光とスポーツ、観光と教育、観光と歴史・文化、観光と健康、観光と都市計画、観光と景観、観光と公共交通機関、観光と補助金、観光と農業、観光と自然など、その切り口は多岐にわたります。その中で今回私は観光が地域に及ぼす経済効果、この1点に絞って議論をさせていただきたいと思います。市長は、日ごろから観光で食べられるまち、農業で食べられるまち、企業誘致で食べられるまちの3本柱を都市経営の中心に据えて、市政運営を行われていると理解しています。この3本柱を手段に地域外に物を売って外貨を得たい、地域外から地域に来てもらってお金を落としていただきたいという市長の思いは、就任当初から一貫して述べられております。我々新・九州相良クラブは先ほども申し上げたとおり、市内各所で意見交換会を開催してまいりましたが、その中で人吉市は観光で飯が食えているのかという意見を複数いただきました。市民は、市長の取り組みを理解しているからこそ、では実際どうなのかという疑問を持っておられるのだらうと思います。観光を手段として飯を食うという市長の言葉を私なりに具体的な言葉に置きかえると、観光を切り口として地域にお金を落としていただく、それが一次産業や二次産業へ波及する。つまり地域内で経済循環がうまくいくと言えるのではないのでしょうか。そこまでいって初めて観光で飯が食えると言えるのではないかと考えます。

そこで、観光を切り口とした地域内の経済循環についての本市の考え方と、現在観光が一次産業、二次産業へ及ぼす経済効果はどのような状況か、何かわかりやすい数値等あればそれを示していただきながら御説明、または考えを述べていただきたいと思います。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

まず、観光が一次産業、二次産業に及ぼす波及効果、経済効果につきまして御説明いたします。本市の経済浮揚策の一つの柱といたしまして、観光で食べられるまちを掲げ、おもてなしの心による観光施策を推進しておるところでございます。観光による交流人口の増加は産業、雇用を創出するとともに、税収効果により地域の活性化に寄与するものと考えております。観光が一次産業、二次産業にどのように波及し、経済効果があるかという御質問でございますが、観光産業は地域においての旅行者の直接の消費のみならず、農林業、製造業、飲食店業、小売業と関連の幅広い産業に経済波及効果と多くの雇用を創出す

るものでございます。平成23年熊本県観光統計によります本市への観光客入り込み数でございますが、宿泊客、日帰り客合わせまして約120万人を超え、昨年より23万人増加しております。旅行期間中に旅行、観光活動のため観光客が観光地において行う消費金額 ―― 交通とか宿泊とか飲食、土産物、娯楽等でございますが、本市におきましての平成23年観光客一人1日当たり平均消費額は、宿泊客1万8,353円、日帰り客7,579円でございます。その中で一次産業は、飲食物やお土産品の原材料の供給を中心に波及しているものと存じますし、二次産業は二次加工的なもので関与が大きいものと思われまます。官公庁による観光消費の経済波及効果の中で想定されている産業でも、一次産業、二次産業、三次産業が合わせまして59部門あり、目に見える見えないということはあるものの多くの産業に波及効果を与えているものと認識しております。具体的な数値で一次産業、あるいは二次産業への効果をもたらしているのかについては、難しい問題でございますが、一般的に観光がもたらすと言われる生産波及効果、付加価値効果、雇用効果、税収効果があり、本市の多くの産業を少なくとも下支えをしているものと考えているところでございます。

次に、地域内といいますか市内の経済循環に及ぼす影響等でございますが、観光関連業の売上増は、他産業への生産波及効果を生む一方で観光産業での雇用者所得や営業余剰となり、そこから一定額が消費へと迂回し家計消費の増加につながり他産業へ波及すると考えられます。具体的な経済循環ということでございますが、まず農作物で言えば、その農作物が旅館やホテル、飲食店、お土産物の原料となり、あるいはお土産物そのものとして利用されなければならないという入口の問題としてあります。二次産業もその製品がお土産物として供されるか、観光客が訪問する商店等に並んでいるか、あるいはその生産する工場そのものが産業観光として位置づけられるかなどの条件に見合うことで、初めて消費が生じてカウントされることとなります。農業で言えばそういった地産地消、地産他商の意識が納入者側にも出荷者側にもあってこそその効果ということになります。そういう意味では外向きの意識を持つこと、広く市場（マーケット）や消費者を意識した経営を行うことが経済を循環させるための前提となるものと考えます。観光で食べられるまちというコンセプトは、一次産業から二次、三次産業まで裾野の広い産業である観光を地域内経済の循環エンジンにするものというもので、観光分野に多くの産業を巻き込むことで、当然直接的、間接的な効果をもたらしていくものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今いろんな数字や考え、理論等を用いて御説明をいただきました。今の部長の話を聞いておりますと、人吉は単純に観光客が昨年よりも大幅に増加をしておると、観光は一次産業、二次産業に与える影響、巻き込んで波及効果があるので、恐らく多くの産業に波及効果をもたらしているだろうということだったというふうに思います。ただ、それ

が具体的にどういうふうになっているかというのを示すのは難しいということでもあったと思います。確かに、例えば青井神社だけ見てもいっぱい観光客が来られておりますし、観光客は買い物等をされていってと思います。ただ、やはり先ほどから申し上げてますとおり一次産業や二次産業への波及、ここがやはり一番大事というか市民みんな、行政もですけど、意識を持って取り組んでいくべきところじゃないかなというふうに考えてます。先ほど部長の言葉の中にも出荷者の意識とか外向きの意識、市場を意識するということが大事だというふうにおっしゃったと思いますが、現在、やはり地域内の経済循環に関しまして、交通網やネット環境の発達によりかなり厳しい状況だとは思いますが、しかし、本市観光のビジョンと観光を切り口とした地域内の経済循環の具体的な仕組み等を明確にし、観光で飯が食べられるように計画的に取り組むべきだというふうに私自身は考えております。市民の豊かさを向上させることが目的であって、そのために都市経営をされておりますので、都市経営の3本柱が農業、観光、企業誘致で食べられるまちですので、その3本柱での効果が、つまり市民の豊かさにつながるというふうに理解をします。それを市民にわかりやすく示すこともまた必要ではないでしょうか。

先ほど部長からも答弁をいただきましたが、それでは今後、今の現状を踏まえた上で、本市としてはどのような取り組みをして一次産業、二次産業への波及効果を高めていくのか、また地域内経済循環を高めていくのか。そしてその成果、効果をどのようにして市民へ示していけるのかお尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

13年前に市長選に初めて立候補しました折から観光による経済波及効果、一次・二次・三次産業が循環をしていくんだというお話はずっといつでもさせていただいているところでございます。一次産業にしましてもこれは外貨を獲得する大きな要因でございまして、二次産業でもそうでございまして、三次産業でも同じでございまして、一次が二次が三次がということで六次産業化というふうな御意見ももう全国に知れ渡っていることでございますけれども、しかし、この一次産業がゼロであってはこれは掛け算いたしますとゼロになるわけでありまして、この一次産業を抜本的にやはりてこ入れをしなければならぬということで、まず農業で食べられるまちを掲げているところであります。次に観光、次に企業誘致でありますけれども、観光は御承知のとおり観光客の皆様方が、例えばこの人吉市にお越しいただいて、お泊まりいただいたりお食事をしていただいたり、球磨川下り、ラフティング、さまざまなところを見学または体験をしたことによってお金が落ちるわけでございます。例えば、ある飲食店がそういう観光客でにぎわうということであれば、お店を改築しようとかいすを取りかえよう、机を取りかえようということで三次産業へ波及するわけでありまして、その客数がふえればお肉屋さんや野菜屋さんや魚屋さんが潤うわけでありまして、そうしますとそこに一次産業に携わってる方々が潤うと、そういう循環であります。

ですから観光というのは非常に重要な課題であるということを13年前からこの観光による経済循環を私は訴えてきているところでございます。しかし、確かに市民の皆様方から見ると果たして自分の懐は豊かになったのかという御質問もおありになろうかと思っておりますけれども、観光というのはいつも申し上げておりますとおり短期、中期、長期の計画が必要であります。これは観光だけではなくすべての計画において同じことが言えると思いますが、しかもこれは同時進行をしていかなければならない。長期だから10年後、20年後でよいというわけではありません。この同時進行というところが経営の大きなポイントになろうかと私は思っておりますし、そのように力説をしているところであります。短期というのは5年から10年という戦術でありまして、観光で食べられるまちというのを標榜いたしまして、5年たって豊かになったのかということをお問い合わせがあるといったしましたら、一部には生じているだろうと。例えば青井阿蘇神社は、確実に国宝に御指定を受ける以前よりは明確に収入はふえているということが言えると思います。またはその周辺における雇用等々も生まれているわけでありまして、例えば端的な例が「笑福亭鶴瓶さんの家族に乾杯」によりまして、みそまんじゅうが多量に売れるようになったということでこれはまた雇用も生んだわけがあります。さまざまな要因によってお客様が人吉市に来ていただく、宿泊にしましてもまたは日帰り客にしましてもこの人吉市を愛し、そしてそこで消費をしていただくということはさまざまなところに波及をしていくと。お店を改築するだけでなく、改築する場合には大工さんや左官屋さんも忙しくなるでしょうし、または車を買いかえることもあろうかと思えます。車を買いかえたらまた保険にも入らなければならない。またはガスボンベを1本また新たにふやそうかということもなろうかと思えますので、観光というのは非常に重要な私は産業の一つであると、しかもそれがあらゆる分野の産業に広がっていくということが言えるというふうに思っているところでございます。

よって、5年たったからどうかとかいう話ではありません。例えば議員も御承知のとおり黒川温泉とかそして湯布院とか、いったい何年かかって現在の地位に、現在の環境になってきたのかということも見渡してみなければならぬことであります。40年ぐらい前には湯布院の溝口薫平さん初め、たくさんの方々がこの人吉市に訪れて、なんとか人吉みたいな温泉地になりたいと、どうしたらなれるんだろうかとたびたびお越しになってインタビューを行い、調査を行っておられたところでございます。その折には人吉市は御承知のとおり、球磨川下りが隆盛でございましたので、その一本に頼って経営をしてきたという環境があろうかと思っております。よって5年、10年のスパンではなく、観光というのは20年、30年、50年のスパンが要するというふうに私は考えているところでございます。少しずつ少しずつではありますが、観光で食べられるまちを標榜し、そしてそれを実現するために邁進をしまいたいというふうに思っているところでございます。短期的には、例えばさまざまなイベントをやらしていただいておりますけれども、お城まつりにしましても天候に恵まれましておか

げさまで4万人を突破したということでございます。特に九州各地から今回はお越しをいただいているという大変ありがたいアンケート結果も出ているわけでありまして、さらなる努力をし西日本、関西、関東からもこの人吉にお越しをいただくような努力をしていかなければならないというふうに思っております。こういう短期的な分野にも力を注ぎ、そして中期的には肥薩線の世界遺産、そして長期的には人吉市の修景事業ということになっていこうかというふうに思っているところでございます。そこまでたどり着くには約50年ほどかかるということでございます。これは後世の歴史が証明をすることになろうかと思っております。

そういう中で今後どのような取り組みをするかということでございますけれども、要は美しい町をつくっていく、これが大切であります。人吉市内を見渡してみても看板、旗、またはそれぞれの建物の形状、そして色、ばらばらであります。この形状をしっかりとどのような方向に結びつけ、美しい町を実現していくかというのは非常に最も重要な課題だと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今市長から御答弁いただきました。確かに私もすぐに、きょう、あしたに、これは観光にかかわらず何事もだと思っんですけど結果は出ない、そのように思っております。ただ、しかし市長もおっしゃったように少しずつ着々と進んでいくと、観光の分野に関しましても私もそのように進んでいっているんじゃないかなというふうに考えております。短期的に見て市長が就任されて、思いは13年前からお持ちになっていたということですが、市長が就任されてから5年がたちましたが、短期的に見ても一部効果は生じているんじゃないかというふうにおっしゃったというふうに思います。そして今後は美しい町をつくっていく、これは景観とかランドデザインとかそのあたりにかかわっていくのかなというふうに感じました。またそっちのほうの議論に行きますと、少々本日の議論とは外れてまいりますので、私も確かにそのような要望が多くあることも承知しておりますし、市民一体となってこれは取り組んでまいらなければならない問題だというふうに認識をいたしております。観光というのはもちろん行政だけでできるものではありません。我々民間一体になってやっていかなければならない問題だというふうに思います。

そこで我々がやらなくてはならないことは、やはり地元のものを使うということだと思えます。先ほど市長も一次産業を抜本的にてこ入れして、それから観光だという話をおっしゃいましたが、やはり例えば地元のものを使う、そのことが大前提になってくるんじゃないかなと。そういう私の思い、考えも含めまして地域内での経済循環という質問をさせていただいたところです。今後、市長の思いがよくわかりましたが、行政的にはどうやって具体的にそのあたりをやっていくのか、行政として取り組んでいくのか、そのあたりの考えがあればお尋ねしたいと思えます。

○市長（田中 信孝君） まず、ぜひお願いをしたいのは人吉市内のホテル、旅館、ぜひ市内の魚屋さん、市内の肉屋さん、市内の野菜屋さんからお買い求めをいただきたい。そこから三次産業、二次産業、一次産業に波及していくのではないかとこのように私は考えているところでございます。どのようにと申しますと、やはりそういう飲食関係に携わっておられるホテル、旅館に携わっておられる方々にぜひぜひお願いを申し上げたいことは、その地元の一次産業が、二次産業が潤うようないわゆる仕入れをしていただきたいということでございます。球磨焼酎は御承知のとおり地場のものとしてお酒の間屋さんを通じてお買い求めいただいているというふうに、これははっきりいたしていると思います。がしかし、お肉屋さんにしてもどうなのか、野菜屋さんにしてもどうなのか、魚屋さんにしてもどうなのか、では普段私たちは一個人としまして家庭としまして、じゃあ地元のそういう二次産業に携わっておられるところで買い物をしているのかということも含めて、まずはそこを振り返ることが大切ではなかろうかと思っております。そしてそれから数値的な調査も行う必要もあるかもしれませんが、ここが一番のポイントだと申し上げておきたいと思っております。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山 芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡 隼人君） 具体的にお話をいただきましたが、やはり行政もですが、我々ももちろんのこと、まず自分ができることは何かということを考えて地域のことを思い、しっかりとそれぞれが意識してやっていくと、そういうことが大事だというふうにおっしゃったんだろうというふうに理解します。行政には給食センター等もございますけど、やはりほんとに我々は地元のものをまず使う、そこが大前提じゃないかというふうに私も考えておりますし、市長と同じような意見を持っております。結びに当たりまして、私もやはり努力していかなければならないということはもちろんのこと、率先して行動してまいりたいというふうに思っています。市全体が、人吉球磨全体が地域内で経済循環がうまくいくように、観光を切り口としてそういう町になっていけばいいなと思ひまして、この質問に関しましては終わります。

続きまして、学校図書館の充実について質問を行います。昨年の9月議会で同じ会派の大塚議員が、学校図書館へ専任の司書を配置するべきだという立場で一般質問を行っておられます。このとき図書館の果たす役割や運営の現状、専任司書の必要性について議論をされました。我々新・九州相良クラブでは市の図書館、学校の図書館を充実させるべきだという点でメンバーの意見が一致しております。昨年、伊万里市の図書館を視察研修に訪れておりますが、そこで図書館は市民とともに成長しなければならないということを学んでまいりました。学校図書館に関しても同じことだというふうに理解をいたしております。

本年度、国は言語活動の充実を図るべく学校図書館を充実させるために、学校図書館図書標準の達成のために約200億円、学校図書館の新聞配置のために約15億円、学校司書の配置のために約150億円の地方財政措置を行っております。皆さん御存じのとおり、この予算は地

方交付税として配分され、用途は自治体の裁量に任されています。ただ、国が学校図書館を充実させたいという気持ちはよく理解できます。このような国の動きと大塚議員の要望に対して検討するという教育長の答弁を踏まえまして、学校図書館の充実についてお尋ねをしてみたいです。我々は今回の質問を行うに当たり、人吉市内すべての小学校と一つの中学校へお伺いし聞き取り調査を行ってまいりました。まず、すべての小学校で人吉市から司書補の方を配置していただいていることは大変ありがたいという声が聞かれました。教育委員会からの人の配置と現場の努力は現場に伺いまして重々理解できましたし、子供たちも我々が小学生だったころに比べると随分たくさんの本を読んでいるなど実感いたしました。本市の学校図書館が特別劣っているというわけでもありませんが、特別秀でているというわけでもありません。ただ、「本当はもっとこうしたいのだけれども」という現場の声をお聞きしてまいりました。学校図書館の現状を踏まえ、学校図書館をさらに充実するべきだという考えのもとにお尋ねをいたします。まず、各学校の学校図書館の年間予算ですが、約14万円から約20万円です。小学校にしましては、いずれも昨年より1万5,000円前後の増額となっています。ちなみに中学校は減額になっています。その用途ですが、一例を挙げますと約5万円は読書感想文、読書感想画指定の図書の購入、約10万円は先生の要望に対する図書の購入、約5万円ほどは子供のリクエストの本を購入されるそうです。学校によっては寄附をいただかれていますところもありますので、その年や学校によって状況はさまざまです。

次によく言われる蔵書冊数ですが、学校図書館図書標準に対して満たしているところもあればそうでないところもあります。満たしているにこしたことはないのですが、私は中身の充実のほうが数字より大事だというふうに思っています。いくら満たしていても古い本ばかりですと意味がありません。どれだけ稼働しているかが重要だと思います。そういう視点から学校図書館を見てみますと私と同級生ぐらい、中には私よりも先輩の本がたくさんありました。これらの本には子供たちは明らかに触れておりません。私はどれだけの本が動いているのか、子供たちが触れているのかそこを知りたかったのですが、数字として今回把握することはできませんでした。学校によっては図書館づくりプランナーから指導を受けられたところがありました。蔵書冊数は学校図書館図書標準には届きませんが、とても整理されていて生きているな、動いているなという感じを受けました。プランナーの方の指導内容についてもお聞きしたんですが、カビの生えた本は子供や他の本に影響を与える、また不適切な言葉や表現があるものもよくない、さらには情報が古いものも役に立たないということだったようです。学校ではそれを基準に廃棄処分されきれいに分類をされていました。棚には隙間が目立ち少し寂しい気持ちがしましたが、新しくて本当に必要な本が加わればとてもすばらしい図書館になるのではないのでしょうか。すべての学校図書館がもっと充実するためには、まず古い本や言葉、表現が不適切な図書、情報が古い図書を廃棄処分することが第一のようです。そこには人と時間が必要です。それから本を選ぶ作業が出てまいります。ここにも人

と時間が必要です。しかも生きている図書館にするためには、常にそのような作業を繰り返して行う必要があります。つまり学校図書館をもっと充実させるためには、図書購入費の増加と専任司書の配置をセットで行う必要があると考えます。現在は、そこまでやりたいが人的にも予算的にも厳しいというお話をお聞きしています。学校図書館が充実すると、例えば動物の赤ちゃんの授業のときに本を携えて学校に持っていく等の活用や、調べ学習のときに本を探すだけで時間がなくなるなどの問題も解決しますし、子供たちが普段選ばないような良書に出会い、人生が広がる可能性も高くなります。現在、童話発表会の予選が行われておりますが、専門家による良書の選奨により発表会もさらに充実するのではないのでしょうか。子供たちの健やかな成長のために、無限の可能性を広げるために、優先順位を上げて学校図書の充実と選任の司書の配置を行うべきだと思いますがいかがでしょうか。

○教育長（堀 秀行君） こんにちは。今、松岡議員から学校を十分調査した上で、あるいは学校の声を担当教諭等の声を聞いた上でのいろんな御指摘、あるいは問題点の指摘等については、私自身としては非常に当たってる部分があるなというふうな思いをしていて、また少しじくじたる思いも感じているところでございます。そういう状況の中で学習あるいは学校図書についての認識及び考え方ということについて、その中で学校図書館の果たす役割についてまず言及させていただきたいというふうに思います。

御存じのとおり学校図書館というのは、児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で学校教育上重要な役割を担っているというふうなことについては十分認識しているところでございます。特に、今日社会の情報化が進展する中で、多くの情報の中から児童・生徒がみずから必要な情報を収集し選択すると、そして活用すると、そうした能力を育てることが求められている一方で、児童・生徒の読書離れが指摘されており、学校図書館の役割が一層大きなものになっているということを感じているところでございます。学校図書は新学習指導要領の言語活動の充実を図る上でも、その蔵書において質、量ともに充実したものでなければならないと考えております。児童・生徒の成長過程において、さまざまなニーズにこたえる読み物や教科等の学習で利用できる図書資料について、その種類が偏ることなく整備されている学校図書館であることが肝心だと存じます。ややもすると本の冊数は先ほど議員御指摘のとおり、冊数は多くてもその本の情報が古くなったり、あるいは種類が偏っているなどの場合もあるということは指摘されているところでございます。このような図書を含めて文部科学省が設定した学校図書館図書標準を達成したとしても、それで十分な整備がなされているとはいえないと考えているところでございます。この標準を達成するための努力をしつつ、自由な読書活動の場所として、学びの場所として児童・生徒の成長を支える学校図書館の整備を図ることは、大変大事であろうというふうに認識しているところでございます。しかし、現実としてそれにまだまだ追いついていないということについては先ほど冒頭申し上げましたように、まだまだ私としてはじくじ

たる思いがあるということも正直に申し上げておきたいというふうに思います。

次に、学校図書館専任の司書等の配置についてでございますけれども、9月議会におきまして大塚議員から御提案をいただきました。その内容を参考にさせていただきながら、現況を生かした体制の再構築ができないかなど、現場の声を聞きながらいろいろな角度から検討してまいりたいとお答えをしております。また、県教育委員会を介して学校図書館関係の地方財政措置がなされている旨の通知も受けているところでございます。市内の小中学校には12学級以上の学校につきましては、司書教諭を配置しております。また、図書事務を主に担当する市による嘱託職員を市内全小中学校に一人ずつ配置はしております。これらの職員が連携をとりながら図書館運営を現在行っているところでございます。また、本市においては図書館管理システム導入が平成21年度には完了しており、図書館管理事務量は相当軽減され、担当職員が利用する子供たちと向き合う時間が増加したところでございます。子供たちも図書委員として直接図書館運営にかかわっており、貴重な体験をしているところでございます。市内小中学校の中には平成22年度、23年度に熊本県教育委員会の図書館づくりプランナー事業を活用し、熊本県書店商業組合からのプロの人材派遣による図書選定、廃棄図書の提案やお薦めの本、室読書コーナーの提案など利用しやすい図書館、読みたくなる図書や環境の工夫を行っており、その結果、貸し出しや利用者が増加したと報告を受けているところでございます。これも質問の中で議員が御指摘のとおりでございます。本市の教育には、特別支援教育支援員や学力充実支援員等、単独市費による歳出が相当額になりますので、図書館運営に関する現況は必ずしもベストではないにしても、各学校においてそれぞれ工夫した運営がなされていると考えているところでございますが、当面は現体制で運営を行ってまいりたいというふうに存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 学校図書館の役割や現状、またあるべき姿、それと今の課題点等も含めて御説明をいただいたというふうに思います。答弁の中で、結局そういう課題などはあるが、ベストではないが現体制のままで運営をしたいという答弁でした。確かに人員配置等々も含めると厳しいことは理解できないことありません。しかし、できない理由やしない理由を挙げますと切りがないと思いますが、大事なことはやはり選択と集中と優先順位だと私は思ってます。私自身は特に教育に一番力を入れるべきだというふうに考えておりますので、市の図書館におきましても、また本年の3月議会でも質問をさせていただきましたとおり、教育全体の充実、その一部としての学校図書館のさらなる充実の優先順を上げるべきだと私は考えてます。確かに急で大きな改善は厳しいかもしれませんが、充実と改善に向けて少しずつでも先ほど観光の話じゃありませんが、少しずつでもやはり歩みをとめることなく進んでいくことが大事だ、重要だというふうに考えております。ですので、現体制のままと

いうふうにおっしゃいましたが、できれば少しずつでも歩みを進めていただきたいと思います。ちなみに私の理想とする学校図書館像は、ただの貸し借りだけではなく相談できる環境と不自由のない蔵書冊数の確保です。現在も先ほどおっしゃいましたように児童の図書委員さんの貸し出し業務や保護者、地域の方の読み聞かせなど、図書館運営及び読書の推進などにはいろんな方がかかわっていらっしゃいます。決してハードの整備だけを充実させればいいというものではないというふうには思っておりますが、やはり市の役割としては最大限できることは人員配置と図書の充実だという思いで質問をさせていただいております。先ほどおっしゃいました課題等々と総合計画には市の図書館については多少触れてありますが、学校図書館については総合計画でも触れてありません。そのような今ある課題、認識してらっしゃる課題、じくじたる思いを持ってらっしゃるその思いを解決するための人吉市が目指す学校図書館像や、またはその課題を解決するための施策等考えていらっしゃいましたらお答えをいただきたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

第5次総合計画が策定されたことは皆さん御承知のとおりでございます。それを受けて教育委員会としては、教育基本振興計画というのを策定するということにしております。それはできるだけ早い時期に、少なくとも本年度中には策定するということで努力してまいりたいと思いますが、その中でやはり学校図書については十分議員の意見も念頭に置きながら、そして広く意見を求めながら、それを基本計画化に生かしていくという努力を今後してまいりたいと思います。そういうことで頑張りますのでよろしくお願いします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今教育長の答弁の中では、教育振興基本計画をつくる、その中で図書館の充実についてはしっかりと構想を描き、そして実現するために頑張っていくというふうな決意を今お聞きしたところです。ぜひそのようにしていただきたいというふうに思います。

それでは、そのハード的な図書の充実や人の配置、お金がかかることもですけど、現在できることも足元のことでできることがあると思います。その一つといたしまして、現在の司書補の方に対する講演会の開催や勉強会の実施、学校間の連携などが挙げられると思います。現場の司書補の方たちは、どうにかしたい、図書館をよくしたいという気持ちをお持ちです。しかし時間がない、情報がない、学ぶ機会がない、そのような声をお聞きしてまいりましたので、ぜひやはりその方たちがもっともっとスキルアップすること、これが一番最初にするべきだと思います。それをしながら、例えば財源的に厳しいというふうにおっしゃいましたが、人吉市の図書館を充実するときに司書の方も市の図書館に入っただき、そして各学校を回っていただくとか、いろんな方策等が考えられると思います。そのあたりを含めてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。お尋ねいたしま

す。

○教育長（堀 秀行君） 例えばの話で恐縮ですけれども、例えば学校図書館の司書補の資質を高めるということは、やはり学校図書館の管理、運営、あるいは子供たちへの読書指導をするという上では大変大事なことであらうと思いますし、そういう研修というソフト部分の事業を組み立てながら進めていくということは十分可能でございますので努力したいと思います。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 司書補の方たちもやはりほかの事務なんかももちろん兼ねていらっしゃるし、図書館ばかりにかかっていることができるという状況でもございませんので、やはりあくまでも先ほど頑張るというふうにおっしゃいましたが、やはり今の課題を解決するためには学校図書の充実、そして司書の配置、さらにはといいますか今言及できることとして司書補のスキルアップというふうな感じだというふうに思っております。ぜひ充実したほんとに子供たちの可能性を広げるような学校図書館にしてくださいということを強く要望いたしまして、この件に関しましては質問を終わりたいと思います。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時32分 休憩

午後2時48分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） それでは続きまして、通学路の危険箇所の把握と対応について質問を行ないます。

最近、子供たちの通学中の事故が全国的に多く報じられています。被害に遭われました方に対しまして衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、このような痛ましい事故が起きないことを切に願うものです。本市におきましても通学途中の事故は他人事ではなく、事故が起きる可能性がないとは言いきれません。我々は子供たちの通学中の安全を確保するために、さまざまな事故が起きる可能性を一つずつ取り除いていく必要があります。今回、同じ会派の村口議員もこの件に関して質問をさせていただきます。まとめて一人で質問をするということも検討をしましたが、保護者や地域の方の声が大変大きいものですから、より具体性を上げて地域の生の声を反映させたいということで、同じ項目ですが二人で質問をさせていただきます。

息子が通います人吉西小学校では、6月に入って地区懇談会が全7カ所で開かれています。私も駒井田・青井地区の懇談会に出席いたしました。この会には保護者や先生を初め、町内

会長さんや民生委員・児童委員さん等地域の方も出席をされます。そして、地区ごとに危険箇所を出し合い地図に落とし込みをします。そしてみんなで情報を共有し、必要であれば改修の要望等を上げます。すべての小学校に対して通学路の点検についてお尋ねいたしましたところ、役員さんと実際に見て回るなど、危険箇所の確認を行っておられるようです。人吉西小学校、駒井田・青井地区での具体的な危険箇所の一つとして御溝が挙げられました。場所は市道下林南願成寺線と青井地内第5号線の交わるところ、掛井眼科さんのところですが、この角です。子供の下校中に車がスピードを出して通ろうとしたために、びっくりしてこの子供は持っていた荷物を御溝に流したということがあっております。あの地点から下は御溝にふたがしてありまして、もし子供が流れたら助け出すことができません。どうにか対処をしてほしいという強い要望があります。また竹坂に関してですが、下のほうは以前改修をしていただきましたが、上のほうがかなり滑りやすい状態です。特に本日みたいな雨の日などは転倒者がいる模様です。また鶴田町の鍛冶屋町山江線や東小の裏、下新町北泉田線などと国道445号線——下青井町なんですが、は細かったり車にとって抜け道となっていたり、また通学時間に子供が多く車も多くスピードを出して通るという現状があります。道路に段差をつけるとかカラー舗装をするなど車がスピードを落として走るといった何らかのハード整備をしてほしいという要望もいただいております。危ないと言われる箇所は、このように複数の要因が重なり、事故が起こる確率が高くなっているのではないかと思います。子供への安全教育、施設面のハード整備、運転者のマナー向上などの社会全体への改善が必要だと思っておりますが、一刻も早い行政としての対応を望みます。具体的な場所につきましては、私が今かわって申し上げた場所以外にも他の地域、他の校区でもたくさん改修の要望等が上がってくるものと思います。どの地区、校区でも保護者、学校、地域と連携し通学路の点検を行われております。それは教育委員会にも報告されると思いますが、通学路の危険箇所の把握や危険箇所への対応については、教育委員会としてはどのようにされますか、お尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

議員のお話にありましたように、全国的に登下校中の児童の列に自動車が突っ込み死傷者が発生する痛ましい事故が相次いだところで、大変憂慮をしているところでございます。このような事故も含め通学路での安全を確保するため、各小中学校ではPTAの地区安全委員会や交通委員会などで、通学路全般の点検を行っていただいているところでございます。また、年度当初には教職員が通学路点検を行い、さらに遠足や低学年下校、集団下校などの引率の際にも通学路点検を実施しているところです。このような点検結果をもとに危険箇所をチェックした安全・安心マップを作成して安全教育を行うなど、児童・生徒の安全確保に努めております。また、学校やPTAから要望が上がってまいりました環境改善などを要する箇所につきましては、道路管理者や警察など関係部署へのお願いや協議を

行い、その結果につきましては学校に報告をしているところでございます。さらに最近相次いで発生しております通学路での痛ましい事故を受け、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携して5月30日付で通学路の交通安全の確保の徹底についての通知がされました。通学路における交通安全をより一層確実に確保することが重要であることから、通学路における緊急合同点検等実施要領に沿って教育委員会、学校、保護者、道路管理者、警察署がそれぞれ連携して通学路の合同点検の実施、対策案の作成、そして計画的な対策の実施を行うこととなったところでございます。今後におきましても関係機関、各種団体との情報交換や協議などの連携を十分に行い、児童・生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 全国的に報道されています事故は、どちらかという責任は運転者のほうにあるのかなというふうに思います。子供たちへの安全教育と行政の点検、整備そして何より運転者のマナー向上があって、子供たちまたは歩行者の安全が確保されるというふうに思ってます。観光を重点施策に掲げております本市にとっては通学中の安全確保もですが、これをさらに突き詰めていきますと観光者も含めたところの歩行者全体の安全確保を市として市全体でどのように取り組んでいくべきかというところに行くと思うんですが、そこまですると少々話がずれてまいりますので、今回質問はいたしません、まずは通学路、危険箇所の改修、早急な改修、これをしていただきたいと思います。しかし、できるところ、できないところ、いろんなことがありますのですべてが事業に取りかけられるということもないと思うんですが、そのあたりは学校、保護者、そして地域の方が議論して上げられた危険箇所ですので、そのあたりに対する結果報告といいますか、どのように対処するかという報告、そこまで私はするべきだというふうに思いますが、どのようにされるつもりでしょうか、お尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

先ほど申し上げましたように学校、PTAのほうから上がってきました危険箇所等について、行政的に対応してほしいというところに対しましては、関係機関や警察署などに連絡、協議をして、その報告を学校にはしているというふうなところでございます。そして、先ほど申し上げましたように今回は特に学校、保護者、そして道路管理者、地元の警察、これで合同で調査をしろというふうなことでございます。そして、その対策までをするように教育委員会が調整をしろというふうなことの通知でございますので、それに沿って今後やっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後に議第37号平成24年度人吉市一般会計補正予算書の15ページ、7款、1項、2目商工業振興費についてお尋ねをします。今回人吉商工会議所補助金が950万円の減額、小規模事業指導事業補助金が641万2,000円の増額となっています。この2件に関しては、本年3月市議会の平成24年度人吉市一般会計予算書の中で人吉商工会議所補助金950万円と小規模事業指導事業補助金446万円を承認いたしております。なぜ、今回このような補正になったのかお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

まず、本市の補助金制度についてでございますが、本市補助金等基本条例におきましては、補助金の支出の目的を「市及び市民がそれぞれの役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して魅力あるまちづくりに取り組む社会の形成に資すること」と定義されております。また、補助金等の基本原則につきましては、広く市民の福祉向上及び利益の増進に寄与すること。補助金等による支援が真に必要であると認められること。効果が明白で、かつその目的が市の政策及び市民等のニーズに合致していること。行政と市民のそれぞれの役割分担が明確にされていること。法律等の規定に違反しないものであること。以上、五つの基本原則に沿った補助金であることが定められているところでございます。

今回補正をお願いしております人吉商工会議所補助金のまず減額理由でございますが、本市の定期監査が去る4月に実施されております。この定期監査におきまして商工会議所費補助事業一般会計につきましては、その必要性、公益性、妥当性の点から幾つかの改善、見直しの指摘があったところでございます。主な指摘事項でございますが、必要性、公益性につきましては、明確な算定基準がない状況で補助金額の長期固定化、形骸化していること。また、そのような状況において小規模事業指導事業への繰り出しが年々増加しており、本来の事業目的から外れた実績になっていること。次に、妥当性、効果性につきましては商工会議所補助金、一般会計から小規模事業指導事業費特別会計に繰り出すことが長期的に固定化して運用され、年々増加していること。さらに市の事業担当課における交付事務処理に際しましても、適正な検討が十分なされたとはいいがたいといった指摘がございました。このことを踏まえまして、事業担当課となります商工振興課で商工会議所とのヒアリング、意見交換を実施いたしまして、内容を分析、検証しました結果、商工会議所補助金、いわゆる運営費補助950万円は、商工会議所の一般会計の歳入予算として計上されておりますが、歳出で小規模事業指導事業費へ1,250万円の繰出金が計上されておりました。このことから実質的な事業の内容、目的を検討、協議しました結果、小規模事業指導事業費への組み替えによる減額補正を行うものでございます。

次に、小規模事業指導事業補助金の増額理由でございますが、本事業は商工業者の総合的な経営改善を支援し、経営基盤の充実を図り、その振興と発展に寄与することを目的と

しております。商工会議所の主要事業であり、一般会計から年々多額の繰り入れがなされている現状におきましては、事業費補助の観点から増額補正を行うものでございます。法に基づく商工業者支援事業でございまして、総事業費に対する県の補助率相当分といたしまして、総事業費から県補助金及び手数料収入を差し引いた残額の3分の2補助を基準に交付することで補助金の見直しを図るものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今の説明で理解いたしました。民間の活力や協力体制などやる気が出るような支援や環境整備、また補助金の交付を行っていただきたいと思います。

以上ですべての質問を終わります。ありがとうございました。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番議員の大塚則男でございます。今回も一般質問の時間をいただきありがとうございます。時間も3時を過ぎまして傍聴にお越しいただきました皆様、また議場内の皆様大変お疲れかと思いますが、私を含めてあと2名です。どうかお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

6月に入りいよいよ本格的な梅雨どきを迎えました。私の住まいの近くでは、御溝川にたくさんホテルが乱舞し、まるでイルミネーションのようでした。他の地域からもホテルを見に来られているようです。御溝川の水も美しく流れも穏やかで、焼酎蔵めぐりにお越しいただいた方からも美しいと言ってもらっています。しかし、この御溝川も一たび大雨で増水になりますと濁流にさま変わりします。おかげさまで上流の一次放水路により一部の町内は被害を免れていますが、下流になりますと御溝川に流入します山の支流からの水が増水し、冠水の被害が起きています。毎年のように災害に遭われておられる皆さんは、1日でも早く安心した生活環境に改善されることを願っておられます。そこで、今回は1回目の質問として御溝川問題について。2点目、市民の声から、空き缶等のポイ捨てと犬のふん放置防止対策について。3点目、市長の施政方針から、県南地域活性化についてお尋ねさせていただきますので、よろしくお願いします。

1点目として、御溝川に関する取り組みについてお尋ねさせていただきます。昨年9月の一般質問でもお尋ねしましたが、御溝川改良事業の方向性が見えない中、ことしも梅雨入りを迎え予期せぬゲリラ豪雨、集中豪雨、あるいは台風などによる大雨で御溝川のはんらん、さらに家屋の浸水などが心配されますので、今回も取り上げさせていただきました。昨年9月の御答弁で事業計画実現に向けて、熊本県、人吉市が一体となり事業を進めてまいりたいと考えているとあります。事業自体が熊本県ですので、人吉市としては対応に苦慮されておられることは十分理解いたしました。私もいろいろ周りの方にお聞きした中で、二次放水

路該当地区の皆様のお考えはかなり厳しく、高いハードルのように受けとめています。二次放水路の計画が進まない中、平成9年の河川懇談会の中で提言された鷹木川から山田川に抜く計画が昨年8月31日に、熊本県の担当課より御溝川のはんらんの一つであります鷹木川の流水を山田川に抜くための調査測量について該当地区への回覧、そして説明会がなされました。このことはこれまでの御溝川問題において一つの前進だととらえています。

そこでお尋ねしますが、昨年から始められている調査測量の現在までの状況と、今後、事業着手までどのような計画で進められるのか。また該当地区の皆様方からの意見、あるいはお尋ねなどありましたらあわせてお願いします。これで1回目を終わります。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

鷹木川からの増水時の流水を山田川に抜くための調査測量の現在までの状況につきましては、昨年の8月31日に瓦屋町内の関係対象地区の役員の方にお集まりをいただき、測量区域の説明及び説明会についての周知方法等を御協議いただき、説明会開催のための案内通知を配布させていただきまして、9月26日に瓦屋町の修成館において御溝川及び鷹木川からの流入した雨水を山田川に放流する計画について、測量立ち入りの説明会が開催されたところでございます。残念なことに説明会への参加者が少なかったことから、後日各家庭に再度測量立ち入りについてのお願いの文書を配布されたところでございます。測量につきましては、12月下旬より1月下旬までの期間で実施されておりまして、複数案のルートが検討され、現在最終的なルート案を検討中であるとのことでございます。排水路等の整備におきましては、基本的には最小延長で最大の排水勾配を確保したほうが最大の排水能力を得ることになりますが、周辺は住宅地であることから建物等の移転及び土地の分断等も考えられ、整備計画は慎重に進める必要があるとのことで、現在最後の詰めを行っているところと熊本県からお聞きをしているところでございます。

それから、事業着手までどのような計画で進められるかとの御質問でございますが、ルートの計画案が決定いたしますと、ルートについて地元説明会が開催されることとなります。計画については、地元並びに地権者の方の御承諾をいただくと、次は詳細な測量設計を行うこととなり、同時に建物の調査及び用地等の測量の運びとなりまして、その後地権者の方に用地等の買収についてお願いをすることとなります。すべての事業予定地の用地補償の契約が完了後、工事に着手するとのことでございます。

最後に地元からのお尋ね、あるいは意見につきましては、現在はあってはいないとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま御答弁いただきました。測量区域の説明会には私も参加しましたが、おっしゃるとおり参加者が少数で私自身も残念な思いがありました。具体的な内容

まで行っていないこと、あるいは調査測量の立ち入り説明会ということで、とらえ方によっては温度差があったのかもしれませんが、ただその中で少数ではありましたが、熊本県に対して厳しい意見も出ていたように思います。今回、調査測量を行っていただき現在最終的なルート案の検討中とお聞きしましたが、これからが県と市、そして地域の皆さんの御理解、御協力が最重要になってまいりますので、親切、丁寧な説明会、該当地区への配慮など適切に行っていただき、工事着手することができるようお願いをしておきたいと思います。鷹木川と御溝川の合流地点からの山田川への整備事業が可能になれば、鷹木川の整備についての着手時期も判断されると思いますが、いずれにしてもこの鷹木川関係の整備だけでは瓦屋町上流の冠水状態は解消されませんので、御溝川問題の完全解決に持っていくには現在の事業計画の再検討、さらに上流にある幾つかの支流に対しての対策など、市としても再度熊本県に要望していただきたいと思います。

この御溝川問題については、随分長い年月を費やして今日に至っているわけですが、昨年9月の市長の御答弁でありましたように、県、市そして地域住民の皆様方が一体になり問題解決に向かうことが大切であることは言うまでもありません。大変重要な御溝川治水問題であり、私自身地域的にも与えられた課題としてとらえています。毎年のように冠水されています地域の皆様が安全と安心な生活が営まれるために、一日でも早く熊本県が事業の方向性、または事業の新たな展開をお示しいただけるものと強く強く期待しておりますので、今回はこれで御溝川の問題の質問を終わりますが、この部分で何か御答弁いただけるものがありましたらお願いいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

確かに三次放水路が整備されれば、冠水被害がかなり軽減できると認識しているところでございますが、二次放水路などが未整備の状況で三次放水路及び鷹木川の改修を行ったとしても、御溝川問題の抜本的な解決にはならないというふうに議員同様、市も認識をいたしておりますし、熊本県も認識をされているところでございます。このため、二次放水路への取り組みを積極的に進めるとともに三次放水路以降の事業の方向性について、河川の上・下流バランスを考慮し、抜本的解決につながる取り組みを熊本県には行っていただきたいと考えておりますし、お願いをしまいたいと考えております。いずれにいたしましても御溝川問題の一日でも早い問題解決に向けて、熊本県、人吉市一体となって今後とも取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今後、事業を進めるに当たり、該当地区の皆様の御理解と御協力が求められるかと思いますが、協議の場として行政とともによりよい解決の場を求めていますよう、地域住民の皆様にもこの場を借りましてお願いしたいと思います。今回は、地域

の皆様と事業に対する熊本県の取り組みをしっかりと見つめてまいりたいと思います。

次に２点目としまして、空き缶等のポイ捨てと飼い犬のふんの放置対策についてお尋ねさせていただきます。空き缶を初めとするごみなどのポイ捨てや犬のふんの放置が後を絶たず、市民の皆さんあるいは農業を営まれておられる方など大変困っておられます。そこで参考までにお尋ねしますが、現在人吉市には飼い犬の登録は何頭でしょうか。また、保健所にて捕獲される犬は年間何頭か、そのうち処分された犬は何頭かお尋ねします。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

犬を飼う場合は狂犬病予防法に基づき登録を義務づけられております。人吉市での平成23年度の犬の登録総数は、平成24年３月31日現在におきまして2,164頭となっております。捕獲、引き取り、処分される犬の頭数につきましては、人吉保健所管内における平成23年度の実績は、捕獲頭数が166頭、飼い主に返還されたのが12頭、飼い主から持ち込まれた不用犬の引き取りが39頭、処分されたのが176頭となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） ４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君） ただいま御答弁いただきました。犬の登録数、捕獲数、処分された頭数などお伺いしましたが、飼い主の都合などにより処分される頭数が多いことを改めて知らされました。また、１年に１回、獣医師会、人吉保健所主催による動物フェスタなどがあり、新たな飼い主にめぐり会い育てられる犬も少なくないように思います。私自身も過去を振り返り改めて犬を飼育することの責任、動物に対する愛情が大切だと感じています。

次に、ごみと犬のふんの放置についてですが、私事で実は高速バスを利用しました折、バス待合所のベンチの隅に飲食後のものがビニールに入ったまま放置されていました。たばこの吸い殻の散乱などあり、せっかく利用しやすい高速バス停を設置いただきましたが、残念ながらお一人お一人のモラルや常識に期待が持てない状況かと感じたところです。市内のある事業所様はボランティア活動として定期的に環境美化に積極的に取り組まれ、毎週金曜日の朝８時から30分間、班ごとに分かれて地域のごみ拾いや高速バス停の掃除などを５年間ほど実施されています。このような事例を含め市内各地で個人、事業所にかかわらず、市内の環境美化に取り組まれている方々は数知れず心底頭の下がる思いであります。なかなかできることではなく、改めて感謝申し上げたいと存じます。空き缶、ごみなどの問題と同じく、飼い犬のふんの放置も少なくなく、農業を営んでいる方はあぜ道あるいは田畑の中などに放置され非常に困っておられます。ふんが田畑に残ると土が腐食したり、あぜ道の草刈いなどふんが飛び散り大変な目に遭っておられます。広場、公園、道路、河川など公共の場所及び他人が所有・管理する土地、建物など、また高齢者の皆様が楽しみに行われているところのグラウンドゴルフにも時にはふんの放置が見られ、プレーに水を差していることをお聞きしています。確かに飼い主のマナーとして努めていただきたいのですが、一部の飼い主の方

に責任または住みよい環境美化へ対しての思いが薄いように感じられますが、この現状についての認識はお持ちかお尋ねいたします。

○市民部長（山本政義君） お答えします。

犬のふんの後始末対策につきましては、衛生員の皆様からもここ数年前から御要望をいただいているところでございます。飼い主に直接お話する機会といたしましては、狂犬病予防注射時や犬を新規に登録される際に、啓発用のチラシや後始末用ビニール袋をお渡ししまして、犬のふんの後始末のお願いをしているところでございます。また、人吉球磨獣医師会主催の動物フェスタ、人吉球磨地域狂犬病予防動物愛護協議会主催の犬のしつけ教室などのイベントの中でも、マナー向上について啓発をしていただいております。さらに市内各所への啓発看板の設置、広報ひとよしでの呼びかけなどを行っているところでございますが、飼い主のモラルに訴える方法しか手だてがない状況でございます。空き缶やごみなどきちんと後始末がされているところもある一方で、そうでないところや田畑の中にふんを投棄する人もいるというようなことで、農業をされている方が困っておられる事実もありマナーの悪さが後を絶たないというようなことで、難しい問題であると改めて感じているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） ４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君） 御答弁いただきましたが、大切なのはやはりさっきから言っておりますが、お一人お一人のマナーであり、飼い主の方のモラルであると考えます。今日までいろいろな啓発活動を行っていただけてますが、地域によりなかなか改善されていないのもまた現状です。自分が飼育している犬のふんは処理できても、既に放置されているふんまでは手が伸びないのも私は事実ではないかなというふうに思います。ここらをやはり私どもは改めて犬の散歩をしているときには、もしそこにあつたら一緒にそれも処理するというような気持ちを持つことが、やはり大事ではないかなと私も今感じているところです。

次に、人吉市衛生員連合会様から啓発活動の一つとして犬のふん放置防止の立て看板を作成していただき、随所に設置されました。本来ですと観光人吉市を市民皆さんで意識いただき取り組んでいただくなら、設置は必要ないのではとも考えますが、人吉市衛生員連合会様としてもこれまでの経過を見た上での啓発活動の一つだと考えます。今後お一人お一人のモラルや常識に期待していくのが本来のあり方かもしれませんが、今日までの現状を見聞した場合、改善されるのか疑問が残ります。また、お聞きした中で町内会長嘱託員連合会、人吉市衛生員連合会から３年半前から条例制定についての意見が出されているとお聞きしました。ことし３月議会においては、笹山議員から環境基本条例の制定について質問があつていいます。環境基本法に基づいて基本計画など制定されてはとの発言に対して、近い将来視野に入れていかなければならないと答弁があつていいます。ただ、相良700年の歴史、文化、人吉

球磨の自然環境の保全などに対して人吉市がモデルとなり提言していくことにはしばらく時間をいただきたいと思います。必要性としても御認識は十分お持ちだと受けとめさせていただいた上で、内容的には犬のふんの放置防止に重きを置いてのお尋ねになりますが、最近では日本各地の市町村で環境美化、不法投棄、空き缶のポイ捨て、犬のふんの放置防止などにかかわる条例の制定がなされております。人吉市としては今後何らかの対策の検討をなさるお考えはお持ちでしょうか、お尋ねします。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

犬を飼っている皆さんに対しましては、今後ともさまざまな機会を活用しましてふんの後始末のお願いを継続していく所存でございます。また、一方で衛生員の皆様の御協力をいただきながら地域ごとの状況を把握し、パトロールや監視の強化の必要性やその実施方法について、地域に応じた具体的な対策の検討を行っていきたいと考えております。多くの市民の方々の御理解と御協力が必要な事柄でありますので、引き続きモラル向上の啓発にも取り組んでまいりたいと存じております。

なお、環境美化も含めました多岐にわたる環境問題に対応していくためには、市民と行政が協働しながら進めていく必要がございます。そのための基本指針として環境基本条例制定につきましては、議員もおっしゃるとおり3月議会で笹山議員の御質問に対し、市長も近い将来視野に入れていかなければならないと思っていると答弁をしておりますので、そのような方向に向けて検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） モラル向上の啓発にはぜひ取り組んでいただきたいと思います。また、さまざまな機会の中で衛生員の皆様との協議を通して、今後の対策の検討をお願いしたいと思います。ただ、新聞報道等によりますと球磨郡において条例等についての動きがあるとのことでしたので、できましたら球磨郡からの申し出の前に人吉市がリーダーとなり役割を果たしていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして3点目として、市長の施政方針にもありました県南地域活性化についてお尋ねします。去る4月17日、八代市において県南地域活性化シンポジウムが蒲島熊本県知事の基調講演から始まり、県南それぞれの市長様から各地域の戦略を拝聴させていただきました。それぞれに魅力あるものばかりで、天草市のオリーブ観光としてオリーブ10万本の目標。八代市は三つの大作戦として地の利を生かした大作戦、八代市の魅力発信大作戦、八代港強化大作戦、中でも毎年恒例の全国花火大会には、今回大型クルーズ船が中国から2,400名の観光客を乗せてやってくる。さらに県内各地に観光に出かけていただけるものということで、大変期待度は高まるばかりでした。水俣市においては環境を前面にして、まちづくり推進、水俣病問題の解決、経験と教訓を生かす市民協働による環境の取り組みを発信されていまし

た。

市長も人吉市の戦略について幅広く県南としても食料中心、農林水産業、天草から水上までの幅広い連携、アジア地域へ販路拡大など述べていただきましたが、今一度県南地域活性化に対しての市長のお考えをお願いします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

まず、4月17日に八代市で開催されました県南地域活性化シンポジウムでございますけれども、当初は八代と水俣と人吉、3地区だけでございました。この3地区にもそれぞれの魅力がございますけれども、いわゆる蒲島知事が目しておられることは、いわゆる熊本市の政令指定都市を受けて今後は県南、県北に力を入れていくというふうなことを発言をしておられるところでございます。そこで、蒲島知事のマニフェストの中にも県南地域活性化ということがうたわれているわけでございますけれども、これを機会にぜひ県南地域が結束をすべきであるというふうに思ったところでございます。ただし、この八代、水俣、人吉の3市だけでは、確かに県もいろいろお考えだろうとは思いますが、例えばフードバレー構想に関しましては魅力に欠けると、やはり海拔ゼロメートルから海拔1,600メートルまでの幅広い地域で生産される農林水産物、これを結集する必要があるというふうな考えでございます。県南活性化の協議会が開催されました翌日18日に水俣市で県の市長会が行われまして、宇土市以南のすべての市が結束をして、これに当たるということが決議されたところでございます。よって、今後熊本県の県南という位置づけは宇土市、宇城市、天草市、上天草市、そして八代市、水俣市、人吉市ということになろうかと思えます。この市が結束をいたしまして、例えば苓北町であるとか氷川町であるとか、人吉球磨地域であるとか、というものも連携を視野に入れていくということでございます。これらを一つにしまして、まず、さまざまな課題解決に向かっていくための協議会を早く立ち上げたいというふうに考えているところでございます。この宇土以南の地域で、それぞれがさまざまな課題を抱えております。これを県南すべての地域が共通課題として、そして取り組んでいくという趣旨で行われるわけでございまして、その中の一つがフードバレー構想でございます。そのフードバレー構想に関しまして私の考えを述べさせていただきますが、このほかにも観光の活性化、エネルギーの地産地消、そして五木村の振興等々も含まれるわけでございます。当然のことながらアジアの玄関口として八代港をいかに整備をし、そして活用し、そしてアジアへ向けてこの八代港を重要拠点として利用していくかということも大きな課題でございますし、またはグランドクロスと私はよく申し上げておりますが、熊本県は縦に高速道路は走っておりますが、横に高速道路は走っていないところであります。天草から阿蘇、そして宮崎、大分というふうなグランドクロス的高速道路構想も必要ではないかというふうに考えているところでございます。そういうさまざまな課題を、共通課題をここで解決をしていくということでございます。

フードバレー構想に基づく食料という観点で申し上げますと、県南地域に焦点を当てて、先ほど申し上げましたように天草から水上村のこの海拔差があるさまざまな農産物、水産物が加工でき、そしてそれを加工することができるというそういう環境をいち早くつくりたいというふうに思っておりますが、ただ熊本県は国立大学、県立大学に農学部がございません。これは、知事もぜひ県立大学に農学部を設置したいというふうに御努力をしてこられたわけでございますけれども、やはりこの食料ということを、食ということをテーマにおきましても、アカデミックな研究施設の確立が必要であるというふうに考えているところでございます。当然、水産試験場、農業試験場等々はあるわけでございますが、こういうものをさらに結びつけていきながら、さらにアカデミックな度合いを高めていくということが重要であるというふうに考えて、その環境も整えてまいりたいというふうに思っております。そのような研究施設であります、具体的にはその施設には日本全国だけでなくグローバルな視点からアジアにも視野を向けて留学生を招聘していく必要があるというふうに考えているところでございます。大学のない町に大学をつくるというのも私の一つの夢でございます、これがその第一歩となれば大変喜ばしいことだろうというふうに思っております。留学生の皆さんたちが卒業の暁には、農業生産研究に携わっていただいた後の卒業の暁には、農産物の生産システム、またはハウスシステム等の生産加工技術まで一緒に輸出ができるような環境をつくる必要があるというふうな考えでいるところでございます。また、熊本県の食料自給率がカロリーベースで61%でございます、これは47都道府県中18位に位置するわけでございます。これを県南地域の豊富な水産資源、多種多様な農林資源をもとに100%に近づけていく必要があるというふうに思っております。4月17日も発言させていただきましたように、この食というものの、食料というものの、農業水産生産というものをこの県南地域の、ある意味では県全体、ある意味では日本全体の成長戦略としてとらえていく必要があるというふうにその場でも申し上げたところでございます。なぜなら、その成長戦略または戦略物資と位置づけることによって、全く政策が違ってくるからであります。そのためにもまず熊本県の食料自給率を100%に近づけ、一次産業というものにしっかりアカデミックな環境で後押しをさせていただきながら光を当て、いかに1掛ける2掛ける3という六次産業化を図っていくか、それにつなげていくか、そして六次産業化の際に加工産業としての企業を県南地域に積極的に誘致していくと。さらにはそこでできた加工品を日本全国に、アジアに輸出して外貨を獲得するような連鎖反応を起こすスパイラル的な戦略が、今後の県南地域の共通項として重要な課題ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま市長から幅広くお答えいただきました。私も県南5市という

ふうに考えていましたが、途中から宇土市、宇城市が入って県南7市ということで今回から取り組んでいただくようで、もっともっと大きな夢が組まれるのかなというふうに思いました。また、八代市が先ほど申しましたが、花火大会ということで今回初めて中国からやってくる、これに対する観光客の方がやはり県南も含めて幅広く動いていただいたら、一つの観光の目玉になるかなというふうにも思いますし、1回だけじゃなくてなおかつ続けてこれがずっと定期的になればありがたいと思います。また、市長おっしゃるように八代の八代港、ここは玄関口かなと県南では思いますので、やはり一緒になってぜひ八代港のさらなる開拓はぜひお願いしたいと思います。

ここで、今回県南7市ということになるんですけど、それぞれの地域、特色、戦略など4月17日にお伺いしましたが、今後、県南地域の全体の浮上について一致団結していかれると思うんですが、今後の取り組みはどのように進めていかれるのかお尋ねいたします。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

まずは、蒲島熊本県知事の基調講演の中で議員も聞かれたと思いますが、熊本県がこれまで熊本市に注いできたエネルギーをまた活力というものをぜひ県南地域に持っていきたいと、自身のマニフェストを踏まえられましてバレーボールに例えてお話されましたけれども、熊本県が県南の各市町村にできることは、セッター役となりトスを上げることでございます。そしてそのトスをアタックするのはそれぞれの市町村であり、協調と競争という言葉を繰り返し発言されておりまして、まさしくこの二つのキーワードをいかにうまくブレンドしながら相乗効果を生む、一致団結した受け皿づくりというのがまずは不可欠ではなかろうかと考えているところでございます。これまで、県南地域それぞれの自治体というものは、これもちよっと例えますならばジグソーパズルの単独のパーツであったというふうに思います。ただいま議員の質問、そして市長の答弁にもありましたように、今後は八代、人吉、水俣、天草、上天草市といった、それに先ほど宇土市、宇城市という話もございました。この7市に限らず県南地域の市町村が一体となって海拔ゼロメートルの天草地域から海拔1,600メートルの水上村といったそれぞれのパーツが一つにまとまり、スクラムを組みながら連携をとっていく必要があるというふうに考えております。受け皿となる具体的な組織につきましては、現在のところ各自治体の担当者レベルでの協議段階ではございますが、理念といたしましては、どこかの地域に偏った一極集中型の拠点整備を図るということではなく、県南地域の自治体すべてがパートナーシップを発揮しながら、特色ある発展をしていくというビジョンを描くことが非常に大切ではなかろうかと考えているところでございます。組織設立の段階から熊本県のほうにも積極的に参加をしていたきながら、県南地域の活性化の一助となる機動性のある組織設立を連携して早急に立ち上げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） それでは最後にもう1点だけお尋ねしますが、蒲島熊本県知事の講演の中で熊本市が政令都市になった今、県南にチャンスが来たと、いろんな提案をしていただきたいとも述べておられます。さらに公人としてスピード感をもって行う政治、信頼の政治、安心を実現に目標を持った政治など、自身の構想を述べられました。また、先ほど市長も申されましたけど、県南地域のフードバレー構想にも触れられ、基調講演を拝聴させていただきました私は、県知事の県南地域に対する強い思いを感じられたところです。今後は県南地域に対して力を入れていただけるものと思います。今後、県南7市の連携は先ほどお伺いしましたが、地元人吉球磨の連携もより大切だと考えます。今後、熊本県に対してさまざまな提案も人吉球磨が一つになり必要性をより強く強調していただきたいと考えています。それぞれの市町村もお考えはお持ちかと存じますが、人吉球磨は一つとお考えいただき広域での協議会、あるいは御提案までできないものかと思いますが、これについてお尋ねいたします。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

知事がマニフェストに掲げている県南地域の活性化については、蒲島知事みずから皿を割る、そういうつもりで殻を破るといった積極姿勢を県庁全体に浸透させているほど、この県南地域に対してはエネルギーを注いでいくということでございます。さらには各市町村の夢というものを県にぶつけてほしいと、そういった夢に対して最初からできませんというような県庁の職員であれば直接知事に連絡してほしいといったシンポジウムにおいての発言からも、知事の県南地域に対する強い思いと期待が見受けられたところでございます。その知事の期待に応えるために人吉球磨の連携はどのように図っていくのかということとでございますが、県南地域をマクロ的な地域とするならば、この人吉球磨地域もミクロ的に戦略を練っていく必要があると考えております。相良700年の歴史や伝統、文化が培った観光というものはもちろんのこと、他の地域にはない人吉球磨の山々と、そしてまた清流球磨川の豊かな自然環境、それから比類なき価値を持ちます肥薩線産業遺産群、そしてまた連携した企業誘致を初め、球磨焼酎といった地場産業のブランド維持と確立に向けた取り組みも必要になろうかと存じます。

そういった中でも人吉球磨地方の特産物といたしまして今後は梅というものが非常に重要な戦略物資になってくるのではないかと考えております。現在、中国においては梅酒というものの人気が高まり、需要が伸びているということでございます。ここに球磨焼酎と梅とで梅酒をつくり、これをどう戦略物資にするかがポイントではなかろうかということも考えられるかと思えます。そしてまた人吉球磨地方のクリでございます。このクリの品質は高い評価を得ており、全国各地から購買したいという話もあるようでございます。こういった県南地域全体におきまして、また特色のある同様のことが言えるわけですが、人吉球磨地域のそれぞれの産物を押し並べてみて、そして連携しながら統一ブラ

ンドとして日本全国、さらにはアジアに向けての戦略を練っていくことが不可欠ではないかと考えているところでございます。

いずれにしても、今回の取り組みは先ほども申しましたが、海拔ゼロメートルの天草地域から海拔1,600メートルの水上村といったそれぞれのパーツが一つにスクラムを組んで県南地域を活性化していこうという趣旨でございますので、人吉球磨地域に限定した協議会設立には至らないかというふうに考えております。人吉球磨地域としての戦略は、事あるごとに前端的に押し出していくという所存でございますので、どうかそのあたりを御理解を賜りたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま答弁いただきましたが、さっき申しましたように熊本県知事の県南地域への期待は強いものがあると考えます。今人吉球磨の環境、あるいは地場産業、特産物など述べていただきました。これらを今後どのような戦略で日本全国、あるいはアジア向けに展開できるか、熊本県知事を核とした県庁に夢としてではなく、人吉球磨の統一プランとして投げかけていただきたいと思います。先ほども述べましたが、今後いろいろなことで人吉球磨地域の連携は不可欠と考えますので、ただいま述べていただきましたように、事あるごとに連携強化に向けて取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで会議時間を延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時51分 休憩

午後4時07分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。本日最後の質問者の5番議員、平田清吉でございます。先ほど議長から質問時間の延長が発せられましたので、時間を気にせず質問させていただきたいと思います。6時までには終わるかと思いますので、よろしくお付き合いのほどお願いいたします。本議会におきましてもこのような一般質問の機会をいただきまして本当にありがとうございます。今さらながら何を今ごろこんな質問をしているんだとお思いになるかもしれませんが、市民の皆様の安全と安心とひいては生命と財産を守るための防災対策の一助になればとの思いから質問をさせていただきます。

6月といえば梅雨、梅雨といえば洪水やがけ崩れを思い浮かべるのは私ばかりではないと思います。昔の人は、この世の中で一番怖いものは何ですかと聞かれますと、それは地震、

雷、火事、おやじと言っておりましたが、今やおやじの権威は失墜し、最近の怖いものの中にはおやじは入っておりません。このほか現在で怖いものの一つとしましては、津波や竜巻、そして世界規模での二酸化炭素排出量の増加が一因とまで言われています地球温暖化による異常気象が発端の集中豪雨やゲリラ豪雨、さらには、このたびの東日本大震災により暴露されました日本の安全神話がもろくも崩れ去った原子力発電所崩壊による放射線被害にも、大きな脅威を持って取り組んでいかなければならなくなりましたことは皆様も既に御存じのことと思います。

ところで、災害対策基本法における災害の定義を御存じでしょうか。災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象、または大規模な火事もしくは爆発その他、その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいうと定義されております。そこで人吉市が最も憂慮しなければならない災害とは何か、言うまでもないことと思います。また、防災とは災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいうと定義されています。これらのことは防災関係者各位既によく御存じのことと推察いたします。ここでさらに防災とは、災害を未然に防止しというところを再度強調しておきたいと思います。

そこで私の一般質問の要旨としましては、気象庁から例年に比べ3日おくれでこの人吉地方も梅雨入りしたとの発表がありましたことから、防災関係のうち洪水による水害応急対策について質問させていただきます。では、通告に従いまして一般質問を行います。

通告内容としましては、市長の施政方針及び市民の声から1項目だけ、防災関係における水害応急対策について。質問の要旨としましては、人吉市地域防災計画書における風水害等応急対策計画、すなわち人吉市水防計画に基づいて質問させていただきます。その第1回目としましては災害対策本部及び支部の設置基準について。第2回目としまして市民への避難勧告等の発令基準について。第3回目、自主避難所及び指定避難所の設定理由について。第4回目、中原校区の大柿、小柿、城本、段山、下原田地区の上野及びその他浸水想定地域内の自主避難所の設定理由について。5回目としまして国、県管理河川排水樋門操作員の委嘱状況、特に年齢に関してですが、及び危険回避のための操作所離脱指示の連絡手段について。6回目、排水樋門樋管への常設排水ポンプの設置時期について。第7、大柿、八久保排水樋管に常設してある排水ポンプの取水口部の位置下げについて。第8、浄水苑横河川道路の舗装工事及び釜場、大柿排水樋門操作員の避難場所について。第9、万江川農業用水堰の中神堰、荒毛田堰の堰どめ板操作員について。第10、重要水防箇所（河川部）または道路の分もそうなのですが、危険状況及び対処方法並びに改善対策について。第11、球磨川の水防と洪水予報連絡会による球磨川重要水防箇所の合同巡視場所及びその改善対策についての順番で質問させていただきます。ちょっと長くなるんですけども、6時までには終わりたいと思います。

本市では、去る5月22日に平成24年度人吉市防災会議、人吉市水防協議会及び人吉市災害対策本部会議を開催し、6月6日には私の地区であります中原校区防災会議が、そしてその他の校区におきましても平成24年度第1回防災会議が開催されていると思います。このことは、市民の皆様及び委員各位の防災に関する意識の高揚を図るべく質疑、応答の場面も企画されたように思いましたが、残念ながら活発な意見はなかったように思います。それもそのはず、この人吉市防災会議は、昭和38年に防災に万全を期すことを目的として設置されています。条例が制定されてから既に50年近くを経過していることになります。すなわち、最初に今さらながらとお断りの言葉を発したのは、この経過過程の期間を思ったからです。既に修正を加えることもないように、完璧にこの人吉市地域防災計画書はできているはずだと。

ところで、この災害対策基本法第42条には、防災基本計画に基づき、地域に係る地域防災計画を作成し、及び毎年この地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならないとされており、しかし第3項に、修正したときは速やかにこれを県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないとされています。この必要があると認めるとき及び報告、公表をしなければならないというところが厄介なところじゃないかなというふうに思っております。しかし、先月6月4日の全員協議会におきまして、昨年の東日本大震災の被害を教訓としてのことと推察いたしますが、本市に近接する川内原子力発電所の事故を想定して、人吉市地域防災計画の見直しが行われ、修正、追加案が提示され、特に人吉市原子力災害対策計画が立案されましたことは称賛に値すると思います。しかし、警戒体制の発動基準については、県からの異常体制の連絡を受けてからということを書いておられます。県からの異常体制の連絡を受けてからではなく、環境放射線モニタリング装置、機械ですけれども放射線測定器、これを本市独自に所有しておいて放射線量に異常はないかということを確認していくことが必要ではないかと思います。なぜなら放射線量は地域によって異なり、人吉市の放射線量の測定ができず、住民への早急なる説明、対応はできないというふうに危惧しているからです。

前置きが大変長くなりましたが、まず第1回目の市民の皆様の安全と安心、生命と財産を守るための第一歩であると考えます災害対策本部及び支部の設置基準についてお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、平田議員からの災害対策本部及び支部の設置基準についてお答えをいたします。

気象庁から大雨洪水警報が発令をされますと災害対策本部総務班、これは総務部でございますけれども4名体制、及び水防班、これは建設部になりますけれども6名から7名で構成されておりますけれども、で待機を行うこととしております。球磨川の水位が1メートル80を目安に、これは水の手橋上流300メートルほどのところにございます木山の淵にある水

位計でございますけども、1メートル80を目安に水位の上昇が予測されるようであれば、災害対策支部副支部長以上の2名体制で各支部を設置するよう指示を出しております。さらに球磨川の水位が2メートル50を目安に水位が上昇するようであれば、総務班員を全員招集、17名体制でございます、全員召集し情報収集、連絡に当たることとしております。水防班におきましては2班体制、12名でございますけども、体制をとり道路、河川の状況の確認のための情報収集に当たることとしているところでございます。災害対策支部につきましては、班長以上の6名体制にて支部の詰所に待機を行い、管内の情報収集に当たるということにいたしております。球磨川の水位がはんらん注意水位3メートルに達し、さらに上昇するおそれがあれば、水防班を全員召集し災害対策本部は班員を除く本部付による職員全員、これは市長、副市長を初め特別職、全部長、正副消防団長等でございますけども、を召集するとともに災害対策支部については全職員を招集する第3配備体制をとることといたしております。その後、避難判断水位の3メートル20を超えさらに上昇することが予想されれば、災害対策本部会議を開催し避難勧告判断等の協議を行うことといたしております。また、球磨川の水位とは別に、気象庁と熊本県が共同で行っております土砂災害警戒情報が発表されれば、総務班は全員召集することとし、水防班につきましても2班体制を行うことといたしております。また、災害対策本部、本部付全員に召集を行い、災害対策支部を設置、また消防団には全方面隊に出動を要請するというものでございまして、土砂災害情報の広報伝達を市消防本部、消防団で連携を行いながら行うことといたしております。

このように大規模な風水害等が発生した場合、また発生するおそれがあると判断した場合、指揮命令系統を確立し迅速かつ的確な対応を行うことといたしているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 災害対策本部及び支部の設置基準についてはよく理解することができました。洪水はいつ発生するかわかりません。365日、24時間体制になるかもしれませんが、職員各位の防災配置、迅速かつ的確な対応をお願いいたします。

続きまして第2回目、市民への避難指示発令基準についてお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 避難勧告等の発令基準についてということでございますのでお答えをさせていただきます。

まず、災害に伴う避難勧告等の発令基準についてお答えをいたします。球磨川の水位が避難判断水位の3メートル20を目安に災害対策本部会議を開催し、直ちに避難勧告の判断等の協議を行うことといたしております。そして球磨川の水位が3メートル40を超え、さらに上昇することが予想される場合は、球磨川流域の5町内に対して避難の準備情報を行

い、さらに上昇することが予想されますと避難勧告を発令することといたしているところでございます。

次に、土砂災害に伴う発令基準でございます。土砂災害警戒情報が発表されますと、時間雨量と連続雨量による危険度レベルのデータを活用いたしまして、今後の予測雨量等を総合的に判断し、山間地の町内で土砂災害の発生のおそれがある地域に対して避難準備情報を出し、またその後の予測雨量をもとにさらに雨が降り続くことが予想されれば、避難勧告を行うことといたしております。

本年も市民の皆様の生命及び身体を災害から守るため、迅速かつ円滑な避難計画を行うことといたしているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 市民への避難指示発令基準についてもよく理解することができました。

しかし、国交省が設置している球磨川の水位測定場所の情報だけで避難指示発令の決断をされるのは、私は危険だと思っております。なぜなら、人吉市にはたくさんの支流が存在しますし、しかも人吉市の球磨川水域の状況はすべて同じところがないからです。局地的なゲリラ豪雨や集中豪雨による危険性が叫ばれている中、避難指示発令の情報が少ないように思うからです。市民の安全と安心と生命の確保を確実なものとするためには、現在、人吉市防災行政無線の整備工事が始まろうとしております。水害防災対策のみならず市民の安全、安心を確保するための確実な情報の入手方法として、多少経費がかかるかもしれませんが危険箇所への監視カメラの設置も一考ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 御質問にお答えをさせていただきます。

現在、整備をしておりますデジタル防災行政無線を球磨川の水位を監視するために利用できないかというようなことでございます。このデジタル防災行政無線にテレメータ機能を整備いたしますと、画像による現場の河川状況、雨量、水位をリアルタイムに入手することが可能になるというふうに聞いております。しかしながら、議員がおっしゃいますように整備を行うには多額の費用がかかるというふうに予想されるわけでございます。したがって整備については今後検討してまいりたいというふうに存じております。

なお、現在球磨川の水位につきましては、所管をしております国土交通省八代河川国道事務所や市房ダム管理事務所等に直接情報収集を行い、迅速に情報を得て対応しているという面もございますので、御理解いただければありがたいというふうに思います。

以上でございます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 市民と全職員の安全、安心と生命を確保するためにも、本来であれば

検討ではなく実施、実現の方向で考えていただければというふうに思っておりますが、そちらのほうは経費的な面もありますので、考慮していただきたいと思います。

続きまして第3回目、自主避難所及び指定避難所の場所指定理由についてお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 自主避難所及び指定避難所の場所指定理由についてお答えをさせていただきます。

自主避難所につきましては、軽微な災害や火災の際に一時的に避難する避難所として指定をさせていただいております。また、指定避難所につきましては、避難勧告等の発令に基づき開設いたします大規模な避難所というふうに位置づけをしているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 続きまして4回目、中原校区の自主避難所として中神町大柿、小柿、城本、段山、そして下原田町上野地区、及びその他過去に浸水被害を受けた事実があるところ、並びに避難するために危険な道路を通らなければならないところに自主避難所が、また災害対策支部詰所が設置されております。これは昨年も私が質問しております。その設置理由についてお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） お答えいたします。

自主避難所は先ほども申し上げましたけども、あくまでも軽微な災害や火災の際に一時的に避難をする避難所として指定をさせていただいている避難所でございます。また、指定避難所に移動する場合の一時的な集合場所としてお考えいただければというふうに存じます。したがって、災害の程度により大雨洪水警報や土砂災害警戒情報発令時の避難所といたしましては、避難経路の道路状況、立地条件等を考慮し、安全性が確認できる指定避難所に避難をしていただくように避難収容計画を行うことというふうにいたしております。自主避難所につきましては、今後におきましても災害対策支部会議や地元町内会の御意見、御要望をもとに、必要に応じて見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） よくわかりました。以前のハザードマップの第一次から第三次避難所の設定方法と違いまして、今回は自主避難所と指定避難所とわかりやすく改善されてるところは称賛したいと思います。回答としまして、あくまでも軽微な災害や火災の際の一時的な避難所として人吉市地域防災計画書に記載し設置しているんだとのこと。過去の教訓を生かし、災害の想定において想定外とならないように、事が起きそれは想定外でしたと市民の皆様におわびをすることがないように切に祈っております。

続きまして第5回目、国・県管理河川の排水樋門操作員の委嘱状況、特に年齢及び操作員

への危機回避のための避難指示連絡の手段についてお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、樋門操作員の委託状況ということについてお答えをさせていただきます。まず、樋門操作員の方々には日ごろから樋門操作に御尽力をいただきまして、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、質問にお答えをさせていただきます。国土交通省所管の排水樋管16カ所でございますけれども、16カ所には操作員を16名、代理人16名の計32名に操作業務の委託をお願いをしているところでございます。操作員の方の平均年齢は61歳でございます。国所管の操作員は食事の場合等を考慮して2名配置となっております。

次に、熊本県所管の排水樋管14カ所には、操作員14名に操作業務を委託をさせていただいております。操作員の方の平均年齢は64歳でございます。この操作員の方々は樋門近くに住む方、また地元町内会や消防団OBの方をお願いをしているという状況でございます。

樋門操作員の連絡手段といたしましては、自宅の電話や携帯電話に連絡を行い、樋門操作等の業務をお願いしているところでございます。危険回避のためには、樋門のゲートの全閉後に現場の状況により危険回避のためには現場を離れて安全な場所へ移動していただいたり、自宅待機の連絡をしているところでございます。さきの東日本大震災を通しまして、防災業務従事者の安全確保は大変重要なことであるというふうに認識をいたしたところでございますので、本年度は樋門操作員の方に救命胴衣、ヘルメット、防滴ライトを貸与することといたしております。

今後におきましても、所管をしております国土交通省、熊本県に対しましても樋門操作員の安全確保につきまして、情報の交換を行いながら危険回避のための情報連絡体制を構築していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 樋門操作員の方に救命胴衣、ヘルメット、防滴ライトを貸与することとしていただきましてどうもありがとうございます。確かに樋門操作員としての仕事上の時間的制約があること、また年齢的なこと等を考慮して委嘱されておられるというふうに思います。しかし、現在操作員自身がなかなか交代者がなくて、交代させてくれと言われる言葉も出てこないということで、なかなか高齢者の交代がないという事実もあることは御存じだと思います。緊急避難動作に乏しい年齢じゃないんですけども、身体のほうが急激な避難処置がとれないという方も見受けられます。尊い人命を危険から回避するためにも該当地域町内会からの推薦のみならず、直接操作員を面接されているとは思いますが、委嘱に足りる人かどうか、また危険な場所に遭遇しても俊敏にその危険回避行動がとれる人かどうかということを厳しく審査されて委嘱されることをお願いしたいと思います。

続きまして第6回目、排水樋門樋管の常設排水ポンプの今年度の設置時期についてお尋ね

いたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 常設ポンプの設置時期についてでございます。

設置時期につきましては、6月から9月までの期間といたしております。常設ポンプを設置しております排水樋管につきましては、球磨川の水位が1メートル80に達し、さらに水位が上昇すると見込まれる場合に委託をさせていただいております指定業者に連絡を行い、内水ポンプの稼働のための設置要請を行うことといたしております。さらに水位の上昇が見込まれる場合はポンプの増設要請を行い、さらなる内水対策を行っているところでございます。ポンプの増設等につきましては、夜間でございますりまたは雨の中でございますりしますので、このような状況では作業が大変困難であったりする場合もございます。まして危険が増す場合もございますので、状況を判断しながら早目早目に対応を行っているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） この排水樋門樋管への常設排水ポンプの設置時期を質問しましたのは、年度最初の洪水が発生してから設置したのでは、発電機等の設置委託業者の対応場所が数多くありまして、設置完了後作動させるまでの時間がかかり過ぎるため、いつも内水排水の対応におくれが生じ、毎年田んぼ等の冠水をさせている状況が発生しているからです。対応の設置がおくれることがないように設置業者の指示をよろしく願いいたします。

続きまして7回目、中神地区の大柿と八久保排水樋管に常設にて設置してあります排水ポンプの取水口部の位置を、現在の位置からさらに低い位置に設置して、早目の排水作業ができるように変更できないかお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） お答えをいたします。

大柿排水樋管につきましては、常設ポンプ4台に増設ポンプも設置して内水の排水対策を行っているところでございます。23年度の繰越事業といたしまして、電源設置工事を実施して迅速な内水対策を行うことといたしております。また、八久保排水樋管につきましては、これはひとよし土地改良区により整備をされました常設ポンプが2台設置をされております。これに増設ポンプの設置を行って、内水の排水対策を行っている状況でございます。

御指摘の水中ポンプの位置についての御質問でございますけれども、ポンプが稼働し強制排水を行うタイミングといたしましては、水路にたまる水の容量が限界湛水量を超える場合に稼働するような高さに設置しているとのことでございます。あまり低い位置に設置をいたしますと、許容湛水量内でも稼働させた場合には不要に電力を使用すること考えられますし、また低位置での設置は、清掃等の維持管理に支障を生じるということにもなるということでございます。現場の状況や土地改良区の意見等もお聞きした上で、ポンプの設置位置については十分に検討させていただきたいというふうに存じます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君）　５番。平田清吉議員。

○５番（平田清吉君）　昨年来から中神地区の釜場、八久保、大柿排水樋門樋管への排水ポンプの常設台数の増設の配慮につきましては、本当にありがとうございます。できましたら各排水樋管における田んぼや中神温泉の冠水事象が起きないように、さらに大きな排出容量のポンプを設置するとか、設置台数のさらなる見直しをお願いするとともに、先ほど来言っておりますけれどもポンプ取水口部の設置位置につきましては、現場状況を十分に考察されまして前向きの方で検討していただきたいと思います。

続きまして、排水樋門操作員の安全確保の視点から浄水苑横の河川道路の舗装工事はできないのか。まだ200メートルほどが未舗装のままになっております。また釜場、八久保、大柿排水樋門操作員の避難場所についてどのように考えておられるのか。そして本年９月に、中神町城本の汚泥再生処理センターに人吉球磨広域行政組合が移転するという計画もあります。釜場排水樋門操作員の避難場所としては、同センター横の浄水苑が最適と考えますがいかがお考えでしょうか。また避難に緊急を要することから、釜場排水樋管横の浄水苑の外さく金網部分に入りを設置していただければ、安全の確保が可能と考えますがいかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　まず、浄水苑横の河川道路の舗装工事の御質問にお答えをさせていただきます。この件につきましては、昨年度の町内嘱託員連合会、衛生員連合会と市長との座談会及び中原校区町内会の市政懇談会におきましても御要望をいただいているところでございまして、その都度管理者でございます国土交通省八代河川国道事務所人吉出張所と協議をし、その旨御要望をしているところでございます。当該箇所は国の河川敷となっております。また、護岸工事未整備地区となっておりますが、具体的な整備時期は決まっていない状況でございます。国交省におかれましては、昨年度早急な措置として砂利舗装をさせていただいておりまして、ことしの出水期が明けてから再度状況を見ながら検討を行いたいという旨の御回答もいただいているところでございますので、今後とも引き続き要望を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、樋門操作員の安全確保のための避難場所についての御質問についてお答えをさせていただきます。釜場排水樋管操作員の退避のための場所といたしましては、議員御指摘のとおり近くに浄水苑の敷地がございますので、一時的に退避していただくことは可能であるというふうに考えております。大柿につきましては、球磨川左岸にあります樋門操作の建屋が避難場所となっておりますけれども、球磨川が増水し越流する等の危険な状態になれば孤立してしまう可能性がありますので、事前に安全な場所か自宅に待機していただくよう連絡を行うことといたしているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5 番。平田清吉議員。

○5 番（平田清吉君） 排水樋管の操作員の方というのは、東日本大震災でも御存じのように非常に任命感が強くて常に先頭に立って樋門操作に行かれる。この中神地区のこの3樋門につきましては、万江川、球磨川の水が越流してきますと完全に孤立してしまう、逃げ場所がなくなるというところからしつこく質問させていただいております。ぜひ排水樋管操作員の安全を確保するためにも、浄水苑横の避難道路としまして球磨川河川道路の早急なる舗装をお願いします。

続きまして9回目になりますが、万江川には農業用水堰としまして中神堰と荒毛田堰があります。現在も農業用水の水量調整と洪水時に用水路と堰に土砂が堆積しないように堰どめ板をもって調整に当たる管理の人がおられます。この堰どめ板は万江川が増水すると判断したとき、堰に土砂が、先ほど言いましたように堆積しないように撤去する方法としまして、この堰どめ板を外すという任務があります。堰どめ板管理人の安全上の観点から、万江川が増水すると判断したとき、堰どめ板を外すという行動をとりますので非常に危険を伴います。また、堰への土砂の堆積により、川底の上昇を招き水害の可能性を高くすることも考えられます。確実な堰どめ板の撤去が要求されます。よって、堰どめ板管理人の安全と水害対策を図る面から、自動転倒堰の設置を考えておられないのかお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

まず中神堰、荒毛田堰につきまして説明させていただきます。まず中神堰でございますが、万江川橋の約120メートルの上流にあり、ここから農業用水を取り入れておりまして、その受益面積は約46ヘクタール、受益者数は128人となっております。次に荒毛田堰でございますが、万江川・高橋の下流約170メートルにありまして、同じく農業用水を取り入れておりまして受益面積約33ヘクタール、受益者数83人となっております。中神堰は、堰の管理人により木の板の開閉により用水を調整しております。また、荒毛田堰は現在の自動転倒堰及びスライドゲートが設置されておりますが、操作をするためには河川敷内に入らなければならない状況でございます。議員御指摘のとおり、この二つの堰におきましては、万江川が増水時には危険で水量調整はできない状況であると伺っておるところでございます。

堰管理人の安全面から自動転倒堰はできないかとの御質問でございますが、平成18年度にひとよし土地改良区及び地元受益者から自動転倒堰を含め、用排水路整備が要望されました。その要望を受けまして熊本県が平成20年度に基礎意向調査を行い、必要としている施設改善等の意向を把握し、平成21年度にはそれに対応する事業及び概算事業費等を中神地区と原田地区に地元説明会を開催し、地元受益者の考えもお聞きしたところでございます。そのときの地元受益者の御意見といたしましては、負担金や後継者不足等の不安もあり、地元負担金が発生しない整備の要望等があったところでございます。しかしながら農林水産省所管の補助事業におきましては、受益農家の申請、同意、農家の費用負担が必要であることから、再

度ひとよし土地改良区及び地元受益者に御検討をお願いしたところでございます。自動転倒堰の設置、また安全管理等につきましては、今後ひとよし土地改良区及び地元受益者の意向を聞きながら検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君）　５番。平田清吉議員。

○５番（平田清吉君）　自動転倒堰の設置には多額の建設費用がかかりますことから、市、県、国また受益者負担が非常に多額の金が要求されます。堰どめ管理人の生命と安全を確保するためには、それもクリアしていただいて、土砂堆積による水害を防止するためにも、関係各位との綿密な調整の上、設置の方向で進められればなというふうに切にお願いしておきます。

続きまして重要水防箇所、特に河川部と道路部もあるんですが、危険状況及び対処方法並びに改善対策についてお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　重要水防箇所の件につきまして、お答えをさせていただきます。

国土交通省所管の河川で水防上、特に注意を要する箇所を重要水防箇所と位置づけをされております。水防上最も重要な箇所をＡランクとして２カ所、これは球磨川、人吉市中神町の右岸、天狗橋の下流の所でございます。それと灰久保町の人吉橋の下流、球磨川左岸でございます。無堤地区ということで区間になっております。この２カ所と水防上重要な箇所をＢランクとして９カ所ございまして、この９カ所につきましては、中神町大柿外８カ所の合計９カ所でございます。河道断面不足というものが主なものでございます。Ｂランクとして９カ所、堤防完成後３年未満の箇所、または過去に堤防が崩れた跡等を含む要注意区間については２カ所としております。重要水防箇所の位置及び延長につきましては、昨年度と同様の状況となっております。また、熊本県関係の重要水防区間につきましては、Ａランクが７カ所、Ｂランクが４カ所となっております。Ａランクでは御溝川が３カ所と万江川、出水川、山田川、胸川がそれぞれ１カ所の７カ所でございます。Ｂランクの４カ所につきましては、鹿目川、万江川、福川、鬼木川の４カ所ございまして、Ｂランク４カ所となっているということでございます。その他の延長、危険な状況については昨年度と同様となっております。対処、改善につきましては、万江川下流部の堆積の除去や支障木の伐採等を行っているということでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君）　５番。平田清吉議員。

○５番（平田清吉君）　毎年度、人吉市地域防災計画書を見てみますと、河川の部、道路の部ともに水防上、最も重要な区間または水防上重要な区間、国・県道、市道危険箇所一覧表には全く変更がありません。改善された箇所はほとんど見られません。毎年１カ所でもこの人吉市地域防災計画書の危険箇所から排除されるよう関係各所に働きかけをしていただくように切に望みたいと思います。

最後になりますが、本年5月9日に球磨川の水防と洪水予報連絡会が開催され、25日にはその連絡会による球磨川重要水防箇所合同巡視が行われたと思います。人吉管内における巡視場所と巡視された場所の結果の対応策についてお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 御質問にお答えをさせていただきます。

先月の5月9日に議員がおっしゃいました球磨川水防連絡会・洪水予報連絡会が球磨地域振興局で開催をされております。重要水防箇所等の説明がなされているところでございます。また、八代河川国道事務所と県や関係市町村によります平成24年度球磨川重要水防区間の出水期前合同巡視が5月25日に実施をされております。人吉管内の実施場所でございますが、重要水防危険箇所の中から西瀬橋下流部、球磨川右岸九日町部分、水の手橋部分の合同巡視を行ったところでございます。国管理区間の重要水防箇所の解消に向けては、流域内の治水バランスを踏まえた上で進めるとのことで、近年では西瀬橋付近右岸部や中川原公園付近の堆積土砂の撤去が行われております。国土交通省、熊本県に対しましては迅速かつ的確な水防活動がなされるよう情報の交換に努めるとともに、重要水防箇所の抜本的な改善と堆積土砂の除去や支障木の撤去、雑草等の刈り取り等につきましても引き続き要望を行っているところでございまして、今後も要望を行っていききたいというふうに存じます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 人吉管内では西瀬橋下流域を巡視され、右岸部の堆積土砂の除去状況や堆積抑制のための除草箇所を巡視されたとのことで、巡視場所での問題点は見られなかったようですが、巡視場所以外では球磨川河川敷内に多くの樹木や竹が繁殖しており、土砂が堆積し河道断面不足の状態を呈している箇所が見受けられます。財政的な問題を掲げ手つかずの状態、あるいは放置の状態となっていて洪水災害を引き起こしかねない危険な場所が見られます。また、県河川の万江川下流域におきましては、本年3月樹木や竹の除去がなされ、きれいな河川敷を見させていただきました。また、安全管理もこれでできたものと思います。しかし現在は、竹がもとのように繁殖し河道断面を再び阻害し、洪水災害の一因となる状態にあります。河川管理の財政状況は想像できますけど、洪水災害が発生しないうちの対応を関係各所に強く要望をしていただきたいと期待しております。

以上で時間短くなりましたけども、6時まであと1時間ぐらいありますが、通告しました私の一般質問のすべてを終わらせていただきます。次回は市長の御答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

---

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時08分 散会

## 平成24年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成24年6月13日 水曜日

---

### 1. 議事日程第3号

平成24年6月13日 午前10時 開議

- 日程第1 議第37号 平成24年度人吉市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第2 議第38号 人吉市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第39号 人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第40号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第5 報第1号 平成23年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報第2号 平成23年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報第3号 平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第50期決算報告書及び第51期事業計画書）
- 日程第9 一般質問
1. 村 口 隆 君
  2. 宮 崎 保 君
  3. 豊 永 貞 夫 君
  4. 仲 村 勝 治 君
- 
- 

### 2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
- 
- 

### 3. 出席議員（18名）

- |     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 1 番 | 宮 崎 | 保 君   |
| 2 番 | 高 瀬 | 堅 一 君 |
| 3 番 | 村 口 | 隆 君   |
| 4 番 | 大 塚 | 則 男 君 |
| 5 番 | 平 田 | 清 吉 君 |
| 6 番 | 犬 童 | 利 夫 君 |
| 7 番 | 松 岡 | 隼 人 君 |

|     |        |
|-----|--------|
| 8番  | 井上光浩君  |
| 9番  | 豊永貞夫君  |
| 10番 | 川野精一君  |
| 11番 | 笹山欣悟君  |
| 12番 | 西信八郎君  |
| 13番 | 村上恵一君  |
| 14番 | 田中哲君   |
| 15番 | 仲村勝治君  |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 森口勝之君  |
| 18番 | 永山芳宏君  |

欠席議員 なし

---

#### 4. 説明のため出席した者の職氏名

|           |        |
|-----------|--------|
| 市 長       | 田中信孝君  |
| 副 市 長     | 高橋隆君   |
| 監 査 委 員   | 篠崎國博君  |
| 教 育 長     | 堀秀行君   |
| 市 長 公 室 長 | 久本一富君  |
| 総 務 部 長   | 坂崎博憲君  |
| 市 民 部 長   | 山本政義君  |
| 健康福祉部長    | 松岡誠也君  |
| 経 済 部 長   | 松田知良君  |
| 建 設 部 長   | 中村明公君  |
| 市長公室次長    | 愛甲秀樹君  |
| 総 務 部 次 長 | 中村則明君  |
| 市 民 部 次 長 | 椎葉幹夫君  |
| 健康福祉部次長   | 福山誠二君  |
| 経 済 部 次 長 | 大渕修君   |
| 建 設 部 次 長 | 木村秀敏君  |
| 企 画 課 長   | 小澤洋之君  |
| 財 政 課 長   | 告吉眞二郎君 |
| 会 計 管 理 者 | 松江隆介君  |
| 水 道 局 長   | 田中幸輔君  |

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 上水道課長           | 那須義徳君 |
| 教育部長            | 赤池和則君 |
| 教育部次長           | 東俊宏君  |
| 農業委員会<br>事務局 会長 | 舟戸幸弘君 |

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|     |       |
|-----|-------|
| 局 長 | 赤池謙介君 |
| 次 長 | 村並成二君 |
| 次 長 | 山本繁美君 |
| 書 記 | 白坂禎敏君 |

---



---

午前10時00分 開議

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

#### 質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質問を含めた一般質問を行います。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君）（登壇） おはようございます。3番議員、新・九州相良クラブの村口隆でございます。

今月6月は環境月間となっております。人吉市内でも6月3日、日曜日は、人吉市内一円で環境美化行動の日ということで、市内一斉に我が家の周りなどの清掃をされておられました。また、企業や団体などでも率先して清掃を行っていただいております。また、毎年啓発活動に御協力いただいております町内会長の皆様や町内衛生員の皆様、そして市民の皆様へこの場をお借りしましてお礼を申し上げます。

さて、早いもので市議会議員に当選させていただき2年目を迎えました。2年目も議員に当選したときの初心を忘れることなく、スポーツマンらしく正々堂々と活動を行っていきたいと思っております。

それでは、通告に従い3項目質問させていただきます。きのう松岡議員も申しましたように、私たち新・九州相良クラブでは1年間で25回、約350名の市民の皆様と意見交換会を開催してきました。市民の皆様の関心が大きかったことや、市民の皆様の要望等を交えながら今回の質問を行わせていただきます。

まず、1項目めが通学路の安全確保について、2項目めが本市が掲げる「少年野球のメッカ」の現状と今後の展望について、3項目めが市民の声より災害廃棄物瓦れき問題についての3項目で質問いたします。

それでは、1項目めの通学路の安全確保についてお尋ねいたします。皆様の御記憶にもまだ鮮明に残っているかと思いますが、ことしの4月23日に京都府亀岡市で通学中の小学生の列に車が突っ込み、児童ら10名の方が被害に遭われました。また、4月27日には千葉県館山市でも通学中の小学生の列に車が突っ込み、4名の方が被害に遭われました。また、先週の6月5日には愛媛県今治市で横断歩道を横断していた自転車で登校中の中学3年生の男子生徒3人の列に車が突っ込み、2人が重傷を負われるという非常に痛ましい事故が相次いでおります。

本市におきましては例外ではなく、きのう松岡議員が質問いたしましたように、危険な箇所が存在いたします。私もけさ、たまたまではありますが、西瀬小学校のあいさつ運動に立ってきました。西瀬小学校前の横断歩道は非常に危険でございます。西瀬小前は時速30キロ規制なのですが、ほとんどの車が30キロでは走行されません。それはなぜなのか、下り坂だからです。西瀬橋方面からも西瀬団地方面からも西瀬小に向かってどちらからも下り坂になっており、また2カ所ある横断歩道がどちらもカーブを抜けたすぐのところにあるというのも大きな問題でございます。

けさ、あいさつ運動で7時20分から7時55分の間、立たせていただきましたが、68台の車が通っていきました。30キロ以下で走行されたと思われる車はわずか3台でございました。けさ、改めて一歩間違えれば大惨事につながる場所だということを確認いたしました。先ほども申しましたように、各地で通学路の事故は起きております。保護者の方や地域の方、学校の先生も非常に危険だと感じておられます。今のこの現状に対する教育長の見解をお尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） おはようございます。御質問にお答えしたいと存じます。

西瀬小学校前の県道人吉水俣線につきましては、多くの児童・生徒がこの道路を使って通学しているということから、学校のほうでも交通指導を行うなど、登下校時の安全確保に特に力を入れていただいているところでございます。また、こども王国保安官の方々を初め、地域の皆様方の御協力もあり、今まで大きな事故は起こっていないところでございます。非常にありがたく存じているところでございます。感謝申し上げます。

この道路は、整備が完了して時速30キロメートルの速度規制ではございますものの、信号機もなく比較的走りやすい、あるいはスピードを出しやすい道路というふうになっており、ちょっとした気の緩みから事故が発生するということが懸念されるところでございます。実は私も先日、時速30キロで2回ほど車を走らせてみました。制限速度を守っていれば、しっかり前方を確認しながら走行できるのではないかと感じたところですが、子供たちは不測の行動をすることがあることも考えますならば、今後におきましても関係機関、各種団体との情報交換や協議を行いながら、児童・生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。教育長も危険なことは十分認識されているところでございますが、2回目の質問に入ります。

西瀬校区の市政懇談会、またきのうたまたま下戸越で西瀬校区の地区懇談会があっているのですが、その場でも同じ意見が出ております。西瀬校区の懇談会で意見が出ておりますが、その後の対策はどういうふうに協議、検討をされたのかをお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の皆さん、おはようございます。それでは、村口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

昨年の8月26日に西瀬校区の市政懇談会が開かれております。そこで、交通安全協会西瀬支部から、ただいま申されたような御質問があったところでございます。西瀬小学校前の県道人吉水俣線は児童・生徒の通学路としてはもちろんでございますけども、地域住民の方の生活道路として重要な路線でございます。特に朝夕は通勤通学で通行する車両も多く、児童が安全に登下校するためには、子供たち自身が車に気をつけるということも必要でございますけども、ドライバーにも交通ルールの遵守が求められているということは言うまでもありません。この路線を走行する車両の速度について、人吉警察署交通課で調査をされております。先ほど村口議員からあいさつ運動の中で御自分なりに調査をされたということでございましたけども、人吉警察署のほうでも調査をされております。それによりますと、上下線とも小学校に差しかかる前ではやや速度を落として走る車が多いようですが、中には規制速度の時速30キロを大きく超過、超えていると見られる車もあるということでございました。これは朝夕の時間帯に特に見られる傾向のようでございます。

御質問の具体的な対策についてでございますが、市ではドライバーに注意喚起を促す交通安全に関する標示の設置や交通ルールの遵守、交通マナーの向上に関する啓発を行うことを考えております。また、人吉警察署交通課にこの件に関しまして改めて御相談を申し上げましたところ、警察署としては即効性があり、かつ一定の効果が持続することが見込める対応策として、速度超過の取り締まりを実施する方向で検討するとのことでした。今後も各地で起きております児童・生徒の痛ましい交通事故が本市で起こらないよう、市と警察署とが連携し、保護者の皆様や地域住民の皆様の御理解と御協力を得ながら、安全で安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいりたいというふうに存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。ちなみに私が自分の軽自動車とワンボックスカーで、教育長と同じように2回走行してみました。西瀬団地側から西瀬小方面に行く場合は下り坂で、アクセルを踏まなくても自然に40キロが出ました。車の性能や乗ってる体重とも関係するかと思いますので一概には言えませんが、私の車でいうならば、ブレーキを踏まないと30キロでは走行できないということでございました。朝の通学時は、きょうも思ったんですが、大勢子供たちが行き来しますので、通られる方もドライバーの方も用心されると思います。しかし、部活動の帰りとか、土曜日、日曜日、これはもうばらばらです。薄暗い夕方は特に非常に危険だと思います。西瀬校区の市政懇談会でも意見が出ていますし、この問題は私は西瀬校区総意の願いだと思っております。今、総務部長が言われましたように、

一番いいのはそういう取り締まり等をしていただくのが一番即効性があるのかなと思っております。それで捕まる方も出てくるかと思いますが、しっかりその前に一回注意喚起をさっき言われたようにしていただき、事故があそこは起きたらもうひどい事故だと思ふんですよ、起きたときにはですね。ですから、そういった喚起をしていただければと思います。これは検討ではなく、何らかの対応をしていただきますよう要望いたして、この質問を終わらせていただきます。

次に、昨年9月議会で市道城本下城本線、桜木団地前の通学路の危険性についてお尋ねいたしました、そのときは関係機関と協議を行いながら、児童・生徒の安全確保に努めていくという答弁をされております。特に下城本公民館前は今から梅雨の時期になりますと、水がたまって大きな水たまりができ、雨の日は子供たちはもう泣く泣く公民館の敷地内を通過して迂回しながら通学しているというのが現状でございます。私も以前その点に関しましては改善の要望をしましたが、いまだにそのままでございます。この通学路に対して、9月議会後、その後どういう協議、検討をされたのかをお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

昨年9月議会におきまして、園田道路線及び城本下城本線の通学路の安全確保について御質問をいただきました。この2路線は西瀬地区の主要な通学道路でありまして、特に朝夕の通勤通学の時間帯にはたいへん交通量が多くなる路線でございます。そのことから、まず平成24年度におきましては、園田道路線のグリーンライン及び外側線、これは193メートルでございますけれども、これを設置する計画でございます。

それから、城本下城本線につきましては、人吉警察署との現地立ち会いはこれまでは行っておりませんけれども、これまで学校周辺に設置してまいりましたグリーンライン及び外側線も数年たっておりますので、現状での安全対策の観点から御意見をお聞きいたしましたところ、道路幅員が狭い場合、車両はグリーンラインの部分を通る傾向が見受けられるため、効果などを含めて十分検討する必要があるのではないかとのことでございます。引き続き城本下城本線につきましても、予算の状況を踏まえながら計画的な設置を図っていきたいと考えているところでございます。設置の際には人吉警察署等に立ち会い等をお願いしていきたいと考えております。

また、城本下城本線の水たまりにつきましては、確認の要望をいただきました2月1日に現地調査を行っております。この水たまり部分につきましては、舗装が沈下した前後を含めまして約20メートルぐらいでございますけれども、この取り付け舗装を必要といたしますので、今後、道路維持管理事業の中で対応していきたいと考えております。

それから、路面の補修でありますとか、外側線の設置などを含む道路の維持管理につきましては、日ごろからスピード感をもって対応するよう心がけておりますけれども、これまで要望をいただきました箇所の積み残し部分、それへの対応でありますとか、予算等の制約、

それから関係者との協議、発注時期、これは何本かそういう計画をしているライン引き等があるわけですが、それを大体年度に4半期ぐらいに分けて行います。23年度は8本ございましたけれども、そういった発注時期の問題がございますし、それから他の事業、例えば路面を舗装してその上にラインを引くと、そういったこともございますので、そういった他の事業との関係などもございまして時間を要しております。大変御迷惑をおかけしております。このことにつきましても今後とも市民の皆様の御理解をいただきながら、精力的に取り組んでいきたいと考えております。

なお、平成22年度に大畑小学校、東小学校、中原小学校周辺の3路線に設置いたしましたグリーンラインにつきましては、平成22年度のきめ細かな臨時交付金事業で実施いたしておりましたが、23年度以降の交通安全施設整備事業は市単独事業として実施せざるを得ない状況でございますので、今後とも計画的、継続的に整備していく必要がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。危険性は確認されているということでございますが、やはり通学路が危険というのは非常に問題だと思うんですね。いろんな事情とか予算の関係も確かにあるのはわかりますが、やっぱり少しスピード感をもって、優先してやっていただければと思います。

次に、二中の登校坂についてお尋ねします。まず、使用していない2カ所の自転車置き場を今後はどうするのか。また、特に下城本側の登校坂の道幅が狭い箇所の白線がほとんど消えております。この消えている白線の歩道部分が区別がつかずに、朝夕の送迎のときとかは本当に子供たちが危ない状況にあります。その白線の対応についてどうされるのか。また、下城本方面から登校坂を夕方通られたらわかると思いますが、樹木が生い茂って、車で通っても非常に暗く感じております。これは下城本側に限ったわけではないのですが、防犯灯に樹木が覆いかぶさり見えにくいところが、私が調べた範囲では6カ所ありました。これも樹木がなければもうちょっと明るくなるのではないかと見てたんですが、その樹木の対応についてお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

御質問の路線は市道城本登校道路線と申しますけれども、この路線の起点側から約75メートル区間につきましては、道路幅員が狭いために外側線のある部分を車両が通過することもございまして、道路左右の外側線が消えております。また、二中までの区間につきましては、中央線及び外側線が消えかかり、見えにくくなっておりますので、今後、交通安全対策事業の中で対応していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○教育部長（赤池和則君） おはようございます。お答えいたします。

第二中学校の自転車置き場は、現在地に移転新築した際に下城本町側のほかに上林町側の市道沿いに設置しておりますが、数年前に新たな自転車置き場を正門前に新設いたしましたので、現在は使用されておられません。老朽化が進んでおりますので解体撤去する予定でございます。

第二中学校の登校道路沿いの外灯につきましては、中学校を移転新築した際に民家もほとんどなかったことから、教育委員会において設置したものでございます。特に下城本町側の市道沿いの外灯は周囲に樹木があることから、枝落としを以前行ったことがございます。今後も枝葉が外灯の灯りを遮らないように枝落としの実施について検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君）　３番。村口隆議員。

○３番（村口　隆君）　ありがとうございます。すべての道路というのは非常に難しいかと思いますが、私は児童や生徒が通学する通学路、特に学校周辺に関しましては100％以上の安全性が確保されていないと、それが私は当たり前だと思うんですね。自転車置き場に関しても使用していないならば、早急に撤去などの検討をされるということではありますが、対応するべきだと思いますし、やっぱり学校のすぐそばに屋根つきのああいう場所があるなら、たまり場になってもおかしくはないと、近くの住民の方も非常に思われております。最近は本当に非常に予想がつかない事故や事件が発生していますので、想定外という言葉は私はもう死語だと思っております。やっぱり子供たちの通学路、特に学校周辺に関しては、検討ではなく早く対策をしていただきたいと思いますので、その点を強く要望してこの項目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、本市が掲げる少年野球のメッカの現状と今後の展望についてお尋ねします。まず、質問に入る前に、市長と執行部の方に一言お礼を言っておきます。３月20日に川上記念球場で開催されましたホンダ熊本と熊本ゴールデンラークスのオープン戦及び野球教室の際には、市内の小中学校に声をかけていただき、大勢の子供たちが集まってきました。そして、また私が直前に一般質問のときに言って、手づくりの歓迎の幕をベンチ内に張っていただき、本当に両チームの監督さんも非常に喜んでおられました。本当にありがとうございます。また、ホンダ熊本においては、先週開催された都市対抗野球の九州大会におきまして、見事、九州の代表権を獲得し、そのときに野球教室で習った子供たち、もしくはサインボールをもらった子供たちが非常に喜んでおりました。本当に感謝しております。

また、市長におかれましては、３月９日の川上哲治杯社会人軟式野球大会において、地元チームの応援に駆けつけていただいたことに、チーム一同皆感謝しております。市長が来られたとき私はベンチにいましたが、選手が「わあ、市長が来たですよ。」とざわざわとなって、そういった状況でございました。ただ、ちょっと残念なことがありまして、市長が

相手チームの応援席に座られたんですよね。来年はぜひ地元チームの応援席に座っていただくことを強く要望します。

前置きが少し長くなりましたが、それでは2項目めの質問に入ります。本市の教委告示第12号、目的第1条の中で「少年野球のメッカとして21世紀を担う青少年たちに、野球を通して夢と希望を与え、さらに本市野球競技力向上を図ることを目的とする。」とうたっていますが、本市が少年野球のメッカと掲げられているのはどういう経緯からなのでしょう、お尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

第3次総合計画において、スポーツ施設の整備充実を図り、市民の体力の向上と健康増進に努め、スポーツによる本市のイメージアップを図るため、少年野球のメッカづくりを目指す川上哲治記念事業を推進すると位置づけられたものでございまして、野球少年たちのあこがれの地となる川上記念球場の建設を行い、交流の拠点を目指したものでございます。また、川上哲治氏の野球へのひたむきな情熱を次世代を担う少年たちに伝え、野球を通して夢と希望を抱いてほしいという気持ちが込められているものと理解しております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。それでは、ここで言われている少年野球というのはどの範囲なのかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

ここで言うております少年野球の範囲としましては、小学生から中学生までを対象としたものというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 本市の小学校部活動がソフトボールから野球部に変わっておりますが、またなぜソフトボール部から野球部に変ったのかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

本市の小学校部活動がソフトボール部から野球部に変ったのは平成12年9月でございます。なぜ野球部に変ったのかというふうな質問でございますけれども、少年野球のメッカづくりを進めていく中で、平成12年に野球部について市内小学校において、保護者や児童の意見を踏まえ検討していただいた結果、すべての学校から野球を行いたいというふうな意向でございましたので、ソフトボール部から野球部へ移行することとなったものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 私たちが小学校のときはソフトボール部だったんですが、当時は市の

予選がありまして、そこで勝ちますと県の大会につながっておりました。今、学校の野球部は市の大会で終わりです。県の大会には今つながっていません。そのことに対してどういうふうに教育委員会としてはとらえられているかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

ソフトボール部においても野球部におきまして、県大会への出場要件は県に登録を行うこととなっております。野球部に移行したのは平成12年でございますが、この当時はソフトボール部においても県への登録はしていなかったようでございます。したがって、野球部を設置したために県大会へつながる大会がなくなったということではないというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。私は小学校のころ、鮮明に覚えているんですが、県大会はありました。それは恐らくソフトボール協会と野球連盟の違いだから同じ関連はないかと思いますが、じゃあなぜ小学校の野球部を登録しないんですか。その点についてお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） 現在登録されておられないのは、県の部活動指針において大会等への出場が制限されていると、申し合わせ事項でというふうなこと、それから登録するためには登録費がかなりの金額であるというふうなことで、どの学校も登録をされていないというふうに聞いているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 今、県の部活動の指針と言われましたが、八代、水俣、熊本市内、部活動で登録されているところはたくさんあります。人吉市だけ、野球部があって登録されていないのはこれは人吉市だけです。これは県全体がそういうふうになっているのであれば、県の部活動の指針ということで通るかと思いますが、私はちょっと違うのではないかなと、今聞いてちょっとびっくりしたところでございます。また、登録料の関係と言われましたが、登録料は今、人吉市に関していうならば、学童クラブチームが人吉市に登録するときは登録料は取っておられないと思います。ゼロ円じゃないかなと思いますが、それは何の登録料なんでしょうか、お尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

熊本県軟式野球連盟に登録しなければ県大会へ出場できないというふうなことで、軟式野球連盟に登録する場合に、年間登録料が4万5,000円ほど要するというふうに聞いているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3 番。村口隆議員。

○3 番（村口 隆君） 済みません。私も軟式野球、県の連盟の人間なんですが、4 万5,000 円という登録料は私は初めて聞きました。どこからその数字が出てきているのかがちょっと理解できませんが、今、クラブチームが2 チーム学童で登録されていると思いますが、一つは私がかかわっているチームです。4 万5,000円を払っておりません。その4 万5,000円はどこからの4 万5,000円なのでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

申しわけございません。私の間違いでございます。発言の訂正をさせていただきます。人吉市の場合は登録料は取っておらないというふうなことだそうです。学校のほうで経費がかかるのは、県大会に出場する場合にはこの旅費、行ったり来たりする交通費とか、そういうふうなものに多額の経費がかかるというふうなことで登録をされていないというふうなことのようでございます。申しわけございませんでした。

以上、お答えします。（「議長、3 番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3 番。村口隆議員。

○3 番（村口 隆君） 一応訂正ということでお受けしますが、確かに登録料は今存在しないんですね。ですから、先ほど部長が言われた県の部活動指針と大会の登録料でその登録しないというのは、やはりちょっと違うと思うんですね。今言われたように、その後の県大会に行くときとか、その後の遠征費、そういったとが大変だからというところが本音なのかなと今思いました。

続きまして、以前は市主催の中学校の町内対抗野球大会があっておりました。私も部活動以上にはまって一生懸命にやった口なんです、この中学校の町内対抗野球大会は、いつ始まり、いつ終わったのか、またなぜ終わったのかの理由をお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

町内対抗野球大会、少年野球大会は青少年の健全育成と少年野球の振興を目的に、昭和30年代初めから開かれていたものですが、昭和40年の水害などで一たん中断し、その後、関係者の御努力により昭和46年に復活し、25年間にわたって開催されてきましたが、平成7年の大会をもって終了したところでございます。開催されなかった理由でございますけれども、昭和50年代後半までは町内単独での参加が多くありましたが、次第に参加町内が減少し、さまざまな手だてを講じられましたが、平成8年には参加チームが4チームということで、大会を中止されたというふうに伺っております。このように、少子化による生徒数の減少や、サッカーなど他のスポーツが盛んになってきたことで野球をする少年が減り、町内でのチーム編成も困難となり、参加チームの確保ができなくなったことが大きな原因ではないかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3 番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3 番。村口隆議員。

○3 番（村口 隆君） ありがとうございます。それでは次にいきますが、小学校が野球部に変わってから、平成12年に変わったということなんですが、今まで年度ごとの部員数は何名いたのか。また現在、平成24年度、わからなければ23年度直近でもいいですが、各小中学校ごとの野球部の学年ごとの人数をお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

まず、過去のデータがそろっておりませんので、確認できた現在までの5年間の部員数ということでお答えをさせていただきます。小学校の部員数でございますけれども、平成20年度271名、21年度280名、22年度260名、23年度230名、現在は177名となっております。中学校は、20年度114名、21年度107名、22年度107名、23年度107名、現在は102名となっております。

次に、各小中学校の野球部の学年ごとの人数でございますけれども、4年生、5年生、6年生、計の順番で各小学校ごとに申し上げていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。人吉東小学校、6名、17名、22名、45名でございます。人吉西小学校、12名、9名、12名、33名でございます。東間小学校、11名、11名、13名、35名。大畑小学校、4名、9名、6名、19名。西瀬小学校、6名、5名、10名、21名。中原小学校、6名、8名、10名、24名でございます。中学校でございますけれども、第一中学校、7名、14名、14名、35名。第二中学校、21名、13名、13名、47名。第三中学校、4名、10名、6名、20名でございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3 番。村口隆議員。

○3 番（村口 隆君） 少年野球のメッカとうたったのは随分前からだと思うんですが、20年からしかデータをとってないというか、わからないというのがちょっとどうなのかなと今思ったんですよね。少年野球のメッカ、さっき言われましたが、聖地ですよね。聖地というところを目指しているのに、部員の人数が把握できてないというのは、私はちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですけど、その点を今言っても一緒ですので、もうこれ以上言いませんが、今部員数を20年度からということで聞きましたが、これは私が考えるに平成22年が北京オリンピック、星野ジャパンですね。平成21年がWBC、原ジャパンということで、その年代近くはやっぱりどうしてもふえてくると思うんですよね。これはもう人吉市に限ったことじゃないんですけど、どの地区も野球少年というのがふえて、逆にサッカーが流行ってる時期はサッカーがふえると。もうこの現象は仕方ないんですが、オリンピックももう野球は廃止になりましたし、WBCに至っては、あと来年25年度ですか、4年に1回しかありませんので。やっぱりこういったところの把握というのは常に少年野球のメッカを目指されるのであるならば、やはりしていかないと私はいけないんじゃないかなと実際思っております。きょう私は聞いてちょっとびっくりしたのが、一中の7名というのが非常にびっくりし

ました。一中の1年生の7名ですね。その前が14名。14名ですから言うなれば半分ですね。子供の数が減少しているというのは、これはもう十分理解しております。しかしながら、やはりこういう今状況なんですよ。小学校も見ましても、4年生の人数がどこも少なくありますし、やはり1学年で1チームを組めないような今の人数を聞きますと、1学年で1チームを組めないようなこの状況というのはわかると思います。やはり少年野球のメッカということであるなら、こういうところは私は非常に大事な数字だと思いますので、しっかり押さえていただきたいと思います。

続きまして、教委告示第12号、目的第1条の中で「夢と希望、競技力向上」とうたっていますが、今までどういう取り組みをされたのか、またその取り組みの結果はどうだったのかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

教委告示第12号は、川上哲治記念球場ホームラン賞に関する規定でございます。この規定は、本球場において開催される硬式野球大会においてホームランを打った打者に対して、その功績として記念盾を贈呈することにより、少年野球のメッカとして21世紀を担う青少年たちに野球を通して夢と希望を与え、さらに本市野球競技向上を図ることを目的とするというふうなうたったものでございます。そういうことでございますので、川上哲治記念球場にて開催される硬式野球大会において、ホームランを打った打者に対して、その功績として記念盾を贈呈するという取り組みでございます。記念盾の贈呈につきましては、10月開催の小体連軟式野球大会開会式にホームラン打者をお招きして表彰をしております。市内小学校の野球部員の前で表彰を行うことから、児童はホームラン打者を見て、その姿にあこがれ、あの選手のようになりたいと、夢と希望を抱くよい機会となっており、野球競技力向上にもつながっているものと存じます。なお、その功績に対しましては、長く栄誉をたたえるために、ホームラン台帳を整備して、現在までに中学生7名、高校生10名、一般12名の合計29名のホームラン打者が誕生しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 今ちょっとびっくりしたんですが、ホームラン賞で夢と希望、競技力向上。ホームランで夢と希望と競技力向上って、どういうふうに競技力が向上するのかなと、今本当にびっくりして、もう次何て言うてよいかかわらんごとなってしまったんですけど、ちょっと私は競技力向上とうたっておられるのであるならば、それはちょっと違うんじゃないかなと思うんですよ。ホームラン賞と言われましたが、硬式野球は入るかと思うんですが、ホームランになるかと思うんですが、軟式野球であの球場の広さでなかなかホームランって出らんとが実情だと思うんですよ。それをもって競技力を目指すと言われるのが私には全然理解できません。私も野球はもうずっと携わってきておりますが、もうちょっと何か計画的

なことがあって、それに沿って競技力向上されているのかと思いましたが、ホームラン賞をもって競技力向上をやっているということで、非常に今驚いた次第でございます。そう言われるのですから、ホームランをもって競技力向上をされるということですので、今後どういうふうにホームランを打って競技力が向上するのかを逆に見ていきたいと思っております。

次のちょっと質問に、私はこれはつながるかどうかはちょっと今あれなんです、競技力向上でうたっておられるからには、人吉市軟式野球連盟や中学校の先生、コーチ、学童チームの監督、コーチ等、強化策等についてヒアリングや話し合い、会議等をもたれた、こういったことは今しておられるのかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） 今言われたようなことを実際にやっているのかどうかということに関しましては、ちょっと承知していないところでございますけれども、今のその競技力向上の話でいえば、この教委告示第12号の件でお尋ねになったものですから、そういうお答えをしたというふうなことでございます。そのほかにこういうふうな少年野球のメッカづくりというふうなことで取り組んできたというものについては、ほかにもやってきているというふう理解しております。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） その点はちょっと今から聞こうと思ったんですが、私はその競技力向上というのがうたってあるから、そのうたったのがホームラン賞のためにうたってあるという答弁だったから、そのホームラン賞で競技力向上ができるんですかというのを確認したんですよね。今度、私が今から言う質問が、今部長が言われたことだと思うんですが、本市が考える少年野球のメッカとはどういうことなのか、また今後の展望、具体策があれば教えてください、お尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

本市が考える少年野球のメッカという言葉には、今まで部長の答弁の中にも幾分か含まれていたと思いますが、偉大な功績を残した川上哲治氏の名前をいただいた川上哲治記念球場及び人吉市を、野球を愛するすべての子供たちのあこがれの地、あこがれの拠点とするという強い思いが込められていると理解しているところでございます。人吉市にある川上哲治記念球場に子供たちが全国を含めて各地から集まって野球の試合をしたり、友情を深める交流をしたりすることによって、豊かな感性をはぐくむこと、あこがれと誇りの気持ちをもって川上哲治氏の功績を学んで、夢と希望、理想をはぐくむこと、その偉人を生んだ人吉市のよさを広く情報発信すること、こうした願いが含まれていると考えます。このような思いや願いの結果が、川上哲治記念球場イコール人吉市というイメージの確立をもたらして、人吉市の魅力となって人々を人吉市に引きつけることにつながると期待しているところでございます。

今後の展望でございますけれども、各種の野球大会の質的向上、あるいはいろんな付加価値をつけるということについては、もちろん取り組んでまいりたいというふうに思いますけれども、野球への意欲、また興味、関心を高める工夫を凝らした教室、講習、イベント、イベントも少し先ほど議員が御紹介をされましたホンダ熊本あたりのことを例示されましたけれども、そうした企画、誘致も今後の取り組みとして考えられると存じます。同時に、川上哲治記念球場を川上哲治氏の郷土学習の場とするような取り組みや、全国へのPRを行うことも非常に大切であると考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君）　３番。村口隆議員。

○３番（村口　隆君）　ありがとうございます。全国に今PRをしていただくということを聞いて、非常に安心したところでございます。今、教育長の答弁にもありましたように、川上哲治氏イコール人吉市と、これはもう野球人の常識でございます。やはり本当に少年野球のメッカということでうたわれてありますから、私も一生懸命協力はしようと思っております。ならば、やはりもう少し具体的に具体策、強化策、さっき言いました強化策等を本当に真剣に考えていただきたいと思います。

最後に、人吉球磨の野球の現状を少しお話しします。球磨郡の小学生のクラブチームは９チームございます。人吉市は２チームです。球磨郡のチームは、学童のチーム、小学校のチームは毎年のように県では常に上位進出します。球磨郡の中学生は、多良木中がことし３月に静岡県で開催された文部科学大臣杯第３回全日本春季少年軟式野球大会に、県大会で優勝して熊本県代表で出場しました。多良木中は、一昨年は中体連の九州大会ではベスト４です。確かに勝負は私は二の次かということもあるんですが、しかし、この球磨郡の結果にはちゃんとした裏づけがあります。球磨郡は強化を始められて、強化策を組まれてことしで１０年目です。人吉市に追いつけということで、人吉市の学童チームは恐らく３０年ぐらいの歴史があると思うんですが、球磨郡は学童のソフトボールですから、部活動がいまだにですね。ですから、野球で人吉市に追いつけということで始められた強化策がことしで１０年目です。最初の３年から５年、これは非常に苦労されておりました。私もそれはそばで見えております。しかし、地道に学童チームの監督とかコーチ、中学校の先生方と球磨郡軟式野球連盟、または役場の職員の方とかが連携をとり、情報を収集し、現場の状況を把握しながら強化を１０年間されてこられました。それが今の結果です。ただ単に優秀な子供がいるから勝ったのではないんです。人吉市はどうでしょうか。先ほど答弁のほうでもありましたが、悪いですけど連携は何もありません。さっき部長答弁でそういった強化はないということでしたので。私は学童野球に携わり、立ち上げ２年になりますが、いまだにそういった連携とか会議、そういった強化策、現場の状況というのを一度も聞かれたこともありません。これで本市が掲げている夢と希望、競技力向上、こういった少年野球のメッカ、これが本当にできるんでしょ

うか。私は今の答弁を聞きまして、ちょっと厳しいのではないかなというのが実情でございます。メッカとは辞書で調べると、私が言うのもいけないんですが、物事を中心として多くの人が訪れるところ、また多くの人のあこがれの地、いわゆる聖地という意味です。これで果たして今の人吉市の現状が少年野球のメッカ、聖地といえるのでしょうか。前回の3月議会でスポーツの強化策と現状についてお尋ねした際にも言ったと思いますが、もう少し現場の声を聞いて、現場と一緒に強化策をしていかないと、私は手おくれになると思います。そのうち今の部活動の状況を見ますと、野球をする子供がいなくなってチームすら組めなくなる状況が、私はもう近い将来くると思います。少年野球のメッカを掲げた川上哲治さんの生まれ故郷の人吉市から野球がなくなるというのは、これは非常に私は問題だと思います。もう皆さんも御存じだと思いますが、川上さんはプロ野球引退後は少年野球の指導に一生懸命尽くされてきました。川上さんの名言の一つに「どんなに遠回りに見えようとも、勝つためには基本の積み重ねしかない。」という言葉がございます。少年野球の指導は川上さんの野球人生の集大成として、またライフワークとして続けられてきました。この川上さんの、先ほども言われましたが、魂を受け継ぐことこそが、本当に人吉市が少年野球のメッカを目指していると私はそれだからこそ言えることだと思います。ぜひ、最後にもう一回言います。現場の声を聞いてください。現場の声を聞いて、だれに聞いても人吉市は少年野球のメッカと。今は、悪いですが少年野球のメッカは球磨郡です。人吉市は少年野球のメッカというのをだれに聞いても言われるように対策を早急に行っていただくことを要望いたしまして、この件の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）  
3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 最後の質問になりますが、最後に市民の声よりお尋ねいたします。人吉市は学校まると絆プロジェクトやボランティア養成派遣など、被災地支援に対しては非常にスピード感をもって率先して支援を行っておられます。また、市長みずからも被災地に赴き視察をしたり、昨年6月議会の市長施政方針の中でも、できる限りのお手伝いや御支援を息長く継続し、一日も早い復興のための努力をいたす覚悟だと強く述べておられます。

県外に私の知り合いで、幾度となくボランティアに行かれている方がいらっしゃいますが、こんなに被災地支援をする市はすばらしいと言われておりました。私自身、5月に人吉下球磨消防議会で2度目の被災地の視察、ボランティア活動を終えまして、市民の方々に1年前と現在の被災地の状況の話を写真を見せながらしますと、そのときに必ず市民の皆様

から、瓦れき問題について人吉市の立場はどうかと尋ねられます。ちょうど今議会の通告締切日の6月8日付の人吉新聞社の紙面にて、市長は人吉球磨広域行政組合の代表理事として一定の見解が掲載されていましたが、これは市民の皆様も非常に関心があられますので、現時点で正確な情報をまず市民に伝えること、これは非常に重要なことだと思いますので、この点についてきょうはちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、環境省は災害廃棄物、瓦れきの広域処理を呼びかけていますが、環境省がいう災害廃棄物、瓦れきとはまずどういうものなのか。また、実際、人吉市に受け入れの要請があっているのかをお尋ねいたします。

○市民部長（山本政義君） おはようございます。お答えします。

今回の東日本大震災により生じた災害廃棄物、瓦れきについて環境省は広域処理を呼びかけているが、環境省がいう災害廃棄物、瓦れきにはどういうものがあるかというふうな御質問でございますけれども、広域処理とは被災地の復旧・復興の障害となる大量の瓦れきを迅速に処理するため、全国の自治体にある既存の施設で処理することでございます。

広域処理の対象になる瓦れきについてはどういう種類があるかといいますと、岩手県と宮城県で津波や地震などで発生した廃棄物で、倒壊した家屋から出た柱材や角材などを中心とする木くず、可燃物、不燃物でございます。

また、受け入れの要請はあっているのかとのことでございますけれども、ことしの3月13日、政府は関係閣僚会議を開催し、国は災害廃棄物の迅速な撤去、処理が被災地の早期復旧・復興につながるとして、政府一丸となって取り組むことを決定し、3月16日付で内閣総理大臣及び環境大臣から各都道府県知事及び政令指定都市市長に対し、災害廃棄物の処理に関する広域的な協力の要請についての要請文が出されました。それを受けまして、3月22日付で熊本県環境生活部環境局廃棄物対策課長から、国から要請があったことの通知が本市にもありました。国のほうは各都道府県を要請の窓口調整役としているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。そういった情報が、まずなかなか市民の方に届いてないということでありまして、そういう声をよく耳にしておりましたので、確認の意味を込めて今質問させていただきました。

現在、受け入れを表明している自治体は全国でどれだけあるのでしょうか。また、表明している自治体で、受け入れに対して条件等を出している自治体もあると思いますが、その受け入れに対してどういう条件を出しておられるのかをお尋ねします。

○市民部長（山本政義君） それでは、お答えいたします。

全国で瓦れきの受け入れを表明している自治体でございますが、1都7県で、29の市区町でございます。瓦れきの受け入れに対しての条件でございますが、国は東日本大震災によ

り生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準により、可燃性の災害廃棄物の焼却などの場合、再生利用の場合、焼却を行わずに埋立処分をする場合など、放射能濃度の受け入れ基準などをそれぞれ設けております。可燃性の災害廃棄物の焼却などの場合と、それから焼却を行わず埋立処分する場合については、安全に処分できる基準を1キログラム当たり8,000ベクレルを下回ること、また再生利用の場合は再生品が市場に流通する前の段階で1キログラム当たり100ベクレル以下となるようにすることとなっております。

そういうことで、各受け入れの自治体はどんな条件があるかというふうなことでございますけれども、受け入れる自治体でのそれぞれの条件につきましては、受け入れを表明した自治体はどう判断するのか、国の基準に基づき受け入れるのか、それよりも基準を厳しくした上で受け入れるのかは、受け入れる自治体それぞれの判断になるかというふうに思っているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。全国で今29市区町が手を挙げているということでございます。

最後の質問になりますが、先ほども申しましたように、6月8日に人吉球磨広域行政組合の代表理事としての一定の見解は出されておりますが、率先して今被災地支援を行っている人吉市長としての現時点での瓦れきの受け入れについて改めて見解をお尋ねします。

○市長（田中信孝君） 皆さん、こんにちは。お答えを申し上げる前に、多少誤解を解いておきたいと思います。野球の応援に行って、なぜ3塁側に座ったかということでございます。まず、1塁側に座ってしまいますと、応援に来ているかどうかわからないだろうと、ですから3塁側に座ったわけであります。そして、どういう人々がプレイしておられるのかということを、選手の皆さん方の顔を見たいということでございます。私も曲がりなりにも小学校4年から中学3年ぐらいまでは、大変軟式野球が盛んでございまして、1級先輩は甲子園にも行かれまして、1年生ながら初回のバッターボックスで3塁打を打ったというすばらしい先輩もいらっしゃるわけでございまして、私たちの年代も大いに軟式野球は盛り上がったところでございます。ぜひ誤解をお解きいただきたいというふうに思うところでございます。

さて、お答えさせていただきますが、一向に減らない瓦れきの山を毎日見ながら暮らす人のことを想像してほしいと、そしてどうか冷静な議論をお願いしたい、被災地と受け入れ側の不毛の対立だけは避けていただきたいと、そういうコラムが東北地方のある地方に掲載されていたところでございます。大変心痛む思いをつい最近いたしました。私自身、東北地方の復興に何ができるか自問自答、思い悩んでいるところでございますが、昨年取り組みました南相馬市へのボランティア派遣などは、その思いの一つとして受けとめていただきたいというふうに思っております。残念ながら今回は延期ということを決断させていただきました。

たけれども、非常に私自身も現在心苦しい思いにさいなまされているところでございます。未曾有の国難に際し、その思いを共有して、何ができるか知恵を結集しようという動きも少しずつではありますが広がっていることに対し、日本国民の共助の精神に改めて感動を覚えているのは私だけではないと存じております。

市民部長がるるお答えをさせていただきましたが、それでもこの瓦れき広域処理の問題が遅々として進まないのは、この一般廃棄物処理があわせもつ深刻な問題に尽きるというふうに私は思っております。蒲島熊本県知事はことしの4月の定例記者会見において「瓦れきなど一般廃棄物の処理施設を持つ市町村の判断であり、県が受け入れを促す立場にはない。」という見解を述べられているところでございます。その中で「復興のために重要な課題と認識しているが、放射性物質に汚染された廃棄物を取り除く経験がなく、県内の行政関係者あるいは住民の不安は大きい。」と説明されておりますが、私も同感でございます。被災地への思いをしっかりと受けとめながらも、この問題に関しましては冷静に対応することが肝要かと考えているところでございます。

4月のNHKのアンケートにおきましても、私は被災地の復旧・復興の障害となる大量の瓦れきを迅速に処理するために、全国の自治体で受け入れていただきたいという国の要請については十分理解はできますし、また可能であれば全国の自治体で受け入れを行うべきであると思っているところでございます。しかし、各自治体にはさまざまな受け入れできない理由も存在しているわけでございます。現段階では受け入れ困難とお答えさせていただきました。

現在、この人吉球磨の圏域の一般廃棄物処理は人吉球磨広域行政組合が共同処理を行っておりますので、行政組合理事会代表理事という立場から受け入れ困難の理由についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、一般廃棄物を受け入れる施設、人吉球磨クリーンプラザでございますが、議員も御承知のとおり、この施設は平成14年12月1日に供用開始し、ことしで10年目を迎えるところでございます。人吉球磨クリーンプラザの処理能力でございますが、45トン処理できる炉が2基ございます。1日の処理能力は、つまり90トンとなるわけでございます。これを専門用語で公称、いわゆる公にたたえている処理能力、公に示している処理能力というそうでございますが、実際は焼却ごみ室の熱量が当初の整備計画値を上回っているため、焼却炉の起動停止を1カ月当たり6日行っているそうでございます。つまり熱量が上がっているのです、釜を冷やさなければいけないと、それに1カ月間、1基当たり6日かかるということでございます。その停止分を考慮いたしますと、実際の処理量は80トンぐらいになるわけでございます。つまり公称90トンからマイナス10トン、80トンになるわけでございます。また、この80トンの根拠でございますが、クリーンプラザ建設当時の施設規模算定方式により試算いたしますと、平成22年度の焼却処理実績が2万1,866トン、この年の2炉、二つの平均稼働運

転日数は273日でございます。焼却処理実績を平均稼働運転日数で割りますと、1日当たりの平均処理量は先ほどの80トンになるところでございます。また、1日の焼却処理量80トンを基準に、年間処理能力を試算しますと2万2,855トンとなり、これから先ほどの平成22年度の焼却処理実績が2万1,866トンでございましたので、それを差し引きますと、1年間の受け入れ余力、いわゆるキャパシティ（容量）でございますが、それは約989トン、つまり約1,000トン弱になるわけでございます。では、この989トンがどれだけのキャパシティ（容量）になるかということでございますが、イメージしていただきたいと思うんですが、4トンクラスのパッカー車が約500台程度、これを計算しますと2,000トンになるんですけども、4トンクラスのパッカー車というのは約2トンしか積み込むことができません。この車は、いわゆる車載できるごみの量は2トンでございます。つまり1,000トンになるわけでございますが、日数にして10日程度でございます。例えば、この圏域に甚大な被害をもたらす災害が発生することがあるならば、このクリーンプラザ、ごみ焼却場はひとたまりもないということが言えると思います。つまり余力がないということでございます。ちなみに処理能力のことでもう少しつけ加えさせていただくならば、現在受け入れを行っています東京都には、新江東区清掃工場、これは1日の処理能力が1,800トンあるわけです。このクラスのものが多数ございまして、また最近受け入れ開始しました静岡県島田市の施設の処理能力は1日当たり180トン、県内では熊本市にあります東部環境工場は1日当たり600トン、西部環境工場が1日当たり450トンとなっております。クリーンプラザの処理能力80トンと比較をお願いしたいと思うところでございます。

また、先週、地元新聞においてコメントさせていただきましたが、この施設を国のガイドラインに基づき施設の延命を図っていくなど、行政組合はただいま新たな局面を迎えようとしているところでございます。現段階では極めて困難と申し上げておきたいと思います。当然のことながら、その余力ある、処理能力あるごみ焼却場ということであれば、これは当然真剣に議会の皆さん方とも、または市民の皆様方とも議論を重ねなければならないというふう思うところでございますが、処理能力、キャパシティの関係で受け入れは困難と判断したところでございます。それから、また先ほど申し上げましたように、大変この延命措置に関しまして、重大な決意をもってクリーンプラザの延命措置を図っていかなければならないという局面に達しているところでございます。そういうことを勘案しまして3月の定例理事会、または先月29日に開催されました人吉球磨行政組合臨時議会の全員協議会において、同様の趣旨で説明をさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。非常にわかりやすく説明していただき、市民の方もわかれたと思います。現時点では極めて困難だという見解でございますが、クリー

ンプラザの今抱える問題、諸問題と処理能力を考えるならば、現時点では確かに厳しいというのが十分わかりました。冒頭でも言いましたように、またきのう大塚議員もポイ捨てや犬のふんのことを質問されましたが、環境問題というのはこれはもう本当、世界的な問題でございまして、自分たちの足元も実際ままならないというのが現状だと思います。私も今回2回目の被災地視察とボランティアを終えまして、私も息長く被災地支援をしていかなければいけないと感じた一人でございます。

人吉市の瓦れき受け入れが厳しいという現状ならば、やっぱりみずから被災地に赴き、行動するしかないのかなと思っております。秋には若い人を連れて、自家用車で再度ボランティアに行きたいと、今計画しているところでございます。

本当に長くなりまして申しわけございませんでした。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君）（登壇） こんにちは。1番議員の宮崎保です。

まずは冒頭ではありますが、東日本大震災から1年3カ月がたちました。現在でも身元の確認できない方、そういう方などを含め、警視庁の調べではありますが、死亡者、行方不明者を合わせますと1万8,879人もの多くの方々が被害に遭われています。また、いまだに34万1,235人という方々が避難、転居生活を余儀なくされております。その方々の中に、新聞報道によりますと、福島原発事故による人も数多く含まれていると聞いております。その方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心より願っております。人というものは年月がたちますと、ややもすると忘れられようとしていますが、このことは決して忘れてはならないことだと思います。これからもこのことは教訓として生かしていかなければならないと思っております。

また、人吉球磨を含む九州北部も6月8日には梅雨入りしました。ことしもまた水害、がけ崩れ等災害の発生しやすい時期を迎えております。防災・減災に心がけ、誰一人として被害を出さない、被害の出ない、そういうことを心がけなければならないと、今心に強く思っているところでございます。

それでは、通告に従い、1項目めとしまして、肥薩線の世界文化遺産登録に関する経緯と今後の取り組み支援をどのように考えておられるのか。また、2項目としまして、農業関係より3年前の減反政策と現在の農業者戸別所得補償制度による制度の違いと、農家への交付金はどのように変わっていったのか。3項目といたしまして、スポーツ推進委員の役割などについて一般質問をさせていただきます。

まず最初であります、肥薩線をプロジェクト未来遺産に登録するという事で、ことし3月17日にSL人吉の運行開始に合わせ、人吉駅1番ホームにおいて、人吉鉄道観光案内人などの活動が認められ、日本ユネスコ協会連盟主催による登録証授与式が行われましたが、

それに至るまでの取り組み及び経過と、また人吉市として今後どのように支援策をしていかれるつもりでおられるのかをお聞かせください。

○市長公室長（久本一富君） 皆さん、こんにちは。それでは、お答えをいたします。

まずは、議員御承知のことと存じますが、登録に至る背景につきまして御紹介をさせていただきたいと思います。肥薩線はスイッチバックと、それとループ線を組み合わせた全国唯一の線路構造を初め、南九州の険しい山々と幾多の川を克服するために建造されたトンネル群、そして橋梁群など、明治の鉄道技術の域を結集した最高傑作であり、まさに生きた鉄道博物館でございます。平成19年11月、全国の近代化産業遺産群の33のうちの一つとして、肥薩線沿線の数多くの施設が経済産業省によって認定を受けたことに加え、平成21年には全線開通100周年という節目を迎えまして、往年のハチロクがSL人吉として復活運行を果たすなど、肥薩線は大きな転換期を迎えてまいりました。

そこで、実際に機関区、保線区、駅員として働いてこられた熱意のある元鉄道マンの方々が職種の垣根を越え、100年の歴史を誇る肥薩線の魅力について、当時の体験談を交えながら語り伝えていくため、人吉鉄道観光案内人会が結成されたというふうに伺っております。本市といたしましても、会の皆様の地道な活動に光を当て、肥薩線の世界遺産運動の弾みとする方向を検討していたところ、地域に残る文化や自然を100年後の未来の子供たちへ継承していくための民間活動を支援いたします日本ユネスコ協会連盟のプロジェクト未来遺産に共感をいたしまして、昨年6月の応募に至ったところでございます。選定委員の現地調査を経た上で、昨年12月に正式登録の発表が行われました。その後、議員のお話にもありましたように、本年3月17日、SL人吉の初運行日に合わせるような形で登録証の授与式を挙行いたしました。当日は関係者のみならず、球磨川太鼓保存会の太鼓演奏に始まり、人吉温泉さくら会を初め、地域の皆様にも多数御列席をいただきまして、盛会裏に終えることができました。

そこで、今後の会への支援策でございますが、人吉鉄道観光案内人会におかれましては、これまで沿線の案内ガイドのみならず、夏休み期間の子供向けに肥薩線ものしりクイズやSL投炭訓練など、世代を超えた魅力的な取り組みを続けられてこられました。それから、新たに今後は小中学生を対象とした肥薩線の社会科見学ツアーなども計画されると伺っております。本市といたしましても、関係各部とも連携を図りながら、情報発信を初めとした会の活動の安定、発展に寄与できるようバックアップをさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今伺いました中に、選定委員による現地視察が行われ、肥薩線開通の100年という歴史の中で鉄道観光案内人の地道な活動があり、人吉市としても共感を持たれ、

また応募された結果、登録発表があり授与されたということではありますが、また今後の支援策といったしましても関係団体との連絡を図りながらバックアップをしていくということでもありますので、その点についてはよろしく願いをしておきたいと思います。

それでは、2回目の質問ですが、去る5月16、17日、二日間にわたり、世界文化遺産の中で産業遺産分野の審査を担当されている国際産業遺産保存委員会のステュアート・スミス氏が肥薩線を視察されたと新聞報道等でありましたが、肥薩線の世界遺産登録に向け、どういった考え、またアドバイス等があったのかお聞かせください。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

新聞報道にもありますとおり、ステュアート・スミス氏は国際産業遺産保存委員会（T I C C I H）というふうに申すそうでございます。その事務局長を務めておられまして、世界初の鉄橋があるイギリスのアイアンブリッジ峡谷を初め、コーンウォール鉱山など、これまでに深くかかわってこられた案件で世界遺産登録を達成された方でございます。近年では九州山口の近代化産業遺産群を中心に我が国における産業遺産の世界遺産登録に向け、精力的に活動をされておられます。二日間の視察の記者会見などを介し、スミス氏は肥薩線についてこのように述べておられました。世界遺産ということを考えた場合、肥薩線については開業当初に使われたれんがや石材、木材がそのまま現存をしており、ほとんど無傷であるため、保存状態という意味ではパーフェクトであることは一目瞭然であると。しかし、肥薩線が真に価値ある鉄道遺産となるためには、まず当時の工事記録や歴史的な背景をひもとく、現在のルートになった理由や、当時の日本と諸外国の関係など、世界的な広い視野をもって学術調査を行い、国内や海外の鉄道とも比較をした上で顕著な普遍的価値を裏づけるための物語をつくっていく必要があると。この物語は、地道で膨大な調査や修復作業を経て検討されるものであり、私自身、アイアンブリッジ峡谷やコーンウォール鉱山のケースで約20年を要したと。そしてまた、鉄道としての価値を高め、マーケティングを拡大していくため、肥薩線全体の地理構造がわかるような鉄道マップ、とりわけ英訳されたものを作成、配布していく必要があると。

以上のようなことを踏まえまして、本市といたしましてもスミス氏の御意見を真摯に受けとめ、より広い視野でアジア、世界に目を向け、少しでも多くの方々に肥薩線を知ってもらい、そしてまた肥薩線に乗って本市を訪れていただけるよう、観光面を重視した鉄道マップなど、さまざまな仕掛けを企画してまいりたいというふうに考えております。そして、将来、肥薩線が世界に誇れる鉄道であることを裏づけるための物語の作成に着手するため、国内や海外における鉄道の専門家による専門委員会の立ち上げを目指してまいりたいというふうに考えております。その発足にスミス氏も協力する意向を明らかにされておりますので、肥薩線の世界遺産登録に向け大きな弾みとしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今述べられましたように、産業遺産では世界的に権威のあるステュアート・スミス氏から、肥薩線の産業遺産としての広い視点からの評価があり、また協力を得られたことで弾みがかかることを期待しておきたいと思います。

では、この質問については最後となりますが、市長の施政方針の冒頭にもありましたが、市長公室に肥薩線世界遺産推進室の設置、また文化財調査等で得た知見や写真を使ってホームページを作成するなど、情報発信にも力を注いで、地域はもとより全国の鉄道に興味のある方々に応援をいただくなど、並々ならぬ決意があると感じます。肥薩線の世界文化遺産登録、またD51蒸気機関車の復活も含め、市長として今後どのように取り組んでいかれようと考えておられるのか、市長の意見、決意を含めてお願いをしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

御承知のとおり肥薩線というのは、もう100年以上我々地域住民にとって重要な生活路線となっているわけでございます。それと同時に、それが建設された当時、1世紀前、明治の志、明治の息吹というものが結集をしてつくられ、二度の大戦を、または100年以上の風雪に耐えた我々地域、この沿線の誇りではないかというふうに思っているところでございます。特に肥薩線は極めて難工事でありまして、大畑駅には多数の犠牲者の皆様方の石碑もあるところでございますが、時の明治政府はどのような思いで肥薩線を建設をしていったのか、そして今日に至るまで肥薩線は社会に対してどのような影響を与えてきたのか、こうした歴史、文化、社会経済、土木技術などをさまざまな角度から検証を行い、先人から受け継いできた偉大な鉄道遺産を日本国民、アジア、そして世界に発信していくということは、今現在ここに生きている我々の務めではないかというふうに考えているところでございます。このような強い思いを胸に、4月1日付で市長公室に肥薩線世界遺産推進室を設置し、本格的な学術調査に着手したところでございます。

また、最近の国の動きに目を転じますと、本年5月25日、肥薩線のような稼働中の産業遺産、つまり動いている産業遺産を本格的に世界遺産登録へ押し上げるため、新たな枠組みが閣議決定されたところでございます。これまで日本国内の世界遺産暫定リストに掲載されるためには、文化庁所管の文化財保護法により、その大半が重要文化財等の指定を受けておく必要がございましたが、企業活動の負担を考慮して、今後は各省庁連携のもとそれぞれの施設に適した法律や条例等によって保護管理していくことでも要件を満たすことができるようになったところでございます。本市にとりましても、霞ヶ関の一連の動きにつきましても、大いに大変歓迎されるべき措置だと考えております。

また、D51型蒸気機関車の復活運行につきましても、当面JR九州としては2013年の秋に運行開始予定の豪華寝台列車「ななつ星」に全力を注ぐ方針と伺っておりますが、人吉一

吉松間の魅力向上という中で、引き続きさまざまな企画提案をＪＲ九州のほうへ行ってみたいというふうに考えているところでございます。肥薩線の世界遺産登録、Ｄ５１型蒸気機関車の復活という二つの大きな課題は、いずれも御承知のとおり、ＪＲ九州の協力なくしては実現できないものでございます。私といたしましては、全身全霊を込めて力を注ぎ、明治の志をそのままに不撓不屈の精神で粘り強くこれらに取り組んでいく覚悟でございます。皆様方への御支援を心からお願いを申し上げ、お答えといたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） １番。宮崎保議員。

○１番（宮崎 保君） ただいま市長の世界遺産登録について、並々ならぬ意欲が感じられました。不撓不屈の精神で粘り強く取り組んでいかれるということで、今後とも、ぜひとも人吉市全体の肥薩線の鉄道遺産登録実現に向けての支援のほどをよろしくお願いいたしまして、この質問については終わっていきたいと思います。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1 時00分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）  
１番。宮崎保議員。

○１番（宮崎 保君） ただいまから２番目の質問にまいります。

農業関係ですけれども、減反政策と農業者戸別所得補償制度についてですが、３年前の減反政策による補償と現在の農業者戸別所得補償制度については、どのように違うのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） 皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

３年前、平成21年度までの減反政策による補償と農業者戸別所得補償制度ではどのように違うのかという御質問でありますが、減反政策は戦後から1960年代にかけて自作農の増加や生産技術の向上、及び政府が政府米として固定価格で買い取ったことから、農家の生活の安定が補償されたため、米の生産量が飛躍的に増大し、結果、政府の米余り現象の増加の一途をたどったため、米の価格を維持する目的で米の強制的な生産調整を1970年（昭和45年）から開始したものでございます。具体的には、米の生産調整を達成することを要件といたしまして、転作した水田に麦、牧草、園芸作物などの作付を行った農地には転作奨励金を交付するといったものでございました。

一方、平成22年度の戸別所得補償モデル対策を経て、平成23年度から本格的に実施されました農業者戸別所得補償制度は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、食料自給率の向上と農地の多面的機能の維持を目指し創設されたものでございます。具体的に

は、従来どおりの米の生産目標数量を達成し販売目的で生産する農家や集落営農組織に対しましては、米の所得補償交付金と米の標準的な生産費を補償する米価変動補てん交付金が交付されるものでございます。また、米の生産目標数量を達成していない場合であっても、水田で麦、大豆、飼料作物、WCS用稲等の戦略作物や地域振興作物を生産したり、畑地において麦、大豆、ソバ、菜種を販売目的で生産する農家や集落営農組織には、水田活用所得補償交付金や畑作物所得補償交付金等が交付されるといった内容になっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ということは、要するに減反政策は米の生産調整を達成することが要件で、転作した水田に別の作付をした農地に転作奨励金の交付ということでよろしいわけですかね。また、農業者戸別所得補償制度とは米の生産目標数量を達成し販売目的で米を生産する農家への交付金と、または米の生産目標数量を達成していない場合であっても水田で戦略地域振興作物を販売目的で生産した農家への交付金であるという、交付金についても先ほど述べられましたように、内容によっては幾つかの種類があるということで理解をしたいと思います。

では、続きまして、2回目の質問でございますが、現在の農業者戸別所得補償制度により農家への交付金がどのくらいふえたのか。また、いろんな作物等によりどのくらいの交付金があるのかをお尋ねしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

農業者戸別所得補償制度により、農家に対する交付金額はどれくらいふえたのかという御質問でございますが、減反政策につきましては平成21年度まで国においてその制度内容を見直しながらい進めてまいりましたので、平成21年度の水田農業構造改革対策等における交付金額と、平成23年度の農業者戸別所得補償制度における交付金額でお答えをさせていただきます。なお、農家の交付金額がふえたのかどうかにつきましては、年度ごとの交付対象者数が異なりますので、一概に比較できません。よって、作物ごとの10アール当たりの交付単価と交付金総額でお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、平成21年度の減反政策での交付金でございますが、実績で申し上げますと、産地確立交付金として交付された主な作物といたしまして、麦、大豆、飼料作物が10アール当たり1万円、ソバが5,000円、WCS用稲が担い手加算を合わせまして約2万7,000円、野菜等を含みますその他作物が地域振興作物を除きまして5,000円となっております。交付金総額は各種対策を合わせまして総額5,810万円となっております。対しまして、平成23年度の農業者戸別所得補償交付金でございますが、主な作物の実績といたしまして、麦、大豆、飼料作物が10アール当たり3万5,000円、WCS用稲が8万円、ソバが2万円、野菜等を含み

ますその他作物が特定野菜を除きますと1万700円となっておりまして、交付金総額は各種対策を合わせまして総額約1億5,580万円となったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ということは、21年度の水田農業構造改革対策では、交付金については総額約5,810万円、23年度の農業者戸別所得補償の交付金については総額の1億5,580万円ということで、約1億円弱がふえているということでもいいわけですかね。

では、そういうことで第3回目の質問に入りたいと思います。農業者戸別所得補償制度の導入により、畜産農家や葉たばこ農家では収入についてはどのようになったのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

畜産農家や葉たばこ生産農家の収入はどれくらいふえたのかという御質問でございますが、2回目の御質問のお答え同様、平成21年度と平成23年度の交付金額でお答えさせていただきます。なお、一部地域において、集落営農組織の設立に伴い、対象農家の組織への参加がっておりますので、1戸ごとの比較ができないことから、平均交付額でお答えをさせていただきます。

まず、畜産農家でございますが、平成21年度の1戸当たりの平均交付金額が約35万円、平成23年度が約74万円となっているところでございます。次に、葉たばこ生産農家でございますが、平成21年度の1戸当たりの平均交付金額が約43万円、平成23年度が約117万円となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） そういうことでありますので、要するに畜産農家につきましては、21年度と23年度と比べた場合に約倍に、交付金の収入についてはふえていると。もう一つの葉たばこ生産農家については約3倍弱に収入がふえているということで理解をしてもよろしいわけですかね。わかりました。そういうことで、かなり農業者戸別所得補償によって若干の農家に対する収入はふえているということで理解をしておきたいと思います。

それでは、次の質問に入ってまいりたいと思います。最後の質問ですけれども、スポーツ推進委員の役割と、昨年の8月に体育指導委員からスポーツ推進委員へと名称の変更がっておりますが、役割とどのように変わっていったのか、よろしくお願いします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

昭和36年に制定され、約50年が経過していたスポーツ振興法の全部を改正するスポーツ基本法が公布、施行されたことに伴い、従来の体育指導委員がスポーツ推進委員に改められました。体育指導委員の役割は、近年、スポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指

導及び助言のみならず、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整としての役割が重要性を増していることから、スポーツ推進委員に名称を変更されたものでございます。職務の内容につきましては、人吉市スポーツ推進委員に関する規則第2条に、第1号、住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。2号、住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。3号、学校、公民館等の教育機関、その他行政機関の行うスポーツの行事または事業に関し協力すること。4号、スポーツ団体、その他の団体の行うスポーツに関する行事または事業に関し、求めに応じ協力すること。5号、住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。6号、前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うことと規定されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 要するに、長い年月がたっているということで、体育指導委員という名前からスポーツ推進委員への名称の読みかえが行われたということによろしいわけで、何ら変わりはないということによろしいわけですかね。

では、2回目の質問ですけど、それではスポーツ推進委員による市及び校区等のいろいろな活動状況はどういうものがあるのかお尋ねしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

市がスポーツ推進委員へ依頼しました活動でございますが、平成23年度はおどんな日本一武道大会、人吉駅伝大会、第9回ひとよし春風マラソン等の大会運営として計10回でございました。また、各校区では校区運動会及び駅伝大会等で活動していただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今の答弁の中に、市としては年間に10回程度、また校区の活動がほかに運動会とか駅伝大会とかもろもろあるということではございましたが、私の経験からいいますと、行事等はかなり減ってきているように思われます。

3回目の質問ではありますが、そういう中でアドベンチャースクールについてですけども、以前はサイクリング、ハイキングといったものがありましたが、現在はアドベンチャースクールの事業といたしまして、カヌー、そういう形だけの一つになってきていると思います。なぜアドベンチャースクール事業自身が縮小されたのか、種目が、その理由についてお尋ねをしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

平成24年度のアドベンチャースクール事業は、カヌー教室、水泳教室と焼き芋づくりを予定しており、今回で第25期生の募集となりまして、スポーツ推進委員の皆様には大変お世

話になるところでございます。

種目の減少についてでございますけれども、平成21年度以前は10月に、議員お話がありましたように矢岳ハイキングやサイクリング等もあり、3種目を実施しておりました。しかし、校区行事、ひとよし春風マラソンキャンペーン等により日程の調整が難しくなったこと、またほかの秋の行事のために参加者が少なくなったこと等により、事業数を縮小したものでございます。今後は本事業の創設時と比べ、子供を取り巻く環境も変化しているため、そのようなことも含めましてアドベンチャースクール事業のあり方そのものを検討する時期に来ているというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 私もアドベンチャースクールの事業が少なくなり、大変寂しい思いをしております。スポーツ推進委員も頑張る所存でありますので、ぜひ検討されて、前向きにもう少しやれる分があるんじゃないかと思っておりますので、その点について検討のほうをよろしく願いをしておきたいと思っております。

それでは、これで最後の質問となりますけれども、私の記憶によりますと、私が10年ほどしているわけなんですけれども、10年以上前に被服をそろえてもらったという経緯があると聞いております。現在につきましては個人で負担をしているのが現状ですので、個人的にもかなり厳しくなっております。今回、新たに体育指導委員という名前からスポーツ推進委員というのに名称も変更になりましたので、これを機会に被服等に対しての補助をしてもらえないかお尋ねしたいと思っております。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

スポーツ推進委員協議会での活動につきましても、熊本県スポーツ推進委員協議会等の各種研修会への参加及び総合型地域スポーツクラブ「カルヴァーリョラッソ人吉」が行うレクリエーションクラブの指導者としても活発に活動をされているものでございます。

ユニフォームの補助の件でございますけれども、県下、他市の状況等を調査し、また市といたしましても他の非常勤職員との整合性の問題等もございしますので、慎重に検討させていただきたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいま言われましたように、いろいろな非常勤職員との整合性という部分があるとは思いますが、被服の補助につきましても何とぞ、スポーツ推進委員も一生懸命頑張っているということで、そこを酌み取っていただき、いい方向での検討方をよろしくお願いをしておきたいと思っております。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。御答弁、ありがとうございました。

（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。９番議員の公明党の豊永貞夫でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど、宮崎議員も冒頭で言われましたとおり、３月11日の東日本大震災からもう約１年３カ月が過ぎました。先ほども死傷者並びに避難者の数を言われましたけれども、行方不明者もまだ3,000名を超えている方がまだ行方不明という形でございます。その方たちが一日も早く発見されますことをお祈りしますとともに、亡くなられた方、また避難されている方たちに対しまして、お悔やみ並びにお見舞いを申し上げたいと思います。私たちもこの地域において、できるだけことを手助けをしていきたいと思っている議員の一人でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。今回は２項目でございます。防災教育の充実について、そして市民の声より節電対策についてでございます。

今回、質問いたします防災教育の充実は、去年の東日本大震災を教訓として、学校の管理下において、災害時に第一に考えなければならないことは、子供の命を守ることであるとの観点から質問いたします。去年の東日本大震災を受けて学校や地域での防災教育の重要性が再確認されていることは言うまでもありません。岩手県釜石市で大震災の発生時に学校の管理下にあった市内の小中学生2,921人全員が避難し、津波から逃げ延びた事例が「釜石の奇跡」として全国から注目をされていることは御承知のとおりです。田中市長も昨年、この釜石の奇跡の事例を会合ごとに紹介されておりました。同市では2005年から群馬大学大学院の片田敏孝教授とともに、津波防災教育に取り組み、2008年度には文部科学省の防災教育支援モデル地域に選定されたことで、さらに防災教育に力を入れられたようです。この釜石の事例から多くのことが学べるのではないかと、本市に置きかえて学べるのではないかと思います、本市の防災教育について質問します。

まず、学校現場においてさまざまな避難訓練を実施されておられますが、本市の小中学校での避難訓練の状況をお尋ねします。状況として、年間の実施回数と想定される災害の種類などについてお尋ねします。

１回目を終わります。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

教育委員会及び各学校においては、災害時に児童・生徒の安全を確保するため、学校施設の耐震性強化等のハード面での方策とともに、災害発生時における教職員の役割分担をあらかじめ定めるなど、各学校ごとに防災体制の整備を図り、また教職員や児童・生徒の防災に関する意識を高めるなど、いざというときに適切な対応がなされるための準備を日ごろから整えておくことが必要であると考えております。

そこで、各小中学校においては、防災教育を避難訓練という体験的な活動を通して実施しております。市内小中学校の避難訓練の回数は年間3ないし4回で、想定する災害の種類は不審者対応、火災、地震、風水害でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 人吉市においては、地理的にも津波の心配はありませんけれども、答弁された四つの想定される状況での避難訓練が実施されているということであります。いざとなったときの行動というのは、訓練をしていないと体が動かない。この場合どうすればいいかと考えるよりも、体が勝手に動くよう訓練することが大事だと思います。地震のときは机の下に隠れる、火災のときは体を低くしてハンカチなどで口や鼻を覆うなどがそうだと思います。先週、地元新聞にJ-A L E R T（全国瞬時警報システム）を活用した中原小学校での避難訓練の記事が掲載されておりました。J-A L E R Tを活用した避難訓練は初めてということであります。新聞報道では球磨川の洪水を想定し、警告音とともに避難勧告が発令されたことが文字情報としてテレビ画面に映し出され、校長がそれを受けて集団下校の指示を出し、児童の一斉下校とともに教職員と危険箇所を確認しながら下校されたとの報道がありました。市内小中学校へこのJ-A L E R Tが各学校へ配備されていることは私たちも導入前に説明を受けていたわけですが、そこで確認のためのお尋ねをしますけれども、このJ-A L E R Tは学校ごとに警報が出せるのかが一つであります。もう1点はこのJ-A L E R Tの情報の運用管理はどこがするのかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

J-A L E R Tは、全国瞬時警報システムの通称でありまして、弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等対処に時間的余裕のない情報を人工衛星を用いて国から送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動起動することなどして、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムであります。本市では受信端末を平成22年度に教育委員会及び市内小中学校に設置し、警報音とともに文字情報として受信できるようになりました。大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃等の警報は、市内小中学校には文字情報として自動的に送信されますが、情報の自動の切りかえ、発信システムは地域生活課が管理しておりますシステムを用いることになります。地域生活課が情報の運用管理者となるところでございます。学校に対しての地域の警報につきましては、文字情報として送信することが可能でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 各学校に対しては、地域ごとの警報、これは地域生活課が出される、また運用管理も地域生活課がされるという答弁でありました。災害時は情報の共有とスピードが重要だと思います。今後もこのJ-A L E R Tの活用をして、初めてだということだっ

たんですが、今後も学校でのこの避難訓練の際には、こういうシステムを活用しながら避難訓練をしていただければと思います。

冒頭で述べました釜石の奇跡でございますが、片田教授が釜石市の学校防災教育で徹底したのは、想定を信じるな、ベストを尽くせ、率先避難者たれ、この三つのことが原則でございます。ちょっと説明いたしますけども、想定を信じるな、これはハザードマップ（災害予測図）の危険地区の外側であれば安全とは限らない、自然の振る舞いを固定的に考えてしまうことは危険だ、まずそこを払拭しないといけない、これは片田教授の言葉であります。実際、鵜住居小学校は津波による浸水が想定される区域の外側にあったそうでございます。今回の津波が校舎の屋上まで水に浸かり、3階には自動車が突き刺さった、想定を信じる怖さを思い知らされることでございます。それが想定を信じるな。2番目のベストを尽くせ。ぐらぐらと揺れたときにどんな津波が来るか誰にもわからない、片田教授はその状況下においてベストを尽くせ、人間はそれしかやりようがない、でも多くの場合そうしていれば助かると教えておられたそうであります。3番目、率先避難者たれ。同じことを意味する二つの情報がないと人間は逃げられないと片田教授は指摘されております。非常ベルが鳴っただけでは逃げ出す人がいないが、誰かが火事だと叫ぶなど、二つ目の情報があって初めて逃げることができるという、子供たちには君が逃げればみんなが逃げる、率先して逃げる人が多い人の命を救うことにつながるんだということを学校の防災教育の中でされていたそうであります。実際、地震発生直後には先生の指示により多くの避難を始めた生徒が、事前に決めていた避難場所を危険と判断し、率先して高台に避難、誘導した生徒がいるなど、防災教育に基づく行動が奇跡を生んだということでもあります。また、生徒の親で亡くなった人数と、市内全体で亡くなった人数の割合を比較しても、前者のほうが少ないという結果が報告されております。同市の取り組みは子供を通じ、家庭や地域社会への防災意識の向上につながった注目すべき事例だったと言えるのではないのでしょうか。その一方で宮城県のある小学校では、生徒の約7割が死亡、行方不明になりました。市教育委員会から防災危機管理マニュアルで津波時の避難場所など決めておくよう指示があったにもかかわらず、具体的な避難場所を決めていなかったことなどが問題視されております。いかに防災教育が重要であるかが如実にわかる事例であると思います。

本市の各学校で子供たちに防災意識を高めるための避難訓練を実施するのであれば、子供たちが主体的に行動できる訓練をする必要があると考えます。一つの提案でございますけれども、各学校ごとの下校時に通学路の危険箇所を児童・生徒みずからマップに書き込んでいって、タイトルとしまして「僕の私の防災マップ」なるものを作成したりすることで身近な危険を認識でき、防災意識を高めることができるのではないかと考えます。地域の避難場所やこのブロック塀は倒れそうで危ない、この看板は落ちそうなど具体的な危険を書き込み、子供たち同士で危険箇所の情報の共有ができるのではないかと考えます。防災で大事

なのは地域の実態をよく知ることが重要だと考えます。そういう意味から、児童・生徒みずから作成する僕の私の防災マップについては提案としておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本市の児童・生徒に対する防災意識を高める教育についての考えをお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

防災教育を推進するに当たって一番重要なことは、児童・生徒の防災意識を高めることが大切だと考えます。そのために各小中学校で避難訓練という体験的な活動場面を通して、児童・生徒に具体的なことを考えさせるよう取り組んでいるところですが、防災意識を高めるといふ点では、まだ不十分だと考えております。例えば、地震や火災の避難時にハンカチがなぜ必要になるのか、避難経路はなぜそこに設定されているのか、休み時間中に災害が発生したらどうするか等のテーマを設定し、児童や生徒に考えさせ、話し合いをさせることで意識化させることも必要だと考えます。また、議員が言われますように、僕の私の防災マップ等の作成をさせることにより、意識化を図ることは有効だと考えます。市内の小中学校では現在、地域の危険箇所等をチェックし、校区安全・安心マップの作成をしておりますが、防災という観点まで広げ作成することも必要なことだと考えます。教育委員会として防災意識を高める教育の推進についてさらに具体的な例等を示すなど、各小中学校とともに取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 次に、東日本大震災を踏まえて、全国的に防災体制の見直しがなされている中で、学校での防災体制や防災教育に関する見直しについても、文部科学省からの通知などがあっていると思いますが、その内容をお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大地震、津波によって、広い地域で甚大な被害が発生し、多くの人命が失われ、岩手県、宮城県、福島県を中心に東日本の広い範囲の学校においても同様に大きな被害を受けました。このため、文部科学省では平成23年7月に東日本大震災を受けた防災教育、防災管理等に関する有識者会議を設置し、東日本大震災における学校等での経験を把握、分析し、その教訓を時代を担う子供たちに伝えるとともに、児童・生徒等の危険予測、危険回避能力を高めるための防災教育、防災管理等を見直すための方策について検討をされております。現在も会議は継続中ですが、平成23年9月にその中間の取りまとめが行われ、発表されました。内容といたしましては、防災教育ではみずからの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進。2番目に支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進が上げられています。防災管理組織活動としまして、一つ、教職員等への効果的な研修の推進、二つ、各学校における地震、

津波に係る対応マニュアルの整備充実、三つ、自治体の防災担当部局等との学校防災についての連携体制の構築、四つ、防災に関する科学技術の活用促進、五つ、地域、家庭と連携した防災訓練等の推進が上げられています。この中間報告を受けて、平成24年3月に文部科学省より「学校防災マニュアル（地震、津波災害）作成の手引き」が出され、学校防災体制等の見直しについて通知があったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ただいま答弁いただきました。防災教育に2項目、防災管理、防災組織活動へ5項目上げられているようであります。この内容を踏まえまして、本市としての取り組み、対応についてお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

先ほど申し上げました防災教育に係る指導内容を踏まえまして、校長会や教頭会を通して、教育委員会としての防災教育の充実について指導するとともに、現在、各小中学校に対して、先ほど申しました学校防災マニュアル（地震、津波災害）作成の手引きを参考にして、各学校で想定される災害に対しての具体的な学校防災マニュアルの作成とその提出について通知をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今、学校防災マニュアル、それぞれつくられているということでございますが、それぞれの学校、建っている場所がそれぞれ違うのはもう御承知のとおりでございます。山の上にあたり、ちょっとがけの下にあたり、そういったことで、その防災マニュアルも学校それぞれ独自のマニュアルになろうかと思えます。完成してみないと、内容を見てみないとわかりませんけども、今後はそのマニュアルをもとにしながらの防災教育あるいは避難訓練がなされようと思えますけども、そういった意味でもその防災マニュアルは重要でございますので、完成するのが楽しみであり、またその内容を見たいと思っております。

釜石市で片田教授が子供たちに教えてきたのは、知識ではなく姿勢を教える教育だと言われております。自然災害に向き合うとき、主体的に自分の命を守り抜くという意味が重要なポイントになる。行政がつくったハザードマップといっても一つのシナリオに過ぎないのに、主体性がない防災意識のもとではそれを直ちに信じてしまう。災害のイメージを固定化することは危険だとも述べられております。昨年の津波では最も限られた時間の中で、どう自分自身が動くかが問われた。姿勢を与える防災教育のベースは、自分の命を守ることに主体的になれということであります。

そこで、教育長にお尋ねしますけども、防災教育の充実について今回質問しております

が、防災教育の意義について考えをお尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

防災教育につきましては、これまでも安全教育の一環として市内小中学校で取り組んでいるところでございますけれども、近い将来、東日本大震災のような災害等の発生が起これ得と考え、子供たちの生命を守り、被害を最小限に抑えるために、子供の発達段階や地域の実情を考慮しながら、防災教育を学校教育活動全体を通じて計画的、組織的かつ強力に進めることは大切なことだと考えているところでございます。また、生涯にわたって災害に適確に対応できる資質や能力を育てるためには、家庭や地域における実践的な教育が重要であり、学校、家庭、地域が緊密に連携しながら、子供自身が地域の一員として望ましい役割を果たすことができるよう、地域の防災訓練やボランティアなどに積極的に参加する体制も整える必要があるかと存じます。

このような認識のもとに、学校における防災教育の方向性、さまざまな災害を想定した安全確保のための学校防災マニュアル作成を進めているところでございます。教育委員会といたしましても各学校の防災教育の充実が図られるよう、今後も指導及び支援に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） ９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君） 今、教育長が言われましたとおり、実践的な防災教育、そこには子供たちの主体的な行動ができるような訓練である必要があると思います。子供の命を守ることにつながると考えますので、さらなる防災教育の充実を強く要望しておきます。

最後に、田中市長、この防災教育の充実について考えがございましたら、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

多分来るのではないかなというふうに予測はいたしておりましたけれども、いわゆるその教育全般、防災教育にしましても、今後、そのごみの分別や資源化の教育にしましても、さまざまにその先端的な事例を示しているのは、やはり小学校１年生からの教育を６年間ににおいて徹底して行っているということではなかろうかと思っております。たまたま釜石東中学校は、その片田教授の徹底したその教育を３年間受けているということで、そしてしかも小学生も保育園生も地域のお年寄りたちも、しかも地域のお年寄りたちを連れて逃げたときはきちっと張り紙をして、そして避難しましたという張り紙をして、その避難をしたと。これまで徹底したその教育というものは、やはりそういう専門家プラス地域の皆様方の英知を集めて、徹底したやはりマニュアルづくりから始めなければいけないというふうに思っているところでございます。専門家と地域、先生方、または小学生、中学生も交えた、まずその人吉市で想定される災害といいますと、もう洪水、それから地震と、それから山津波であり

ます。そういうもののマニフェストをしっかりとまずは構築すること。しかし、おっしゃるとおり想定外もあるわけですから、ハザードマップを信じるなということでございますから、その想定外も含めたところの想定を徹底して行い、そしてそれをまず小学校で徹底して行うということが、定期的に行うということが重要ではなかろうかというふうに思っているところでございます。天災は忘れたころにやってくるという寺田寅彦先生の名言がありますけれども、しっかりと我々も防災意識をまず持ち、そしてその教育の充実によって、子供たちが自然災害に遭わないように充実を図ってまいらなければならないというふうに考えたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君）　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　防災教育については終わります。

次に、市民の声より、今夏の節電対策についてであります。これは６月８日に野田首相が記者会見で、大飯原発再稼働の方針を表明されました。政府は１２日、関西電力大飯原発３、４号機の運転再開後に、同社管内の今夏の節電目標を緩和する方針を固めたとの報道があり、夏の節電目標が見直されることになりました。ただ、新たな節電目標の適用は７月２日の節電開始には間に合わないようであります。また、九州電力の節電目標は据え置く方向との報道もありますので、今回質問して、項目を上げております質問はそのままさせていただきたいと思います。

ことしの夏が昨年と違うのは、現時点で日本の全原発が稼働していないことであります。その理由は言うまでもありませんが、原発が稼働していないということは、この夏電力不足になるおそれがあるということでもあります。そして、原発が稼働しない夏が近づいております。まさしく節電の夏でもあります。政府は５月１８日に需給対策を決定し、特に関西電力管内の企業や家庭に対して、最大使用電力を２０１０年比で１５％削減するよう求める節電目標を決めていました。しかし、先ほど述べましたとおり、大飯原発運転再開後は節電目標も緩和される予定であります。

ことしの夏の電力不足のおそれがある九州電力でも節電目標が昨年夏並み、またはそれ以上ということですので、昨年とは違い、個人個人が節電を意識しないと厳しいのではないかと思います。こういった報道がなされている中で、本市の節電対策はどうなっているかと市民の方も心配しておられました。まずは、ことしの夏の節電について、国及び電力会社から節電依頼はあっているのか、あるならばその内容をお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　豊永議員の節電対策についてお答えをさせていただきます。

ことしの夏の節電依頼につきましては、九州電力株式会社人吉営業所から来庁をされております。九州電力管内のお客様へのお願いとして、次の内容の協力依頼がございました。

１点目が、７月２日から９月７日の平日 ―― これはお盆の期間、８月１３日から８月１５日を

除いてでございますけれども ― の9時から20時については、昨年夏並みの7%の節電、またはそれ以上の可能な範囲での節電をお願いするというものでございます。2点目が、このうちピークの時間帯の13時から17時については、この7%節電にさらに3%程度以上の節電、つまり10%程度以上のピーク需要の節電をお願いするというものでございます。3点目が、7月2日から9月7日の期間でございますけれども、9時から20時の時間帯以外につきましても、生活や経済活動に支障のない範囲での節電をお願いしたいとの3点について協力の依頼があったところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 九州電力からの協力依頼というのは、市役所も一事業者としての依頼のようであります。今述べられました協力をお願いというのは、九州電力のホームページにも掲載されておりまして、よく調べましたら我が家にもこのチラシが入っておりました。同じ内容で各家庭にも同じ協力依頼が来ているようであります。この7月2日からの節電依頼を受けて、夏の節電対策として人吉市の取り組み、そして節電の夏へ向けて市民への働きかけ、啓発の考えをお尋ねします。

○総務部長（坂崎博憲君） 本市の取り組みと節電の夏への市民の皆様への取り組みという点についてお答えをさせていただきます。

まず、ことしの夏の節電対策について、本市の取り組みでございます。平成24年夏期節電計画を6月4日から9月28日までの期間、現在取り組んでおりまして実行中でございます。昨年度、23年度におきましても、東日本大震災と原発事故に端を発した電力不足を受けまして、従来以上の節電に取り組んだところでございまして、デマンド値（最大需要電力）で本庁、別館合計で平成22年度に比べまして21.5%の減、節電、また使用電力量の比較で約19.1%の削減を昨年は達成したところでございます。昨年の実施目標はデマンド値の20%削減ということでございましたので、その実施目標については達成したということでございます。

そこで、本年も昨年並みのデマンド値及び使用電力量を目標とすることで、九州電力様からの要請の一昨年比10%以上を実現する計画といたしております。具体的な内容といたしましては、冷房の始動温度を気温28℃以上といたしまして、冷房後の室温を28℃とするものでございます。また、庁舎本館におきましては、冷房機器を毎日輪番で5台に1台を停止するというようなことでございます。また、全館一斉に始動を行いますとデマンド値、いわゆる最大需要電力が急激に上昇しますので、時間差での始動を計画しているところでございます。このほか会議室の使用については、可能な限りピーク時間帯、特に1時から3時までの使用を避けることで、冷房による電力使用の軽減を図ることといたしております。本庁舎西側と別館の1階部分に、またグリーンカーテンを設置する予定でございます。業務終了後は

速やかに消灯するなどを計画しているところでございます。

次に、節電の夏への市民の皆様への啓発等の取り組みでございます。家庭や事業所の消灯を呼びかけるライトダウンキャンペーンやグリーンカーテンの設置などのエコ対策を実践していただくことを夏の節電対策の一環として考えております。そこで、広報ひとよしなどを利用して市民の皆様幅広く御協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君）　　９番。豊永貞夫議員。

○９番（豊永貞夫君）　本市の節電に対する取り組みは、もう以前から人吉市地球温暖化対策実行計画のときから実施されておりますので、恒例になっているといえはなっているかも知れませんが、さらに高い目標になっております。その日の気温を見ながら、大変でしょうがよろしく願いいたします。

市民へのお願いに関しては、広報以外にも呼びかけをする必要があるんじゃないかと思っております。やはり市民一人一人がこの節電対策に対する意識を向上させることも必要でございまして、広報以外にもホームページなど、いろんな媒体を通して啓発をお願いしたいと思います。

これからの天候、気温の上昇にもよりますけれども、真夏の電力不足により、計画停電が実施される場合の想定はされているのでしょうか。計画停電が実施された場合の本市の対応をお尋ねします。

○総務部長（坂崎博憲君）　お答えいたします。

計画停電を想定し、人吉市としてはどのような対応を考えているかという御質問でございます。現在、計画停電は実施しないことを原則としながらも、関西電力、九州電力、北海道電力及び四国電力管内において、万が一計画停電を実施せざるを得ない場合に備えて、スケジュール等の公表に向けて準備が進められているところでございます。

検討されている運用は、まず停電時間については、１回の停電時間を２時間程度にし、１日複数回の停電をできる限り避けるということでございます。停電時間が毎日順番にかわる日がわり停電制を原則とするものでございます。また、夏の高温下における停電の影響を緩和するため、緊急かつ直接的に人命にかかわる医療機関や国の安全保障上極めて重要な施設、経済社会の基幹的機能を有する鉄道、航空、金融システム等、停電が生じた場合、広い範囲にわたって甚大な影響を及ぼしかねない施設については、変電所の運用改善等によって停電による影響をできる限り緩和していく。なお、緩和措置を受ける施設については、極めて限定的にならざるを得ず、電力需要の逼迫状況によっては、県、市町村の施設であっても、緩和措置の対象外になる可能性があるというものでございます。

計画停電のグループ、区域割りでございますけれども、グループやスケジュールは事前に公表をし、実際に計画停電を回避できないと判断された場合は、前日及び当日、直近の需給

状況を踏まえて適宜電力会社からアナウンスを行う。以上のような内容でございます。

本市庁舎本館、別館におきましては、落雷などで起こる瞬間的な停電や、停電に際してシステムを安全にシャットダウンするための無停電電源装置というものは備えておりますけれども、計画停電のように数時間に及ぶ停電に対応できる非常用の電源というものは備えておりません。したがって、計画停電が九州電力管内で実施され、緩和措置の対象外というふうになった場合には、事前予告に基づき市民の皆様にお知らせをしながら、窓口業務を初めとして、業務を停電期間中停止することになるかというふうに予測をしております。

昨年夏、関東地方で実施されました計画停電により影響を受けました市町村におきましても、窓口業務を中心に業務停止となったところもあったようでございます。このような事態は市民生活に重大な影響を及ぼすわけでございまして、そのようなことにならないように、九州電力におかれましても電力の安定供給ということに最大限の努力を払われているということでございまして、あらゆる対策を講じ、また節電への協力依頼を積極的に進められております。本市といたしましても、節電に一層努力してまいりたいというふうに存じますし、市民の皆様にも可能な限り節電に取り組んでいただくようお願いをしましてまいりたいと、啓発をしましてまいりたいというふうに存じております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 計画停電については、そうならないように節電はしなくちゃいけないんですけども、想定した中でのスケジュールとかを一応今答弁されましたけども、そういった意味で市役所内の業務に対してはそういう計画のもとされるかもしれませんが、市民の皆さん、そういう方たち、また商店街あるいは工場など、そういったところが大変だろうと思います。これは人吉市に限らず全国的に同じような状況になるかもしれませんが、そういった意味でも、ことしの夏のこの節電対策というのは、やはり一人一人が意識を高めて、やはり節電に努めなければならないと思っております。そして、なおかつ市民への節電への啓発をよろしくお願い申し上げます。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時19分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）（登壇） こんにちは。15番議員の仲村でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

教育行政より、教材の整備と活用、道徳・音楽教科の指導。市民の声より、道路標示についての順により質問いたします。

まず、教材の整備について質問いたします。59年ぶりに教育基本法が改正されました。このことにより、平成20年、学習指導要領が改訂され、教科書の改訂、授業時数の増加、新規教材等が必要となりました。学習指導要領の改訂の経過を見てみますと、昭和22年3月、学習指導要領の一般編が刊行され、教科課程、現在は教育課程といいます。教育内容及びその取り扱いは学習指導要領の基準によることとされました。その後、昭和26年、昭和33年、昭和44年、昭和52年、平成元年、平成10年、そして平成20年と学習指導要領は改訂されました。

今回質問いたします教材の整備の大きな歴史の流れを見てみますと、昭和42年から昭和51年までを第1次教材整備計画、昭和53年から昭和62年までを第2次教材整備計画、平成3年から平成12年までを第3次教材整備計画、平成14年から平成18年までを第4次教材整備計画と実施されています。平成19年、平成20年、教材の更新費として財政措置がなされました。平成21年から平成23年、新学習指導要領の円滑な実施のために教材整備緊急3カ年計画が実施されました。

質問は、人吉市において、教材整備緊急3カ年計画の教材への実績をお尋ねいたします。

1回目を終わります。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

平成20年に改訂された新学習指導要領は、小学校では平成23年4月から、中学校は平成24年4月から全面実施されています。平成21年度から平成23年度までの移行期間中に、新たに必要となる学校教材の整備が円滑に行われるよう策定されたのが新学習指導要領の円滑な実施のための教材整備緊急3カ年計画でございます。3カ年総額、約2,459億円の地方交付税による財源措置が講じられたところでございます。

本市におきましても、新学習指導要領実施に向けて小中学校からの希望調査に基づき、計画的に教師用教科書及び指導書、デジタル教科書やDVD教材、ピクチャーカードなどの指導用教材の整備を進めた結果、小中学校ともに円滑に新学習指導要領全面実施に移行できたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 今、回答を得ましたが、今回の緊急3カ年整備計画は、小学校では外国語活動、それと中学校では武道科の必修化に対する教材、和楽器と、こういうのを整備するために国は予算をつけたわけですが、そういうのについての整備はどうなっていますか。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

小学校の外国語活動等につきましては、やはり希望が多かったのは電子黒板等の整備等でございました。こちらのほうは小学校につきましては、別の地方交付金を使つての整備が進みましたので、そちらのほうはそちらのほうで対応したところでございます。そして、中学校の武道の必修化に伴いましては、必修化されたということで、既に武道そのものについてはもう学校のほうで取り組んでおりましたので、新たな予算といいますか必要なものについては、必要とする予算の要望は中学校のほうからはあまり上がってこなかったというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 小学校の電子黒板の数量、何学級ですね。それと、現在、中学校はまだ配置されてないと思うんですが、小学校は何年生から配置されているのかと、武道の必修化で大体どんな武道に該当されるか、剣道着は大分そろえてあると思うんですよ。剣道着なんかにはこの予算は使われなかったのか、ちょっとお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

電子黒板ですけれども、小学校のほうは人吉東小8台、人吉西小6台、東間小6台、大畑小3台、西瀬小5台、中原小6台、田野小1台となっております。小学校のほうは2学級に1台ぐらいの整備が進んだというふうなことでございます。

それから、剣道につきましては、剣道の剣道着といいますか、防具のほうの整備については新たにはあまり出てこなかったと、現在まで使用されたものをほとんど使われているというふうなところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） それでは次にいきますが、平成23年4月、教育整備のための新しい参考資料として教材整備指針が示されました。この教材整備指針の内容と策定方針についてお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

新学習指導要領全面実施後においても、平成24年4月に通知された教材整備指針に例示される学校教材の整備が安定的かつ計画的に実施できるよう策定されたのが、義務教育小学校における新たな教材整備計画でございます。平成24年度から平成33年度までの10年総額、約8,000億円の地方交付税による財源措置が予定されております。単年度で申しますと、小学校約500億円、中学校約260億円、特別支援学校約40億円でございます。この教材整備計画によりますと、情報通信技術の進展に伴い、パソコン、電子黒板、プロジェクター等の有効活用のため、計画的な整備が望まれております。本市におきましても、学校からのニーズが高い電子黒板を初め、小中学校との協議を交えながら、計画的に教材整備を進めてまいりた

いと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 24年から33年まで、10カ年計画で総額8,000億円ということなんですが、この教材整備についてはいろんな現在まである備品台帳ですか、あれの整理もしなきゃいけないし、新しいその教材も買わなきゃいけない。そういうことで、この整備する目標、その品物を随時確保していかなければいけないと思うんですが、今言われた中で理科の教材についてちょっと質問しておきたいと思うんですが、理科の教科を3カ年で95時間、中学校3カ年で95時間の増加になっております、今度の学習指導要領ではですね。中学校の教科整備指針によりますと、中学校理科では発表、標示用の教材、実験観察体験用の教材、この両方の教材ですべて新規の追加教材となっているわけです。この追加教材の中で整備目安というんですが、この整備目安によれば、一つの中学校に対して一つ必要な教材というのは、この新規の目安によれば8教材は要る。それと、一つの学級のグループ4人に一つ必要なものを、新しい教材は13教材要る。指導内容によって整備が違う。理科のいろんな観察なんかの指導によって違う。その教材の整備をするのが16教材上げられているわけです。こういう学校に絶対必要な教材、それについての整備方針というのは、現在考えておられるのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

理科教材等の備品に関しましても、毎年学校のほうに希望調査をとりまして、学校のほうから更新に必要なもの、新規に必要なもの等の計画を出していただくことになっております。それに基づいて教育委員会のほうで一括して購入していくというふうな体制をとっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 学校の教材は学校が要求しないと教育委員会は予算をつけないということ今伺ったわけなんですが、教材がないと学校の授業は全然進まないと思うんですよ。その教材を確保してやるというのが大体教育委員会の方針にないといけないと思うんですが、現在まで学校の教材は備品台帳というのがあって、教材は全部備品台帳に登録されているわけですね。その多い学校では大体備品台帳は3,000ぐらいあるんですよ。それと、少ない学校でも1,000ぐらいはあると思います、備品がですね。そういうのが今度新規の教材と重複しないように、きちっと計画的に要らないものは要らない、必要なものは必要、新規の教材ですよというのを整理していかないといけないと思うんですよ。それを学校にきちっと指導してやるのが、私は教育委員会の仕事だと思うんですよ。学校の人数も少ないと思うんですが、学校の事務方だけじゃ、どうしても事務の先生だけではこの教材整備はちょっと無理だ

ろうと思うんですが、学校全体の学校の校長先生の指導のもとに教材整備していく方針を立てて、まとめてくださいというのが教育委員会のやり方かなと思っただけなんですが、そういう指導をお願いしておきたいと思います。

次に、教材については、学校の整備指針によると非常にたくさんあるんですが、もうそれは学校にお任せしなければいけないということなんですが、学校教材の活用について質問しておきたいと思うんです。義務教育は小学校が6年間、中学校が3年間で、合計9年間になりますが、この9年間で今言われた電子黒板というのは非常に重要になるわけでございます。電子黒板は常に生徒の目の前にあって、その黒板で板書というんですか、そういうのを書いて生徒たちに説明していくわけですね、教科書の内容を。だから、非常に重要なんですが、小学校の時数、中学校の時数はこの学習指導要領によれば、ものすごく増加しております。この小学校、中学校を合わせた9年間の時数の合計なんですが、国語は119時間の全体で1,846時間、社会は75時間増の715時間、算数は212時間増の1,396時間、理科は150時間増の790時間、保健体育は102時間増の912時間、外国語175時間増の490時間、外国語は小学校の5年、6年で習いますからふえているわけでございますが、減った授業時数は総合と選択教科が減っているそうでございます。今回の新学習指導要領は、国語、社会、算数、理科、それと外国語、5教科に非常に力を入れたようになっておりますが、電子黒板がまださっき整備でまだ小学校の低学年には入っていないし、中学校も入っていない。これを早急に整備してほしいと思いますし、昨年まで設置された電子黒板のその活用、こういった授業に、どういう方法で活用されているのか、黒板を使った授業の成果、それをお尋ねしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

小学校におきましては、2学級に1台の割合で今導入されていると。中学校におきましては、1学年に1台というふうなことの状況ですので、小学校に比べ中学校のほうの整備がおくれているというふうな状況でございます。それで、今後は中学校への電子黒板の整備をまず行っていきたいというふうに考えております。活用についてでございますけれども、コンピューターの画面上に表示できるものなら何でも児童・生徒に見せることができますので、ウェブサイトやDVDプレイヤーなどと接続して映像を利用した授業が行われております。また、問題を標示し、その答えを全児童・生徒から得るといった使い方や、タッチパネルとして児童・生徒が画面上に書き込みを直接行ったり、既存の画像と書き込みを同時に映すなどの取り組みができるというふうなことで、わかりやすい授業の実現のために活用されているというふうなことです。課題としては、もう以前から言われておりますように、それを使いこなせるような人材の育成といいますか、先生たちが全部がそういうふうな授業ができるようにしていくというふうなことで、人吉市の教育研究所の情報部会等が中心になって、そういう研修等を行っているというふうな状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） それでは、教材については今の回答で大体納得したんですが、次の道徳教育のことについてお尋ねしてまいりたいと思います。道徳教育の指導については、中学校の学習指導要領によれば、道徳教育は校長の方針のもと、道徳教育推進教師が中心となって学校全体の計画、それと年間計画を作成することとなっております。授業は学級担任の教師が行うこととなっております。道徳教育は教科書がなく、副読本によって授業がされますが、この学校の副読本の内容についてお尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

新学習指導要領の総則では、「道徳の時間をかなめとして」という言葉が記載されて、新たに盛り込まれております。いわゆる扇のかなめが要所所を押さえて中心でとめるように、その道徳の時間が学校教育活動全体において、道徳教育の中心的な役割を担うというふうなことが一層明確に位置づけられたものだというふうに理解をしているところです。したがって、道徳というのは、全教科、全領域で展開すると、実践するという事になっております。したがって、特別な道徳のための教科書というのではないわけでございます。いろんな場面で必要なときに、教科の場面でもあるでしょうし、学校行事の場面でもあろうし、あるいは給食をとっている時間でもあろうし、そういった機会をとらえながら、必要なときに道徳教育を行うというようなことで進められているわけでございます。副読本としては、県の教育委員会等がつくっております「熊本の心」あるいは「心のノート」というようなものを活用し、授業で使っているところでございますし、人吉市も副読本を偉人にまつわるいろんな一井正典とか、日野熊蔵とかといった方々の資料を中心にした副読本をつくっておりますので、その活用を図っていただくというようなことで進めていただいているところでございます。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 道徳の時間は各教科のかなめとして利用するという事なんですが、それをかなめとなる学校の先生、道徳教育推進教師といわれる方、この教師の指導研修とか研修会をやるグループ、そういう内容ですね。その研修会を主催する団体の名前と、その研修会の内容、それについてお尋ねしたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） 道徳教育推進教師というのは、先ほど名前が出てきましたが、その教師を中心にして学校では道徳の授業、あるいは道徳の授業をどう進めるかということで進められているところでございます。学校における心の教育というのをより効果的に推進するため、管内小中学校道徳教育推進教師を対象に研修を行っておりまして、熊本県球磨教育事務所主催による道徳教育研修会が毎年1回開催されております。研修内容でございますけれども、研修会代表者による道徳の授業参観後、授業内容について研究会及び判別協議が行わ

れております。つまり授業を見て、それぞれ参加した先生たちがいろんな意見を、これはどういう意図でそういう授業を展開したのか、あるいは教材を使ったのかというようなことで、いろんな意見を出し合いながら、よりよい道德の教育の充実に生かしていくということで取り組んでいるわけです。参加者がそれぞれ持ち寄った、その道德の授業実践指導案や、自分たちの学校での取り組みについても協議が行われて、学校が組織として一体となり、全教師が協力して道德教育が展開されるよう、研修・研さんを積まれているようでございます。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 道德の教育については、大体概略はつかめましたが、続いて今度は音楽の教科の指導について質問いたしたいと思います。6月議会より議場に国旗が掲げられました。この6月というのは私にとっては非常に記念すべき議会でございます。そこで、国旗及び国歌に関する法律が定められております。ことしは13年目ということでございますが、国歌について質問しておきたいと思います。新学習指導要領の小学校の音楽について質問ですが、第2章各教科、第6節音楽の項目では、第1が目標を掲げられております。第2が各学年の目標、1・2年の目標、3・4年の目標、5・6年の目標というぐあいに定められておるわけでございますが、その第3に指導計画の作成と内容の取り扱いというのが第3に掲げてあります。この第3に掲げてあるものは、ちょっと読み上げますと、第3、指導計画の作成と内容の取り扱い、1、学習指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。(1)第2の各学年の内容の共通事項は、表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要となるものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。(2)第2の第5学年及び第6学年の内容の「A表現」の指導に当たっては、学校や児童の実態等に応じて、合唱や合奏、重唱や重奏などの表現形態を選んで学習できるようにすること。(3)国歌「君が代」はいずれの学年においても歌えるように指導することと書いてあります。第4番目に、低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。(5)第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすることと、指導計画の作成に当たっては配慮するように書かれておるわけでございますが、質問は、国歌「君が代」について小学校の指導はどういうぐあいになされているのかお尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

児童・生徒が、この場合小学校の児童でございますけれども、将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、我が国の国旗、国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を

育てるということは非常に大切であるということは、もう既に日本人としては共通した認識ではないかなというふうに思っております。したがって、この指針の考えのもとに、今議員が紹介された五つぐらいの項目に従って学校では進められているというようなことで申し上げたいと思いますが、国歌というのはいずれの学年でも歌えるようにというふうなことで指導すること、それから国歌に対する正しい認識を持たせて、それらを尊重する態度を育てることと学習指導では示されておりますので、その学習指導要領に基づいて小学校は去年から本格実施でございますので、実施されているというふうに思います。ただ、小学校の場合は国歌の言葉というのが非常に難しゅうございます。理解がなかなか難しいので、1年から6年までどうやって教えていくかというのは、やはり大きな課題であろうし、いろんな工夫が要るだろうと思います。発達段階に応じた言葉の意味を説明し、そして継続的に学ぶことで、国歌としての愛情や歌詞の意味をよく理解していくような工夫を凝らした音楽の授業が展開されているというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 私は音楽の小学校の教科書を見てみたんですが、小学校1年生ですね、表紙の裏のほうの、表紙にちゃんと国歌を書いてあるんです。ずっと音符と歌詞をですね。2年生も書いてあります。3年生も書いてあるんですよ。4年生も書いてある。5年生も書いてあるし、6年生も書いてある。全学年書いてある。中学校も書いてあるんですよ。そういうところで、小学校1年生、わかりやすく書いてあるんです。音符も2段階に小学生がわかるように書いてあるし、高学年になれば、ちょっと音符が、難しいような音符が書いてあるんですが、その第1学年の小学生にどの時間を使って教えるのか。授業時間数が週1時間ぐらいですかね、道徳は。その時間のうちに、国歌については3学期になってから教えるのか、1学期になって教えるのか。さっき読み上げました作成内容の配慮というところの中で、5番目に書いてあるところ、この5番目、第1章の総則の第1のほうに。これについては、道徳の教育の時間に教えるのかなと私は感じたんですが、道徳の時間ならば、儀式とか体育大会とか、ああいうところについてはもう小学校1年生から6年生まで一斉に斉唱するというか、そういう場面に出くわさないといけないのかなという感じが私はします。今回答された学校の教え方というんですか、大体理解はできるんですが、生徒たちの表現が声を出して歌っていない機会が多いように私は感じられましたので、一応質問はいたしません、教科にのっとった指導方法をお願いしたいと思います。

最後に、教育について市長にお尋ねしたいんですが、教育基本法が改正されまして学習指導要領が改訂され、そして教科書が改訂され、そして教科書が採択された。そして、さっき質問しました教材の整備が実施されました。そして、今教育長が回答されました小学校においては21年度の教科書から始まっているんですが、23年度から新しい学習指導要領で始ま

りました。中学校においては1年おくれて24年度から新しい学習指導要領が始まるわけですが、今度の新学習指導要領で「生きる力」というのをはぐくむということが非常に重要な位置に定められているわけですが、それで、生きる力というのを人吉市の教育の基本方針の中にも取り上げられておりますから、「たくましく生きる力をはぐくむ教育を推進します。」と書いておられる。このことについて生きる力とは学習指導要領に載ってる生きる力のほうをお尋ねしておきたいと思うんですが、どういうことなのかを一つ。

それと、人吉市の教育基本方針の中にも国際性を備えた人材の育成を目指すと書いてあります。今、教育長の「国際社会に通用するような」という言葉が出てきましたから、道徳教育の中学校の最後のほうに、世界の中の日本人として自覚を持つことという言葉がございます。この意味について市長の考えをお尋ねしておきたいと思ひますし、1点ちょっと追加したいんですが、この儀式等で国歌を声を出して歌うことについて、市長はどう考えておられるのかをお尋ねしておきたいと思ひます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

生きる力と申しますと、まず思い出しますのは黒澤明監督の「生きる」という映画であります。市の職員の皆様方にもぜひこれは観てほしいというふうについていつもお話をさせていただいております。この小さい人吉市内の人間関係の中でも、一体どれだけの大人が本当にその生きる力を身につけているのか。これは私自身も含めまして、非常に疑問に思うことが多々ございます。そこで、その新学習指導要領に書かれていることというのは、もう御承知のとおり、変化の激しいこれからの社会を生き抜くための力、そういうことをはぐくむことを目指しているところでございます。よって、記載されていることは知・徳・体のバランスのとれた力ということが言えるのではなかろうかと思ひますが、知とは基礎的な知識・技能を習得してそれを活用し、みずから考え判断し表現することにより、さまざまな議論に積極的に対応し解決する力のことであると。知識というのはどれだけでも若い時分に吸収することができますが、それを経験というパイプを通して初めて自分の血肉になるのではなかろうかと思ひます。それが生かされて初めて見識になると。知識と見識というのはもう丸っきり違うと。どのように違うかという、知識は単なる知識でしかありませんが、その知識を活用して習得して、いわゆる経験を通して習得して、それを実際にその社会のために、国のために、世界のために役に立つ。もっと地域でいえば家族や地域社会のために役に立つ。それからもう一つ、その見識を高めていく中で、いよいよ胆識というものが要求されると。この知識、見識、胆識というのは、もうそれこそすべての人生の経験を踏まえた中で決断・英断をするということが胆識、いわゆる肝で決めていくことであります。実際、そういうことを身につけていくためには、もちろんスタートは知・徳・体のバランスだろうと思ひます。みずからを律し、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性のことである。もうそのとおりだろうと思ひますけれども、果たしてそれを自分のものとして

表現できている人が、この大人の社会の中でも一体何人いるんだろうかと。自分も含めて思い、反省するときがあります。もう御承知のように我々の時代までは、読み書き、そろばんでございました、教育の基礎というのはですね。まず、きちっと漢字を読める、日本語を読める。そして、それを書くことができる。計算ができるということでございますが、時代時代でその生きる力、要求されるものは違ってくるだろうというふうに思っているところでございます。ですから、さまざまな時代によってその生きる力、例えば縄文、弥生、飛鳥、平安、そして戦国、そして江戸、明治、大正、昭和、今日というその時代の変化によって生きる力というのは変わってくる。しかし、厳然としてあるものは、やはり自立であり、共立であり、公立であると思うんですね。公立といえば、公立小中学校とか、そういうことのほうに言葉が使われますが、公の中の一員として自分も自立をしていると、そういうものはいつの時代でも要求されてきたものではないか、またはそれを目指してきたのではないかと。ですから、中国においては四書五経を初め、この日本でもさまざまな人間の生き方の指導書、指南書というものもあるわけでございます。時代時代に十分な知識を蓄え、そして道徳といえますと社会を意識したものになってまいりますので、それも一つの体験の中から、反省の中から学び取っていく。そして、もちろん健全な精神は健全なる肉体に宿るわけですから、体力の向上、いわゆる文武両道というのはやっぱりこれも一つの教育で要求されるものではないかと思っております。

新学習指導要領の道徳におきましては、集団や社会とのかかわりに関することの中で、世界の中の日本人としての自覚を持ち、国際的視野に立って世界の平和と人類の幸福に貢献することというふうに書いてございます。いつの時点でその世界の中の日本人として我々は自覚するのかということでございますけれども、この日本国内にて諸外国のさまざまな様子をテレビや新聞、雑誌でかいま見ても、世界の日本人としての自覚は私は生まれまいだろうと思っております。私自身、その御質問をいただいて振り返ってみまして、じゃあ私自身、いつ世界の中の日本人として自覚したのかというふうなことを考えてみましたときに、やはり24歳のとき初めて外国へ出国し、そこでさまざまな国々の方々と合気道を通じて日本の武道を指導することによって、初めて世界の中の日本人というのを自覚したということを思い出したところでございます。つまり、外国、世界に出ていかなければ、日本人というのは自覚できないのではないかと。本市といたしましては御承知のとおり、2009年よりポルトガルのアブランテシュに中学生、高校生を派遣しているわけでございまして、本年度も中学生5名、高校生5名、多分、世界の中の日本人というのを自覚すると思います。

実は、その江戸以前、多分、縄文、弥生時代からそうだったと思いますが、江戸時代を除いて、日本人というのはグローバルプレイヤーだったと私はいつも思っております。大変諸外国との活発なる交流をし、幕末、近代においては、幕末から明治にかけてさまざまな日本人が渡米し、渡欧して、そして技術を習得し、そしてその文化を日本に伝える役目を果た

してこられたとされているところでございます。例えば一井正典、日野熊蔵というのは、まさにこの人吉市の近代の時代に生まれた、私は世界のかけ橋ではなかろうかと思っております。新渡戸稲造という有名な政治家であり教育者である方がいらっしゃいますけれども、この方は基督教の精神と武士道とを結びつけて、さまざまな書籍、特に武士道という本を英語で書いておられ、しかも世界のかけ橋になりたいというふうなことを言っておられる方でございます。ですから、2月11日の市制70周年にも申し上げましたけれども、我々が一番今後力点を置かなければいけないというその大きな要因は、やはり人材の育成、小学生、中学生、高校生、その人材の育成にこそ力を注いでいかなければならないというふうに思っているところでございます。

最後に、国歌を声を出して歌うのはどう思うのかということでございますが、歌詞があるわけですから、当然声に出して歌うのではなかろうかというふうに思っておりますけれども、例えばイギリスの国歌、フランスの国歌、特にフランスの国歌なんていうのは、武器をとってさあ戦えという、そういう文言であります。日本の国歌の場合は、非常にその曲も雰囲気も旋律もメロディも穏やかで、そういう雰囲気がある国歌で、ややもするとよその国歌は非常に勇ましいわけですから、どちらかというとき暗いというイメージをとらまえられがちでございますが、しかしそこに国歌「君が代」の歌詞の内容をしっかりと意味を学んでまいりますと、いわゆるそこにはその異文化も含めて、諸外国も含めて、地域の社会も含めて、人間関係も含めて、自立し、そして共立し、公立をしていくという、そういう精神が貫かれているのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、生きる力とか、世界の中の日本人という、そのテーマというのは、なかなか難しいテーマでありますけれども、例えばオリンピックで金メダルをとった日本人が表彰を受けるときは、日の丸の国旗が掲げられ、そして国歌が演奏されるということは日本人にとって、また他の外国の金メダリストにとってはそれぞれの国歌が大変誇らしいものになるということでございます。しかし、その国旗、国歌、または人種、宗教が違ったといたしましても、ともに世界中が自立、共立、公立していかなければならない、そういう時代を築いていかなければならないというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 貴重な考え、ありがとうございます。外国に出ないと日本のよさはわからないと言いますが、私も韓国に一度行って、そのときは北朝鮮との境界線の38度線、あの下に北朝鮮のほうがトンネルを掘って進入してくるというのを想定したことがあって、それをこっちから、日本国から、熊本県から30人ぐらい行って、その現場を見させていただいたんですが、そのとき初めて北朝鮮の軍事境界線の対立の激しさといいますか、厳しさ、それを身をもって知ったわけでございます。やっぱり、外国の厳しい環境に身を置いて初めて

日本の平和、そして平和教育の大事さというのを私どもは感じたわけでございます。今の貴重な意見、ありがとうございます。

続きまして、道路行政に入りますが、道路の標示について質問いたします。横断歩道、車両停止線、中央線、外側線など、道路標示にはいろいろあります。これらの標示は歩行者や車両の通行の安全確保に非常に役立っております。最近、外側線、交差点近くの右折線の表示などが消えている箇所が数カ所あるようでございます。標示が消えている箇所で、歩行者と車両の事故、車両同士の事故が発生しないか案じておるわけでございます。消えた原因はいろいろあるかと思いますが、調査されて補修をされるのかお尋ねしておきます。また、補修の計画はされているのかお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

御指摘のとおり、近年、市道の中で特に市街地で交通量の多い交差点あるいはカーブ、道路幅員が狭い箇所など、外側線や中央線が消えかかったり、見えにくい路線が増加している状況でございます。その原因といたしましては、車両の大型化あるいは交通量の増加、繰り返し加重、何度も何度も重たい荷物を積んだ車が通ると、そういうことでの摩耗、損傷、あるいは舗装の老朽化による影響、耐久性などの要因が大きな原因ではないかというふうに考えておりまして、日常における道路パトロールや市民の皆様からの貴重な情報提供をいただきながら現地調査を行い、その把握に努めているところでございます。

また、道路標示の補修計画についてでございますけれども、管理いたしております市道が635路線ございまして、この中にはそれぞれの路線が持っている機能、地域性あるいは構造など、さまざまな形態の道路がございまして、中央線、外側線が設置されている市道や外側線だけの市道、道路標示がない路線などの市道がございまして、また、区画線だけではなく、道路舗装が老朽化して、区画線と同時に舗装修繕の対策も必要とするところもありますので、市街地や幹線道路、通学道路を中心に危険性や交通量などに基づきまして、随時、整備に取り組んでいるところでございます。今後とも交通安全対策の重要性を十分認識の上、財政状況を踏まえながら、継続的に対応していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 最後になりますが、教育は国の基本でございます。しっかりと予算を確保していただいて、子供たちに夢のある授業ができるようお願いしまして、私の教育、道路行政については質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

---

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後3時17分 散会

## 平成24年 6 月第 4 回人吉市議会定例会会議録（第 4 号）

平成24年 6 月14日 木曜日

---

### 1. 議事日程第 4 号

平成24年 6 月14日 午前10時 開議

- 日程第 1 議第37号 平成24年度人吉市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 議第38号 人吉市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第39号 人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第40号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第 5 報第 1 号 平成23年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報第 2 号 平成23年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報第 3 号 平成23年度人吉市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報第 4 号 くま川下り株式会社の経営状況について（第50期決算報告書及び第51期事業計画書）
- 日程第 9 一般質問
1. 川 野 精 一 君
  2. 村 上 恵 一 君
  3. 三 倉 美千子 君
  4. 西 信八郎 君
- 日程第10 委員会付託
- 
- 

### 2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
- 
- 

### 3. 出席議員（18名）

|     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 1 番 | 宮 崎 | 保 君   |
| 2 番 | 高 瀬 | 堅 一 君 |
| 3 番 | 村 口 | 隆 君   |
| 4 番 | 大 塚 | 則 男 君 |
| 5 番 | 平 田 | 清 吉 君 |
| 6 番 | 犬 童 | 利 夫 君 |

|     |        |
|-----|--------|
| 7番  | 松岡隼人君  |
| 8番  | 井上光浩君  |
| 9番  | 豊永貞夫君  |
| 10番 | 川野精一君  |
| 11番 | 笹山欣悟君  |
| 12番 | 西信八郎君  |
| 13番 | 村上恵一君  |
| 14番 | 田中哲君   |
| 15番 | 仲村勝治君  |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 森口勝之君  |
| 18番 | 永山芳宏君  |

欠席議員 なし

---

#### 4. 説明のため出席した者の職氏名

|           |        |
|-----------|--------|
| 市 長       | 田中信孝君  |
| 副 市 長     | 高橋隆君   |
| 監 査 委 員   | 篠崎國博君  |
| 教 育 長     | 堀秀行君   |
| 市 長 公 室 長 | 久本一富君  |
| 総 務 部 長   | 坂崎博憲君  |
| 市 民 部 長   | 山本政義君  |
| 健康福祉部長    | 松岡誠也君  |
| 経 済 部 長   | 松田知良君  |
| 建 設 部 長   | 中村明公君  |
| 市長公室次長    | 愛甲秀樹君  |
| 総 務 部 次 長 | 中村則明君  |
| 市 民 部 次 長 | 椎葉幹夫君  |
| 健康福祉部次長   | 福山誠二君  |
| 経 済 部 次 長 | 大渕修君   |
| 建 設 部 次 長 | 木村秀敏君  |
| 企 画 課 長   | 小澤洋之君  |
| 財 政 課 長   | 告吉眞二郎君 |
| 会 計 管 理 者 | 松江隆介君  |

|             |           |
|-------------|-----------|
| 水 道 局 長     | 田 中 幸 輔 君 |
| 上 水 道 課 長   | 那 須 義 徳 君 |
| 教 育 部 長     | 赤 池 和 則 君 |
| 教 育 部 次 長   | 東 俊 宏 君   |
| 農 業 委 員 会 長 | 舟 戸 幸 弘 君 |
| 農 事 務 局 長   |           |

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|     |           |
|-----|-----------|
| 局 長 | 赤 池 謙 介 君 |
| 次 長 | 村 並 成 二 君 |
| 次 長 | 山 本 繁 美 君 |
| 書 記 | 白 坂 禎 敏 君 |

---



---

午前10時00分 開議

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

### 質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） おはようございます。10番議員の川野精一です。本日のような梅雨の晴れ間のようにとても貴重な時間をいただいておりますので、早速質問に入りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は3項目を通告いたしました。1、市民の声より、人吉総合病院における市民健診について。2、地方行政制度として、田中市長が行かれました九州市長会総会での道州制の動きとお考えについて。3、教育問題から、いじめ根絶月間と食育月間の取り組みについてを質問いたします。

まず最初に、人吉総合病院における市民健診についてから入ってまいります。私、ただいま健康であることのありがたさをしみじみ感じております。と申しますのも、5月の連休に腰を痛めまして、8日間の入院生活を総合病院で過ごしてまいりました。その間、病院スタッフの皆さんの献身的な対応と笑顔に苦痛と不安を和らげていただき、本当にありがたかったと思います。また、病室の窓から見える建てかえ工事の進捗に、充実した地域医療の未来を予感しながら療養してまいりました。その入院の際、市民の方から総合病院での市民健診に応募したが抽選に漏れた、市では市民健診を受けやすい、受けたい人吉型の健診の環境づくりに努めるとして、国が定めた受診率の目標値65%以上を目指すとしながら、受けたい医療機関で受診できないのはなぜかとの御意見をいただきました。よって、退院後、担当医局を訪ね、事情を伺いますと、今回初めて総合病院での健診枠が設定されたとのこと。また、院内アンケートでは、約700名の受診希望があったものの、受け入れ枠が行政側で100名に限定され、抽選も行政側で行われ、選定されたとのこと。抽選に漏れた市民からは、病院側が100名を選定したと思われる方もあり、病院も苦情に困惑しているなど、事情が見えてきました。

そこで1回目の質問ですが、一連の抽選、選定について、受け入れ枠の100名は何を基準に、どこで、誰が、どのようにして選定したものであるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

市民健診につきましては、従来は医師会への委託によるかかりつけ医での健診と、JA熊本厚生連、公立多良木病院による検診車での健診により行ってまいりました。しかし、市民の皆様から人吉総合病院の健診センター、総合病院では健診センターを予防医療センターと呼んでおりますけれども、そこでの健診を希望される声も以前から寄せられておりましたので、平成24年度の市民健診への健診体制見直しにあわせまして、今回、初めて人吉総合病院での健診も受診できるようにしたところでございます。選定についてでございますが、総合病院への応募者数は40歳から74歳までの国保加入者を対象とした特定健診、それから75歳以上の後期高齢者を対象とした後期高齢者健診、あわせて599人の御希望がございました。この御応募いただいた方々につきまして、2月24日の人吉市健康づくり推進協議会におきまして協議会審議員の皆様にご抽選をしていただき、100人の方を選定させていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） それから、医師からは、今回の受診者の中に昨年事業所での健診で総合病院、健康管理センターを受診された方があり、昨年の医療データと照合した結果、極めて早期のがんが発見された。奇跡的であり、このようなデータの積み重ねが重要かつ必要である。来年も抽選となれば、今回の医療データは意味を持たなくなり、不経済であるとの御意見もありました。来年の総合病院の市民健診枠はどのようにお考えになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

総合病院の健診枠につきましては、特定健診の健診期間が5カ月ということで長くなりましたので、かかりつけ医と検診車で十分受け入れが可能なこともあって、これらを勘案し、100人の枠でスタートさせていただいたところでございます。来年度の総合病院の健診枠につきましても、まずはこの100人枠で当面の間進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 平成20年度に始まりました特定健診、国から65%以上の受診率を提示され、達成できないと市の負担がふえ、国保税が高くなる可能性があると言われております。5月11日の新聞報道では、速報値として平成20年度受診率30.5%、21年度は34.2%、22年度は33.8%、22年度は人口の増減や健診以外からの情報提供などで確定値は34.6%となっております。23年度の確定値も一、二ポイント上昇の見込みでありますけれども、前年度や目標値の達成は難しいとされるとありました。市では、知恵を絞り、行政、医療、商業 ―― こ

れはきじ馬スタンプの件でございますが ―― の連携を構築して、受診期間や定員の拡大など努力を積み重ねて、ネーミングも市民健診と改められ、受診率アップを目指してされました。このことは大いに評価できると思います。本年度は、5月1日付で対象者7,517人中39.9%の2,997人が申し込みされているとのことですが、8月のリミットまであと2カ月半です。最新の申込者数と受診申込率を教えてください。

○健康福祉部長（松岡誠也君） それでは、お答えいたします。

特定健診の受診申込者数でございますが、6月4日現在の数字としまして、受診申込者数3,101人、受診申込率43.3%となっております。市といたしましては65%という目標値を掲げておりますので、今後はさらに1%でも上積みができるよう申し込みをされていない方への周知など働きかけを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 昨年度の最終値はまだ出ていないとのことですので、一昨年の22年度の確定値36%と比較しても現段階で8.7%の増は努力のあらわれだと思います。ですが、どう考えても市民が自身の望む医療機関で健診を受診できないことはおかしいと思っています。テーマである受けやすい、受けたい健診の環境づくりをもっと考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

私どもの基本的な考え方としましては、現在の医療制度がまずホームドクターでありますかかりつけ医で診療し、必要に応じて総合病院等の二次医療機関で急性期の診療を受けるという機能分化の制度となっております。健診につきましても同様の考え方で行ってまいりたいと考えているところでございます。特に、既にかかりつけ医で治療中の方が多いこと、健診で異常が見つかった場合、まずはかかりつけ医による診察、治療へと移行することなどを考えますと、かかりつけの病院での健診、あるいは利便性という点でお住まいの近くに出向きます検診車による健診を中心にした体制がよいのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 総合病院での健診を希望した実数が599名、院内アンケートでは700名、決してホームドクターを無視して希望したものではないと私は考えます。その方たちにとっては、利便性も踏まえてみずから行きたい病院ではなかったのでしょうか。市民の希望するところで受診していただくことを念頭に各医療機関の受診者統計なども分析していただき、もちろん協議もいただき、健康人口をふやす努力を具体的にを行うことこそ行政の仕事と思うところであります。

続きまして、地方行政制度の一つであります道州制の動きについてお尋ねいたします。

去る5月10日に九州市長会総会が開催され、田中市長も出席されております。その際、道州制についての動きが見られたようであります。当日、夜のテレビニュースで何らかの決議がなされたと聞きましたが、その内容を教えていただきたく思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

九州市長会においては、九州府推進機構準備検討委員会が設置され、これまで6回にわたり九州府の実現に向け、各方面からの協議を重ねてこられまして、去る5月10日の九州市長会総会において検討委員会委員長である幸山熊本市長から九州府構想推進計画についての報告がなされたところでございます。内容といたしましては、九州府の実現に向けた基礎自治体のあり方、九州府実現化における住民自治の充実に向けた取り組み、道州制化における税財政制度の基本的な考え方など6章にまとめておられまして、九州は一つとする圏域拡大による経済活性化や効果的、効率的な社会資本整備を初め、アジアを視野に入れた戦略なども含まれているところでございます。

また、九州府構想は、現在、国、都道府県、基礎自治体からなる縦の三層構造を、その本来果たすべき役割に従い、国、道州、基礎自治体という対等協力の並列に変えるだけでなく、中央指導による縦割りの画一的な行政システムから地方主導による個性的で総合的な行政システムに変えることで、各地域の自立的発展、さらには日本全体の活力の再生を目指した改革でございまして、この実現のために、基礎自治体に県の権限移譲を計画的に行うとともに、課題解決、住民を初め関係機関が連携してこれらを推進する組織として推進機構の設置も提案されたものでございます。

川野議員の御質問についてでございますが、私の記憶では特になかったようでございまして、報告書が総会で承認されたという事実でございます。

次に、私の道州制についての考え方ということでございますが、私自身は、ただいま各市の市長や識者たちと議論を重ねているところでございまして、今後、国と地方の行政上の仕組みづくりや議会の枠組みや構成など、そのあり方も含めてただいま研究中ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 御答弁賜りました。

私もその報告書の資料をコピーで一部いただいております。道州制、九州府設立によって地方、こちらでいうと人吉球磨は明るい未来になるのか、人吉球磨はまたどうすべきなのか、いろいろと模索するところではございますが、この資料の中に、何かこう一筋の未来が見えてきたような気がいたします。この中で一番気になりましたところは、九州府推進機構の設置を早期に行う必要があると。まずはここから議論がなされて未来に向かっていくのか

なという気がいたしております。市長におかれましては、市長の見識と、それと人脈を御活用いただきまして、人吉球磨の明るい未来のために御尽力いただきたいというふうに思います。

続きまして、教育問題よりというよりは、教育行政についてになるかと思いますが、今月6月がそうであります。いじめ、これは「根絶月間」が正解でございます。食育も「食育月間」が正解でございました。取り組みについてお尋ねいたします。

春や秋の交通安全運動や火災予防運動に代表される〇〇運動や〇〇強化月間、〇〇促進月間など、年度計画において指定された期間があるということは、普段から大事なことで継続してやる必要があり、さらに、その期間中は特にその事柄を重視する期間だと考えます。よって、6月は各学校でさまざまな取り組みが実施、または計画されていると思いますので、まずはじめ根絶月間の取り組みについてお尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） おはようございます。質問にお答えをいたします。

熊本県の教育委員会では、毎年6月をいじめ根絶月間と定めて、いじめの解消に向けた取り組みとともに、特にいじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を推進しております。それを受けまして、市内小中学校でもさまざまな取り組みを行っているところでございます。

まず、いじめの未然防止のための取り組みでございますけれども、その月間の中で人権週間というのを学校内で設定をして、人権コーナーの設置、このコーナーには人権宣言やいじめ根絶宣言等を掲示しながら、子供たちの啓発に努めるというようなこと、あるいは校長、担任による、あるいは人権担当の教諭による人権学習の実施ということを行っているところでございます。また、いじめは部活動の中でも生じるという認識もあるわけでございますので、部活動を担当する顧問の会議、あるいは部活動の各部のキャプテンの会議をしながらいじめの未然防止ということにも取り組んでおります。

また、子供の集団もいろんな集団がございます。例えば登校班の集団とか、あるいは遊びの中での、その他の遊びの中での集団と、そういう中でいじめも生じることがあるわけでございますので、そういう集団の中で仲よくできるような工夫をどうしたらいいのかということをお子たちに考えさせながら、あるいは縦割りでの集団もございますので、そういう人間関係を十分熟知するということも含めながらいじめはいけないんだと、仲よくしましょうというようなことで取り組んでもらっておりますし、また、特別支援学級の児童・生徒との交流学習というものも行って、やはり障がいを持つ子供たちにももちろんいじめをしてはいけないんだということをお子たちに教えていくという活動も行われております。

それから、人権コーナーの設置ということも申し上げましたけれども、その中でいじめの根絶の標語とかポスターをつくってもらって、子供たちにつくってもらって、それを掲示するという活動も行われているところでございます。また、人権作文の取り組みということの中で深い意識づけをさせるということを進めておるところでございます。さらには、学級・

学校通信による保護者への啓発活動も十分していくということで、継続的に取り組まれているところでございます。

次に、いじめの早期発見のための取り組みでございます。まず、どういういじめがどういふところで行われているかということをやっぱり見抜いたり知ったりするということが大事でございますので、アンケート調査をしながらそういう早期発見をしていくという取り組みも行われておりまして、いじめのサイン、あるいはいじめ実態を早期にチェックするという取り組みが行われております。そういう結果を受けながら、教育相談、二者面談ということも行いながら、やはりいじめの早期発見ということで取り組んでいるところで、あるいは早期発見・解消というところまで取り組んでいるところでございます。

さらに、いじめが発見された場合の解消の取り組みですけれども、特に申し上げますと、校長を中心に具体的な対策の検討と教職員の役割分担や調整が図られ、必要に応じて関係機関等への報告、あるいは連絡、相談等が行われております。そして、教育的な愛情に裏づけられた毅然とした指導が行われているところでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） ありがとうございます。先生方からの話を伺いますと、現場の御苦労を本当お察しいたします。いじめはとてもデリケートな問題であります。答弁にもございましたアンケート調査では、6月6日開催の人吉市要保護児童対策及びDV対策協議会の中で、昨年度は総数で前年とほぼ同じの小学校148名、中学校68名と報告されておりました。内部構造では、中学校1年生での案件がふえており、また、小学校では3年、4年生も真ん中の学年がふえているというふうに聞きました。家庭環境や親の問題も少なからず影響するとされております。今後も注意深く対応してまいりたいと、私もそういうふうに思っているところです。

それでは、次に、食育月間の取り組みについてお尋ねいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

内閣府に設置されている食育推進会議で決定された食育を推進するための第2次食育推進基本計画に従って、毎年6月を食育月間と定め、この期間に食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図るというふうにされております。人吉市の取り組みといたしましては、モデル地区中原小学校がそうになっておりますけれども、そこでの田植え体験、あるいはアイガモ放鳥、鳥を解き放す放鳥でございます。学校給食センターでは、給食時の学校訪問、給食だよりの発行、球磨さんだよりの発行、球磨さんポスターの配付、熊本の県産品を使った給食の実施、保護者試食会などなどが実施されているところでございます。

また、市内の小中学校では、バランスのとれた食事の促進ということをねらいといたしま

して、朝食献立の作成と実践ということを子供たちにやらせて、指導をしておるところでございますし、弁当づくり、自分たちで弁当をつくるということも、先般の新聞にもちょっと載っていましたが、ああしたたぐいの活動もしてもらおうというようなことで指導、それを通して指導するということが行われております。

それから、栄養教諭によりますスポーツと栄養の関係はどうかというような講話もしながら指導をしているところでございます。

それから、望ましい生活づくりとして朝食をとる、どういう時間帯とってるのか、とってないのかという、そういう状況調査をすると。それから、朝食キャンペーン標語の作成を子供たちにつくってもらおうという中で朝食をとる大事さ、朝食をとろうという意識づけをするというようなことで取り組まれているところでございます。

それから、食を大切にする気持ちの育成ということでは、そういうことを授業の中で子供たちに指導をしていくと。そんな中でより一層食の大切さを理解させていくということも取り組まれております。

それから、給食時の講話。これは直接栄養教諭が行ったりしてする場合もございます。あるいは、普段は担当教諭が多いと思いますけれども、そういう指導者によって子供たちが食事摂取の大事さと意義ということを学んでいるところでございます。

それから、給食の残菜調べなどが実施されておりますし、やはり食べ物を大事にするというふうなこの意識づけもしながら、できるだけ好き嫌いもしないというふうなことで、食を進めようじゃないかと、食事をとろうじゃないかというふうな取り組みも行っているところでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 食育の取り組みにつきましては、各学校の特色も見られ定着してきているという感じがいたします。こちらもやっぱり今後のまた充実をともに考えていければというふうに考えております。給食センターや栄養士の先生方、食育に携わる方々に感謝を申し上げたいと思います。

まだ6月中でございます。この月間、今後のいじめの根絶と、それから食育の取り組みについても、月間の間、ちょっと注視していきたいと思っておりますし、ますますの御努力を祈念いたしまして、一般質問を終了いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 皆様、おはようございます。予定がちょっと狂ってしまいましたけれども、13番議員の村上恵一でございます。

6月の4日から6月の10日までは虫歯予防週間でもありましたけれども、6月8日は人吉市出身で近代西洋歯科医学の先駆者であるジュグリット先生、一井正典氏の生誕150周年の

日でございました。当日は、生家があったとされる人吉カトリック教会において献花式を行い、また別会場におきましては、三つの講演会で4人の語り部によってジュグリット先生の人物像が語られました。今回は、お孫さんであられる一井呉夫さん、そして一井正典の書生であったと言われている池田伊勢男さんの息子さんの正道様も駆けつけていただきまして、献花式のときには、教会の神父様にお孫さんの呉夫さんが「志すという言葉は、英語で表現するとどう表現したらいいでしょうか。意志のウィルでしょうか。あるいは、決意のレゾリューションでしょうか。」と聞いたところ、神父様は、「難しく考えなくてもいいですよ。ドリームという言葉が一番ふさわしいでしょう。」とおっしゃったそうです。夢、そうです、わかりやすく子供たちにも、子供たちに伝えるにふさわしい言葉ではないでしょうか。明治の初期に志を持ってアメリカに単身で渡るということがどれだけ大変なことであったか。その時代は電話もなかったでしょうし、電話もありませんでした。手紙を書いても届くのに約1カ月間かかると。そして、言葉が通じない世界、本当に孤独であったろうと考えます。この孤独を乗り越える強靱な精神を持ち合わせていないとできることではないと思った次第でございます。日本に貢献した人吉市の生んだ偉人、つまりは人物遺産に関しましては、後ほど質問の中でも取り上げさせていただきます。

前段が長くなりましたが、それでは通告に従いまして一般質問を行います。今回は3項目通告しております。観光行政、世界レベルの観光都市を目指すには。防災の課題、避難体制と防災行政無線。文化財保護、保存と活用、後世に伝えていくための3項目でございます。

第5次人吉市総合計画では、人吉市の将来都市像を述べられておられます。人吉の目指す観光、観光都市に限って、その観光都市像とはどういうものを目指しているのかということをお聞きしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

第5次人吉市総合計画の目指す都市像として、初代相良長頼公、近世の礎を築いた相良清兵衛氏の志を大切に受け継ぎ、鎌倉時代から続く相良700年の歴史、城下町、球磨川、さらには文化といった本市の宝物を過去から千年は守っていくという意味と、今後、千年は未来へ向かって守っていくという意味を込めて、「自然と相良文化が輝く美しき千年都市ひとよし」を掲げております。過去の伝統や遺産を守り、いい形で未来へ継承していくことが本市観光を輝かせていくものだと考えているところでございます。特に、世界に誇れる三つの宝物、人吉球磨の山々と清流球磨川水系、相良700年の歴史がはぐくんだ文化財や地域産業、そして比類なき価値を持つ肥薩線を最大限に活用することを目指しております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 三つの宝物を示していただきました。第5次総合計画の戦略位置、産業経済の中には先ほどおっしゃったように、比類なき価値を持つ肥薩線の産業遺産群や温泉、

焼酎、鍛冶などの地場産業的なものを、地域資源を生かしたという表現も入っていたようでございます。ところで、昨年10月の末でしたが、経済建設委員会で栃木県の足利市と長野県の松本市を視察地として訪れました。松本市は人口や財政規模は人吉と差がございしますが、盆地という形状、そして国宝松本城の存在など、人吉と非常に似た環境にあるというふうに感じた次第でございます。駅をおりた途端にその空気が、人吉のこの空気に似ているなというふうに感じた次第です。そしてまた、松本市は国際会議観光都市に指定されております。この国際会議観光都市というものは、全国に現在52カ所、そして九州では11市、その中でも県庁所在地は大分県と佐賀県を除く6市が指定されて、認定されております。中でも沖縄県では4市、那覇市、沖縄市、浦添市、宜野湾市の4市が認定されております。これは私が調べた情報なんですが、この国際会議観光都市については、ウェブサイトで調べたような情報ですから、まだまだ奥深いものがあるかもしれません。

ということで、行政側のほうからの情報量でこの国際会議観光都市とはどのようなものなのか。そしてまた、この認定されましたそのメリットはどのようなものがあるのかをお聞きしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律に基づく制度でございまして、平成6年に開設されたものでございます。国際会議場施設、宿泊施設などのハード面やコンベンションビューローなどのソフト面での体制が整備されており、コンベンションの振興に適すると認められる市町村で、市町村の申請により観光庁長官の認定を受けた都市でございます。議員の質問の中にもありましたように、日本全国で52カ所が認定を受けておりまして、九州では県庁所在地でもあります福岡市、長崎市、宮崎市、鹿児島市、そして熊本市。県庁所在地以外では、北九州市、別府市が認定を受けております。全国的にも横浜市や名古屋市、京都市など大きな都市が主流を占めておりますが、神奈川県箱根町も認定されているようでございます。

認定をされることでのメリットということでございますが、法律に規定がございまして、独立行政法人である国際観光推進機構が認定都市への誘致、開催支援を行うことになります。その内容でございますが、国際会議観光都市に対し、国際会議等の誘致に関する情報を提供すること。海外において国際会議観光都市の宣伝を行うこと。必要に応じて、海外における関係機関との連絡調整、助言、その他の措置を講ずること。国際会議等の開催の円滑化を図るために寄附金を募集し、資金の援助が必要な主催者に対し交付金を交付すること。主催者の要請により通訳案内を営む者、旅行業を営む者、その他の関係者のあつせん。会議に参加する外国人観光客の観光に適する催しの実施に関する情報の提供、助言などがございます。

また、一番想定をされるメリットといたしましては、このような活動支援等を通して、都市の知名度が格段に向上することではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 要するに、コンベンション法というのが何かあるようですね。市町村からの申請に基づき国土交通大臣が認定する制度というふうに私も認識しております。やはり一番最大のメリットは知名度かなというふうに思っております。

ところで、昨日、大塚議員の質問の中で話題に上りましたが、10月には中国からコスタクルーズ社の豪華客船が2,400名の中国人を乗せて、観光客を乗せて八代港に入港いたします。たまたま私の遠縁になる方がこの関係者でおられまして、八代経済同友会が動いているようでございます。随分骨を折られているようでございます。来週には鹿児島港にコスタクルーズ社の客船が入ってくるようでございます。ということで、私も来週は鹿児島に行つてどのような状況なのかを確認してこようと思っております。

本題に戻りますけども、この国際観光都市の認定条件と、先ほど少しは申されましたけども、それと人吉市が仮に申請した場合に、認定される可能性はあるのかどうなのか、これをお聞きしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律の第5条第1項に、認定要件が規定されております。4号ほど規定があります。まず、第1号といたしまして、国土交通省令で定める基準に適合する施設が整備されていること。これは、国際会議場施設等があるかというものでございます。第2号といたしまして、国際観光ホテル整備法の登録を受けたホテル、その他の施設で国土交通省令で定める基準に適合するものが整備されていることということで、これは官公庁の登録を受けた宿泊施設等が整備されていることを規定いたしております。第3号といたしまして、専ら国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務として国土交通省令で定めるものを実施する期間、その他の国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務を的確に遂行するに足る体制が整備されていること。それから、第4号といたしまして、当該市町村の区域、またその近傍に国際会議等に参加する外国人観光旅客の観光の魅力の増進に資する観光資源が存在すること。この四つの条件が規定されております。可能性というわけでございますが、この四つの条件に照らし合わせてみて、特に施行規則等で定める施設の規模、設備等について改修とホテル関係等の御協力がいただけるということであれば、200人以上を収容し、かつ同時通訳システムの設備を持つ会議室や、外国人観光旅客の宿泊に適した宿泊施設、食事施設、あるいは駐車場の確保など、条件のクリアは不可能ではないと考えます。

しかしながら、実際の国際会議を開催するとなりますと、平成19年8月に認定を受けましたさいたま市の状況を見ますと、主な屋内会議場施設4カ所（収容人員4万9,523名）、主な宿泊施設として36軒（2,417客室、収容人員3,413名）、外国人の観光客にとって魅力あ

る観光資源として大宮盆栽村、ジョン・レノン・ミュージアム、鉄道博物館が設定されておりまして、認定条件のハードルの高さというよりも、レベルの高さを感じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 今の御答弁からしてまんざら不可能ではないなというふうに思った次第です。コンベンションホール関係もカルチャーパレス大ホール、小ホールございますし、合わせて1,700ぐらいあるんですかね。あと仮に分科会という形でいろんな会場で分かれて会議を行うということであれば、中小企業大学校もありますし、あるいは各ホテルの会場も400人クラスで入るところもございますし、受け入れ可能かなと。ホテルも南九州では一番、南九州というか県境のこのエリアを考えたときには、ここが一番そろっているかなというふうに思いますし、外国人観光旅客の観光の魅力の増進に資する観光資源が存在すること。これも大いなるその資源がたくさん、過去からの歴史をひもといってみてもたくさんあるというふうに考えております。また、人物遺産もございますし、そのように考えております。

最後に聞きたいんですが、この認定条件に照らし合わせて、今後、人吉市において宿泊施設やコンベンション施設などの現状と、どのように目標設定をしたらいいのかをお聞きしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

国土交通省令で定める国際会議等の規模は、おおむね50人以上の外国人が参加するもので2,500万円以上の開催経費を要するものという規定があるようでございます。会議の規模によつては、人吉市の宿泊収容客のキャパシティが約1,900人であり、法で定めるところの外国人観光旅客の宿泊に適した宿泊施設、国際会議等に参加するものの需要を満たすことができる食事施設、案内場、駐車場などの対応など、対応可能かもしれません。ただし、その同時通訳設備、通訳者の確保、案内所や観光施設における表示、外国語ガイドの配置など、ソフト的なものについてもすべてにわたって英語など外国語での対応が必要になりますので、現実的にはさまざまな課題が存在するようでございます。

また、国際会議等の誘致体制といたしまして、多くの先進都市が観光コンベンションビューローや法人化した国際交流協会などを充実させていることを考えますと、受入体制の充実といったものも非常に重要な課題だととらえております。

また、各種サミットではございませんが、その会議を開催できる施設の整備もさることながら、各種会議を誘致するために必要な先進的な土壌、文化的に熟度、あるいは知名度などを高めることもとても重要になってくるのではないかと考えております。そのために、アジアや世界に誇れるようなアイテムを一つでも二つでも掘り起こし、磨き上げていくことが大きな目標の一つでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） ガイド通訳というのは、ソフト面での課題は、当市に限ったことでなく、どこの都市でも課題になってくることじゃないかな。この市内だけですぐ調達ということになったらなかなか厳しいでしょうから、九州一円に呼びかけるということで、ガイド協会とかいろいろあると思いますので、その辺は私はクリアできるんじゃないかなというふうに考えております。

最後に、この件で市長にお聞きしたいと思いますが、どうですか、国際会議観光都市を目指しませんか。一言お願いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

本地域において、現在鋭意取り組んでおりますドリム、肥薩線の世界遺産登録への動きでございますけれども、この事業運動を通して、もちろん実現した暁には、東アジア、あるいは世界中から多くの観光客の皆様方がこの地域を訪れていただきたいと、そういう願いも一つあるわけでございます。そういう世界レベルのものをアピールできるということが議員御提案の国際会議観光都市などを強力に後押しをするのではないかと。あるいは、相乗効果を生み出していくのではないかと考えているところでございます。ただ、人吉市のその宿泊施設等を見ますと、4年前に人吉市で開催させていただきました九州市長会の場合を想定いたしますと、なかなかそのおもてなしをする部屋が少ないということが言えるということでございます。延べ800名程度のキャパシティしかないということでございます。よって、こういう中で、やはり国際会議観光都市を目指すということであれば、それ相応の霧島レベルの環境が必要になるのではないかとというふうにいつも思っているところでございますけれども、ただ、宿泊だけを想定することもなく、この地域をどうその国際的な魅力として売り出していくかということにも視点を置く必要があるというふうに思っておりまして、御承知のとおり、先月末には千葉県佐倉市で開催されました国際ヘリテージローズ会議の参加者の中で約20名の方々が、この人吉市を訪れていただきました。アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ等々でございますが、ツクシイバラの視察を行われまして、大変その感動をしておられた御意見を賜ったところでございます。先ほどお話がございました大型客船のコスタクルーズが八代港に寄港し、一部の乗船客が本市を訪問するという計画もあるようでございます。遠縁の方が頑張っておられるということもよく承知をしております、今回のその2,400名の中に、約1,000名は観光関係者であるというふうに知事のほうから承っているわけございまして、ということは、いかにその人吉市にお越しになられる、まあ観光客、または業者というそういう区別ではなく、いかにその人吉市の魅力をアピールし、そして中国の方々がお気に召すような環境をどう提供するかというのは、極めて重要な課題として、これは私はとらまえているところであります。日中国交回復5周年のときに、私も豪

華客船で上海を訪れた経験がございます。その折の上海政府、それから中国共産党の青年部の皆様方の歓迎というのは、それこそ熱烈歓迎でございました。そのようなことも踏まえまして、しっかりと国際化の波はもうすぐ目の前に来ているわけでありますので、この人吉市ももちろんその私が知る限り明治以降たくさんの方々がこの人吉市を外国の方々が訪れていただいておりますが、その方々の利便性を高める環境も整えていく必要があるということでございます。ですから、一気に国際会議観光都市というものよりも、一つずつステップアップしていく必要が今後あるのではなかろうかというふうに思っております。世界遺産の登録の準備の過程で、ステュアート・スミスさんにお会いいたしましたし、または2月11日の市制施行70周年にはアブランテシュから市長初め、マリア市長初めお越しをいただきましたし、少しずつではありますが、外国の方々をお迎えするという環境を学ばせていただいているというところでございます。

今後は、御指摘のとおり、その国際化ということはもう避けて通れないわけでございますので、ここをしっかりと念頭に置きながらまちづくりを進めていくということではなかろうかというふうに思っております。

そこで、先ほど冒頭部長が申し上げましたように、自然と歴史が光輝く千年都市構想、いわゆる日本全国でも個性のある人吉市のまちづくり、これが大切ではなかろうかというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） るる述べていただきまして、熱意が伝わってきました。しかし、独立行政法人国際観光振興機構、こちらもある程度そのような国際会議を開催する場合、この規模だったらこの辺がいいな。そして、またこういう目的で会議が、歴史とかそういう分野の会議の場合はこの辺がいいなというような形で振り分けると思うんですよね。そういうことを考えれば、まんざら800人の受け入れ、宿泊施設ということであっても、やはり五、六百人規模の会議をここで招聘するということは、私は可能であるし、その辺は十分やっていけるんじゃないかなというふうに思っております。

それとやっぱり国際化の波は避けて通れないということで、先ほど申されましたように、世界遺産を目指す肥薩線において、世界遺産を目指すという意味においても、非常に知名度アップにつながりますし、海外の旅行のエージェンシーに対しましても大きなアピールになるんじゃないかなというふうに思っております。国際化の波、次はアメリカに秋には市長、渡航されるでしょうから、その際にまたいろんな話が出てくるんじゃないかなと思います。何かロスガトスとかいう都市もあって、いろいろゆかりがあるみたいですから、新しいまた戦略になればなというふうに思っております。

ということで、今52です。53、54番目はちょっと難しいかもしれません。もう準備して

いるところあるかもしれません。55番目ぐらいを目指して頑張っていきたいと私も思いますし、後押ししますし、ぜひそういうふうになっていきたいというふうに思っております。頑張しましょう。

これにて1回目の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分　休憩

---

午前11時16分　開議

○議長（永山芳宏君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）  
13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）　先ほどはあわや一般質問を終わってしまうところでした。

続きまして、2項目めを行います。防災の課題、避難体制と防災行政無線についてでございます。

先月、5月16日から18日にかけて、人吉下球磨消防組合議会で宮城県の名取市と気仙沼市に被害状況と防災の課題についての視察に行っていました。住宅地であった場所はコンクリートの基礎だけが残っているという状態でしたが、その周りには瓦れきの山が多く存在しておりました。復興までの道はまだ遠く、まだまだ支援を続けなければならないと確信した次第でございます。その視察で得た教訓と情報をもとに、今回、防災の課題についての質問を行います。

九州北部地方は、先月、6月10日に梅雨入り宣言がなされました。それ以前には各災害対策支部において事前協議が行われております。恐らく各支部でさまざまな意見や質問が出たことだと思っております。各災害対策支部での現在の避難所の状況を、数などですね、またその場所等がありましたら教えていただきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　皆様、こんにちは。それでは、村上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問は、各災害支部での避難所の現況、数及び施設についてというようなことでございます。市では、大規模な地震が発生した場合や風水害、土砂災害が発生した場合、あるいは発生のおそれがある場合に市民の皆様にご避難していただく場所をあらかじめ指定しております。主に学校やコミュニティセンター、広場などでございます。御質問の災害対策支部ごとの指定避難所の現況についてでございますが、本市の災害対策支部は九つございます。九つございますので、隣り合うところでは同じ指定避難所を共有しているところもございますが、防災計画書に記載しております風水害等の指定避難所20カ所につきまして御説明を申し上げます。まず、東支部でございますが、東小学校、人吉高校、東西コミュニティセンターの3カ所。次に、西支部は東西コミュニティセンター、西小学校、第二中学校、球磨工業高校、

スポーツパレスの5カ所。川南支部は、第一中学校、東間小学校、保健センター、総合福祉センターの4カ所。間支部が川南支部で申しあげました4カ所に東間コミュニティセンターと田野小学校を加えました6カ所を指定しております。大畑支部が大畑小学校、第三中学校、大畑コミュニティセンター、矢岳小学校の4カ所。薩摩瀬支部と林支部がどちらもスポーツパレスと第二中学校の2カ所。戸越支部が西瀬小学校と鹿目分校の2カ所。中原支部は、中原小学校、第二中学校、スポーツパレス、中原コミュニティセンター、それと中神町段山が鹿目分校でございますので、5カ所を指定しております。このように、支部が異なっているけれども避難所が重複する場合もございますが、いずれの避難所も避難勧告等の発令に基づいて設置をいたします大規模避難所でございます。今御説明申しあげました施設のほかに、各支部を設置する施設でございます市役所本館、別館、商工会議所、老人福祉センター、能力開発センターなど、これらの施設も自主避難可能な施設として防災計画書に掲載しているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 九つの各支部の大規模避難所の状況を今述べていただいたわけなんです。でも、もし、私たちが自宅にいて災害に遭った場合は、まず私たちは最初に何をするのか。恐らく最初に家族の安否を確認すると思うんですよね。そして、さらなる災害のおそれがあるときには、今いる家で安全なのか、これを考えると思います。もし安全でないと判断した場合には、近所の方々に声をかけ合って、指定の避難所に移動するということになるわけでございます。

そこで気になりますのは、先ほど伝えていただいた指定避難所ですね。この指定避難所、そしてまた自主避難所もございますけれども、この選定基準と安全度はどのようになっているのか。そして、これに対してのその国の指針というものはあるのか。あるとしたらどのようなものを教えていただきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、避難所の選定基準と安全度についてということでお答えをさせていただきます。

まず、指定避難所の選定につきましては、国・県の指針に基づきまして、災害種別及び規模別の適正な避難所を選定し、指定しているところでございます。基本的には、多くの避難者を収容できる建物、例えば体育館や大会議室などを有した施設を選定しております。選定に際しましては、建物の規模や面積等の明確な基準はございませんが、それぞれの地域において大規模かつ堅牢な公共施設という観点で選んでおります。したがって、地域の小中学校、高校、スポーツ施設、文化施設等を選定しているところでございます。

次に、施設の安全等につきましてお答えをさせていただきます。

大規模地震発生時の広域避難場所は、地震後発生する市街地火災などから避難者の生命を



ちが高台に避難しているんですよね。恐らく国民宿舎ではなかったかなと思います。ここに避難して110人ほどのおじいちゃん、おばあちゃん、そして小さな子供まで避難して、そこを津波が二度襲ってるんですね。そのとき、その跡に慰霊碑が建っております。その慰霊碑には、この場所なら大丈夫だよと云々という言葉が残ってました。ですから、まさか想定外の津波がそこに来るとは思ってなかったわけなんですね。そういうことを考えても、やはり度を越すという言い方は悪いかもしれないけども、もっとこう基準を上げるべきではないかなというふうに思うわけでございます。先ほど予防線を張られて、東西コミセンのことを言われましたけども、東支部と西支部の指定避難所になっている東西コミセンですね。現在のこの堤防ができる前は水害の常習地帯ですよ。あまりにも危険な場所です。それを水害などの場合、危険である場合には別の場所をと、そういうことじゃなくて、もう最初から外すべきですよ。そのとき対応できますか。できんでしょう。恐らくみんな思い込んでおられますよ、あそこに行けばいい。だから、最初からもう外すべきです。不適、東西コミセンは外してください。地区住民もそう思っています。

それと、本来は国がやるべきことなんでしょうけども、明確な基準をやっぱり示すべきなんですね、本当は。河川の水位やあるいは建物だったら建築基準法に照らし合わせてのその堅牢性とか、そういうことを加味して本当は示すべきじゃないかなと思います。ただし、あまりにもがちがちに固めてしまったら避難所がなくなってしまうということもあるんでしょうけども。しかし、やはり去年の3.11を考えますと、やはり基準は国がある程度示すべきであると。国が示さなかったら、その地域で、この自治体でモデルとなる、ぜひその基準をつくっていただきたいというふうに思っております。要望でございます。

それと次に、梅雨入りしているわけなんですけど、この雨季になりますと、私は球磨川の水位を国土交通省の河川情報システムでありますテレメーター、これは携帯電話とかパソコンで確認することが多いです。特に木山の淵にあるテレメーターを見る人が多いわけなんですけども、気になっているのは最近の雨の降り方でゲリラ豪雨と言われる局地的な大雨が非常に多いということは、小地域で河川の被害があってもおかしくないような状況になっているわけなんですね。そこでお聞きします。市内の中小河川の避難判断水位、危険水位などについてはどうなっているのか。基準が設けられているのかをお聞きしたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、市内中小河川の避難判断水位、判断危険水位についてお答えをさせていただきます。

球磨川、万江川、胸川には危険性や避難判断の目安となる水位が設定してございますので、観測及び可視化するための水位計を設置したり、橋脚や堤防に色分けしたマーキングを施したりしてございますが、そのほかの河川にはございません。危険水位や注意水位が設定してある河川は、いずれも国・県の管理河川でございますが、これは国や県が過去に水害が起きており、今後も水害発生のおそれがある重要河川として位置づけている河川でございます。

この重要河川については、過去のデータに加え、雨量がどの程度のときにどれぐらいの流量になるか。水位はどこまで上がるのかなどの基礎調査を実施され、集積したデータに基づいてはらん注意水位や危険水位などを設定されているようでございます。

御質問の中小河川の避難判断水位等についてでございますけども、現状では、市は独自の基準は持ち合わせておりませんので、管理者である県に対しまして人吉市内のその他の河川についても同様の措置をしてほしいと要望をしているところでございます。これに対する県の回答は、要望のとおり水位設定や水位計等を設置することが望ましいと考えてはいるが、県が管理する河川も数多く存在することから、現状では優先順位の高いものからしか対応できないという回答でございました。市といたしましては、これらの基準設定が少しでも早く実現するように今後も要望してまいりたいというふうに存じております。

したがって、現状では水位設定のない河川がはらんする危険がある場合は、巡視を行う災害対策支部及び消防団、球磨地域振興局からの情報、上流域の雨量、雨雲レーダー等のさまざまな情報をもとに災害対策本部から流域の市民の皆様に対して注意喚起及び避難勧告の発令を行うものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 前期の議会で球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会がありまして、私は副委員長を務めていたわけなんですけど、この委員会において胸川と万江川には中小河川でありながら基準水位が設けてあるということを知ったわけなんです。しかし、その他の中小河川においては、全く基準さえ設定されていないということなんです。県のほうにずっと要望しているんだということでおっしゃいましたけれども、やはり各河川ある程度堤防の整備されているんですけども、想定外の降雨の場合は、越流とか破堤のおそれは十分あるわけなんです。先ほど申されましたように、山田川もそうですし、あそこが破堤すると東西コミセンは完璧に1階部分は水につかってしまいます。いろいろ調べてみたんですが、水防法であるんですね、水、防ぐ、法律。水防法が平成17年に改正されて、国のほうがちゃんとこれ特別警戒水位の設定要領というのを既に呼びかけて、恐らく自治体のほうにも回っているんじゃないかなと思います。恐らく県が中心になってやらないかなですよ、これは。これちょっと解説のところ読みます。平成17年の水防法改正では、洪水予報河川以外の主要な中小河川について警戒水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位として特別警戒水位を定めることとなったと。ですから、もうやれと、国が指針出しているんですよ。それを県が今まで放っておくというのがおかしいですよ。ですから、この件を出して再度要望していただきたいと思います。議会から要望を行ってもいいかなというふうにも思っております。ぜひお願いいたします。

次に、今度は防災無線。今回整備される、今年度整備されるわけなんですけど、この防災行

政無線についての課題ですね、質問を行います。

総務省の消防庁防災情報室が、昨年の東日本大震災後に被災地を対象に行ったアンケートの調査の内容がございます。回答があったのは、太平洋沿岸の市町村のうち27市町村でございました。原子力災害の関係で8市町村からの回答は得られていないということでございました。この27市町村の中で、防災行政無線が整備されておりまして、問題なく利用したというところが10、利用できないことがあったというのが17です。ですから過半数以上が利用できなかったということなんですね。その利用できなかった理由に対しましては、倒壊・破損、これが11、バッテリー切れが5、燃料切れなどが2ということでございました。この利用できなかった間の代替手段、代替の手段はどうやったかというのでは、広報車、消防団、職員による広報等、FMラジオ・メール等の配信、あるいは復旧作業後放送を実施したと。ですから、かなり時間差があったというふうな、このようなデータが出ております。

先月行った名取市の消防本部でも震災時に、消防無線がこれはヒューズが飛んだみたいですね。ですから、電源自体がもう落ちていた。しかし職員は、とにかく呼びかけていたと。ですから、もうその海岸部には声が届いていると思っていた。それもずっとずっと呼びかけていたそうです。ですから、一番ちょっと心配されるところでちょっと質問になるわけなんですけども、今回整備される防災行政無線の保守点検体制がどうなっているのか、ここをお聞きしたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、防災行政無線の保守点検体制についてお答えをさせていただきます。

本市の防災行政無線整備につきましては、先日、御議決をいただき、また施工業者が決定いたしましたので、現在、各種の申請、手続等を施工業者との工事に関する協議など鋭意進めているところでございます。

御質問の無線設備の保守点検体制についてでございます。施工業者と協議を行っているところでございまして、施工完了後1年間は瑕疵担保として施工業者に無償で点検整備を行っていただくよう契約がございます。その後は、機器メーカーに無線システム全体の定期点検とスピーカー等の電気機械器具の点検等のメンテナンスを発注したいというふうに考えております。いわゆる基地局整備や中継局整備などの通信システムの点検は、施工業者であるメーカーにおいて責任を持って定期的に点検していただくということでございますが、音声放送の出口である屋外拡声子局のスピーカー設備や非常用発電設備等の点検修理については、地元業者に行っていただくようにしたいと考えているところでございます。可能な限り地元業者へ発注したいと考えておりまして、今後さらに検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。万一、電氣的な、あるいは機械的なトラブル等で正常な通信が行われない状況になった場合でも、メーカーを初めとする保守点検業者により迅速に対応していただけるよう部品のストックはもちろん、整備士や車両の確保についてもあらかじめ依頼

していくことといたしております。また、放送や時報の音楽が正常に届いているかどうかを確認するために簡易点検も日常的に実施することを考えております。

議員がおっしゃいますように、防災行政無線は大切な情報発信手段でございますので、保守点検体制につきましては、年間の定期点検と日常の簡易点検、非常時の整備点検、二段、三段の構えで望むことといたしているところでございます。修繕、点検整備の必要性もいつ生じるかわかりませんので、メーカーや保守点検業者とは24時間の連絡体制をしいていくことが大切であるというふうに存じているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 日常の点検が一番本当に大事ですね。実際鳴っているのかということで、この放送はただいま点検のためとかということで、日ごろからやっておくことが必要かなというふうに思っております。

そこで、何か最後の質問にも答えられたような気がするんですが、防災行政無線のこの機能維持をどのように図っていくかというところ、つまり先ほどずっと言ってないんですが、例えば、こちらからしゃべった声が子局のスピーカーで流れているかどうか、これがもう瞬時にわかるようなシステムなのかどうかというのを含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、防災行政無線の機能維持ということについてお答えをさせていただきます。

本市が整備を進めております同報系の防災行政無線は、災害に強いデジタル式のアンサーバック機能付の無線を採用しているところでございます。そのため基地局から発信した信号が中継局を介して市内各所に設置したすべての屋外拡声子局に正常に届いたかどうか即時にわかるような仕組みになっております。その仕組みをちょっと詳しく御説明をさせていただきますというふうに存じます。基地局において放送した音声は、一度電気信号に変換され、電波となって空中に飛ばされます。その電波は、高塚山の中継局を介してそれぞれの屋外拡声子局へ届けられ、受信した各子局は電気信号を再び音声に変えてスピーカーから流すという仕組みとなっております。この音声通信は携帯電話と同様の仕組みでございます。本市防災行政無線の電波の送受信においては、基地局から信号が正常にキャッチできた子局もそうでない子局もそれぞれ基地局へ自動で信号を返すように設計がなされております。これをアンサーバック機能と呼ぶということでございます。中継局及び子局の状態は常に基地局において監視されておりますので、モニターに映し出された子局の位置図の状態ですべて正常か異常があるかどうかの判別ができるようになっております。もし異常が判明した場合は、点検整備業者に依頼して迅速に修理をしていただくということにしております。この防災行政無線の機能維持については、議員がおっしゃいますように、大変重要であるというふうに私も認識をしているところでございますので、日々の点検をきちんとしてまいりたいという

ふうに残ります。先ほどの保守点検に関する答弁で申し上げましたけども、市では機器の点検を兼ねまして、毎日正午と18時に、時報にかわりましてミュージックチャイムを鳴らし、信号が正常に届いているかどうか、放送が行われているかどうか確認をする予定でございます。このように、1日2回は機器の点検を行うということでございまして、定期点検とあわせて万全を期し、無線機能の維持に努めてまいりたいというふうに残しておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） アンサーバック方式でモニターですべてがわかるということで、非常に安心しました。言うことなしだと思います。ただし、市役所から高塚山まではマイクロ波で飛ばすんですよね。そこからずっとまた260メガヘルツ帯で電波を飛ばすと思うんですけど、高塚山がだめになったらだめになりますので、ここの主電源、電源の確保はしっかりやっていただきたいというふうに思います。議長の家がすぐ近くですから、議長にやっていただいてもいいかなと思うんですけど。済みません、余談になりました。先ほどの総務省の調査の中で、最後に住民に対する情報伝達体制に関して見直すべき事項ということで、3項目上げておられます。つまり、情報伝達手段の強化ということなんですけど、1番目は無線の非常電源容量確保、そして2番目はデジタル化や高度化、多様な広報手段の確保、3番目に耐震性の向上、津波の影響を受けない場所への移設ということで、3項目が上げられております。デジタルのいいところは、先ほどおっしゃったように、アンサーバック方式ができるということで、非常に安心したわけでございます。ということで、今回の防災の課題に関しましては、先ほど申し上げましたように、東西コミセンの避難所指定はぜひ外していただきたいということと、中小河川のやはり危険水位等の設定は県にまた強く要望していただきたいということでございます。

次に、3項目めでございます。文化財保護、保存と活用、後世に伝えていくためにということで、文化財には、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物など9種類などがあるみたいですね。その有形文化財の中にも建造物、美術工芸品というふうに、多岐にわたっていると思います。そこで、現在、この郡市内にある国・県・市指定の、人吉市内に限って文化財の現況をお聞きしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） こんにちは。お答えいたします。

平成24年4月1日現在、国指定文化財では、国宝の建造物が1件、建造物が2件、彫刻が1件、史跡が2件、合計の6件でございます。

次に、熊本県指定文化財ですが、建造物が4件、絵画が1件、古文書が1件、彫刻が3件、工芸品が5件、書跡が1件、有形民俗文化財が1件、無形民俗文化財が7件、史跡1件、天然記念物1件、合計25件となっております。

また、市の指定ですと、建造物が9件、彫刻が9件、工芸品が20件、絵画が6件、書跡が4件、古文書が8件、歴史資料が3件、史跡が9件、名勝が2件、天然記念物4件、無形民俗文化財が2件となっておりまして、合計76件でございます。このほか、指定の文化財ではございませんが、記録保存の必要性から国の選択とされた無形の民俗文化財が1件、国が登録した登録文化財が2件ございます。

以上の総計は110件となります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 国・県・市合わせてすべてで110件ということで、特になんか県指定の無形民俗文化財の7件でしたかね、気になるところなんです、この指定文化財に指定されたら、保存とか保護に対してのバックアップ体制はどうなるのか。補助金とか云々があるのか。その辺をお聞きしたいと思います。また、指定されてないもの、未指定のものに関しましては、保護・保存はどのように対応されているのかお聞きしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

指定文化財の保存状況でございますけれども、建造物の多くは大規模な修理を完了しておりまして、今後、緊急的に修理を要するような事案はないというふうに考えております。人吉市が管理団体の人吉城跡、大村横穴群、相良家墓地、笹原番所跡などは、人吉市で国・県の補助金制度を活用などして修理や整備を実施しているところです。指定文化財のバックアップ体制でございますが、神社や堂などの建造物につきましては、所有者の方が個人である場合など修理や整備に当たり資金難というふうな課題を抱えておられるようでございます。棄損や傷みが激しいものは、国・県・市とそれぞれの指定に応じた補助金制度を利用して修理工事が実施されているところです。未指定文化財のバックアップ体制につきましては、現在、市として助成制度は設けていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 今おっしゃいましたように、国・県の補助制度があるということで、個人のものに関しての場合が非常にやはり難しいのかな、対応が、というふうに思います。そしてまた、未指定のものに関しては、全くバックアップ体制がないということで、これに関しては、次にちょっと質問につなげていこうと思いますが、その前に熊本県には、熊本県文化財保護協会というものがございます。国にもこれはございます。この熊本県文化財保護協会には、役員名簿が手元にあるんですが、理事から、そして事務局長、監事、顧問まで入れまして33人の名前が上がっていますが、この中に人吉市からは一人だけ入っております。特に33人の中には、熊本市の教育長、八代市の教育長、山鹿市の教育長、菊池市の教育長、阿蘇市の教育長、人吉市の教育長は入っていません。これに関しては、ちょっと質問を避け

ますけども、この熊本県の文化財保護協会は任意組織なのかどうなのか。そして、熊本県の寺社仏閣に限って言いますと、この人吉球磨には8割が、8割以上、もう9割に近いものが実在すると。それなのに市の文化財保護協会がないのはなぜなのか。そしてまた、県内の他市はどのような状況になっているのか。文化財保護協会があるのかお聞きしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

熊本県文化財保護協会は、昭和49年に文化財に関する相互の研さんを深め、文化財保護思想の振興を図り、あわせて文化財保護体制の強化に資することを目的に設立された任意団体でございます。事業としましては、機関誌、調査報告書、文化財解説等の発行、研修会、講演会、見学会等の開催、文化財保存に関する技術の研修などがございます。会の運営経費は、目的に賛同した関係機関、または団体、個人、加盟する市町村教育委員会等の会費で賄われております。事務局は、熊本市南區城南町の熊本県文化財資料室内にございます。

次に、人吉市に文化財保護協会がないのはなぜかというふうなことでございますけれども、任意団体でございますので、お答えになるかどうかわかりませんが、人吉市では設立の機運が醸成されるようなきっかけがなかったというふうに申しますか、こういう任意団体についてもあまり知られていなかったということが実情ではなかったのではないかとこのように考えるところでございます。熊本県文化財保護協会に相当するような活動を行う団体ではございませんけれども、相良古文書研究会という10人ほどで古文書の研究の活動されている団体があり、また、郡市民での活動であれば、球磨郷土研究会という史跡の見学会などを行っている団体がございます。

また、他市での文化財保護協会の設立状況でございますけれども、山鹿市に昭和45年に設立の山鹿文化財を守る会や平成23年に設立の山鹿市文化財保護協会といった任意団体があり、会誌の発行や研修活動などを熱心に行われているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 熊本市の場合は任意団体ということですね。しかし、人吉市の場合は機運がないというのは何か寂しいような気がするんですけど、機運がなかったから、そういうきっかけがなかったからと、じゃあきっかけを今からつくったらいいんじゃないかなと思うんですけどもね。実際にもう他市では山鹿市にはそういう同じ文化財保護協会という名称ではないけれども、守る会があるということですから、ぜひ今後の課題じゃないかなと私は思うわけでございます。

ここで一つ提案がございます。ことしの2月に我々の市政クラブと豊永議員を含めまして7人で萩市の視察を行ってまいりました。御存じのように、萩市は毛利藩260年の城下町でございます。江戸時代の地図がそのまま使えるという町並みでございまして、萩城の跡とか武家屋敷、町屋、維新の志士の旧宅、寺院等がかなり重要な文化財がたくさんある町でござ

います。視察の目的は、萩まちじゅう博物館推進プロジェクトについてと、それともう一つは、明日の萩を担う人材育成プロジェクトについて、この2項目で視察を行ってまいりました。この萩市には、単独の社団法人組織で構成されます文化財保護協会がございます。また、先ほど申しました萩まちじゅう博物館推進プロジェクトを行っているNPO萩まちじゅう博物館という組織がございます。そして、この萩市と三者でワンコイントラスト運動という100円信託運動を展開されております。萩市のその文化財としての価値は高いけれども指定されていない、国・県・市の文化財として指定されていない。しかし、萩市にしかない貴重なお宝を観光客や市民の皆さんからの信託金により守ろうという運動でございます。萩市市内の9カ所の文化財施設に、平成17年の2月からワンコイントラストボックスを設置して展開しておられます。17年から始めて2年間で1,400万円が集まっております。大きいです。萩市の観光客数は21年度は220万人、宿泊客数は47万人ですから、ちょうど人吉市の約倍近いかなと思うんですが、2年間で1,400万円ですから、年間700万円ということです。ですから、7万人が100円を託したということです。ということは、220万人のうちの約30人に1人が100円をボックスに入れたという計算になります。仮に、人吉市の年間120万人の観光客数で計算した場合、萩市と同じ約30人に1人がという基準で計算すれば、年間約360万円前後になるわけなんですね。しかし、このワンコイントラストボックスの設置場所とかアピール方法を変えれば、20人に1人ぐらいが投入することも考えられるんじゃないかなと思うんですよね。そうすると、下手したらその萩市の金額と同等の金額が集まってくる可能性もあると。そうすると、未指定の文化財の保護などに有効に使えるわけなんですね。市長がずっとおっしゃっております、人吉市の人物遺産、先日は一井正典に対しての講演会も行いました。この方々にスポットを当てることができるんですね。つまり人物伝の映画とかテレビドラマ、市長がおっしゃってましたこの製作にもこのお金を使えて可能になってくるんじゃないかなと思うんですね。相良清兵衛を大河ドラマにということでおっしゃっておられる方もおられますけれども、外山外科胃腸科病院の岐部先生が今度文芸社より戦国の女という本を出されましたけれども、このタイトルはまさに大河ドラマに向くタイトルですね。そのようなことから、当市でも、人吉市でもぜひこのワンコイントラスト運動が展開できないかというふうにいるわけでございます。

これは教育部長に答えていただくことになっていたんですかね。じゃあ教育部長に答えていただいた後に、できれば市長にもお気持ちをお聞きしたいなと思うんですが、準備しといていただければと思います。よろしくお願いします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

山口県萩市では、市と、今お話ありましたように、社団法人萩文化財保護協会、NPO萩まちじゅう博物館の三者共同によってワンコイントラスト運動で集まった資金を未指定で民間所有の文化財の修理に活用されております。民間資金の活用ということでは、人吉市でも

古都人吉応援団条例を制定しております。その寄附金制度の応援メニューに歴史や文化資源を保存・活用するための事業も含まれております。別メニューとはなりますけれども、平成22年度の空の開拓者日野熊蔵伝のドラマ化に当たっては経費の一部に充用させていただいた経緯がございます。

新たな民間資金調達の方法となる議員御提案のワンコイントラスト運動につきましては、市民との共同としての文化財保護の取り組みの発展的な活動としては有効であろうというふうに考えるところでございますけれども、その運動の主体となる団体も必要となっておりまして、人物資産のドラマ化となりますと、まちづくりの取り組みの一環というふうなことにまいりますので、今後、広く調査、研究をしてまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

さまざまに世界遺産へ登録をとという運動であったり、または肥薩線の全盛時代を彷彿するようなD51型蒸気機関車の復活運動であったり、またはこの人吉市だけで見ながらも、球磨郡を入れますと国の重要文化財が豊富であったり、県指定の重要文化財が豊富であったりという、まあそういうものをすべて市町村レベルも含めると、熊本県で8割はあります。そういう中で議員御指摘のように、その保護という観点からの環境があまり整っていないではないかということではなかろうかと思っておりますのでございますが、今後、くま川鉄道、これも数多く国の登録有形文化財としての価値を保有しております。これは代表取締役会長といたしまして、役員会にもお諮りをしながら、また各沿線自治体、人吉球磨の自治体にもお諮りをしながらこれは進めてまいりたいというふうに今考えて準備をしているところでございます。

それから、さまざまなその歴史遺産、または文化遺産でございますけれども、最近では歴史的な御庭というところにも視点を当てさせていただいているところでございます。そしてまた、民間の中でも新たに国の登録有形文化財として登録申請をしていただくところも出てきておりますし、できるだけ多くの文化財がこの人吉市内だけでも集中していると。今、110程度というふうに申し上げましたけれども、これは200、300に押し上げていくという、そういう機運の中で任意団体としまして文化財保護協会なるものが設立をされていくということを期待しているところでございます。そしてまた、そういうワンコイントラスト的なものもやはりそういう運動の中で当然沸き起こってくるものではなかろうかというふうにも考えておりますし、何と申しまして、その自然と相良700年の歴史、伝統、文化が光輝く千年都市ひとよしを目指すわけでございますから、ここのいわゆるビジョンに向かって我々は一体何ができるのかということはどうしっかり考え、そして実行すべきはしていかなければならないというところでございます。そして、先ほど加えまして人物遺産ということでございますが、これは人吉市民の皆様方、球磨郡の皆様方にも誇りを持っていただきたいと。全国にも

日本人としての誇りを持っていただきたい。それから、さらにこの人吉球磨地方の子供たちの志の養成というものにもなれば大変いいというふうにいるところでございます。未指定の文化財にしましても大変そのユニークでおもしろいものもたくさんありますし、まあなかなか民間の中で保持されておられるものも逆に表に出したくないというところもあるようではございますけれども、そういうものを総称して「世間遺産」というものもおもしろいのではないかとこのふうにも考えているところでございます。世界遺産という言葉をもじって世間遺産をつくったらどうかと。人吉市世間遺産ということで、民間がお持ちのところで表に出してもよいというものであって、そして市民または観光客の皆様方の目に触れてもよいというふうな中でも、文化財保護協会の存在というものがますます必要性を増してくるのではなかろうかというふうにも考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 先ほど部長は人物資産と言われたけど、人物遺産じゃないですか。思いますけど。

市長のほうから前向きな答えをいただいて、100円トラストは課題ということで述べられましたけれども、100円だからこそできることなんですよ。言い方は、表現は悪いかもしれんけど、100円均一コーナーで、これひょっとしたら、違うかもしれんかなんて思いながらも100円だけんいいかというふうな気持ちも働くんですよ。ですから、100円で割と気軽にできる何ていいですか、信託金なんですよ。ですから、ぜひこの運動にも結びつけていきたいし……。ですから2点です。文化財保護協会は絶対必要だと思います。任意組織でも構いませんので、それが主体となってある程度その調査を行い、またこれは保存していかなければならない、保護しなければならぬという動きに持っていく。あるいは、人物遺産に光を当てるといような運動を展開できると思います。

萩市に行ったときには、もう一つは明日の萩を担う人材育成プロジェクトというのも勉強させていただきまして、つまりは、いろんな人物遺産です、萩も。さまざまな明治維新の志士たちもおりまして、それを見習って後世につなげていきたい。人材を育成したいということで奨学金制度とか、あるいは海外留学の制度を設けて展開しておられます。おもしろかったのは長州ファイブ。5人の幕末期から、長州藩から幕末期に長州藩からヨーロッパに派遣されて、そしてロンドン大学のユニバーシティカレッジに留学した5人がいます。初代外務大臣の井上馨、大阪造幣局長の遠藤謹助、日本工学の父、山尾庸三、初代内閣総理大臣伊藤博文、そして日本鉄道の父、井上勝。この5人の長州藩士のことを長州ファイブ。ですから、この制度の中にも長州ファイブという言葉が出てきます。これは映画化されておりまして、私まだ見てないんですけど、ぜひまた近いうちに見たいなと思います。我が郷土には日本に誇る偉人たちがたくさんいます。一井正典、日野熊蔵、高木惣吉、犬童球溪、川上哲治、相

良ファイブとはいいいませんが、これこそが人物遺産だと思うんですよね。ぜひ後世に語り継いでいくためにさまざまな運動を展開できたというふうに思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君）　ここで暫時休憩いたします。

午後0時16分　休憩

午後1時51分　開議

○議長（永山芳宏君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　皆様、こんにちは。16番議員の三倉でございます。本日は一般質問の最終日で時間をかけないで要領よく質問したいと思います。

それでは、早速質問に入ります。質問は4項目通告しております。1項目めは、人吉市カルチャーパレスについて5点。2項目めは、市民健診、特定健診について3点。3項目めは、人吉インターのバス待合所について2点。4項目めは、市民の声より道路標識、町名、通りの表示についてでございます。

それでは、1項目めの質問に入ります。人吉市カルチャーパレスについてでございます。カルチャーパレスには、私は思いがいっぱいあります。忘れられない思い出があるからかもしれません。こけら落しはモーツァルト作の歌劇魔笛でした。私たちも合唱隊として出演いたしました。私たちは、その前日に結婚15周年を迎え、皆さんからお祝いの言葉と舞台衣装姿で写真を撮っていただいたことを今もはっきり覚えております。また、議員1期目の4年間、広域行政組合の議員を務め、洋式トイレの設置、禁煙の分煙等を提案し、実現していただきましたし、スギ花粉のためカルチャーパレスを利用したくてもできない、また3階の窓も開けられないし暗いと言われる市民の方々のために、スギの木を伐採していただきました。たしか大きなスギの木が27本か28本だったと記憶しております。ことし3月26日の全員協議会におきまして、カルチャーパレス大規模改修基本方針の説明がありました。落成から約28年、私も年をとりましたが、カルチャーパレスも同じなんだと思っているところでございます。

ここで1点目の質問を行います。人吉市カルチャーパレスの利用率及び来館者数、使用料について最近3カ年の状況をお尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

お尋ねの利用率につきましては、使用率、回転率、稼働率などがございますけれども、回転率でお答えをさせていただきたいと思っております。平成20年、21年、22年度の3カ年というふうなことでお答えいたします。利用率は、平成20年度12.3%、平成21年度12.2%、平成22年

度11.3%でございます。次に、来館者数でございますが、平成20年度10万9,909人、平成21年度9万6,767人、平成22年度9万2,028人でございます。使用料でございますけれども、平成20年度2,654万円、平成21年度2,295万9,000円、平成22年度2,273万円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ただいま御答弁いただきました。私が思っていましたより利用が少ないのに驚きました。少々少なくなっているとは思っていたんですけども、すごく少ないなと思いながら、そう考えましたので、その少なくなった理由ですね、利用が少なくなった理由をお聞かせください。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

カルチャーパレスは多目的利用施設として建設されておりまして、当時のさまざまな利用形態にあわせて施設設備を御利用いただいておりますが、近年、利用形態がさらに多様化し、施設によっては対応に支障が生じてきている部分もあり、利用離れが起きているのは否めないところでございます。また、各校区のコミュニティセンターやその他民間施設、郡部に類似施設等もできまして、利用が減少しているのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 次は、3回目の質問です。2点目のカルチャーパレスの一般会計繰入金についても最近3カ年の状況をお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

カルチャーは現在一般会計でございますけれども、御承知のとおり、平成22年度まで特別会計でございましたので、それまでの3カ年度についてお答えをいたしたいと思います。平成20年度6,470万円、平成21年度7,220万円、平成22年度6,460万円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 次に、3点目のカルチャーパレスの利用収入についても、最近3カ年の状況をお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

カルチャーパレスでは、自主文化事業を毎年度幾つか開催しておりまして、この歳入が事業収入でございます。平成20年度は1事業チケット販売による事業収入でございまして、96万9,000円でございます。平成21年度は2事業、チケット販売による事業収入で212万6,000円でございます。平成22年度は5事業、これもチケット販売による事業収入で81万6,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 次に、4点目に、カルチャーパレスの支出についての最近3年間の状況をお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

カルチャーパレスの歳出といたしましては、給与などの人件費、需用費、委託料などの一般管理費、そして自主文化事業に係る事業費でございます。平成20年度は9,541万3,000円、平成21年度は8,944万6,000円、平成22年度は1億570万7,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ただいま私の質問に5点についてお答えいただきました内容、及び先日人吉新聞の人吉球磨広域行政組合の事務所がことし11月から汚泥処理センターに移転、その理由の一つに、年間124万円、構成自治体負担を考慮して、その記事を読み、カルチャーパレスの収入が減るなと思いました。また、改修について全員協議会におきまして、ホールの座席について要望が出ましたが、経費はカルチャーパレスが新築された総工費の2分の1ぐらいはかかるのではないかなと思ったところでございます。カルチャーパレスの収入では、人件費の約60%しか賄えない状況のようですが、そこで6回目の質問をいたします。平成23年4月に所有権が人吉市に移譲された理由をお聞かせください。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

カルチャーパレスの大規模改修の早期着手の必要が迫られる状況の中で、広域行政組合での改修の財源確保が甚だ難しく、市単独の財源確保の措置がより現実的であるという市町村の意見の一致が図られ、協議された結果、本市への移譲が決まり、最終的に全市町村で同文議決がされたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 次に、5点目のネーミングライツ、愛称命名権についてですが、それに入ります。ネーミングライツとはどういうものかといいますと、公共の運動施設や文化施設などに施設の愛称として法人名、製品名、商品名などのブランドの名をつけることができる権利のことですけれども、施設の正式名称は変更されないということです。今までカルチャーパレスの運営の財政面について質問をしてきましたが、今後、さらに厳しい状況になるのではないかと、収入をふやす方法はないかと考えたからでございます。ネーミングライツを行っている近い施設では、県レベルで鹿児島県文化センターが鹿児島県文化センター宝山ホール、大分県立総合文化センターがiichiko総合文化センター、市レベルでは、熊本市が熊本市民会館がパートナー企業学校法人君が淵学園とネーミングライツ料年間1,000万円、

これは消費税別だそうですが、再契約をしています。ことし4月1日から平成28年3月31日の4年間、愛称表記市民会館崇城大学ホールとなっております。私は月に1回は熊本市民会館のよく見える国際交流会館で会議があり、国際交流会館の3階からネーミングライツをしている市民会館の名称や人の出入りの様子を眺めてきました。熊本県看護協会の総会で利用したこともあります。関心を持っておりました。ことし4月19日に会派4人で熊本市民会館を訪ね、館長さん、議会事務局の方々より説明をお聞きしてきましたが、ネーミングライツを行った主な理由は、1に財政面、2に文化事業の活性化のためとのことでした。カルチャーパレスの状況は答弁からもわかりますように、カルチャーパレスの使用料、入場料などの収入では人件費も賄えない。改修に多額の費用がかかる。他町村からの負担金が入ってこない。このような厳しい状況です。

そこで、市からの繰入金や事業による収入のほかに財源確保の一つの手段として、手当てとして、10万円単位でも、100万円単位でも、多いほどいいんですが、ネーミングライツに賛同してくださる企業があれば一考する価値はあると考えました。いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、カルチャーパレスの歳入歳出については毎年度大体歳入二千二、三百万円に対しまして、歳出が人件費を含めて9,000万円ほどになっております。議員がおっしゃいますとおり、厳しい財政状況の中で、施設の維持管理や改修に係る費用がかなり負担となっているのは確かでございます。ネーミングライツについては、最近の全国的な動向といたしまして、導入施設の多様化や契約内容の多様化、企業の地域貢献、社会貢献としての位置づけなどが見られる一方、市場の冷え込みによる金額や契約年数の低下、契約相手方のトラブルによる契約解除、契約満了に伴う更新などの課題も生じてきているようでございます。5年ほど前に熊本市民会館がネーミングライツを導入いたしましたが、その金額は年額1,500万円で、4年間の契約でございました。現在は契約更新があっており、年額1,000万円とのことでございます。この年額の算出方法につきましては、施設によってさまざまあるようでございます。熊本市民会館の場合は、有料の公演が年間約100本ございますが、それと新聞広告、テレビスポットなど1公演当たりにかかる広告等の費用を参考に年額を決められ、ネーミングライツスポンサー料として売られるようでございます。そのほかの同様の施設では、鹿児島市にあります鹿児島県立の宝山ホールが2,000万円、大分市の大分県立の施設iichikoホールが5,000万円となっているようでございます。この両施設とも県下はもとより、九州でも有数の施設でございます。当カルチャーパレスの場合、熊本市民会館の算定方法を参考にいたしますと、年間の有料公演で新聞、テレビ等の広告等の経費が考えられる公演数は、毎年5本に満たない状況でございますので、ネーミングライツスポンサー料としては年額数十万円程度になるかと存じます。また、文化施設のイメージも重要で

ございまして、熊本県立劇場などの文化施設では導入を見送っておるようでございますし、KKウイングなど県の体育施設でも応募がないようでございますことを考えると、非常に厳しいと言わざるを得ないというふうに思っております。しかし、議員御提案のとおり、少しでも歳入の手立てを考えることは大切なことだと考えます。さまざまな角度から検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 私はカルチャーパレスが格の高いものとはよく存じてます。歌劇ができるほどですから、本当に熊本県でも3番目ぐらいとか、九州でも30番以内でも入るというような格の高いものであると言えることはお聞きしていますけども、何しろ財政面でこういう状態ですので、私が思ったのは、今28年で改築しますよね。後でまたするときにはもうできなくて廃墟になるんじゃないだろうかということまでを、ちょっと私すごく思いあるものですから心配したところでございます。そういう状況ですが、このネーミングライツについて、済みません、市長のほうの御意見をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

御承知のとおり、カルチャーパレスが建設されました当時のいきさつもさまざまにあるわけでございます。それから、いわゆる数えまして26年たった時点で、やはりその運営、補修等々はすべて御承知のとおり、人吉市で抛出してきたわけでございます。そういう中で、先般も御質問がございましたとおり、人吉市の図書館の機能というものも充実させていかなければならない。今まで御承知のとおり、図書館は二枚看板であったわけでありまして、ようやく一枚看板になったところでございます。そのような中で、少しでも財政的負担を軽減し、そしてこのカルチャーパレスの維持に役立てていくべきではないかと。そういう御心配の上でのネーミングライツが一つの御提案だろうというふうに思っているところでございます。その三倉先生の御心配をしっかりとめさせていただきまして、今後、県内または郡市内の優良企業等々に打診もしてみたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 市長のお気持ちを聞きしました。本当にいいカルチャーパレスですので、本当続いたらいいなて、特に図書館が充実されればいいと思いますので、前向きに御検討くださるよう要望いたしまして、カルチャーパレスの件については終わります。

次に、2項目めの市民健診、特定健診の質問に入ります。

今、24年度の市民健診が行われている真っ最中でございます。75歳以上の人は9月から病院健診、車健診が始まる計画になっております。私は4月5日に病院で追加検診である腹部

超音波検診と胃がん検診を受けました。瓦屋町に住んでおりますが、都合で5月14日に西瀬コミセンで基本健診を受けました。私は、国民健康保険の加入の40歳から74歳までのうちにおりますので、特定健診を受けたことになります。そのときに胸部レントゲン検診を受けましたので、追加検診を受けたことにもなります。さらに今年度は偶数年齢ですので、子宮がん検診とマンモグラフィ検診を6月24日、日曜ですけれども、東西コミセンで受診予定にしております。さらに、6月26日水曜日に、基本健診の個別結果説明会が西瀬コミセンであります。ウィークダイアリーに何回も見ながら記入をします。私、健診にはちょっと知識があるなと思っておりますが、私でさえあっち見、こっち見て、この日だったかなて保健センターから来た健診の結果とか、健診のお知らせを見ながら、わあこれはもう大変だなという思いを持っているところです。ときには健診のことに関してお尋ねがありますので、保健センターが出している市民健診の概要のプリントを持ち歩いております。それを見ながらでしか私もなかなかわからない部分があるということがありまして、ぱっと間違えないように人に説明するときには、そのプリントを見ながら健診のことをお答えするということになります。そして、今年度は市民健診、特定健診を含むその申し込みが多いと聞いておりますが、ここで1回目の質問をいたします。

1点目の申し込みの推移についてお尋ねいたします。市民健診申込件数率及び特定健診申込率の比較ができるものをお願いいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

市民健診申込書の回収率及び特定健診の申込率について、23年度と24年度の推移についてお答えいたします。市民健診申込書の回収率は23年度の48.4%に対して、24年度は6月4日現在で68.1%と前年度と比べ2割ほど多い回収率となっております。しかし、の中には、特定健診を受診しないということで回答されて提出された方も含まれております。特定健診の受診申込率につきましては、23年度の32.3%に対して、24年度は43.3%と1割ほど多くの方にお申し込みいただいている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今御回答いただきました。10%申し込みはふえているということですね。次の2項目の市民健診と特定健診ですが、申し込みはふえておりますけれども、その2点目、特定健診の今後の見通しについてもお聞かせください。

以上です。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

特定健診受診率向上につきましては、今年度の健診に向けて、市民健診として健診の見直しや申込方法の改善、健診期間の延長、また健診申込書の2次回収など、医師会や健診機関、町内嘱託員や健康推進員の皆様の御協力のもと実施してまいりましたが、現在のところ特定

健診をお申し込みいただいている方が43.3%といった状況でございます。見通しとしては厳しいものがありますが、目標値であります65%に向けて1%ずつでも積み重ね、市民の皆様へ御協力をお願いし、目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今後の見通しをお聞きしましたけれども、3点目に、特定健診受診率を上げるための具体的な取り組み、今後の取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

特定健診受診率向上につきましては、これまでもさまざまな取り組みを実施してまいりました。幾つか御紹介申し上げますが、一つ目が未申込者、申し込みをされていない方、その方への受診勧奨のお知らせの郵送。二つ目に、広報回覧での周知。三つ目に、町内囑託員、健康推進員の皆様による声かけ。四つ目に、申し込んだ方で受診されなかった方への電話による勧奨。それから五つ目に、町内公民館や校区コミセン、医療機関等へののぼり旗を設置してのPR。それから六つ目に、きじ馬スタンプとの連携によるポイントの付与ということなどを行ってきたところでございます。しかし、目標値まではいまだ及ばない状況でございます。

今年度の特定健診の期間が8月まででございますので、7月に追加検診として検診車での検診日程を追加しますほか、健診申込書をまだ提出していただいていない方へ再度健診の御案内をしてまいります。また、今後医療機関へ御協力をお願いし、通院中の皆様にも市民健診を受診していただきますようお願いしてまいりたいと考えているところでございます。今後も広報等を通してお伝えするなど、特定健診をお一人でも多くの方に受診していただきますように取り組んでまいり所存でございます。

以上、お答えします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 私たちの会派では、平成23年7月からことしの5月28日にかけて25回行った市民との意見交換会やその町内の総会、老人会の総会等で健診について説明をしてまいりました。健診を受けていただくようお願いをして、受診率アップにつながることを期待しております。ところが、お話をしてみますと、結構よくわかってらっしゃらないんですよね。それで私がさっき言いましたように、受診をしようと思ったら、本当にもう何カ所でも何日もかけて行かなくてはならないという部分がありますので、そういうことがないようにできるだけ1カ所で、一、二回でできるような受診者に都合のいい健診の仕方を考えていただかなきゃいけないかなと思っているんですよね。そして、私は医師会の協力はすごくいいと思っています。前からそれはもう、数年前から考えてましたので、幸い市長たちの努力でそれができましたけれども、いろんな周りの方々の協力を得て、本当に一生懸命20年度か

らみんな保健センターも身を粉にして頑張っていってやるのがわかりますので、成果が上がるように私たちも頑張っていきたいと思ひますし、保健センター、実際に実動される行政の方たちも努力していただきたいと思ひます。

以上でこの健診については終わります。

それでは、次に、3項目めの人吉インターバス停留所待合室について質問いたします。

私は少なくとも毎月1回、多いときには3回程度高速バスを利用させていただいています。午後からの会議ですので、大体11時5分のに乗るんですが、たまにまあ日曜日の会議があって乗っております。本当、以前に比べますと新しくなって比較にならない快適な気分にもなります。ところが、何回も利用しておりますと問題点も見えてきます。利用されている人の苦情も耳にしますが、どこに連絡をすればいいのかわからなくてずっと経過しておりました。そして、この6月議会の一般質問に取り上げようと思ひて時間をかけて調べてみますと、例えば、禁煙についても、禁煙で張り紙を何カ月もたった今気づいたんです。張り紙を張れるガラスケース、掲示板ですか、それが2カ所あって、それをもう何回も利用しているのに気づかなかったんです。それ読んでみますと、坂を登るところですね、体の弱い人とかバッグを引いた人とか、その人たちが主に上がる場所ですけど、私はそこから上がりません。やっぱり階段をとことこと上がって、後ろにそれを背にして立つなりして待っていますので、本当何カ月も気づかなかったんですけど、確かにありました。それで張り紙には健康増進とはということが書いてありまして、禁煙というのは赤字で小さいんですよね。一つはそれでいいんですけど、2カ所ともそうなんですよ。だもんだから、道路を背にして読まなくちゃならないんですが、そこに立つことが少ないんですね。道路側に向いてるもんですから、見えなかったんですね。その張り紙について、あちらこちらに張ってほしいということじゃなくて、本当にたばこ吸ってらっしゃる、この前は、先月、5月ですけども、子供さんを連れた、小さい子供さんを連れたお母さんがいすに座ってらして、私も座る場所があったから座ってたんですよ。そしたら男性の方が来られて、ぱっとたばこを吸われたもんだから、もう同時でしたね、立ったのは。出ようと思ひて。そして、向こうの待合室の外に出たら、もうせつかくいい場所ができたのと思ひてたのにと、そのお母さんが言われました。それで、私はそのときたばこを吸われた方に、例えば、この庁舎内とかいろんなところはたばこ吸うところありますよとかぐらい言ひますが、言えないんですよ、お客さんに。お客さんに言えなかったですね。それで、そのよそにはべたべた景観もあるので張れないというのがあると思ひますけども、やっぱり1カ所健康増進法と書ければ、隣は大きく赤だけで禁煙で書いたらそれで結構いいと思ひますよね。そういうふうな工夫が欲しいかなと思ひますし、そのいろんな希望が出ますけども、その意見とか要望とかやっぱり聞くんですね、立ったまま。そうすると、どこかに訴えなんと思ひわけですね。ところが電話だけでも、番号だけでも書いてあれば、人吉球磨地域交通体系という部分は下に書いてありますが、健康増進法を書

いたところに、その下に電話番号が書いてあったらどこに電話してもいいなと思うんですけど。私の場合はずっと厚生委員会におりまして、ああここに掛けてもね、人吉球磨でできてるしというような感じで、おったところでございます。

そういうことがあってまして、ここで質問に入りたいと思います。1点目ですが、待合室の管理というのはどこが行って、どれぐらい費用がかかっているのかお尋ねいたします。

○市長公室長（久本一富君） 皆さん、こんにちは。それでは、お答えいたします。

まず、待合所の管理につきましては、今回の整備改修におきまして事業主体となりました人吉球磨地域公共交通活性化協議会が引き続き所管をいたしております。そしてまた、協議会の事務局は本市企画課に置かれていますところでございます。

それから、待合所の維持管理上発生をいたします経費の負担についてでございますけれど、まず交通事業者であります九州産交バス株式会社様と協議会で維持管理に関する覚書というものを締結いたしております。その中で、電気料につきましては九州産交バス株式会社様で負担をいただいております。そしてまた、清掃業務等に係ります委託経費につきましては、継続にて市が負担をするということで行っております。お尋ねの費用につきましては、金額的なものは今ちょっと把握はいたしておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 私は、先ほど申しましたように、インターをよく利用させていただいています。ところが、大体必ずといっていいぐらい弁当がら、ペットボトル、空き缶などがいすの上に大体置いてあるんですね。そして、この前日曜、たまたま6月3日、日曜でしたので、朝早かったので7時半ぐらいに着きました。そのときにはやっぱりそういうものがあって、空き缶があって、ペットボトルが3本あって、お弁当箱が置いてあった、真ん中のいすに。私はいつも見るときには、持っておりて、置くところがないもんですから、バス停で書いてあるところの下に置いておくんです。そしたら、誰か片づけてくれてますね。行くときは、熊本に行くわけですから、それを持っていくわけいかなから、そのようなことをやっているんですけれども、このような状況を市は把握しておられるでしょうか。また、以前からある事業所の方がお掃除をしてもらっているというのはお聞きしてますし、ただ前に比べるときれいになったもんですから目立つようになったのも一つだと思っています。そして、その日曜のお話ですが、私がお弁当箱あって、そのとき傘も忘れてあったんですね、ナイロンの傘も。もうそのままで私朝早くから行きましたけれども、その待っている間で、黒い市の袋を持って、ほうきを持ってお掃除来られたおじちゃんがおられました。わあ感心と思って、本当ありがとうございますね、きれいにさせていただいてと私言ったんですが、鬼木町のその役員でも何でもないので。お名前を聞いたらお名前を言われたんですが、その黒いちり袋だから、あれは不燃物入れじゃないかなと思いつつ、でも鬼木町のそのちり

捨て場に捨てられるのかなと思ったんですけども、そういう方も本当いらっしゃるんですよ。みんなでもあ心配してみてはいつている状況なんですけども、その市としての対応とか、清掃についてとかのお考えをお聞かせ願いたいと思います。私はちり箱を置くとか、たばこの吸い殻入れを置くとかというのは、前に反対をしておりますので、そういう部分がありますから、どうかしてやっぱり拾ったものを、私が集めたものを帰りのときには持って帰りますけど、やっぱり熊本に行ったりするときは持って行けませんので、そういう部分も何とか考えがあればいいかなと思っております。大塚議員ともちゃんと話し合ったわけじゃないですけど、大塚議員も質問にありましたけど、そういう状況をそれに対しての対応をお聞かせ願いたいと思います。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

議員御指摘のペットボトルや空き缶、そしてまたたばこの吸い殻を含めましたごみの散乱が時折見受けられるという状況につきましては、私どもも確認をいたしておるところでございます。環境維持の保全上、今議員のお話にもございましたように、ごみ箱を設置するというのも一つの方法なんですけど、これにつきましては、またいろんな問題も出てこようかと思えます。そしてまた、このバス待合所につきましては、高速道路上の占用物件でございます。ごみ箱等につきましても道路占用関係の通達、そしてまた道路管理者でございます西日本高速道路株式会社との協議におきまして、道路上への飛散による事故防止等の観点から設置できないということになっているところでございます。

次に、市としてこのバス待合所の美化清掃に関してどのように考えているのかということでございますが、この件につきましては、人吉駅が人吉の鉄道の玄関口であれば、この高速道路の人吉インターは自動車の玄関口という認識を持っておりまして、それにふさわしいおもてなしの姿勢、配慮を持って管理すべきものというふうにとらえております。そのような考えからこのバス待合所につきましては、高速道路が開通しました当初から清掃業務の管理委託を行っており、さらには、今回の整備改修に伴いまして、より一層の美化に努めるため、清掃回数をふやして対応をしているところでございます。あわせまして、議員のほうからもございましたとおり、一昨日の大塚議員の一般質問の中で御紹介がございましたように、以前から地元事業社の社員の方々がボランティアで清掃を行っていただいております。現在も週に2回のペースで続けてくださっているということでございます。バス待合所の環境維持のため自主的かつ献身的に取り組んでいただいている姿、姿勢に対しまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

いずれにいたしましても、原点には利用される皆様のマナー遵守がやはり大事だろうというふうに考えます。この公共の場を利用されたという一人一人の意識、また強い自覚が求められるところがございますので、マナー向上のための効果的な方法、そしてまた啓発にどういうことができるか、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今説明いただきましたけども、本当に市も対応をきちっとしていただいているというのがわかります。それで私は、そのたばこを、先ほどのお話でたばこを吸ってらっしゃる人にここは禁煙ですよって言えなかったんですよ。そうしたら、この質問しようと思って、そうしたら企画課でしたけど、僕は言いますて、はっきりと職員の方が言われたから、ああ私も今から言わなくちゃねと。そのモラルを守らせるのが大変なんですけども、やっぱみんなで注意をしていくべきかなって思ったりもしたところでございます。それでその喫煙者のことなんですけど、たばこを吸われますとどこに捨てるかといいますと、灰皿もないわけですから、なくていいんですけど、待合室の前にも捨てます。その五、六本落ちてましたけど、たばこの吸い殻はもちろん何か夕方五、六本落ちてました。朝にも行ってみたんですよ、朝にも行ってみました、会議の前に。そうしたらそれがふえてましたね。そうして落ちているときもありますけども、車で送ってきたり、迎えに来た人たちはたばこの吸い殻は溝が、道路の向こうに溝があります。コンクリがありますよね。あれはグレーチングとかいうのか大きな格子の金網がありますけど、そこには捨てないで、コンクリートの間にこうやってちょっとありますね、そこにねじ込まれます。それで、あらここは水が流れるといいですけども思いながら私もいるんですけども、そういう状況なんです。それでやっぱりきちっときれいにできた待合室ですから、きれいにやっぱりみんなで維持しなくちゃならないし、なぜ私がここは禁煙ですよと言うことができなかったかなと思って反省をしております。そういう状況です。

いろいろお話をお聞きしてきましたけれども、いろんな先ほどもお電話と言いましたけども、もう市が管理されているというのがわかりましたので、今からお話をしていきたいなと思ってますけども、それ以外に、冬は冷たい風が吹き抜けるんですよ。ちょうど私が座りましたら、首から頭ですね、20センチ、はかってこれぐらいですから、私15センチはありますので、2センチぐらいのところからもうじゃんじゃん風が入ってきます。何で入るんだろう、上は格子なのと思ったんですけど、格子にはビニールの厚い、ガラスと間違えるものが張ってあります。ところが、その穴は春になったらとっても気持ちがいいんですよ、風が吹いて。それで冬を担当の方が1回経験されたらいいと思います。この前おばちゃんがここは寒かですもんねて、やっぱりそうおっしゃったですね。私よりも小さい人でしたから、ここから上かもしれませんけど、ちょうどここで風がじゃんて来ます、冷たい風が。到底座っておれません。そういう状況もあります。

それとトイレの設置が、希望があるんですよ。だからトイレはなかなかできないでしょうね、バスの中にありますよて今までは言ってきたんですけど、実は、例えば、多良木町からと球磨村と山江と、そして人吉からよく会議があるんですよ。そうしたら、やっぱりそう言

われる、トイレを言われる方、多くは郡部から来られる方だと私は思います。それで希望も出てます。そして、もう一つは駐車場が、1回市長にはお話をしたことがあります。私も経験がありますけど、あそこの300円のところにとめさせてもらおうと思っていったんですが、空いてないんですよ。もうバスは来る、もうとうとうさっさと行って、川沿いにとめた、1回だけとめたことがあります。それから注意して早く行くことにしたんですが、あれ予約ができないんですね、300円でとめれるところは。予約ができません。先日、その6月3日日曜日に帰るときに人吉の方とお会いして、もう今朝は大変だったて、とめられんもんだけん……

○議長（永山芳宏君） 三倉議員、質問をお願いいたします。

○16番（三倉美千子君） はい、吉村皮膚科にお願いをしたというのがありました。それで、駐車場をきちっと整備してほしいというような要望も届いておりますので、それもちよっと検討していただければと。できる、できないので、そういうことを聞くと検討していただきたいと思います。人吉インターについてはこれで終わります。

次に、道路標識についてでございます。市民の声よりということで、道路標識、町名、通りの表示について質問いたします。

特に市街地におきまして、観光客に観光案内のパンフレットを見ながらとか、何も持たないで道を聞かれたり、町名を聞かれたときがわからないというようなことがあります。それで、もう答えられなくて申しわけがないという人もおられます。住所を言われ、尋ねられたときなんかもうお手上げであるということでした。何とかしてほしいという要望が届いております。先日、私は、あなたは十間町とか、十間通りで知ってるかという質問がありましたので、私知らなかったんですよ。人吉に住んで44年になりますが、知りませんでした。人吉の昔のことも勉強しなくてはなと思ったんですけども、1回目の質問ですけど、観光客用として町名とか、通り名の書かれたパンフレットはあるでしょうか、お尋ねします。

○経済部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

観光マップでございますが、観光客の皆さんや御案内をしていただく市民の皆様へわかりやすさを考慮して、最低限の国道名、橋梁名、通りの名前、町名などを記載しておりますが、あくまでも一般的な観光を想定しているガイドマップでございますので、通りの名前などは鍛冶屋町通りなど観光スポットを中心にした表記で、それも通称や愛称等の呼び名となっております。前提といたしましては、詳細地図ではございませんので、住所からの検索や行政情報と市民の皆さんの間で正確な町境、町の境や県道名、市道名などを必要とされる利用に適するものではございません。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 2回目です。町名と通り名の書かれた地図はあったほうがよいと思

いますけど、尋ねられる市民のためにはなと思います。市民が答えられなくて申しわけないというような気持ちでいる人が何人もおられますので、それについて地図があるかお尋ねします。

それともう一つの観光客が訪れる土地には、町の名前、通り名が書かれた表示板を出入口に立てていただきたいという要望もあります。それに対してのお考えをください。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

観光マップにつきましては、先ほどお答えいたしました但、時代のニーズを経て経年変化や現在の経年変化で現在の情報量や表現、表示になっていることを御理解いただきたいと存じます。今後も引き続き御案内というおもてなしの心を最優先する視点で、よりよいものにするため、三倉議員の御要望と観光マップ等の掲載情報等を検証してまいりたいと考えております。

また、観光客が訪れる通り等の町の名前、通り名等書かれた掲示板につきましてはですが、鍛冶屋町など一部表示をしていただいている通りがございますが、単なる表示ではなく、歴史的な検証、周辺景観に配慮されたものを設置していただいております。

町の名前や通りの名前の表示につきましては、確かにあれば役立つ機会が多い情報ではあるかと存じますが、場所によっては町の風情や文字のはんらん等による景観への影響等も指摘されてくる部分でもございますので、地元の皆様の意向や市のランドデザインを考慮しながら検討させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 4回目の質問です。人吉は古い町並みであり風情があったが、今は家も新しくなってしまうて、そこで町の歴史とか町のことなどを書いた看板を立て、観光に来られる方に人吉をよりよく深く理解していただき、また訪れよう、そんな気持ちになって帰ってもらえよという提案される方もおられます。いかがでしょうか。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

以前、大切なもの再発見運動ということで、町内会長さんなどに地元の伝承話などをお聞きいたしまして、わがまちの物語板として陶板にしたものが中心市街地周辺に設置されております。名誉市民川上哲治氏の少年期、五日町の若宮神社の伝承、球磨川下りの歴史などをモチーフにしております。これらはどちらかといいますと、地域コミュニティの誇りづくりに重きを置いたものでございますが、外からのお客様に本市を知っていただくという点では評価されているようでございます。そして、東林寺さんや鍋屋さんを初め、多くの旅館等で整備をしていただいた与謝野晶子・鉄幹氏の本市を題材とした歌碑、また国土交通省に堤防整備工事の際、設置していただいた五日町の人吉城跡の説明板、上青井の公衆トイレスペースに県が設置をされた青井神社前の桜の馬場の物語板、市で整備をいたしました大橋親柱の

本市ゆかりの文人の説明板など、数多く存在しております。最近では、西九日町商店街振興組合さんにおかれまして、郷土の偉人等にスポットを当てた石柱表示板を7基、店の前に設置していただき、通りの新しい魅力になっております。このように、さまざまな取り組みが観光の素材となり、集客や観光的な厚みにつながっていくというのが観光都市を標榜する本市の特性でもあり、官民を問わず多くの事業や取り組みで人吉の魅力を発信していただくよう機会をとらえてお願いしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今御答弁いただきました。後でまとめたいと思います。

次に、5回目、尋ね人、家を尋ねたり、人を尋ねたりするときがありますね。その人たちが聞くことが家とか住所とか、どこだろうかというような住所を持ちながら探している人に聞かれることがあるけれども、都会にあるような電柱に町名、番地名を書いたものを張りつける等していただきたいとの要望もあります。それに対してのお考えをよろしくお願いします。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、三倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問は、都会にあるような電柱に町名、番地名を書いたものを張りつけるなどしてあるが、設置してほしい、いわゆる住居表示制度についての御質問ということでお答えをさせていただきます。

我が国におきましては、従来、住居表示という制度がございます。これは住所を何々町何番地というように、地番であらわすものではなく、建物に街区符号と住居番号をつけてあらわすものでございます。例えば、熊本市中央区水前寺何丁目何番何号というものがございすけれども、いわゆるこの何丁目の次の何番というところが街区番号というものでございます。何号というのが住居番号というものでございます。こういうものを住宅や壁に張りつけて住居の表示がされているところでございます。御提案いただきました住居表示制度での表示板の設置ということになりますと、さまざまな課題がございますので、現在のところは設置の予定はないところでございます。しかしながら、このほかにもこれにかわりまして、最近では都市部におきましては地域にふなれな方でも場所の確認がしやすいように通り名の標識で御案内する取り組みも実施されているようでございます。町名の表示や通りの表示があったほうが議員おっしゃいますように、観光客の皆様初め、住民の皆様にもわかりやすいという御意見でございますので、どのような方法があるのかを含めまして、今後検討させていただきたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） そうというような御答弁いただきました。市民の方からの要望には対

処していただくか、検討していただくということですのでよろしくお願いいたします。私も市民の皆さんからの要望があってから市内を歩いてみました。ところが、今御答弁いただきましたように、かなりの陶板とか、案内板があります。それは設置してあることがわかりました。まずは市民の皆さんによく知っていただくことが必要と感じております。せっかく設置したんだけど、その市民がわからない、それが多いんじゃないかなと思います。すばらしいものもありますし、例えば、みんながどこには何があって、観光客を連れて行って読んでもらおうとか、そういうような努力も必要かなって、市民自身が必要かなと思っておりますので、行政だけに要望するんじゃないくてですね。ということで、簡単なまとめになりましたけども、御答弁いただきありがとうございました。

これで質問終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 55 分 休憩

午後 3 時 09 分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

#### 発言の申し出

○議長（永山芳宏君） ここで村上恵一議員より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 時間をとらせまして大変申しわけございません。先ほどの私の一般質問の中で、防災関連の質問の中で、気仙沼市の御勢浜海岸での瓦れき収集作業のくだりの中、「・・・・・・・・・・・・・・・・」このくだりを削除させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ただいま村上恵一議員より発言の一部を取り消したい旨の申し出がありましたので、お諮りいたします。

申し出のとおり、許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、発言取り消しの申し出は許可することに決しました。

---

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君）（登壇） 皆様、こんにちは。12番議員の西信八郎でございます。ことしも農家におかれましては、田植えが順調に進んでいるようであります。気候的には梅雨に入っておりますが、大きな災害なく、実り多い秋が来ることを望みたいと思います。また、きょうの朝刊に、北朝鮮による拉致被害者で熊本市出身の松木薫さんの記事が掲載されておりました。きのうが59回目の誕生日で、母親の松木スナヨさんは91歳になられるということでございますが、体調を壊される中、薫さんに会いたいという気持ちだけで持ちこたえていると。一日も早い再会をという姉の斉藤文代さんの記事でありました。最近、マスコミに拉致被害問題があまり取り上げられませんが、忘れることなくしっかり啓発をし、世論を高めなければならないと強く感じたところであります。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思いますが、議長のお許しを得て、質問順を変えたいと思います。まず、1、農業関係としまして、農業者戸別所得補償制度について、要旨として現在の取り組み状況は、次に24年度の変更点は。そして、人・農地プランについて、要旨として概要、市の方針は。2、市民の声より、市内完結型バス路線の見直しについて、市営住宅についてであります。

それでは、農業者戸別補償制度についてであります。23年度から本格実施されましたこの制度につきましては、23年12月議会におきまして23年度の実績について質問しましたが、12月時点で明確になっていませんでした米価格変動補てん交付金は、23年産の平均価格が過去の実績に基づく標準的な販売価格を上回ったため交付されないと、5月31日農水省の発表がありました。そこで質問します。本市における平成24年度のこの制度の取り組み状況は現在どのようなになっているでしょうか。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

農業者戸別所得補償制度の現在の取り組み状況についてでございますが、平成24年2月10日に人吉市農業再生協議会総会を開催し、平成24年度の事業推進計画を決定し、2月中に四つの校区におきまして地区説明会を開催いたしました。3月には5日間、35カ所で開催されましたJAの営農座談会におきまして説明を行っております。2月から4月にかけて水田基本台帳の配付、回収、入力、営農計画書の配付、回収、入力を行っております。また、市が発行します「みのり」の2月、3月、5月、6月におきまして制度関連の記事を掲載し、周知を図っております。

5月21日から31日までの9日間、市役所別館におきまして本年度の補償制度交付申請書の受付を行ったところでございます。6月11日現在でございますが、申請者数は261経営体、裏作もでございますので延べ面積で約506ヘクタールとなっており、昨年度の申請数は306経営体、延べ面積で約510ヘクタールでございましたので、申請者数で45経営体、延べ面積13ヘクタール少ない状況にあります。本年は、農家から人吉市農業再生協議会への申請書受付締め切りが7月2日となっておりますので、昨年申請された方で本年まだ手続が済んでいない

方には再度通知を送付し、受付を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 受付の締め切りが7月2日ということで、この制度は皆さん御存じのとおり、申請手続きをしなければ交付金対象にはなりません。現在、申請数は昨年の実績を下回っているということですので、答弁にありましたように、締め切りまでしっかりとした取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

最近、民主党では価格変動補てん金の財源の一部に農家負担を求める方向があると報じられました。また、きのうの民主党の戸別所得補償制度検討ワーキングチームの中間報告もあっておりますが、23年度と本年度において制度等の変更点、見直し等があるかお尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

平成23年度と本年度においての制度の変更点につきましてでございますが、平成23年度と本年度において農業者戸別所得補償制度の変更はございませんが、人・農地プランという関連施策が新たに設けられたところでございます。さらに現在、新聞報道等によりますと、国におきましては、平成25年度から農業者戸別所得補償制度の法制化につきまして検討がなされているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 変更はないということでしたが、この制度は土地利用型農業経営にとって必要不可欠なものであり、制度の安定運営を図るため法制化について検討されているということでした。この制度の見直しについては、12年度全国農業委員会会長大会において現行の戸別所得補償制度の固定部分の位置づけとあわせて、変動部分は米と畑作4品目、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイショを対象にした収入減少影響緩和対策の機能の導入、加えて、主食用以外の飼料用米などの生産と畜産農家における利用拡大に向けた支援を講ずるよう訴えられているようであります。私も見直しに関しましては、12月議会でも申しましたように必要であるというふうに思っているところでございます。

また、答弁にございました、人・農地プラン、地域農業マスタープランにつきましては、12月議会の質問で触れさせていただき、その時点でわかる範囲で答弁をいただきました。今回は、具体的取り組みについて質問をしたいと思います。

それでは、人・農地プランの目的、概要についてお尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

人・農地プランの概要につきましてでございますが、人・農地プランとは、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで5年後、10年後の展望が描けない集落、地域において、力

強い農業構造を実現していくために経営主だけでなく、配偶者や子供も積極的に参加してもらい、今後の中心となる経営体を誰にするのか、また、中心となる経営体へどうやって農地を集積するのかを徹底的に話し合い、その集落や地域において人と農地の問題を解決するための未来設計図を作成するものでございます。また、このプランに位置づけられますと、優遇措置といたしまして、新規就農者に就農後、最長５年間、年間150万円の青年就農給付金の給付がでございます。また、農業者戸別所得補償制度の加入者で地域の中心と位置づけられた経営体へ農地集積や分散化した農地の連担化が円滑に進むようにするため、農地集積に協力した者に対しまして、国から市町村へ配分される予算の範囲内において、農地集積協力金が交付されることになっております。さらに、認定農業者が借り入れるスーパーＬ資金につきまして、貸付当初５年間の実質無利子化が措置されることになっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 人・農地プランは、2010年秋、菅直人前首相による唐突なＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）交渉参加検討の表明を受けまして、同年11月に食と農林漁業の再生実現会議が設置されました。そこでの議論と答申をもとに、昨年10月に閣議決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を受けて策定されたものであります。12月議会において、地域農業マスタープラン作成について質問しましたときの答弁と、ただいまいただいた答弁を総括いたしますと、規模要件として、平地で20ないし30ヘクタール、中山間地域で10ないし20ヘクタールの経営体がおおむねを占める構造を目指し、集落、地域における話し合いによって1、今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか。2、中心となる経営体へどうやって農地を集めるか。3、中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）などを含め、市町村がその話し合いを受けて、プランの原案を作成し、農業関係機関、ＪＡや農業の代表者で構成する検討会、人吉市農業再生協議会を開催し、その審査の結果、適当とされるものについて市町村が正式決定するものとされているということでございました。

では、本市は話し合いを進める集落、地域についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか、質問いたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

今後、人・農地プランの地域についてどのように考えているのかという御質問でございますが、人・農地プランに取り組んでいただく地域といたしまして、中心となる担い手を確保することと、農地の集積等の面から考慮し、校区単位ごとに策定を考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 集落地域は校区単位を想定しているということでございました。確かに、既存の営農集落で要件を満たしているところもありますが、まず、校区単位を考え、話し合いを進めることによって単位編成を考えていけばよいと私も思います。

また、先ほども答弁の中にこのプランに位置づけられますと優遇措置として青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後5年間以内の所得を確保する給付金、年間150万円を給付する青年就農給付金経営開始型と人・農地プランに位置づけられた経営体に農地が集積されることが確実に見込まれる場合に市町村長がそれに協力する者に対して、協力金を交付する農地集積協力金、戸別補償経営安定推進事業。国からの資料では、協力金は0.5ヘクタール以下の場合は1戸当たり30万円、0.5ヘクタールを超え2.0ヘクタール以下の場合は1戸当たり50万円、2.0ヘクタールを超えた場合は1戸当たり70万円を支給されるとありますが、答弁にありましたように、国から市町村へ配分される予算内で交付されるということですので、現在申しました金額よりも下回る可能性が大いにあるということでございます。

また、人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者については、貸付当初5年間の利子助成により、実質無利子化するスーパーL資金の金利負担軽減措置、農業経営基盤資金があるということでした。

去る2月10日開催されました人吉市農業再生協議会総会に私も出席しました折に、席上で農業委員会会長より新規就農者をふやすため、人吉の農業のためにこれらの優遇措置を受けられるよう努力してほしいと強い要望がありました。そのためには、このプランに位置づけられなければなりません、本市としましては、今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） 今後の取り組みにつきましてお答えいたします。

まず、全農家に対しまして、現在3択から5択のチェック式のアンケートを検討しております。また、人・農地プランの活用につきましては、熊本県におきまして、県内統一の地図情報等を含むシステムを開発されておりますので、今後、システムの導入が必要となりましたときは、補正予算にて対応させていただきたいと考えておるところでございます。

さらに、人吉市農業委員会とも綿密な連絡、連携をとらせていただきながら、この人・農地プランの策定を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） この人・農地プランは、民主党政権下における政策目標としてTPPを見据え、大規模化と農地流動化を推進し、農地と担い手の絞り込みで競争力、体質強化を

図ることによって強い農業を目指していると考えます。この強い農業論は、関税や非関税障壁の撤廃による自由化に耐え、さらには、農産物輸出に挑戦する企業経営の考えが強く、それ以外の小規模農家や高齢農家はこれを妨げるものと考えているように感じられます。そこには集落はなく、この担い手の強制的絞り込みは、農地集積協力を当初報じられた離農奨励交付金に感じさせ、集落を疲弊させ、地域コミュニティの破壊に作用するように感じられます。絞り込まれた新規参入の企業や数名の農家に地域農業を任せっきりにしてよいのか疑問を感じます。

急激な土地の集積のための補助金ではありますが、ばらまきと感ずるところが強くあります。しかし、既存する集落営農組織を中心とした地域農業マスタープランの作成を進めることにより、この事態を打開できるのではないかと私は考えます。市におかれましても、スケジュールに沿ってこの高いハードルを超えるため努力していただくことを強く要望いたします。

集落営農組織あるいは認定農業者を中心とした人吉市の水田農業について、市長のお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

集落営農、認定農業者を中心とした人吉の水田農業についてどう思うかという御質問でございますけれども、御承知のとおり、本市の農業はこれまで水稻を中心とした複合経営体であります。しかしながら、先ほど経済部長がお答えしましたとおり、現在、当地域におきましても農村地域が抱える全国的な問題となっております農業従事者の高齢化、それから後継者不足、そしてそれによる耕作放棄地の増大に加えまして、現在、農家が使用されております農業機械の老朽化とさまざまな問題が横たわっているところでございます。そういった中、今回の国の新たな施策であります、地域の合意に基づいて今後その地域の核となる経営体に農地の集積を図っていくという人・農地プランの策定、及びそのプランに基づく支援といったものも課題解決の一つじゃないかというふうに考えているところでございます。ただ、農地集積といった面におきましても、本市の現状といたしましては、新規就農者につきましても右から左に即座にそういうものが生まれてくるというわけでもございません。直ちに加工することができるという状況でもございません。それは御承知のとおりでございます。認定農業者においても、認定農業者自体が経営されている部門と兼ね合いもあるのではないかと考えておりますので、その辺は考慮していかなければならないということではなかろうかと思っております。

また、老朽化した農業機械を更新するとなりますと、新たに多大な投資も必要となってくるわけございまして、そういった中で農業機械の共同利用を含めました集落営農という経営形態は、地域農業の維持と環境保全という面において有効な手段ではないかというふうに考えているところでございます。

また、この共同利用というものにも課題もあるというふうに私も聞いているところでござ

います。現在、市内には大畑麓地区、田代地区、瓦屋地区に手本となる集落営農組織がござい  
ますので、本市としましては、今後担い手不足地域等の現状をよく把握して、そして関係  
機関と連絡し集落営農の推進を図るとともに、新規就農者の掘り起こしや認定農業者の継続  
的な確保、支援を行いながら地域農業の担い手を確保し、水田農業の振興を図っていく必要  
があるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 答弁いただきましたとおり、乗り越えなければならない問題が多数あ  
ると思いますが、集落営農組織が各地で組織されますように御支援のほどをよろしくお願い  
したいと思います。

次に、市民の声より、市内完結型バス路線見直しについてであります。この項目につきま  
しては、初日笹山議員が質問されておりますので、重なる部分はできるだけ割愛しながら質  
問を進めてまいりたいというふうに思っております。

このことにつきましては、平成24年2月18日の新聞に、人吉市地域公共交通会議が17日、  
市役所で開かれ、現在運行している市内4系統の路線バスを廃止し、乗り合いタクシーを導入  
するという市の提案を了承した。10月から実施する予定。市は路線バスについて、財政負  
担軽減と利用促進を検討してきたが、2006年度に約4,800万円だった運行補助が10年度は  
5,500万円になり、今後も毎年400万円ほどふえる見込みという。廃止対象は市中心部と鹿目、  
田野、大畑、山江方面を結ぶ赤字幅が大きい4路線。現在のバス停を停留所にして、タク  
シーの運行時間を決め、利用者に予約乗車してもらう。予約がないときは運行しない。会議  
では、財政負担軽減効果や利用促進策についての質問が出た。市は、同様の方法を導入して  
いる近隣自治体の例から、2ないし3割の経費削減は可能などと答えた。という記事が掲載  
されたということで、この記事を見られた大畑地区の高齢者の方より、バスがなくなるとね  
というような問い合わせが多数まいりました。そこで、企画課のほうにお尋ねし、内容を聞  
いたわけでございますが、2月28日行われました全員協議会の内容と同じような説明をその  
とき受けたところでござます。全員協議会の折に、6月議会において関連予算をお願いする  
ということでしたので、今回の質問とさせていただきます。

それでは、質問を進めさせていただきます。まず、予約型乗り合いタクシーをなぜ導入す  
ることになったか、導入に至るまでの経緯はということでございますが、これは笹山議員の  
質問に対する答弁で、自家用車の普及などによる路線バス利用者の減少や赤字路線等への補  
てんなど、市の財源負担も急増といった状況の中、今後の地域公共交通のあり方を検討する  
ため、人吉市地域公共交通会議において議論がなされ、具体的には、平成23年度におきまし  
て市の財政負担の軽減、地域住民の利便性の向上という観点から交通事業者のヒアリングや  
老人会定例会での意見聴取を踏まえ、人吉市地域公共交通会議の中で、本年10月からの乗り

合いタクシーの導入が決定されたということでございました。

それでは、現行のバスと比較して利便性はよくなるのか、悪くなるのか。また、前日の夕方までに電話予約をしなければならないということですが、それに対して非常に不安を持っておられる高齢者の方々がおられます。このような方に対してどのような対策をとられるのか。また、鹿目や田野町から通学する児童・生徒は乗り合いタクシー導入によってどのようなのかお尋ねをいたします。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

予約型乗り合いタクシーの実施、そしてまた運行方法等につきましては、これも一昨日の笹山議員の質問に対する答弁の中で説明をさせていただいたところでございます。今回の導入に際しまして、それぞれメリット、そしてまたデメリットがございます。まず、メリットといたしましては、予約により利用者にとって必要な区間を必要な時間帯のみ運行することで、これまで利用者がゼロでありながら運行をするという状態はなくなります。そういったことで、当然経費節減にもつながるものだというふうに考えております。加えまして、これまで1日数本の便数であった路線において、これからは1時間に1本程度の便数の設定なども増便という形で設定可能となり、利用者の利便性というのははるかに向上するものというふうに考えております。また一方、デメリットでございますけど、議員御指摘のとおり、電話予約という手間が必要となってまいります。そういったことから、特に高齢者の皆様には御負担を感じられる部分も生じてこようというふうに思うところでございます。

今回の導入の趣旨、それから目的からいたしまして、ぜひそのあたりにつきましては御理解と御協力をお願いするところでございまして、特に対象路線の地域住民の皆様には、今後実施してまいります地域説明会におきましてしっかりとおつなぎをさせていただき、御不安の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

乗り合いタクシーが導入されましたら、鹿目町、木地屋町からの路線バスによる通学につきましては、定期券がどのような形になるのかこの段階では不明でございますけれども、現在と同じように、費用を市が負担し、乗り合いタクシーでの通学となります。大塚、田野町からのスクールバスによる通学につきましては、本年度まではスクールバス、来年度から乗り合いタクシーの利用を前提として検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 大塚、田野におきましては、来年度から乗り合いタクシーの利用を検討しているということでございましたが、鹿目町、木地屋町の児童・生徒と同様に、費用を支給する方向で考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

路線バスじゃなく乗り合いタクシーに移行した際は、大塚、田野町からの通学につきましても費用を市が負担して通学をするというふうなことになります。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 同様という答弁でございました。子供たちには大きな影響はないということでありまして安心したところでございます。

それでは、先ほど市長公室長にも触れていただきましたけども、乗り合いタクシーの導入までの今後のスケジュールはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

今後のスケジュールでございますが、済みません、先ほども少し触れさせていただいたわけでございますが、7月から関係町内等への説明会を実施する予定といたしております。既にこの間、要請のあった老人会等への説明会を既に開始しているところでございます。そしてまた運行事業者、そしてまた関係機関との調整を今後また行いまして、時刻表等の細かい内容を詰めてまいりたいというふうに考えております。

そしてまた一方で、今議会に上程をいたしております補正予算の議決を待ちまして、お認めいただきましたら周知、広報のためのパンフレット作成による全戸配布、そして停留所の表示板の整備等を進めていくという予定をいたしているところでございます。そして10月1日の導入に向けて最善の努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 利用者の利便性が本当にとれた予約型乗り合いタクシーになるように、10月1日の導入に向けて、運行事業者や各関係機関との調整、また地元の説明会、周知、広報に努力いただきたいと強く要望いたします。そしてトラブル等がないように進めていただければというふうに強くお願いしたいと思います。

次に、市営住宅について質問いたします。このことにつきましては、市長の施政方針の中で触れておられますし、人吉市公営住宅等長寿命化計画とシルバーハウジングについて各議員の一般質問がなされているところでございます。市営住宅について、今後どのように考えられているのか。また、建てかえをする場合、地元産木材を活用していくことを考えておられるのかお尋ねをいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

市営住宅につきましては、昨年度、人吉市公営住宅等長寿命化計画を策定いたしました。その長寿命化の基本方針といたしまして、5項目ございます。一つ目に、住宅の状況を把握

することで適切な整備手法により良好な住宅ストックの形成を図る。二つ目に、高齢者、障がい者の方が安心して暮らせるようバリアフリー化の推進をする。三つ目に、入居者の世帯構成に対応した型別の供給を行い、居住水準の向上を図り、多様な世代に対応した住宅を確保する。四つ目に、ストックの状態の把握及び日常的な維持管理の方針を示しております。五つ目に、予防保全的な修繕及び耐久性向上のための改善を計画的に実施することで、住宅の長寿命化、修繕周期の延長によるライフサイクルコストの縮減を図ることとなっております。今後、この方針に沿って適正な整備を進めていくこととしております。また、本年度新たにこれからの本市の住宅政策の目標となる住生活基本計画を策定することとしております。この計画の中で、市営住宅につきましても、本市の住宅事情や世帯構成、市民の意向、低所得者や高齢者対策など、総合的調査結果に基づき計画を策定する予定でございます。今後、建てかえをする場合は、低層住宅につきましては地元産材を活用することになるかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 御答弁いただきました。今回、この質問をしましたのは、大畑校区町内会より市営住宅に関する陳情が上がってまいりましたので行ったわけではありますが、陳情そのものは委員会付託が行われそこで審議されると思いますので、陳情書の内容には触れず、市長にお尋ねをしたいと思います。少子高齢化が進む中で、産廃処分場など迷惑施設があり、市の政策的にも他の地域より置かれたような感じを受ける大畑校区の活性化のための陳情書であると思いますので、市営住宅建設も含め、大畑の活性化についてどのように市長は考えられているのかお尋ねをいたします。

○議長（永山芳宏君） ここで会議時間の延長をいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

市営住宅建設を含め、大畑地区の総合的な活性化策ということで、さまざまな事業等々が考えられるというふうに思っているところでございます。

まず第一に、市全体を一つのパース、鳥瞰図としてとらえてみる必要があるのではなかろうかと思っております。そういう市全体を見渡してみて、そして大畑地区はどのようにその見つめていくのかというそういうとらまえ方が必要ではないかというふうに思っているところでございますが、この地域を産業集積促進のための産業ゾーンとして第5次人吉市総合計画上にゾーニングし、本市の均衡ある持続的発展の一体性の確保に向けた土地利用計画を位置づけているところでございます。具体的には、産業ゾーンの中核をなす人吉中核工業用地を中心とした企業集積の場を大畑地区には想定しているところでございまして、何度も申し上げておりますが、雇用なくして定住なしということでございますので、この周辺地域には起点、拠点となる企業をぜひ誘致したいというふうに考えているところでございます。御

質問にも上がっておりますが、この大畑地区への市営住宅建設という点につきましては、井上光浩議員も先頭を切って汗を流してこられたというふうに聞いているところでございます。建設において策定される予定の住生活基本計画に基づき、市民の意向や福祉政策の状況、低所得者・高齢者対策、ひいては、空き家、空き店舗等の状況をかんがみて、総合的に判断されることになろうかと存じているところでございますが、この地域への企業用地という点が一つ大きなポイントに今後なってくるというふうに考えているところでございます。つきましては、大畑近辺の活性化策のために一日でも早い企業立地の環境整備を努めるとともに、産業ゾーンにふさわしい多くの方々の雇用創出の場をつくっていくということが肝心ではなかろうかというふうに考えております。

また、その他の大畑地区の活性化について述べさせていただきますと、この地域はもう御承知のとおり、豊かな自然環境に恵まれた地域でもございます。自然と触れ合い、親しめる森林と環境が一体となった環境複合策も展開することが可能かと存じております。人吉梅園を初め、地元の人にもあまり知られていないようでございますが、鍵掛の滝やこやもとの滝等の地域資源も豊富であり、さらには、比類なき価値を持つ産業遺産群である肥薩線を代表する大畑駅が存在しているところでございます。SL時代に使用されていた給水塔や駅構内にはスイッチバック、ループ線といった構造を持つ大変珍しい駅でもございまして、これらのすばらしい素材を単発的に展開していくのではなく、産業集積を行いながらそのやはり自然と、それと産業遺産群と、または歴史的な遺産というものも関所を初めあるわけでございまして、そういうものを複合的に、いわゆる有機的にどのようにつなげていくのか。そういうことを行っていき、その地域の発展を進めていく中で、まあ井上議員も汗をかいてこられた市営住宅建設等々に関しましても、その時点で一步前に進んでいくのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、大畑地区というのは、これからの人吉市の発展に不可欠な伸びしろのある地域であるということが言えるのではないかというふうに思っておりますので、今後も引き続き企業誘致を中心とした有効かつ効果的な地域活性化を展開してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） いろいろな方向からの活性化についてお話をいただきました。それを実現するために校区住民の努力も必要ではありますし、市の支援のほうもしっかりお願いしていかなければ進んでいけないというふうに思っているところでございます。このことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で質疑を含めた一般質問は全部終了いたしました。

## 日程第10 委員会付託

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第10、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第37号から陳第17号まで、一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案、陳情を局長より付託いたします。

○議会事務局長（赤池謙介君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成24年6月第4回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第37号平成24年度人吉市一般会計補正予算（第1号）につきましては、2ページの〔別記〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情の件名等につきましては、3ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

以上でございます。

---

## 各委員会付託事項表

|       |                                  |        |
|-------|----------------------------------|--------|
| 議第37号 | 平成24年度人吉市一般会計補正予算（第1号）           | 各委〔別記〕 |
| 議第38号 | 人吉市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について        | 厚生     |
| 議第39号 | 人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定について | 厚生     |
| 議第40号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について        | 厚生     |
| 陳第15号 | 市営住宅建設に関する陳情                     | 経建     |
| 陳第16号 | 消費税率引上げ等に断固反対する意見書を求める陳情         | 厚生     |
| 陳第17号 | 学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情              | 総文     |

[別記]

|                              |     |                                                                                          |
|------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議第37号 平成24年度人吉市一般会計補正予算（第1号） |     |                                                                                          |
| ○予算委員会                       | 第1条 | 歳入予算の補正（全款）                                                                              |
| ○総務文教委員会                     | 第1条 | 歳出予算の補正<br>1款 議会費<br>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民<br>基本台帳費を除く）<br>9款 消防費<br>10款 教育費<br>14款 予備費 |
| ○厚生委員会                       | 第1条 | 歳出予算の補正<br>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民<br>基本台帳費）<br>3款 民生費<br>4款 衛生費                          |
| ○経済建設委員会                     | 第1条 | 歳出予算の補正<br>6款 農林水産業費<br>7款 商工費<br>8款 土木費<br>第2条 継続費の補正（8款 土木費）                           |

[提出陳情件名]

陳第15号 市営住宅建設に関する陳情

陳第16号 消費税率引上げ等に断固反対する意見書を求める陳情

陳第17号 学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情

[継続審査件名]

○総務文教委員会

陳第13号 道州制・地域主権改革問題についての陳情

○厚生委員会

陳第6号 認可外保育施設に通う子ども達への助成を求める陳情

陳第11号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情

○経済建設委員会

陳第2号 歴史ある曼荼羅川の再生を願う陳情

---

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時58分 散会

## 平成24年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成24年6月25日 月曜日

### 1. 議事日程第5号

平成24年6月25日 午前10時 開議

|      |                      |                                  |    |
|------|----------------------|----------------------------------|----|
| 日程第1 | 議第38号                | 人吉市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について        | 厚生 |
| 日程第2 | 議第39号                | 人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定について |    |
| 日程第3 | 議第40号                | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について        |    |
| 日程第4 | 議第37号                | 平成24年度人吉市一般会計補正予算（第1号）           | 各委 |
| 日程第5 | 陳第13号                | 道州制・地域主権改革問題についての陳情（継続）          | 総文 |
| 日程第6 | 陳第2号                 | 歴史ある曼茶羅川の再生を願う陳情（継続）             | 経建 |
| 日程第7 | 人吉球磨広域行政組合議会の報告      |                                  |    |
| 日程第8 | 人吉下球磨消防組合議会の報告       |                                  |    |
| 日程第9 | 委員会の閉会中の継続審査及び調査について |                                  |    |

### 2. 本日の会議に付した事件

- ・日程第1から日程第9まで議事日程のとおり

### 3. 出席議員（18名）

|     |       |
|-----|-------|
| 1番  | 宮崎保君  |
| 2番  | 高瀬堅一君 |
| 3番  | 村口隆君  |
| 4番  | 大塚則男君 |
| 5番  | 平田清吉君 |
| 6番  | 犬童利夫君 |
| 7番  | 松岡隼人君 |
| 8番  | 井上光浩君 |
| 9番  | 豊永貞夫君 |
| 10番 | 川野精一君 |
| 11番 | 笹山欣悟君 |
| 12番 | 西信八郎君 |
| 13番 | 村上恵一君 |

|     |           |
|-----|-----------|
| 14番 | 田 中 哲 君   |
| 15番 | 仲 村 勝 治 君 |
| 16番 | 三 倉 美千子 君 |
| 17番 | 森 口 勝 之 君 |
| 18番 | 永 山 芳 宏 君 |

欠席議員 なし

#### 4. 説明のため出席した者の職氏名

|             |           |
|-------------|-----------|
| 市 長         | 田 中 信 孝 君 |
| 副 市 長       | 高 橋 隆 君   |
| 監 査 委 員     | 篠 崎 國 博 君 |
| 教 育 長       | 堀 秀 行 君   |
| 市長公室長       | 久 本 一 富 君 |
| 総 務 部 長     | 坂 崎 博 憲 君 |
| 市 民 部 長     | 山 本 政 義 君 |
| 健康福祉部長      | 松 岡 誠 也 君 |
| 経 済 部 長     | 松 田 知 良 君 |
| 建 設 部 長     | 中 村 明 公 君 |
| 市長公室次長      | 愛 甲 秀 樹 君 |
| 総 務 部 次 長   | 中 村 則 明 君 |
| 市 民 部 次 長   | 椎 葉 幹 夫 君 |
| 健康福祉部次長     | 福 山 誠 二 君 |
| 経 済 部 次 長   | 大 淵 修 君   |
| 建 設 部 次 長   | 木 村 秀 敏 君 |
| 企 画 課 長     | 小 澤 洋 之 君 |
| 財 政 課 長     | 告 吉 眞二郎 君 |
| 会 計 管 理 者   | 松 江 隆 介 君 |
| 水 道 局 長     | 田 中 幸 輔 君 |
| 上 水 道 課 長   | 那 須 義 徳 君 |
| 教 育 部 長     | 赤 池 和 則 君 |
| 教 育 部 次 長   | 東 俊 宏 君   |
| 農 業 委 員 会 長 | 舟 戸 幸 弘 君 |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 局 | 長 | 赤 池 謙 介 君 |
| 次 | 長 | 村 並 成 二 君 |
| 次 | 長 | 山 本 繁 美 君 |
| 書 | 記 | 白 坂 禎 敏 君 |

---

---

午前10時 開議

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決いたします。

---

---

#### 日程第1 議第38号から日程第3 議第40号まで

○議長（永山芳宏君） まず、日程第1、議第38号から日程第3、議第40号までの3件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第1、議第38号から日程第3、議第40号までの3件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第1、議第38号人吉市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が施行されることに伴い、外国人登録制度が廃止され外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることとなるため、関係する条例の一部を改正するものであります。

まず、第1条の人吉市印鑑条例の一部改正は、外国人住民の方も住民基本台帳法に基づき「本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる」に改められ、住民基本台帳に記載されている漢字圏以外の外国人については、住民票にカタカナ表記がある場合は、カタカナの印鑑を登録できることなどが追記されます。第2条の人吉市手数料条例の一部改正、第3条の人吉市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正、第4条の人吉市敬老祝金条例の一部改正についても外国人登録法が廃止されたことに伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。施行日は平成24年7月9日となっております。審査の過程で委員から、人吉市に該当される外国人の方はどのくらいおられるのかとの問いに、この制度に移行するに当たり5月7日付で仮住民票を外国人の方に送付している。128件送付しており、このうち1名は出国されているとの答弁。ある程度住んだ時点で登録するのかとの問いに、以前の外国人登録制度では、3カ月以上滞在する場合は外国人登録してくださいという制度だった。今回制度が変わってからも、3カ月以内の短期滞在者はこの対象になっていない。あくまでも3カ月以上滞在される方は在留カードを取得して、住民基本台帳に登載することになるとの答弁。施行日が7月9日というのは基準日はいつかとの問いに、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成21年7月8日成立、3年後から施

行ということで、平成24年7月9日となっているとの答弁。3年後というのは3年間で法律の趣旨とかの周知を行うということかとの問いに、法律の施行に伴いほかにもいろいろな関係する法令が改正される。住民基本台帳がほとんど電算化されているので、システムの改修が必要になるなどから準備期間を長期間置いてあった。当然周知期間もあるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に日程第2、議第39号人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、予防接種法施行令等の一部を改正する政令が公布、施行されたことに伴い、補償金額の改定を行うため条例の一部を改正するものであります。

市が行います予防接種による事故、健康被害につきましては、予防接種法に定める定期予防接種（BCG、三種混合、ポリオ、麻疹風疹混合など）につきましては、予防接種法及び予防接種法施行令に基づき補償を行っておりますが、市が実施する法定外の予防接種（現在は子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン）については、本条例により支給するものであります。この法定外の予防接種に関する補償については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険に加入し、これに基づき支給しますが、この保険は予防接種法施行令に準じて金額を定めており、今回この予防接種法施行令の金額が改正され、全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書も改正されたため、本市の補償金額もあわせて改正するものであります。審査の過程で委員から、今度の改正が全国消費者物価指数にあわせてということだが、前年度比どのぐらいマイナスになっているのかとの問いに、執行部から、改正率はすべて0.5%の減となっているとの答弁。補償内容は死亡と後遺障害しかないのか、通院とか入院はとの問いに、法定分については治療費等も入っているが、法定外補償については死亡補償金、障害補償金の二つになっているとの答弁。掛金はいくらかとの問いに、住民1人当たり1円90銭、平成24年度当初予算に6万8,000円計上しているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に日程第3、議第40号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。これは、平成24年4月1日熊本市が政令指定都市に移行し行政区を設けたことにより、規約の一部変更の必要が生じたもので、規約第6条中、広域連合の事務所の住所表示を「熊本市健軍2丁目4番10号」を「熊本市東区健軍2丁目4番10号」と変更するもので、構成45市町村の同文議決を必要とするものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 笹山委員長にちょっとお伺いします。議第38号でございます。条例の中身そのものではないので恐縮なんですけど、提案理由の中の後段の部分で、「外国人登録制度が廃止され、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える」ということになっております。国政では永住外国人に対する参政権問題というのが、ずっと出ては消え出ては消え、今もくすぶっておりますけれども、どうなんでしょうね、その辺との関連性というかそういうことに対して質問は、委員会審議の中で出ておりませんかでしょうか。その点だけ1点。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今回の条例改正につきましては、人吉市の条例改正の中身についての執行部からの説明があっておりまして、審査の過程でも委員のほうからもそのような質問もありませんでしたので、その点につきましては、何ら審査もいたしておりません。

○議長（永山芳宏君） いいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第38号から議第40号までの3件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第38号、議第39号、議第40号は原案可決確定いたしました。

---

#### 日程第4 議第37号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第4、議第37号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、おはようございます。予算委員会に付託されました議第37号平成24年度人吉市一般会計補正予算（第1号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正のうち歳入（全款）について、審査の結果を御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、5,807万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億5,153万6,000円とするものです。

今回の補正につきましては、国・県の補助事業の内示などによる補正でございます。主なものとしまして、市長公室、総務部関係の主な補正は、19款繰越金、1節前年度繰越金を5,000万円増額補正しております。20款諸収入、8節消防費雑入、コミュニティ助成事業助成金100万円の増額補正は、女性消防隊用のポンプ購入と携帯型拡声器の購入に対して、財団法人自治総合センターから助成金の内示があったものです。

健康福祉部関係の主な補正につきましては、14款国庫支出金、2節児童福祉費負担金、子ども手当交付金6,695万8,000円の増額補正は、6月期支給の平成24年2月分と3月分が旧制度での支給となるため増額するものです。同じく子どものための手当交付金4億2,065万8,000円の減額補正は、4月から手当制度が「児童手当」と変更されたことから、国庫負担金分を全額減額するものです。

経済部関係では、緑の産業再生プロジェクト促進事業費補助金への質疑があり、1,039万5,000円の増額補正で、高性能林業用機械の購入を計画されている事業者への補助金に対するものと答弁がっております。

建設部関係では、民間建築物アスベスト緊急改修促進事業費補助金への質疑があり、民間建築物アスベスト改修及び人吉市住宅マスタープランが終了しましたので、新たに策定する住生活基本計画策定業務の内示に伴うことや件数について答弁がっております。

教育部関係では、理科支援員配置事業費委託金への質疑があり、退職教員等の外部人材を非常勤の理科支援員として活用することにより、教員へ助言、援助を行い理科指導の充実を図るために委託されるもので、今年度は東間小学校が受けることになっていることや、積算基礎についての答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第4、議第37号平成24年度人吉市一般会計補正予算（第1号）について、1款議会費、2款総務費（2項徴税費及び3項戸籍住民基本台帳費を除きます）、9款消防費、10款教育費、14款予備費について、審査の結果の主なものを御報告いたします。一部予算委員長の報告と重複する分がございますがお許してください。

2款総務費、1項総務管理費633万5,000円の増額補正の主なものは、1目一般管理費が家族の時間づくりプロジェクトの周知のためのチラシ作成費9万3,000円と、熊本県市長会秋季定例会開催経費等の計43万4,000円であります。家族の時間づくりプロジェクトとは、地域ぐるみの家族の時間づくりを目的として、地域の協力のもと、大人と子供の休日のマッチングを図る事業でありまして、人吉市が平成24年3月30日に国土交通省観光庁から認定を受けたものであります。人吉市では、全小中学校を対象に10月9日火曜日を学校休校日に設定し、家族の時間づくりプロジェクトに取り組むものでありまして、広く市民に告知するための啓発用を含めた印刷物を制作するものであります。本件について委員から、印刷物の枚数、事業所への周知方法はとの質疑に対し、全5,000枚中、事業所へ1,800枚、小中学校へ3,200

枚を配布する。事業所へは商工会議所等を通じ周知を進めていくとの回答がっております。  
7 目企画費404万円の増額補正は、主に市長会東京共同事務所派遣嘱託職員に係る経費であります。委員からの質疑に対し、嘱託職員の身分、勤務状況、業務の内容についての説明がなされました。また、委託料の乗り合いタクシー乗降場標識作製委託費52万5,000円につきましては、既存看板の張り直し及び増設分（25カ所）の作製費であります。

9 款消防費204万円の増額補正は、主に 2 目非常備消防費の131万9,000円と 5 目災害対策費の防災訓練会場設営業務委託料50万円であります。非常備消防費につきましては、財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金100万円の内示を受け、女性消防隊の軽可搬ポンプ 1 台とスピーカーやアンプ等の放送システムを購入するものであります。防災訓練会場設営業務委託料について委員から質疑があり、訓練会場については警察、自衛隊、建設協会、医師会等と協議中であるが、大畑校区にて大規模地震を想定した訓練を 9 月 2 日に予定している。経費の主なものはテント、看板等の設置費及び訓練後の会場整地費であるとの説明がありました。

続いて、10 款教育費の総額407万3,000円の増額補正の主なものは、2 項小学校費148万2,000円、3 項中学校費47万5,000円、5 項社会教育費121万1,000円、6 項保健体育費87万7,000円であります。審査におきまして小学校費では、理科支援員の勤務形態、支援員用書籍（指導書、専門書）の内容について、社会教育費では、球磨川舟唄全国大会補助金120万円と開催日について、保健体育費では、スポーツパレスの備品購入費の空手の試合用マットの詳細についてなどの質疑がありました。

なお、14 款予備費に1,922万1,000円が増額され、予備費の合計が7,919万9,000円となっております。

以上、慎重に審査を行いました結果、全員一致で異議なく認めることに決しました。

報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第 4、議第37号平成24年度人吉市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、歳出の 2 款総務費（2 項徴税費、3 項戸籍住民基本台帳費）、3 款民生費、4 款衛生費につきまして、審査の結果を報告いたします。

2 款総務費、2 項徴税費、2 目賦課徴収費は61万7,000円を減額し、補正後の額を 2 億2,544万3,000円といたしております。滞納整理システム導入に伴う O A 機器のリース料の入札残による減額であります。3 項、1 目戸籍住民基本台帳費は117万8,000円を増額し、補正後の額を9,938万1,000円といたしております。住基カードの作成及び交付を行うため、住基カードプリンターを一式購入するものであります。委員から、住基カードは年間何枚程度発

行されているのかとの問いに、執行部から、平成23年度有料発行107枚、無料発行14枚、合計121枚。平成22年度有料発行144枚、無料発行20枚、合計164枚との答弁。全体で何枚程度発行しているのかとの問いに、4月末現在で有効枚数が976枚となっている。市外に転出すると失効するといった答弁がっております。

3 款民生費に257万1,000円を増額し、補正後の額を57億7,712万5,000円といたしております。主なものとして、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、13節委託料39万9,000円の増額補正は、くらし安心相談係の地方消費者行政活性化事業として、市職員等を対象にした多重債務相談基礎講座を開講するための委託料であります。委員から、委託先と講座の内容はとの問いに、執行部から、講座の内容は多重債務問題とその対応、心とお金の関係、対人関係と多重債務者問題、ワークショップを予定している。委託先は、平成20年度に委託したNPO法人お金の学校くまもとにお願いしたいと考えているとの答弁。NPO法人お金の学校はどのような団体かとの問いに、熊本県内で金銭教育、消費者教育やカウンセリングを行っている団体で、2004年5月に設立。NPO法人認証が2004年9月。消費者が自立した主体として能動的に行動するための支援を中立・公正な立場で行うことを目的としている団体といった答弁がっております。2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、13節委託料145万5,000円の増額補正は、病児・病後児保育事業の補助基準額の増額改正に伴うものであります。委員から、病児・病後児保育は年間どのくらい利用しているのかとの問いに、執行部から、昨年度の実績で延べ873人との答弁。利用は市内に住んでいる人のみか、勤務している人も含むのかとの問いに、市内に住所を置く子供さんになるとの答弁。基準額の増額改定という説明があったが1人当たりの基準額が改定されたということかとの問いに、基本分と加算分があり、基本分については1カ所当たり昨年までが141万円だったが、今度の改正で240万円になる。加算分については、1年間の利用者数によってランクが決められていて、約600人から800人の枠を昨年度はとっており、昨年は728万5,000円だった。今度の改定で775万円に上がったとの答弁。あひるハウスの周知はとの問いに、広報ひとよしに掲載、子供さんの健診や予防接種にかかわりがある保健センターを通してチラシを作成して、転入の方には窓口で渡すとの答弁。あひるハウスの部屋の面積、人員はとの問いに、10人定員としてあるので10人につき看護職1人、保育士が3人につき1人となるので、保育士が3人。保育室の面積が子供1人当たり1.98平方メートル以上、感染の場合は部屋をそれぞれ区切ることになっている。観察室は1.65平方メートル以上の決まりになっているといった答弁がっております。

4 款衛生費105万1,000円を増額し、補正後の額を17億3,399万3,000円といたしております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 経済建設委員会に付託を受けました日程第4、議第37号平成24年度人吉市一般会計補正予算（第1号）のうち、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、第2条継続費の補正（8款土木費）について、審査の結果を報告いたします。

まず、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費42万9,000円の増額は、15節工事請負費、田野農村公園整備工事でございます。2項林業費、2目林業振興費のうち13節委託料36万円の増額は、市有林の利用間伐材30立米を生産、販売するための素材生産販売委託料でございます。委員から、現在の立米単価はとの問いに、直径16センチから18センチ、長さ4メートルの高値ではヒノキが1万3,700円、杉が1万300円となっているとの説明がありました。また、19節負担金、補助及び交付金1,039万5,000円の増額は、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金で、有限会社川上林業が計画しております高性能林業機械の導入補助でございます。総事業費は1,984万5,000円で、補助の内訳は国の基金が50%の945万円、県が5%の94万5,000円となっており、市の補助はありません。導入する高性能林業機械はプロセッサ1台です。

次に7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費308万8,000円の減額は、19節負担金、補助及び交付金で、人吉商工会議所の補助金について補助事業の内容を見直したことによる人吉商工会議所補助金950万円の減額、及び小規模事業指導事業補助金641万2,000円の増額で、運営費補助から事業費補助への組み替えに伴う減額補正でございます。この件に関しましては、これまでの経過などについて詳細なる説明がありました。委員から今回の見直しに関し、過去に会計監査などにおける指摘などはなかったのかとの問いに、特段の指摘は今までになかったとの答弁でした。また、説明資料の中で過去に一般会計から積み立て基金に充てられている状況とあるが、積立基金の累計はいくらか、またこの基金の目的はとの問いに、23年度の見込みでは約5,607万円であり、建物関係の営繕費用として積み立てられているとの説明でした。最後に、今後経済分野での市との連携をしっかりとやってほしいとの要望があったところです。

次に、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費のうち、19節負担金、補助及び交付金の補助金91万円の増額補正は、人吉市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金でありまして、延べ床面積がおおむね1,000平米以上の民間建築物が対象で、今回の補正では1件分の補助を予定しているとのこと。3項住宅費、2目住宅建設費153万7,000円の増額は、13節委託料、門前団地1棟、2棟、外壁改修工事調査設計委託料でございます。

次に、第2条の継続費の補正は、8款土木費、2項道路橋梁費、小股橋上部工架替事業で、工事用施工ヤードに予定していた小股橋下流左岸側の私有地が所有者の住宅建築により使用できなくなったため、仮設道路整備などの工事費増に伴い、平成24年度の年割額を1,300万円から2,534万5,000円に変更するものでございます。委員から、私有地の所有者には事前に

説明していなかったのかとの問いに、設計コンサルタントの倒産で事業が1年延び、設計ができあがる段階のことし3月に説明に行ったが、所有者が自宅を建築する予定であるとのことで急遽設計変更にも迫られたとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの各委員長報告に対し質疑はありませんか。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 総務文教委員長の川野議員に質問をいたします。2款、1項、7目企画費のうちの報酬に関して、先ほど身分、勤務状況などについて委員のほうから質問があったというふうにおっしゃいましたが、具体的にこの嘱託職員の業務内容と勤務形態、それと募集方法と応募資格と報酬算定の根拠を教えてくださいたいと思います。また、2款、1項、7目、9節の旅費についても、その内容を教えてくださいたいと思います。

以上です。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 松岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、企画費の件でございますが、身分は非常勤特別職でございまして、熊本県市長会東京共同事務所にて週2日間勤務をします。各分野において情報収集及びアドバイス等行うということでございます。報酬につきましては、委嘱対象者の業務内容、能力、実績を本市管理職相当と想定し月額報酬を決定するということでございます。それから、就任につきましては、24年7月を予定しているということです。応募の内容、それから資格につきましては、報酬のところで述べさせていただいた本市管理職相当と理解しております。旅費につきましては、2カ月に1回程度の現地調査、業務打ち合せ、情報提供計5回を予定されております。なお、委員会におきまして肥薩線推進委員会の旅費と合算計上ということで報告をいただいております。

以上です。

○議長（永山芳宏君） よろしいですか。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今のお話をまとめますと、週2日程度の勤務で報酬の算定の根拠は管理職相当、そして月16万円ぐらいの報酬で、5回程度の視察を行われるというふうに理解したんですけど、ことしからですかね、人吉市職員は派遣されてなかったように思うんですけど、人吉市職員を派遣されていない中、このような嘱託職員が現地での採用ということになっておりますが、そのあたりの理由とかっていうのは何か議論はされたでしょうか。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） その詳細については、委員会のほうでは審議しておりませんので報告させていただきます。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第37号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第37号は原案可決確定いたしました。

---

## 日程第5 陳第13号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第5、陳第13号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第5、陳第13号道州制・地域主権改革問題についての陳情について、審査の結果を報告いたします。

昨年11月14日付で、本市議会に対し提出がありました本陳情につきましては、道州制・地域主権改革に反対するよう国に対して働きかける意見書の提出を求めるものであり、当委員会におきましては継続審査としておりました。今回、執行部から県内各市議会での本陳情の取り扱いと進捗について、6月時と3月時の比較資料の提出を願い、説明をいただき審査に入りました。

委員からは、熊本県と熊本市の動きについての質疑があり、熊本県、熊本市ともに州都を目指して動いていること。地域主権型の道州制に向けて進めるべきであり、直ちに反対を望む陳情の趣旨には同意できない。今回は継続審査とせず、結論を出すべきなどの意見があり、審査の結果、採択への賛成はなく不採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。採決は起立採決といたします。

陳第13号についての総務文教委員長報告は不採択でありますので、陳情そのものについて採決をいたします。

陳第13号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立なし〕

○議長（永山芳宏君） 起立なし。

よって、陳第13号は不採択と決しました。

---

#### 日程第6 陳第2号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第6、陳第2号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 経済建設委員会に付託を受けました日程第6、陳第2号歴史ある曼荼羅川の再生を願う陳情についての審査の結果を報告いたします。

本陳情は、平成23年6月15日に南泉田町町内会長の中山英志氏より提出されたものであり、陳情の趣旨は、枯渇した曼荼羅川の専門機関による学術的な調査を行い、再生を願うとの内容でした。これまで、現地調査を行い、湧水量減少の原因究明と復元に関しどのような調査が必要か、また、その調査に係る概算工事費などの説明を受けました。また、執行部による周辺井戸の水位調査の報告を受け審査を行ってきましたが、この1年間担当課の職員による現地のしゅんせつなどが功を奏し、渇水期においても湧水している状態になったところです。

このような執行部の御努力により、ある程度の結果をみたことなどから、陳情者から陳情の取り下げの申し出が5月28日に行われたところです。本委員会としましては、これまでの経緯を踏まえ審査した結果、本陳情の取り下げを全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。陳第2号について経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、陳第2号は撤回することに決しました。

---

#### 日程第7 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第7、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第7、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成24年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目が、3月27日午前10時から人吉市カルチャーパレス第2会議室において開会しました。まず、日程第1の議席の指定では、多

良木町選出の福島典生議員の逝去に伴い、多良木町から新たに選出された村山昇議員の議席が13番に指定され、あわせて欠員が生じていた組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に指名をされました。次に日程第2、議案第1号から日程第7、議案第9号までを一括議題として執行部の提案理由の説明を受け、議案第1号人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号平成24年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、議案第7号平成24年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算、議案第8号平成24年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算、議案第9号平成24年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、以上の6議案について質疑、採決の結果、いずれも原案のとおり可決されました。続いて、日程第8、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員長報告について、日程第9、議員の派遣について及び日程第10、委員会の継続調査について審議し、全員異議なく了承、決定されました。最後に、球磨村選出の犬童數元議員から辞職願が提出され、日程に追加し、議員辞職の件を審議した結果、犬童數元議員の議員の辞職を許可することに決定がなされ、閉会しました。

次に、平成24年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が、5月29日午前10時から人吉市カルチャーパレス第2会議室において開会しました。まず、日程第1、議席の指定では、球磨村選出議員の辞職及びあさぎり町議会議員の任期満了に伴う改選により、新たに選出された議員の議席が、球磨村選出の愛甲泰治議員を24番に、あさぎり町選出の徳永正道議員を26番に、豊永喜一議員を27番に、皆越てる子議員を28番に、溝口峰男議員を29番に指定され、あわせて欠員が生じていた組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に5名全員を指名した旨の報告がありました。日程第2、会議録署名議員の指名は、3番犬童利夫議員、4番松岡隼人議員が指名されました。日程第3、会期の決定については、本日1日限りとすることに決定しました。日程第4では、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員長の互選が行われ、あさぎり町議会議員の改選により欠員となっていた委員長に、29番溝口峰男議員（あさぎり町）が選出されました。続いて、日程第5では、議会運営委員会委員の選任が行われ、同じくあさぎり町議会議員の改選により欠員となっていた上球磨地区の委員の補充があり、28番皆越てる子議員（あさぎり町）が選任、指名されました。次に、日程第6、議案第10号及び日程第7、議案第11号を一括議題とし、執行部の提案理由の説明を受け、議案第10号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、議案第11号計装設備の製造の請負委託契約の締結についての2議案について質疑、採決の結果、原案のとおり可決し、閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

## 日程第 8 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第 8、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）（登壇） 日程第 8、人吉下球磨消防組合議会の報告をいたします。

平成24年 5 月 7 日午後 2 時、平成24年 5 月第 2 回人吉下球磨消防組合議会臨時会が人吉下球磨消防組合会議場で開会されました。会期は 5 月 7 日、1 日でございます。報告第 1 号は、平成23年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書について。この繰り越しは、平成23年度国の第 3 次補正予算、消防救急無線デジタル化に係る経費で、平成24年 2 月定例会で補正したものでございます。3 款消防費、1 項消防費、2 目消防施設費、消防防災通信施設基盤整備事業で 2 億 7,757 万円、その財源の内訳は、国庫補助金 9,252 万 3,000 円、地方債 1 億 8,500 万円、一般財源 4 万 7,000 円であります。平成24年 5 月 7 日報告されました。承認第 1 号専決処分の承認を求めることについては、消防救急無線の基本設計業務委託費 217 万 2,215 円が熊本県市町村振興協会から返金されたものを専決処分とし、平成23年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第 3 号）、歳入歳出それぞれ 217 万 2,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 11 億 7,174 万 6,000 円となるもので、平成24年 3 月 30 日に専決処分されたものであります。原案を可決いたしました。議案第 1 号は、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について。これは、熊本県市町村総合事務組合事務所の所在地名に東区が加わったもので、同文議決が必要となったものであります。原案を可決いたしました。議案第 2 号は、人吉下球磨消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。これは、現在の条例定数の 105 人を 109 人に改めるものでありまして、退職する職員の補充を 1 年前に前取り採用するものであります。職員 105 人を常時確保できる体制がとれるようにするものでございまして、施行期日は平成25年 4 月 1 日であります。原案を可決いたしました。

以上で報告を終わります。

---

## 日程第 9 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第 9、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたします。

---

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成24年6月第4回定例会)

| 事件の番号 | 件名              | 理由             |
|-------|-----------------|----------------|
|       | 一般会計予算の歳入に関すること | 実情を調査する必要があるため |
|       | その他、所管事項に関すること  | 実情を調査する必要があるため |

○総務文教委員会

| 事件の番号 | 件名                  | 理由             |
|-------|---------------------|----------------|
| 陳第17号 | 学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情 | 慎重審査を必要とするため   |
|       | 市政の企画に関すること         | 実情を調査する必要があるため |
|       | 行財政に関すること           | 実情を調査する必要があるため |
|       | 防災及び消防に関すること        | 実情を調査する必要があるため |
|       | 学校教育及び社会教育に関すること    | 実情を調査する必要があるため |
|       | 文化及びスポーツの振興に関すること   | 実情を調査する必要があるため |
|       | その他、所管事項に関すること      | 実情を調査する必要があるため |

# ○厚生委員会

| 事件の番号 | 件名                          | 理由             |
|-------|-----------------------------|----------------|
| 陳第6号  | 認可外保育施設に通う子ども達への助成を求める陳情    | 慎重審査を必要とするため   |
| 陳第11号 | 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情 | 慎重審査を必要とするため   |
| 陳第16号 | 消費税率引上げ等に断固反対する意見書を求める陳情    | 慎重審査を必要とするため   |
|       | 戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること   | 実情を調査する必要があるため |
|       | 環境保全、衛生及び公害に関すること           | 実情を調査する必要があるため |
|       | 市民の健康及び福祉に関すること             | 実情を調査する必要があるため |
|       | 上・下水道に関すること                 | 実情を調査する必要があるため |
|       | その他、所管事項に関すること              | 実情を調査する必要があるため |

# ○経済建設委員会

| 事件の番号 | 件名                   | 理由             |
|-------|----------------------|----------------|
| 陳第15号 | 市営住宅建設に関する陳情         | 慎重審査を必要とするため   |
|       | 農林水産業の振興に関すること       | 実情を調査する必要があるため |
|       | 商工観光業の振興及び労働行政に関すること | 実情を調査する必要があるため |
|       | 企業誘致に関すること           | 実情を調査する必要があるため |
|       | 道路、河川の管理・整備に関すること    | 実情を調査する必要があるため |
|       | 都市計画及び都市開発に関すること     | 実情を調査する必要があるため |
|       | その他、所管事項に関すること       | 実情を調査する必要があるため |

○議会運営委員会

| 事件の番号 | 件名               | 理由             |
|-------|------------------|----------------|
|       | 議会運営に関すること       | 実情を調査する必要があるため |
|       | 会議規則、委員会条例に関すること | 実情を調査する必要があるため |
|       | 会期日程に関すること       | 実情を調査する必要があるため |
|       | 議長の諮問に関すること      | 実情を調査する必要があるため |

---

---

○議長（永山芳宏君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって、平成24年第４回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午前10時50分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 永 山 芳 宏

人吉市議会議員 仲 村 勝 治

人吉市議会議員 三 倉 美千子